

令和 2 年 度

# 事業計画書



福島県保健福祉部

# 目 次

1	保健福祉部の組織	1
2	令和2年度保健福祉部施策の基本方針及び重点施策等	
(1)	基本方針及び重点施策	6
(2)	部門別計画・個別計画一覧	10
3	令和2年度保健福祉部当初予算の概要及び重点事業	
(1)	令和2年度当初予算の概要	14
(2)	令和2年度重点事業一覧	15
4	令和2年度各課別事業計画	
◎	保健福祉総務課／国民健康保険課	(保健福祉総室)
(1)	施策の基本方針	22
(2)	事業計画	24
(3)	事業費	32
◎	社会福祉課／福祉監査課／高齢福祉課／障がい福祉課	(生活福祉総室)
(1)	施策の基本方針	36
(2)	事業計画	45
(3)	事業費	79
◎	健康づくり推進課／県民健康調査課／地域医療課／医療人材対策室／ 食品生活衛生課／薬務課	(健康衛生総室)
(1)	施策の基本方針	84
(2)	事業計画	95
(3)	事業費	147
◎	こども・青少年政策課／子育て支援課／児童家庭課	(こども未来局)
(1)	施策の基本方針	154
(2)	事業計画	161
(3)	事業費	193
5	資料	
(1)	補助事業一覧	198
(2)	附属機関等	222
(3)	保健・医療・福祉関連 年間行事(キャンペーン)一覧	230

# 1 保健福祉部の組織

## 令和2年度 福島県保健福祉部の組織

### ◆ 本庁機関

(保健福祉総室)
保健福祉総務課
国民健康保険課

### ◆ 保健福祉事務所

県北保健福祉事務所 (県北保健所)
県中保健福祉事務所 (県中保健所)
県南保健福祉事務所 (県南保健所)
会津保健福祉事務所 (会津保健所)
南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)
相双保健福祉事務所 (相双保健所)
相双保健福祉事務所いわき出張所 (相双保健所いわき出張所)

### ◆ その他出先機関

(生活福祉総室)
社会福祉課
福祉監査課
高齢福祉課
障がい福祉課

障がい者総合福祉センター
精神保健福祉センター

(健康衛生総室)
健康づくり推進課
医療調整担当
県民健康調査課
地域医療課
医療人材対策室
食品生活衛生課
薬務課

総合衛生学院
--------

食肉衛生検査所
動物愛護センター

会津支所
相双支所

衛生研究所
-------

県中支所
会津支所

<こども未来局>
こども・青少年政策課
子育て支援課
児童家庭課

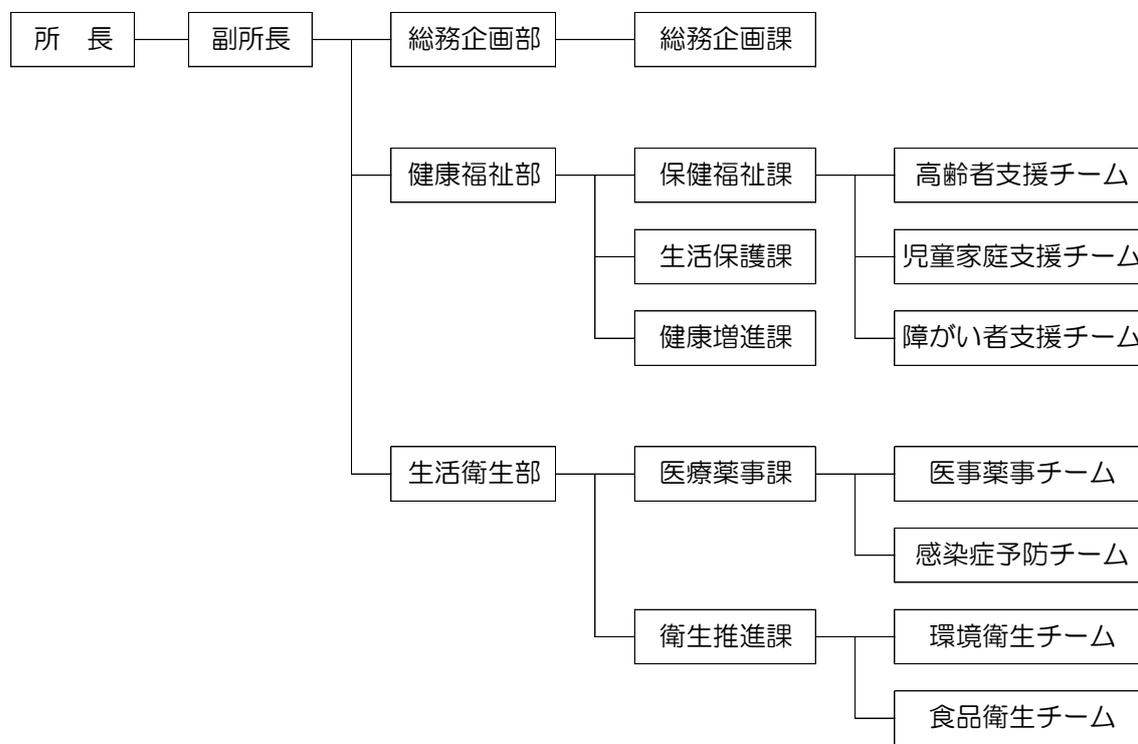
中央児童相談所
県中児童相談所
会津児童相談所
浜児童相談所

白河相談室
南会津相談室
南相馬相談室

若松乳児院
福島学園
女性のための相談支援センター

郡山光風学園
大笹生学園
総合療育センター

◆ 保健福祉事務所（保健所）の組織



※南会津保健福祉事務所は健康増進課を設置せず、その業務を保健福祉課において担当しています。  
また、課内でのチーム制をとっておりません。

◆ 本庁機関の主な業務内容

課・室名	主な業務内容
(保健福祉総室) 保健福祉総務課	部内の総合企画・調整
国民健康保険課	国民健康保険、後期高齢者医療、保険医療機関等の指導・監査
(生活福祉総室) 社会福祉課	地域福祉の推進、生活保護、生活困窮者自立支援、援護・恩給、福祉・介護人材確保対策
福祉監査課	社会福祉法人・施設の指導監督、介護及び障害福祉サービス事業者等指導監督
高齢福祉課	高齢者の在宅福祉、施設福祉、認知症対策、介護保険
障がい福祉課	障がい者の福祉、精神障がい者の保健・医療、自殺対策、心のケア、難病対策
(健康衛生総室) 健康づくり推進課	健康づくりの推進、地域包括ケアシステム、生活習慣病対策（栄養食生活改善・歯科保健対策など）、がん対策（予防・早期発見）、食育の推進、健康長寿対策、原子爆弾被爆者援護、被災者の健康支援
医療調整担当	医療に係る施策の調整
県民健康調査課	県民健康調査
地域医療課	医療提供体制の整備・充実、感染症対策
医療人材対策室	医師・看護職員等医療人材の養成・確保
食品生活衛生課	食品安全確保対策の推進、動物の愛護と適正飼養の推進、衛生的な環境対策の推進、水道事業の推進
薬務課	医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、献血、薬物乱用防止、温泉の適正利用、医薬品等の生産振興
(こども未来局) こども・青少年政策課	子ども政策の総合企画・調整、少子化対策、青少年健全育成
子育て支援課	子ども子育て支援新制度の推進、保育人材の確保・定着 母子保健の推進
児童家庭課	児童の福祉、女性の福祉、ひとり親家庭等の福祉、児童手当、子ども医療費、障がい児の福祉、発達障がい支援

## 2 令和2年度保健福祉部 施策の基本方針及び重点施策等

## (1) 基本方針及び重点施策

### ○ 基本方針 ○

「福島県保健医療福祉復興ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、2020年度までを期間として本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により将来の本県社会が支えられている「めざす将来の姿」を実現するために、6つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

計画最終年度となる令和2年度における保健福祉部の施策については、この6つの基本目標ごとに、福島県復興計画や人口減少・高齢化対策を総合的に進めるための「ふくしま創生総合戦略」の着実な実行を目指しながら、本県の保健・医療・福祉を取り巻く課題の解決に向けて、引き続き、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

### ○ 重点施策 ○

#### 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

故郷に帰還する住民や避難されている方々に対する医療提供体制を確保するため、避難地域等医療復興計画に基づき、これまで開設された「福島県ふたば医療センター附属病院」や「双葉郡立診療所」などの運営を引き続き支援するほか、再開した医療機関の経営安定化のため、必要な支援を行います。

また、福祉・介護人材の確保や介護施設等への運営支援など介護サービスの提供体制の再構築についても、介護施設等における現場の状況やニーズを丁寧に把握しながら取り組みます。

さらに、避難者に対する生活支援相談員等による見守り活動のほか、相談支援等の心のケア事業を実施するなど、今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、被災者に寄り添った支援を実施していきます。

被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消等に向けては、避難生活の長期化や生活環境の変化など被災者や被災市町村の置かれている状況を踏まえつつ、各保健福祉事務所が中心となって被災者の健康支援活動を実施するとともに、被災市町村等における支援体制の整備を支援します。

県民健康調査については、引き続き「県民健康調査検討委員会」の意見を反映しながら、将来にわたる県民の健康の維持・増進を図るための取組を推進します。

## 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

全国に誇れる健康長寿県の実現に向けては、県民の健康づくりを推進するため、知事をトップとする健康長寿ふくしま会議の下、引き続き、トップセミナーによる動機付け等により、様々な取組を関係団体とも共働して推進します。

具体的には、食・運動・社会参加を三本の柱に、健民アプリによる動機付けや食育活動の推進、ベジファーストやウォークビズの普及や町内会等のコミュニティ活動の支援など、幅広い事業を県民運動と一体となって行います。

また、昨年実施した健康づくりイベントの来場者数は9千人を超えたほか、本年度のふくしま健康経営優良事業所数は、98件と前年度の2倍以上に大きく増加するなど、健康づくりの機運は着実に広まりを見せてきており、今後とも、新聞紙上で健康に関する知識を養う「ふくしま健民検定」や行動経済学の理論（ナッジ理論）を活用した健康づくりの検証、東京大学と連携した健康経営の効果検証など、様々な取組を展開しながら、健康づくりの取組の輪が、地域や職域へと一層広がるよう進めていきます。

さらに、地域包括ケアシステムを各地域の特性に応じて、深化・推進させるため、在宅医療と介護の連携を推進する取組を行うほか、保険者機能の強化と高齢者の自立支援・重度化防止に向けた「自立支援型地域ケア会議」の定着を図るための運営マニュアルの作成やアドバイザーの派遣など、市町村の取組を幅広く支援します。

## 3 地域医療の再生と最先端医療の推進

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、地域医療構想等に基づき、引き続き、必要な医療施設の整備及び在宅医療における多職種連携の推進などに取り組みます。

「ふくしま国際医療科学センター」については、最先端医療の提供や研究開発の拠点として、今後も同センター内の「先端臨床研究センター」が実施する、最先端の画像診断装置を用いた各種疾病の診断や、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発への支援を通じて、県民の健康を守り、安心して暮らせる県づくりを進めます。

また、地域の健康課題を「見える化」し効果的な保健活動にいかすため、本県独自の取組として、「健康増進センター」と連携して県版健康データベースを構築し、市町村等の健診・医療・介護データの収集及び分析を実施していきます。

地域医療を支える医師の養成・確保については、「医師確保計画」に基づき、医師不足・偏在の解消に向けて積極的に取り組むとともに、看護職員等の養成・確保についても、修学資金の貸与等を総合的に実施するなど、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

さらに、「福島県立医科大学（仮称）保健科学部」については、理学療法士等の医療従事者の人材不足を解消するため、令和3年4月の開設に向け着実に整備等を進めます。

#### 4 日本一安心して子どもを生き育てられる環境づくり

結婚を希望する方を応援するため、世話やき人や市町村、企業、団体等が一体となった出会いの機会の提供や結婚新生活への支援等に取り組んでいきます。

また、妊娠・出産・育児における充実した保健・医療体制の確保に向けて、不妊に悩む夫婦等への支援、妊産婦のメンタルヘルスケア対策、子育てに関する相談、訪問等を実施するなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組むとともに、女性のライフサイクルを支える重要な存在である助産師の安定的な養成・確保を図るため、令和5年4月の開設に向けて、県立医科大学に新たな助産師養成施設を整備します。

社会全体で子育てを支援するため、子どもの医療費の無料化、保育の無償化による子育て世帯の経済的負担の軽減と併せて、専門家との連携等による保育の質の確保・向上、保育の量的拡充のため市町村の保育所等の整備を支援するほか、延長保育や一時預かりなど、保護者のニーズに応じた保育サービスを提供していきます。

援助を必要とする子どもや家庭への支援については、児童相談所の機能強化、県中児童相談所の移転改築のための設計、市町村における子ども家庭総合支援拠点設置や民間の児童家庭支援センターの開設を進め、関係機関が連携して児童虐待防止に取り組む体制づくりを推進するとともに、ひとり親家庭への自立促進や障がいのある子どもの療育への支援などに取り組みます。

青少年の健全育成推進については、青少年をインターネットやSNSの危険から守るための取組を進めていくとともに、青少年総合相談センターやひきこもり支援センターにおいて、悩みを抱えた子どもやその親からの相談に対応します。

さらに、東日本大震災と原発事故の影響から子どもを守るため、屋内遊び場などの遊びの環境づくり、給食等の放射能検査、子どもの心のケア、子どもの体力づくり、震災遺児・孤児への支援等に取り組みます。

#### 5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

福祉・介護人材の確保については、介護業務のイメージアップや就職フェア等によるマッチング支援、新規採用職員への支援などの取組を始め、資質向上のための研修会の開催、ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりなどにより職員の育成や定着を図るなど、国の総合的な人材確保対策とも連携しながら、市町村や介護施設を始め、介護に携わる関係者と共に様々な事業に取り組めます。

障がい者の社会参加については、障がいや障がい者への理解を深めるための取組を一層推進するとともに、芸術文化活動を通して障がい者の活躍を促進するなど、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現に向けた取組を進めます。

高齢者等の方が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせる社会の実現に向け、市町村が進める成年後見制度利用促進など権利擁護体制整備の支援を強化します。

また、認知症の方やその家族への施策については、認知症になっても住み慣れた

地域で安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの裾野を高校生等に広げるとともに、認知症カフェへの支援や地域での見守り体制づくりなど、認知症サポーターが活躍する場を更に広げることを目的とした交流会の開催などに取り組んでいきます。

さらに、認知症対応薬局については全市に整備したところであり、引き続き、町村を含む県内全域での整備を目指して研修を各地で開催するとともに、認知症対応薬局を対象としたフォローアップ研修会も実施するなど、県全体での認知症対応力の更なる向上を図ります。

## 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

加工食品の安全確保について、昨年度から推進している「ふくしま<sup>ハサツプ</sup>HACCP」を、県内全ての食品関係施設への導入を促すとともに、県産加工食品の輸出促進を図るため、<sup>ハサツプ</sup>HACCP等への対応を目的とした施設整備に係る補助事業を実施するなど、国内外へ県産加工食品の安全性と信頼性をより一層強く発信していきます。

また、災害拠点病院等にある県内の災害派遣医療チームの連携体制の整備や福祉・介護専門職等で構成する災害派遣福祉チームの養成など、災害時の保健・医療・福祉体制の充実強化に引き続き取り組むとともに、災害時健康危機管理支援チーム（福島県<sup>ディー・イー・ヒート</sup>DHEAT）など、大規模災害時の健康危機管理体制を強化します。

国民健康保険については、県が財政運営の責任主体となり、保険者として、市町村と共に運営しているところであり、国民健康保険運営の安定化に向け、市町村、関係機関と連携して引き続き取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の予防に関する取組として、帰国者・接触者外来を増加させ、また、医療体制としては感染症指定医療機関に加え入院可能な一般病床を随時追加します。

検査体制については、衛生研究所における検査可能な検体数を増加させるだけでなく、民間との契約も行うなどさらに検査の実施を促進してまいります。

さらに、一般相談窓口として「福島県相談専用ダイヤル」を設け県民からの相談に対応するだけでなく、あらゆる媒体を活用し情報発信にも積極的に取り組みます。

## (2) 部門別計画・個別計画一覧

	計画の名称	計画期間 (年度)	策定根拠	担当課・室
	福島県総合計画 「ふくしま新生プラン」	H25～R2		
	福島県保健医療福祉復興ビジョン	H25～R2	県独自	保健福祉総務課
	ふくしま青少年育成プラン	H25～R2	子ども・若者育成支援 推進法	こども・青少年政策課
1	第三期福島県医療費適正化計画 「新生ふくしま健康医療プラン」	H30～R5	高齢者の医療の確保に 関する法律	保健福祉総務課
2	福島県国民健康保険運営方針	H30～R5	国民健康保険法	国民健康保険課
3	福島県地域福祉支援計画	H25～R2	社会福祉法	社会福祉課
4	第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護 保険事業支援計画 「うつくしま高齢者いきいきプラン」	H30～R2	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
5	福島県認知症施策推進行動計画 (福島県版オレンジプラン)	H30～R2	県独自	高齢福祉課
6	避難地域等介護復興計画	H30～R2	福島介護再生臨時特例補助 金事業についての厚生労働 省老健局通知	高齢福祉課
7	第4次福島県障がい者計画	H27～R2	障害者基本法	障がい福祉課
8	第5期福島県障がい福祉計画	H30～R2	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律	障がい福祉課
9	第三次福島県自殺対策推進行動計画	H29～R3	自殺対策基本法	障がい福祉課
10	第4期福島県障がい者工賃向上プラン	H30～R2	「工賃向上計画」を推 進するための基本的な 指針	障がい福祉課
11	福島県アルコール健康障害対策推進計画	H30～R4	アルコール健康障害対 策基本法	障がい福祉課
12	第二次健康ふくしま21計画	H25～R4	健康増進法	健康づくり推進課
13	おいしくイキイキ食育プラン 「第三次福島県食育推進計画」	H27～R2	食育基本法	健康づくり推進課
14	第三次福島県歯っぴいライフ8020運動推進 計画	H25～R4	歯科口腔保健の推進に 関する法律	健康づくり推進課
15	第三期福島県がん対策推進計画	H30～R5	がん対策基本法	健康づくり推進課 地域医療課
16	第七次福島県医療計画	H30～R5	医療法	地域医療課
17	福島県浜通り地方医療復興計画	H23～	医療の復興計画につい ての厚生労働省医政局 通知	地域医療課

	計画の名称	計画期間 (年度)	策定根拠	担当課・室
18	福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）	H24～	医療の復興計画についての厚生労働省医政局通知	地域医療課
19	避難地域等医療復興計画	H29～R2	避難地域等医療復興計画についての厚生労働省医政局通知	地域医療課
20	福島県感染症予防計画	H24～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	地域医療課
21	福島県結核予防計画	H30～R5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	地域医療課
22	福島県へき地医療対策アクションプログラム	H15～	県独自	医療人材対策室
23	福島県看護職員需給計画	H30～R5	県独自	医療人材対策室
24	福島県医師確保計画	R2～R5	医療法	医療人材対策室
25	ふくしま食の安全・安心に関する基本方針	H24～	県独自	食品生活衛生課
26	ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第3期）	H30～R2	県独自	食品生活衛生課
27	福島県水道整備基本構想2013 「福島県くらしの水ビジョン～東日本大震災を経て～」	H25～R2	都道府県水道ビジョン策定に関する厚生労働省通知	食品生活衛生課
28	福島県水道水質管理計画	H11～R4	水道水質管理計画の策定についての厚生省通知	食品生活衛生課
29	福島県動物愛護管理推進計画	H26～R5	動物の愛護及び管理に関する法律	食品生活衛生課
30	福島県医薬分業推進指針	H10～	県独自	薬務課
31	ふくしま新生子ども夢プラン	R2～R6	次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法 等	こども・青少年政策課
32	第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画	R2～R6	子ども・子育て支援法	子育て支援課
33	福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（第4次改定版）	R2～R6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	児童家庭課
34	福島県社会的養育推進計画	R1～R11	社会的養育の推進についての厚生労働省子ども家庭局通知	児童家庭課
35	第1期福島県障がい児福祉計画	H30～R2	児童福祉法	児童家庭課



### 3 令和2年度保健福祉部 当初予算の概要及び重点事業

(1) 令和2年度当初予算の概要

○ 一般会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度 当初	財 源 内 訳		
		国 庫	その他	一般財源
(保健福祉総室) 保健福祉総務課 国民健康保険課	58,525,678	2,167,727	3,814,047	52,543,904
(生活福祉総室) 社会福祉課 福祉監査課 高齢福祉課 障がい福祉課	55,431,979	7,648,308	3,542,518	44,241,153
(健康衛生総室) 健康づくり推進課 県民健康調査課 地域医療課 医療人材対策室 食品生活衛生課 薬務課	23,061,071	3,181,621	17,767,208	2,112,242
(こども未来局) こども・青少年政策課 子育て支援課 児童家庭課	31,240,855	4,642,269	2,715,953	23,882,633
保健福祉部合計	168,259,583	17,639,925	27,839,726	122,779,932
一般財源使用可能額	—	—	—	26,233
(再掲) 職員費	8,494,180	192,727	498,856	7,802,597
県全体	1,441,836,087	295,693,413	433,841,026	712,301,648
保健福祉部／県全体	11.7%	6.0%	6.4%	17.2%

※保健福祉総務課に福島県立病院事業会計への負担金等を含む。

○ 国民健康保険特別会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度 当初	財 源 内 訳			
		分担金負担金	国 庫	繰 入 金	そ の 他
(保健福祉総室) 国民健康保険課	174,531,576	48,379,607	56,376,962	10,905,023	58,869,984

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度 当初	財 源 内 訳			
		国 庫	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入
(こども未来局) 児童家庭課	126,111	0	5,220	24,707	96,184

## (2) 令和2年度重点事業一覧

### 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	3-③-5	避難者見守り活動支援事業	一部新規	社会福祉課	東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、相談員を配置するなど、地域の支援体制の構築や被災者等のニーズ把握及び孤立防止のための支援等を行う。	852,772
2	2-①-6	被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	継続	社会福祉課 高齢福祉課	避難指示解除区域の介護施設等に就労を予定している方への就職準備金等の貸付や県内外の介護施設からの介護職員の応援による人材確保を行うとともに、介護施設等の経営を維持するために必要な運営費の補助を行い、被災地における再開等を支援する。	315,754
3	2-①-7	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	継続	高齢福祉課	避難指示解除区域内において、帰還した高齢者等の健康で安心した生活を支援するため、総合相談、交流サロン、生活支援サービス等の体制づくりの推進を図る。	203,598
4	5-④-2	精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	継続	障がい福祉課	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内外の病院に転院を余儀なくされた入院患者の県内への帰還及び退院を支援するとともに、精神障がい者の地域移行を促進する。	12,507
5	5-④-3	被災者の心のケア事業	継続	障がい福祉課	東日本大震災等により高いストレス状態にある県民及びその支援者に対する心のケアの拠点として、心のケアセンターを県内の各方部に設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。また、県外では、心のケアが実施できる団体に委託し、相談窓口の開設や戸別訪問等により心のケアの充実を図る。	567,236
6	3-③-6	被災者健康サポート事業	継続	健康づくり推進課	東日本大震災・原子力災害の影響により、仮設住宅や復興公営住宅等で生活している被災者の健康保持及び健康不安の解消のため、継続的な健康支援活動を行うとともに、長期化する住民の広域避難等に対応した保健事業の提供体制の構築を支援する。	282,116
7	5-①-11	県民健康調査事業	継続	県民健康調査課	東日本大震災による原子力災害に伴い、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。	4,091,651
8	5-①-12	県民健康調査支援事業	継続	県民健康調査課	東日本大震災による原子力災害の長期化に伴い、市町村が実施する県民の健康管理に資する事業について支援をするとともに、甲状腺検査の県内検査拠点の拡充のため、検査を担う医療機関に対して甲状腺検査機器を購入する際の費用を補助する。	259,280
9	2-①-8	避難地域等医療復興事業	一部新規	地域医療課	避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、「避難地域等医療復興計画(平成29年7月策定)」に基づき、医療提供体制の再構築を推進する。	1,829,590
10	2-①-9	双葉地域二次医療提供体制確保事業	継続	地域医療課	帰還住民・原発作業員等の健康を守るため、県立医科大学等と連携して、双葉地域の二次救急医療提供体制を確保する。	1,399,614
11	5-②-14	県立医大新学部を活用した被災者等健康支援事業	継続	医療人材対策室	県立医大新学部の教員予定者が持つ高度な知見を活かし、被災者等に対する心身のケアや医療従事者のスキルアップを行うことで、県民の健康指標の向上及び県立医大新学部のカリキュラムの充実を図る。	13,439
12	5-③-1	ふくしま国際医療科学センター運営事業	継続	医療人材対策室	公立大学法人福島県立医科大学に整備された「ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センター」が行う、最先端の画像診断装置を用いた各種疾患の早期診断や、中型サイクロトロンを活用した放射性薬剤の研究開発等の取組を支援することにより、県民の健康の保持・増進を図る。	419,431
13	10-①-2	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	一部新規	食品生活衛生課	本県産加工食品の信頼確保と風評払拭を図るため、食品関係施設への「ふくしまHACCP」の導入推進と消費者への情報発信を行うとともに、輸出向けHACCP等への対応を目的とする施設整備に係る補助事業を実施する。	210,001
14	4-②-8	児童福祉施設等給食体制整備事業	継続	子ども・青少年政策課	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。	218,380
15	6-①-11	チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	継続	子ども・青少年政策課	屋内遊び場の整備及び運営に要する費用について市町村に補助することで、子どもたちの体を動かす機会を確保する。併せて、外遊びの環境が改善してきていることから、外遊びの場所の確保や自然体験活動の普及、体を動かすイベントの実施などにより、福島の未来を担う子どもたちの健やかな成長を促す。	371,698
16	6-①-12	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	継続	子ども・青少年政策課 子育て支援課	子育て世帯を訪問し、生活・育児の相談に対応することで、子育て家庭の不安の軽減を図る。 また、子どもの運動機会を確保するために開催するイベントや被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。	132,915
17	6-①-22	産前・産後支援事業	継続	子育て支援課	安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に子育てや健康・母乳等に関する相談体制を充実させ、不安解消に努める。	32,025
18	5-④-4	子どもの心のケア事業	継続	児童家庭課	「ふくしま子ども支援センター」を設置して、被災児童や保護者等への心のケアを行うほか、児童相談所等の相談体制の強化や支援団体のネットワーク化を図る。また、県外に避難している児童や保護者に対して継続的・安定的な支援を行う。	119,781
19	6-①-37	子どもの医療費助成事業	継続	児童家庭課	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助する。	4,415,017

## 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	5-①-4	国保健康づくり推進事業	一部新規	国民健康保険課	国保加入被保険者の健康増進を促し、健康長寿の延伸と医療費の適正化を図るため、市町村国保健康事業の管理ツールの開発、保健指導等人材育成のための専門研修の開催、糖尿病等重症化予防の取組を促進するための支援など、市町村国保における健康づくり事業を支援する。	28,379
2	1-④-10	健康長寿ふくしま推進事業	一部新規	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、健康づくりに取り組む県民へのインセンティブの付与や各市町村・医療保険者等が持つ医療等データの分析と見える化を行いながら、健康づくりの普及啓発と健康経営の推進や地域・職域における効果的な保健事業の実施に向けた支援を実施する。	342,568
3	1-⑤-3	自立支援型地域ケア会議普及展開事業	一部新規	健康づくり推進課	市町村における高齢者の自立支援・重度化防止の取組を促進するため、自立支援型地域ケア会議の定着支援と介護予防に資する通いの場の普及に向けた研修会を開催するとともに、専門職の派遣調整を行う。	5,792
4	1-⑤-4	地域包括ケアシステム構築支援事業	一部新規	健康づくり推進課	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域の特性に応じた市町村への取組支援や在宅医療と介護の連携推進を目的とした取組を実施する。	45,458
5	1-⑤-5	健康長寿に向けた介護予防推進事業	一部新規	健康づくり推進課	地域コミュニティづくりや高齢者の生活支援を行う町内会等の活動並びに(公財)福島県老人クラブ連合会が行うニュースポーツ交流大会の開催を支援し、高齢者の健康づくりを促進する。さらに、高齢者に必要とされている食の知識や技術を身に付ける機会を提供する。	15,462
6	5-①-6	子どものむし歯緊急対策事業	一部新規	健康づくり推進課	震災後、メタボ該当率をはじめ、子どもの肥満やむし歯の増加など健康への悪影響が顕在化しているため、安全で高い効果が得られるフッ化物洗口事業を実施し、口腔衛生の切り口から子どものたちの健康を促し、県民の健康回復を図る。	30,809
7	5-①-7	ふくしま”食の基本”推進事業	一部新規	健康づくり推進課	生活習慣病の発症・重症化予防のため、バランスの良い食事(主食・主菜・副菜)に減塩を加えた「主食・主菜・副菜」+「減塩」をふくしま”食の基本”とし、普及啓発、食環境の整備、人材育成を行うことにより、県民の食行動や栄養摂取状況の改善を図る。	29,119
8	5-①-8	健康長寿 予防・早期発見推進事業	一部新規	健康づくり推進課	生活習慣病の予防及び重症化を防止するため、健診・検診の受診率向上を目指し、利用しやすく質の高い検診実施体制整備と県民相互の健診・検診の受診勧奨活動に取り組む、合わせて県民一体となった受動喫煙防止環境づくりを推進する。	19,938
9	1-⑤-6	高齢者の健康・生きがいづくり事業	継続	健康づくり推進課	高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、高齢者の社会活動の振興を図るため、元気な高齢者が参加するイベントを開催する。	16,949
10	1-⑤-7	老人クラブ活動等社会活動促進事業	継続	健康づくり推進課	高齢者が主体となる介護予防と相互の生活支援を可能にし、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブに対し市町村が行う補助事業に県が補助する。	35,220
11	5-①-9	管理栄養士・栄養士人材確保支援事業	継続	健康づくり推進課	東日本大震災・原子力災害後、相双・いわき地域を中心に、管理栄養士・栄養士の不足が深刻化しているため、相双・いわき地域の病院・介護保険施設等に勤務しようとする者に対し、就職準備金の貸付を行うとともに、県内就職者定着のための支援を実施する。	13,207
12	5-①-10	健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	継続	健康づくり推進課	第二次健康ふくしま21計画の基本目標である「健康長寿の延伸」と「健康格差の縮小」に向けた施策を強く推進するため、知事をトップとした関係団体代表者で構成する健康長寿ふくしま会議推進体制の下、食・運動・社会参加を柱とした健康づくり事業推進のための体制強化を図る。	7,689
13	6-①-7	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業(保健福祉部)	継続	健康づくり推進課	震災後の子どもの健康課題解決のため、保健福祉部・農林水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育を推進することにより「元気なふくしまっ子」が育つ食環境を整備する。	8,842
14	1-⑤-8	認知症対応薬局推進事業(健康サポート薬局推進事業)	継続	薬務課	地域の認知症対応の拠点として認知症対応薬局の整備を推進するとともに、整備された認知症対応薬局を対象にフォローアップ研修会を開催することにより、薬剤師の認知症対応力の更なる向上を図る。	6,157

## 3 地域医療の再生と最先端医療の推進

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	5-②-8	地域医療介護総合確保事業(病床の機能分化・連携)	一部新規	地域医療課	急性期から慢性期医療、在宅医療まで、患者の状態に応じたふさわしい医療を切れ目なく受けることができる医療提供体制を整備する。	765,246
2	5-②-9	地域医療介護総合確保事業(在宅医療の推進)	一部新規	地域医療課	医療と介護の一体的な提供体制を構築するため、多職種連携を推進する相談窓口を設置するとともに、人材の確保・育成に関する取組に対して支援を行い、在宅医療の推進を図る。	359,860
3	5-②-10	地域医療介護総合確保事業(医療従事者の確保・養成)	継続	地域医療課	在宅医療を担う人材の育成を含め、医療従事者の不足や偏在を解消するための施策等に取り組み、良質かつ適切な医療提供体制を整備する。	96,866
4	9-③-1	医療施設用ロボット等導入促進事業	継続	地域医療課	医療施設用ロボット及び先進的診断装置の無償貸与を行うことで、それを活用できる理学療法士等のリハビリスタッフを育成するとともに、検証結果の有効性を医療機関の経営者等に説明することで、導入の促進に繋げる。	62,376
5	5-②-11	医療従事者招へい事業	新規	医療人材対策室	医師及び看護職員の不足解消を図るため、市町村及び医療機関が行う招へい等の取組を支援する。	6,500
6	5-②-12	“医療の仕事”魅力発信事業	新規	医療人材対策室	県内出身の将来世代の医療人材を安定的かつ着実に増加させるため、小学校から高校生及び保護者を対象に医療職種の魅力を伝える機会を創出する。	10,475
7	5-②-13	在宅ケア推進事業	一部新規	医療人材対策室	訪問看護の充実を図るため、看護職員に対する研修を実施し、県民が質の高い看護を受けることができる体制を確保する。	31,972

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
8	1-①-7	看護教員・実習指導者養成講習会	継続	医療人材対策室	保健師助産師看護師等学校養成所指定規則等に基づき、看護師等学校養成所の実習施設において指導にあたる者を対象に、必要な知識や技能を修得させるための講習会を開催する。	5,822
9	1-①-8	看護師等養成所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	看護職員を養成・確保するため、保健師助産師看護師法に基づく指定を受けた看護師等養成所の運営に要する経費の一部を補助する。	265,712
10	5-②-15	医療従事者修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	看護職及び理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士の確保と定着促進を図るため、養成施設の在学者で卒業後に県内の施設で業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	342,690
11	5-②-16	保健医療従事者養成施設整備事業	継続	医療人材対策室	保健医療従事者の不足解消のために設置する福島県立医科大学(仮称)保健科学部の整備に要する各種事業を実施する。	4,797,928
12	5-②-17	医師確保修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	福島県立医科大学等に在学する県内外の医学部生であって、県が指定する公的医療機関等での勤務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与等を行うことにより県内への定着を図る。	712,946
13	5-②-18	地域医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	医師不足病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師不足や地域偏在を解消するため、県立医科大学内に「福島県地域医療支援センター」を設置・運営する。	13,742
14	5-②-19	ふくしま医療人材確保事業	継続	医療人材対策室	東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げるため、事業を実施する医療機関等に対し、必要な経費を補助する。	1,441,038
15	5-②-20	ナースセンター事業	継続	医療人材対策室	医療機関等の看護職員不足の解消及び在宅医療の推進を図るため、看護職の資格をもった未就業者の就業促進及び看護師の潜在化防止を図り看護師確保に努める。	31,371
16	5-②-21	看護職員離職防止・復職支援事業	継続	医療人材対策室	看護職員の離職防止や復職を支援するとともに、看護職員の定着に向けた職場の環境づくりや再就業等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る。	54,638
17	5-②-22	復興を担う看護職人材育成支援事業	継続	医療人材対策室	復興を担う看護職の人材育成を支援するため、進学・就職活動及びキャリアアップを支援する。また、浜通りの医療機関が看護職員確保に取り組む際の経費を補助する。	297,152
18	5-②-23	看護教育体制強化支援事業	継続	医療人材対策室	高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、実習教員の配置や研究活動に係る費用を支援することで、看護基礎教育の充実を図る。	25,821
19	1-①-10	医療機器工場生産体制強化等事業	継続	薬務課	医療機器の品質及び安全性の確保の観点から、医療機器品質保証担当者等人材育成セミナー及び医療機器安全管理実機演習セミナーを開催し、県内企業による新たな機器開発・生産を促進する。	4,016

#### 4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	6-①-6	福島県子どもの学習支援事業	継続	社会福祉課	貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行う。	23,427
2	1-③-2	初期救急医療体制整備事業	継続	地域医療課	夜間における軽症の小児救急患者の医療提供体制を確保するため、休日夜間急患センターを設置し、かつ小児科医を配置する市町村に補助金を交付する。	3,852
3	1-③-3	福島県周産期医療システム整備事業	継続	地域医療課	妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制を確保するため、周産期医療従事者に対する研修等の実施や、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等に位置づけられている医療機関に対する運営費補助等を行う。	178,315
4	1-①-9	助産師養成課程設置事業	継続	医療人材対策室	助産師の養成及び安定的な確保を進めるため、福島県立医科大学への助産師養成課程設置に向けた運営体制の整備及び施設整備を行う。	110,994
5	1-③-4	病院内保育所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	病院職員の離職防止及び未就業看護職員等の再就業の促進を図るため、医療機関が行う院内保育事業に要する運営費の一部を補助する。	119,141
6	1-③-5	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、県民が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、県立医科大学に設置している、ふくしま子ども・女性医療支援センターの運営に要する経費を支援する。	155,115
7	1-①-11	ユースプレイス自立支援事業	一部新規	子ども・青少年政策課	社会への円滑な参加に困難を抱える若者や就職氷河期世代の方を対象に、就労意欲やコミュニケーション能力を高める各種プログラムを提供する「居場所(ユースプレイス)」を設置し、社会的自立を支援する市町村に対して事業費を補助する。	20,550
8	1-①-12	ひきこもり対策推進事業	一部新規	子ども・青少年政策課	ひきこもり状態にある本人や家族の地域における相談先としてひきこもり支援センターを設置し、各保健福祉事務所においてひきこもり家族教室を実施する。また、困難ケースへのアドバイスやアウトリーチによる実情把握などで、ノウハウや人材の不足する市町村への支援を強化する。	28,155
9	1-③-6	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	一部新規	子ども・青少年政策課	県民が安心して家庭を持ち、子どもを生み、育てやすい社会を実現するため、ふくしま結婚・子育て応援センターを運営し、ネットワークを構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施する。	90,603
10	6-①-8	地域で支える子育て推進事業	一部新規	子ども・青少年政策課	地域の全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るため、民間団体が行う地域の子育て支援への取組や市町村が独自の創意工夫により実施する子育て支援の事業に対して補助を行う。	12,500
11	6-①-9	子どもを守る地域ネットワーク推進事業	一部新規	子ども・青少年政策課 子育て支援課 児童家庭課	児童等の福祉に関する市町村の相談拠点や民間の地域相談機関の設置支援、地域ネットワークの形成等の推進に加え、子どもを見守るサポーターを養成することで、困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目のない支援につなげる。	56,234
12	1-③-7	青少年会館運営費補助事業	継続	子ども・青少年政策課	青少年の健全育成事業を行う福島県青少年会館の運営に対して補助を行う。	51,180

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
13	1-③-8	子育て応援パスポート事業	継続	こども・青少年政策課	子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げるため、県、市町村、企業及び県民が一体となって子育てを応援する仕組みとして、協賛企業及び自ら創意工夫し、特性を活かした子育て支援サービスが受けられるパスポートを、子育て家庭に対し交付する。	2,139
14	6-①-10	地域の寺子屋推進事業	継続	こども・青少年政策課	社会全体で子育てをするため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地に拡大する。また、避難者と地域住民との健全な関係形成を行う「避難先の子どもと避難区域の高齢者との交流」を実施し、本県の復興を担う子どもたちを社会全体で育て、「日本一子育てしやすい環境」につなげる。	5,610
15	6-①-13	こどもの夢を応援する事業	継続	こども・青少年政策課 児童家庭課	子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの居場所づくりや、様々な支援制度を活用してもらうための取組、社会的養護を必要とする児童の自立に向けた支援を行う。	45,212
16	6-①-14	ふくしま保育環境向上支援事業	新規	子育て支援課	ふくしまならではの質の高い保育を提供することを目的に、(公社)こども環境学会と連携し、現場における実情や課題を踏まえた保育環境の向上に必要な施策を総合的に実施する。	15,533
17	6-①-15	子どもの目を守る健診体制強化事業	新規	子育て支援課	3歳児健康診査において視覚検査の屈折検査を導入し、治療可能な弱視の見逃しをなくし、早期治療につなげるため、県が市町村の支援をすることで、検査体制の市町村格差をなくし、子どもの健康を守るための体制を強化していく。	3,968
18	6-①-16	保育人材総合対策事業	一部新規	子育て支援課	保育士の安定的な確保・定着のため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等と相互に連携しながら保育人材の総合的な対策を行う。	24,746
19	6-①-17	家庭訪問型子ども支援事業	継続	子育て支援課	家庭訪問型の子育て支援を実施する団体の設立に向けた支援を行うため、ホームスタートに携わる支援者を育成し、県内において子育てをする家庭が安心して子育てできる環境を整備する。また、子どもやその家族、子育て支援者等を対象として講演会を開催し、ホームスタート事業の周知を図る。	1,108
20	6-①-18	保育所等におけるICT化推進事業	継続	子育て支援課	保育所等における業務の効率化を進め、保育士の事務負担の軽減をしていくため、保育所等のICT化を推進していく。	4,331
21	6-①-19	保育の受け皿確保のための施設整備緊急対策事業	継続	子育て支援課	保育を必要とする乳幼児が保育所等を利用できるよう、待機児童解消を加速化するため、小規模保育事業所の設置を推進する市町村に対し、その施設整備を行う際の事業主負担分の一部を補助する。	50,575
22	6-①-20	子育て世代包括支援センター機能充実事業	継続	子育て支援課	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を行う体制を整備し、センターの機能充実を図る。	6,035
23	6-①-21	福島県不妊治療等体制強化事業	継続	子育て支援課	福島県立医科大学における不妊治療を充実させるとともに、福島県立医科大学に「不妊専門相談センター」を設置し、不妊や不育症で悩む方々の相談に専門医等が対応できる体制を整備し、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを行う。	77,398
24	6-①-23	妊産婦等支援事業	継続	子育て支援課	女性特有の健康に関する相談に対応する専用電話(女性のミカタサポートコール)を設置し、不妊や不育症、妊娠、出産、思春期、更年期などの様々な相談に対応するとともに、支援が必要な妊産婦について、医療機関と市町村等関係機関との連絡体制の整備を図る。	803
25	6-①-24	不妊治療支援事業	継続	子育て支援課	不妊治療を受けた夫婦の経済的負担軽減のために助成を行う。	133,706
26	6-①-25	保育所等安全対策推進事業	継続	子育て支援課	保育所や認定こども園、認可外保育施設における安全対策を推進するため、巡回指導を行うなど、事故の未然防止を図る。	11,513
27	6-①-26	地域の子育て支援事業	継続	子育て支援課	子ども・子育て支援新制度に基づく各市町村子ども・子育て支援計画に従い、市町村が実施する事業を支援するために交付金を交付する。	2,416,674
28	6-①-27	病児保育促進事業	継続	子育て支援課	県内の病児保育事業の実施促進のため、広域利用協定の締結の促進及び病児保育施設の設置促進を図る。	416
29	6-①-28	ふくしま保育料支援事業	継続	子育て支援課	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。	77,219
30	6-①-29	医療的ケア児保育支援事業	継続	子育て支援課	保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備する場合に、その費用の一部を補助することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	4,500
31	6-①-30	認定こども園施設整備事業	継続	子育て支援課	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の認定こども園の整備を行う市町村に対して支援する。【認定こども園の幼稚園機能部分】	504,661
32	6-①-31	教育・保育施設整備事業(安心こども基金)	継続	子育て支援課	幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の保育所等の整備を行う市町村に対して支援する。【保育所及び認定こども園の保育所機能部分】	1,908,820
33	6-①-32	市町村妊娠出産包括支援推進事業	継続	子育て支援課	市町村が産後ケア事業や産前産後サポート事業などの妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、関係機関との連絡調整会議や保健師等専門職への研修を実施する。	2,168
34	6-①-33	赤ちゃんおでかけ応援事業	継続	子育て支援課	おむつ替えスペース等の整備を推進することにより、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進める。	2,581
35	6-①-34	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	一部新規	児童家庭課	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、関係機関の連携、児童相談所の機能強化及び児童相談所職員の専門性の向上を図るとともに、市町村の虐待対応強化のための支援を行う。	31,066
36	1-③-9	母子家庭等自立支援総合対策事業	継続	児童家庭課	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を行う。また、ひとり親家庭の子どもに対する居場所づくりを行う市町村に対して補助する。	46,876
37	6-①-35	県中児童相談所整備事業	継続	児童家庭課	相談判定機能を担う事務所と一時保護機能を担う一時保護所を一体的に整備することにより、迅速かつ適切な情報の収集・共有を図るとともに、児童の保護に適切な環境を確保する。	81,619
38	6-①-36	児童相談所費行政経費	継続	児童家庭課	児童相談所において、児童及び保護者等への相談支援・体制の強化及び研修等による児童相談所職員の専門性の向上、関係機関との円滑な情報共有を図ることにより、児童の福祉の増進を図る。	17,587

## 5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	5-②-1	福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業)	一部新規	社会福祉課	福祉・介護人材不足の解消を図るため、介護に関する入門的研修や外国人介護人材受入環境整備事業など様々な事業を総合的に展開する。	162,953
2	5-②-2	福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業)	一部新規	社会福祉課	福祉・介護人材のイメージアップを図るため、職場見学会、ケアフェスふくしまの開催など様々な事業を総合的に展開する。	25,180
3	5-②-3	福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業)	一部新規	社会福祉課	福祉・介護人材の定着を図るため、がんばる介護職員応援表彰事業や福祉・介護職員のつどいの開催など様々な事業を総合的に展開する。	23,804
4	1-⑤-1	日常生活自立支援事業	継続	社会福祉課	認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、金銭管理などの援助を行い自立を支援する。	65,032
5	5-②-4	福祉人材センター運営事業費	継続	社会福祉課	社会福祉事業従事者の量的確保及び資質向上を目的に、福祉サービスに対する理解の促進、イメージ改善、就業促進、福祉職場への就職斡旋及び人材確保に関する相談受付等を実施し、福祉マンパワーの確保を積極的に推進する。	13,874
6	5-②-5	地域医療介護総合確保事業(介護人材の確保)	継続	社会福祉課	介護人材の確保・資質の向上を図るため、介護人材のすそ野の拡大や介護職員等のキャリアアップ等を支援する。	135,300
7	5-②-6	福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業)	継続	社会福祉課	福祉・介護人材不足の解消を図るため、就職フェアや出前相談事業など様々な事業を総合的に展開する。	44,357
8	5-②-7	福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業)	継続	社会福祉課	福祉・介護人材の資質の向上を図るため、介護職員初任者研修支援事業や介護福祉士候補者学習支援事業など様々な事業を総合的に展開する。	134,644
9	1-①-5	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	新規	高齢福祉課	介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。	76,541
10	1-⑤-2	福島県認知症施策推進総合戦略(県版オレンジプラン)推進事業	一部新規	高齢福祉課	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、交流の場を通じた地域づくりをはじめ、専用相談窓口の開設や早期診断・早期対応の整備、認知症に関わる医療従事者や地域支援関係者等の資質向上を図るための研修などを実施する。	19,427
11	1-①-6	農福連携体制強化事業	新規	障がい福祉課	受託作業が減少している障がい者就労施設において、障がい者の職域と収入を拡大するため、農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出するとともに、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。	5,969
12	5-①-5	障がい者の社会参加促進事業	一部新規	障がい福祉課	障がい者の芸術文化活動の推進や民間の力を活用した普及啓発等に取り組み、障がいや障がい者への県民の理解を深めることで障がい者の社会参加を促進し、障がい者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指す。	22,527
13	1-④-11	がん患者支援事業	新規	地域医療課	がん患者が治療と就労・社会参加の両立を図るための補整具購入や、将来子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が治療前に行う精子・卵子の凍結保存に要する費用の一部を助成する。	12,635

## 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位:千円)
1	11-③-8	災害時健康危機管理体制整備事業	継続	保健福祉総務課	大規模災害時の保健医療活動を行うため、県内被災時の災害対応、受援体制、他の自治体を支援する体制を構築するとともに、県・中核市の連携による有事の迅速かつ効果的な体制を整備する。	1,858
2	11-③-9	広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	継続	社会福祉課	大規模災害時において、障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉的支援体制を整備するため、福祉・介護関連団体等との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」を養成する。	3,696
3	4-②-5	水道水質安全確保事業	継続	食品生活衛生課	飲料水の安全性を確認するため、水道水及び飲用井戸水の放射性物質モニタリング検査を実施する。	12,400
4	4-②-6	飲料水・加工食品の放射性物質検査事業	継続	食品生活衛生課	飲料水及び加工食品の安全性確保に万全を期すため、県機関で実施する放射性物質検査に必要な検査人員を確保し、検査結果の速やかな情報提供を図る。	14,397
5	4-②-7	食品中の放射性物質対策事業	継続	食品生活衛生課	市場等に流通する食品等の安全性を確認するため、県産農林水産物等を原材料とする加工食品の放射性物質検査を実施する。	6,272



## 4 令和2年度各課室別事業計画

- 保健福祉総務課
- 国民健康保険課

(保健福祉総室)

## (1) 施策の基本方針

### ○ 保健福祉総務課

平成25年3月に策定した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」に基づき、保健・医療・福祉分野における各施策を横断的・重点的に推進する必要がある。

このため、他部局との連携を強化するとともに、保健・医療・福祉分野における各施策がより効果的に展開できるよう関係機関・市町村と連携・協働しながら、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

#### 1 保健・医療・福祉の総合的な推進

- (1) 「福島県総合計画」、「福島県復興計画」、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」における施策等の進捗状況を把握・分析し、着実な実施・推進を図る。
- (2) 第三期福島県医療費適正化計画に基づき、県民の健康の保持の推進や医療の効率的な提供の推進を図る。
- (3) 保健厚生における各種統計調査を実施し、効率的な保健福祉行政を促進するための基礎資料の整備を図る。
- (4) 大規模災害時の保健医療活動を迅速かつ効果的に行うことができるよう体制を整備する。

#### 2 市町村・関係機関等との連携

- (1) 保健・医療・福祉が相互に連携した総合的なサービスの提供や県と市町村による連携強化を図るため、研修の企画調整及び県と市町村職員を対象とした新任職員や管理者の研修を実施する。
- (2) 地域における保健・医療・福祉の施策を展開するため、各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉協議会により、地域実態に即した施策の推進を図る。
- (3) 保健福祉事務所ごとに策定した「地域保健医療福祉推進計画」に基づき、地域の現状及び課題に対応した保健・医療・福祉の施策を展開するとともに、地域における保健・医療・福祉活動の中核的な機関である保健福祉事務所の企画力の強化、市町村支援体制の充実を図る。
- (4) 災害発生時に高齢者や障がい者等、要配慮者が避難できる福祉避難所の指定を促進するとともに、開設訓練への参加等を通じて、市町村における福祉避難所の設置・運営を支援する。
- (5) 原子力災害避難計画について、所管課や関係機関等と連携して病院、社会福祉施設等における計画の策定を促進する。
- (6) 帰還困難区域の復興再生支援促進のため、大熊町に存在する職員公舎の解体設計及び特定復興再生拠点区域にある環境医学研究所内の物品の処分を行う。

#### 3 県立社会福祉施設の適切な管理運営等

- (1) 福島県総合社会福祉施設「太陽の国」の適切な運営のため、共通施設等を指定管理者（社会福祉法人福島県社会福祉事業団）とともに管理するとともに、平成30年2月に策定した「県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表」の着実な実行により、施設入所者の処遇や福祉の向上を図る。
- (2) 社会福祉法人に移譲後の県立社会福祉施設の運営状況について、県や有識者からなる検討会等による現地確認の実施等により、サービスの質の維持、入所者の権利擁護等適切な運営を確保する。

## ○ 国民健康保険課

国民健康保険は、被保険者数が減少しているものの、高齢化及び医療の高度化により医療費が伸び、財政状況が厳しさを増すことが見込まれる。一方、後期高齢者医療制度は、発足後10年が経過し制度の定着とともに、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）による運営も安定している。

国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、市町村と共同運営することとなった。国民健康保険運営の安定化のため、市町村、関係機関との連携が一層重要となることから、次の事項を重点的に推進していく。

### 1 国民健康保険の安定的な運営

- (1) 平成30年度から県は国民健康保険特別会計を新設し、市町村が保険給付に必要となる費用を全額交付するとともに、国等の公費や国保事業費納付金等の財源を適切に確保し、県及び市町村の国保財政の安定化を図る。また、保険料（税）の収納不足や保険給付費の見込みを上回る増大等が生じた際には財政安定化基金を活用し、安定的な財政運営を行う。
- (2) 平成29年11月に策定した「福島県国民健康保険運営方針」に基づき、市町村等と連携して、医療費の適正化、保険給付の適正な実施、収納率の向上、市町村事務の広域化や効率化などの取組を推進する。また、その成果については、毎年度検証を行い、次年度以降の取組に反映させるP D C Aサイクルを構築する。
- (3) P D C Aサイクルによる効果的・効率的な保健事業（データヘルス計画）の実施を推進するため、国の都道府県ヘルスアップ支援事業を活用した国保健康づくり推進事業によりデータの分析、専門職への研修会の開催など市町村の取組を支援するとともに、福島県国民健康保険団体連合会の「保健事業支援・評価委員会」と連携して取り組む。
- (4) 国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料（税）や公費等により賄い、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要であることから、市町村における赤字解消・削減計画に基づく計画的、段階的な赤字の解消・削減や新たな赤字市町村の発生を抑制するため指導・助言を行う。

### 2 後期高齢者医療の円滑化に向けた支援

- (1) 後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合及び各市町村に対し、財政運営及び制度の円滑な運用に向けた必要な助言を行う。

### 3 保険医療機関等への指導監査

- (1) 東北厚生局福島事務所と連携し、療養の給付等に関する保険医療機関等への指導及び監査を実施し、保険診療の質的向上及び適正化を図る。

### 4 東日本大震災からの復興

- (1) 市町村及び広域連合（以下「市町村等」という）が行う原子力災害に伴う国保税等の減免及び医療費の一部負担金の減免にあたっては、市町村等からの意向を踏まえながら、引き続き国による財政支援措置の継続を要望する。

## (2) 事業計画

### ○ 保健福祉総務課担当の事業

#### 1 保健・医療・福祉の総合的な推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 厚生統計関係経常経費	7,588 (国庫 7,434)	<p>1 保健関係統計調査事業 厚生労働省統計・情報政策担当からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 ○人口動態調査 ○地域保健・健康増進事業報告 ○介護サービス施設・事業所調査 ○医療施設調査 ○国民生活基礎調査(世帯票) ○病院報告 ○社会保障・人口問題基本調査 等</p> <p>2 社会福祉関係統計調査事業 厚生労働省統計・情報政策担当からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 ○社会福祉施設等調査 ○国民生活基礎調査(所得票)・附帯調査 等</p> <p>3 公衆衛生資料等整備事業(経常行政経費) 人口動態調査等の統計データを収集し、地域別の詳細なデータの収集を行うとともに、県内の地域別の各種統計データを掲載した「保健統計の概況」を作成する。</p>
② 社会福祉関係管理運営経常経費	6,164	<p>1 社会福祉関係管理運営経常経費 保健福祉部の円滑な管理運営を図る。</p> <p>2 社会福祉審議会等運営経費 ○本会の開催 2回 ○民生委員審査専門分科会の開催 5回 ○身体障がい者福祉専門分科会の開催 6回 ○児童福祉専門分科会の開催 3回 ○計画策定専門分科会の開催 1回 ○児童処遇部会の開催 6回 ○保育所部会の開催 4回 ○指定管理者選定検討会 4回</p> <p>3 地域保健福祉関係職員研修事業 ○地域保健福祉関係職員研修企画調整会議 2回 ○新任研修 1回 ○管理者研修 1回</p>
③ ふれあい福祉基金の運用益の積立	352 (財収 352)	<p>高齢者等の保健福祉の一層の推進を図ることを目的として設置された「福島県ふれあい福祉基金」の運用益を基金に積み立てる。</p>

事業名	予算額	内 容
④ 管理運営経常経費・行政経費	130,407 (繰入 3,388) (諸収 311)	保健福祉部の円滑な運営及び保健医療行政に従事する技術者等の研修を実施する。
⑤ 災害時健康危機管理体制整備事業	1,858 (国庫 926)	1 DHEAT構成員人材育成 2 災害時健康危機管理体制調整会議 3 災害時健康危機管理研修及び訓練の実施
⑥ 地域医療介護総合確保基金造成事業	2,926,597 (国庫1,950,873) (財収 286)	団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための計画の事業を実施するため、国の医療介護提供体制改革推進交付金等を基金に積み立てる。
合 計	3,072,966 (国庫1,959,233) (財収 638) (繰入 3,388) (諸収 311)	

## 2 市町村・関係機関等との連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保健福祉事務所管理運営経常経費	118,685 (財収 357) (諸収 743)	1 保健福祉事務所管理運営経常経費 ○保健福祉事務所の管理運営経費 ○保健福祉事務所庁舎維持管理等 2 地域保健医療福祉推進事業 地域における保健・医療・福祉の連携強化のため、各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉協議会において、地域の実態に即した保健医療福祉施策の推進を図る。
② 保健福祉事務所施設・設備整備事業	389,626 (繰入 124,870) (県債 259,500)	会津保健福祉事務所の一部庁舎が耐震基準を満たしていないため、旧会津看護専門学院を活用して施設整備を実施する。 各保健福祉事務所の維持補修工事を行う。
③ 中核市事務処理の特例等交付金	30,459	福島市、郡山市及びいわき市に対し、条例の定めるところにより中核市が処理することとされた事務等に要する費用を交付する。
④ 被災者健康福祉支援連携・調整事業	12,110 (国庫 12,082) (諸収 28)	保健福祉部において取り組んでいる被災者への健康福祉支援業務の更なる充実を図るため、関係機関との連携・調整業務の支援のほか、県外避難者の現在の生活状況に寄り添った専門的な情報や、風評・風化を防止するための正確な情報の提供を行う。 1 被災者健康支援連携・調整事業 当部が所管する被災者への健康支援事業について、更なる連携を図り、業務を充実させるため、避難されている方が少ない南会津を除き各保健福祉事務所に支援業務の連携・調整を支援する人員を1名配置する。

事業名	予算額	内 容
		2 ふくしま保健医療福祉総合情報発信事業 県外各地の生活再建支援拠点等を保健福祉部の専門職員等が訪問し、本県の保健・医療・福祉等の情報を提供する。
⑤ 特定復興再生拠点区域整備支援事業	156,134 (県債 140,500)	帰還困難区域の復興再生支援促進のため、大熊町に存在する職員公舎の解体を行う。
合 計	707,014 (国庫 12,082) (繰入 124,870) (財収 357) (諸収 771) (県債 400,000)	

### 3 県立社会福祉施設の適切な管理運営等

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 太陽の国管理センター等管理運営委託事業	68,002 (国庫 3,685) (財収 76)	福島県太陽の国管理センター等の管理運営に係る経費
② 退職手当精算交付金	24,467	県が設置した(社福)福島県社会福祉事業団の職員の退職手当一部助成
③ 太陽の国交流センター等管理運営委託事業	7,861 (使用 797)	福島県太陽の国交流センター等の管理運営に係る経費 ※指定管理者 (社福)福島県社会福祉事業団
④ 太陽の国病院管理運営委託事業	209,846 (手数 1,803)	福島県太陽の国病院の管理運営に係る経費 ※指定管理者 (社福)福島県社会福祉事業団
⑤ 勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	3,043 (使用 443)	福島県勤労身体障がい者体育館の管理運営に係る経費 ※指定管理者 (社福)福島県社会福祉事業団
⑥ 太陽の国施設改修整備事業	19,753 (繰入 19,753)	1 太陽の国洗濯センター屋根改修工事 2 太陽の国管理センター屋上防水改修工事
合 計	332,972 (国庫 3,685) (使用 1,240) (手数 1,803) (繰入 19,753) (財収 76)	

○ 国民健康保険課担当の事業

1 国民健康保険事業

(1) 国保指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 保険者等指導監督等事業	5,840 (諸収 7)	国民健康保険事業の円滑な運営と保険給付の適正化を図るため、国保保険者及び保険医療機関等へ必要な助言と指導を行う。  1 医療給付適正化 2 国保助言等事業 3 保険医療機関等指導監査 4 国保審査会 5 一般経費
② 国民健康保険広域化等事業	1,301 (財収 101) (諸収 1,200)	市町村国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、国民健康保険広域化等支援基金を設置する。(地方自治法第241条)  1 福島県国民健康保険広域化等支援基金
③ 国民健康保険特別会計繰出金	10,390,839	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険特別会計に必要な経費を繰出す。  1 財政調整分(9%) 2 高額医療費共同事業分 3 特定健診、特定保健指導事業分 4 一般管理費分 5 職員費 6 運営協議会費
合計	10,397,980 (財収 101) (諸収 1,207)	

(2) 国保助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 保険基盤安定負担制度	5,630,805	1 低所得者の保険料(税)軽減分 国民健康保険法第72条の3の規定に基づき、国保税の軽減措置を行っている保険者(市町村)に対し低所得者に対する保険税軽減額の国保特別会計の繰入額について、その4分の3を負担する。 2 保険者支援分 国民健康保険法第72条の4の規定に基づき、主に中間所得者層の国保税軽減を図るため保険者支援に係る国保特別会計への繰入額について、その4分の1を負担する。

事業名	予算額	内 容
② 国保基金貸付金	180,000 (諸収 180,000)	福島県国民健康保険団体連合会が設置する国保基金に対し、保険者（市町村）が保険医療機関等に支払う診療報酬の円滑な資金繰りを支援するため、資金を融資する。  ○貸付先 福島県国民健康保険団体連合会 ○貸付利率 無利子 ○貸付期間 1年間
合 計	5,810,805 (諸収 180,000)	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 管理費	7,057 (国庫 2,220) (繰入 4,837)	以下の保険者業務を行う。 1 国保事業費納付金等の算定事務 2 支払基金に対する各種交付金の歳入・納付金の歳出事務、これらに関する月次・年次の統計報告事務 3 国庫負担金、国調整交付金の交付申請等事務 4 高額医療費負担事業関連業務及び特別高額医療費共同事業関連業務、交付金の歳入・拠出金の歳出事務 5 国保運営方針の進行管理、定期的な改定事務、市町村事務の標準化など 6 国保総合システムのネットワークを使用した業務 7 その他保険者業務
② 職員費	72,778 (繰入 72,778)	国民健康保険事業に従事する職員の人件費。給料、各種職員手当、共済費。職員8名分。
③ 運営協議会費	478 (繰入 478)	国民健康保険法第11条に基づき、国保運営協議会を設置し、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
④ 保険者機能強化事業費	24,378 (国庫 24,355) (諸収 23)	国民健康保険税の収納対策の強化を図るため、市町村に徴収アドバイザーを派遣し、収納率向上への支援を行う。また、保険者努力支援制度指導員を配置し、医療費の適正化等の取組を支援する。
⑤ 普通交付金	126,691,933 (負担31,479,959) (国庫32,959,038) (療交 1) (前期55,822,317) (共同 38,726) (繰入 6,391,892)	国民健康保険法第75条の2に基づき、市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う療養の給付費や、被保険者に支払う療養費などと同額を市町村へ交付する。

事業名	予算額	内 容
⑥ 特別交付金	9,856,291 (国庫 8,695,968) (繰入 1,160,323)	国民健康保険法第75条の2に基づき、市町村国保特別会計において、各市町村の財政状況その他の事情に応じて負担する費用に対して特別交付金を交付し、財政の調整を図る。 1 災害等特別な事情 2 財政状況 3 医療費適正化の取組状況 4 特定健診取組状況等
⑦ 後期高齢者支援金	25,012,095 (負担12,005,807) (国庫10,755,200) (繰入 2,251,088)	後期高齢者（75歳以上）に要する医療費を社会全体で支えるため、高齢者の医療の確保に関する法律第118条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金を納付する。
⑧ 後期高齢者関係事務費拠出金	1,808 (負担 1,808)	後期高齢者医療制度に関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第118条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。
⑨ 前期高齢者納付金	99,921 (負担 99,921)	前期高齢者（65歳～74歳）に要する医療費を社会全体で支えるため、高齢者の医療の確保に関する法律第36条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付する。
⑩ 前期高齢者関係事務費拠出金	1,738 (負担 1,738)	前期高齢者医療制度に関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第36条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。
⑪ 介護納付金	9,406,964 (負担 4,789,001) (国庫 3,848,303) (繰入 769,660)	介護保険法第150条に基づき、医療保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する。
⑫ 病床転換支援金	1,019 (負担 1,019)	病床の転換など医療費適正化を推進するため、高齢者の医療の確保に関する法律附則第7条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に病床転換支援金を納付する。
⑬ 病床転換助成関係事務費拠出金	163 (負担 163)	病床の転換などに関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律附則第7条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金に病床転換助成関係事務費拠出金を納付する。
⑭ 特別高額医療費共同事業事業費拠出金	173,402 (国庫 63,535) (共同 109,867)	著しく高額な医療費（420万円以上）による国保財政への影響を緩和するため、全国規模で共同事業が実施されており、国民健康保険法第81条の3に基づき、県が国民健康保険中央会に特別高額医療費共同事業事業費拠出金を納付する。

事業名	予算額	内 容
⑮ 特別高額医療費 共同事業事務費拠 出金	191 (負担 191)	特別高額医療費共同事業の事務処理に要する費用に充てるため、国民健康保険法第81条の3に基づき、県が国民健康保険中央会に特別高額医療費共同事業事務費拠出金を納付する。
⑯ 財政安定化基金 貸付金	180,000 (繰入 180,000)	保険料収納不足などにより市町村が財源不足になった場合に備え、国民健康保険法第81条の2に基づき、県が設置した財政安定化基金により、市町村に貸付を行う。
⑰ 財政安定化基金 積立金	11,979 (財収 568) (諸収 11,411)	保険給付費等交付金の急増による財政上のリスクを回避する等のために平成27年度に造成した国民健康保険財政安定化基金の運用益を基金に積み立てる。
一部新 ⑱ 国保健康づくり 推進事業	28,379 (国庫 28,343) (諸収 36)	効率的・効果的な保健事業を推進するため、人材育成事業や保健指導対象者リストの活用支援を行うとともに、糖尿病等重症化予防に対する取組の支援を行う。
⑲ 子どもの医療費 助成事業市町村国保 運営支援事業	73,967 (繰入 73,967)	子どもの医療費助成事業（児童家庭課所管事業）を実施することに伴い、国保の療養給付費等交付金の減額調整相当額について、市町村へ助成する。
⑳ 療養給付費等負 担金償還金	2,782,946 (繰越 2,782,946)	令和元年度の療養給付費等負担金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
㉑ 療養給付費等交 付金償還金	90,948 (繰越 90,948)	令和元年度の療養給付費等交付金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を社会保険診療報酬支払基金へ償還する。
㉒ 特定健康診査等 負担金償還金	12,010 (諸収 12,010)	令和元年度の特定健康診査等負担金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
㉓ 特別調整交付金 償還金	1,131 (諸収 1,131)	令和元年度の特別調整交付金（保健事業分）の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
合 計	174,531,576 (負担48,379,607) (国庫56,376,962) (療交 1) (前期55,822,317) (共同 148,593) (財収 568) (繰入10,905,023) (繰越 2,873,894) (諸収 24,611)	

2 高齢者医療給付等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 後期高齢者医療給付費県費負担金	18,608,944	高齢者の医療の確保に関する法律第96条の規定に基づき、広域連合が実施する後期高齢者医療の給付に要する費用についてその12分の1を県が負担する。
② 後期高齢者医療保険基盤安定制度	3,559,157	高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定に基づき低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者への保険料の軽減により減収となった額について、その4分の3を県が負担する。
③ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	982,060	高齢者の医療の確保に関する法律第96条の規定に基づき、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、高額な医療の給付に要する費用のうち保険料で負担する額の4分の1を県が負担する。
④ 後期高齢者医療財政安定化基金	676 (財収 676)	高齢者の医療の確保に関する法律第116条の規定に基づき、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、見込以上の給付増や保険料の収納率低下等による財政悪化等に対し貸付や交付を行う基金を県が管理運営する。
⑤ 後期高齢者医療財政安定化基金事業	880,000 (繰入 880,000)	広域連合の後期高齢者医療制度の財政運営に際して、急激な保険給付費の増に備えるため、貸付財源を予算化する。
⑥ 後期高齢者医療技術的助言等事業	202	高齢者の医療の確保に関する法律第133条の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対して後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助を行う。 1 市町村技術的助言等事業 2 後期高齢者医療審査会
合 計	24,031,039 (財収 676) (繰入 880,000)	

## (3) 事業費

保健福祉総室  
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>県民生活総務費</b>	<b>23,678</b>			<b>23,678</b>	—
職員費(018-013)	23,678			23,678	—
<b>厚生統計調査費</b>	<b>24,399</b>	<b>17,446</b>		<b>6,953</b>	—
職員費(045-010)	16,811	10,012		6,799	—
厚生統計調査費(045-030)	7,588	7,434		154	—
厚生統計関係経常経費	7,588	7,434		154	p24 保1①
<b>社会福祉総務費</b>	<b>3,946,236</b>	<b>1,977,404</b>	<b>42,033</b>	<b>1,926,799</b>	—
職員費(061-010)	669,226	9,838	18,938	640,450	—
管理運営費(061-020)	20,132	13,008	28	7,096	—
社会福祉関係管理運営経常経費	6,164			6,164	p24 保1②
被災者健康福祉支援連携・調整事業	12,110	12,082	28		p25 保2④
災害時健康危機管理体制整備事業	1,858	926		932	p25 保1⑤
<b>社会福祉推進費(061-031)</b>	<b>329,929</b>	<b>3,685</b>	<b>22,429</b>	<b>303,815</b>	—
太陽の国管理センター等管理運営委託事業	68,002	3,685	76	64,241	p26 保3①
太陽の国交流センター等管理運営委託事業	7,861		797	7,064	p26 保3③
退職手当精算交付金	24,467			24,467	p26 保3②
太陽の国病院管理運営委託事業	209,846		1,803	208,043	p26 保3④
太陽の国施設改修整備事業	19,753		19,753		p26 保3⑥
<b>ふれあい福祉基金(061-200)</b>	<b>352</b>		<b>352</b>		—
ふれあい福祉基金の運用益積立	352		352		p24 保1③
<b>地域医療介護総合確保対策費(061-210)</b>	<b>2,926,597</b>	<b>1,950,873</b>	<b>286</b>	<b>975,438</b>	—
地域医療介護総合確保基金造成事業	2,926,597	1,950,873	286	975,438	p25 保1⑥
<b>高齢福祉総務費</b>	<b>24,199,915</b>		<b>880,692</b>	<b>23,319,223</b>	—
職員費(065-090)	168,876		16	168,860	—
高齢者医療給付費(065-050)	24,031,039		880,676	23,150,363	—
後期高齢者医療給付費県費負担金	18,608,944			18,608,944	p31 国2①
後期高齢者医療保険基盤安定制度	3,559,157			3,559,157	p31 国2②
後期高齢者医療高額医療費県費負担金	982,060			982,060	p31 国2③
後期高齢者医療財政安定化基金	676		676		p31 国2④
後期高齢者医療財政安定化基金事業	880,000		880,000		p31 国2⑤
後期高齢者医療技術的助言等事業	202			202	p31 国2⑥
<b>国民健康保険指導費</b>	<b>16,208,785</b>		<b>181,308</b>	<b>16,027,477</b>	—
国保指導費(067-020)	10,397,980		1,308	10,396,672	—
保険者等指導監督等事業	5,840		7	5,833	p27 国1(1)①
国民健康保険広域化等事業	1,301		1,301		p27 国1(1)②
国民健康保険特別会計繰出金	10,390,839			10,390,839	p27 国1(1)③
国保助成費(067-030)	5,810,805		180,000	5,630,805	—
保険基盤安定負担制度	5,630,805			5,630,805	p27 国1(2)①
国保基金貸付金	180,000		180,000		p28 国1(2)②
<b>児童福祉総務費</b>	<b>2,882,690</b>	<b>145,773</b>	<b>345,546</b>	<b>2,391,371</b>	—
職員費(072-010)	2,882,690	145,773	345,546	2,391,371	—
<b>生活保護総務費</b>	<b>275,608</b>	<b>27,104</b>		<b>248,504</b>	—
職員費(077-010)	275,608	27,104		248,504	—
<b>公衆衛生総務費</b>	<b>1,118,174</b>		<b>795</b>	<b>1,117,379</b>	—
職員費(091-010)	1,118,174		795	1,117,379	—
<b>環境衛生費</b>	<b>776,850</b>		<b>62,763</b>	<b>714,087</b>	—
職員費(096-010)	776,850		62,763	714,087	—

保健福祉総室

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>保健福祉事務所費</b>	<b>2,387,173</b>		<b>394,127</b>	<b>1,993,046</b>	—
職員費(099-010)	1,848,403		8,657	1,839,746	—
管理運営費(099-021)	149,144		1,100	148,044	—
保健福祉事務所管理運営経常経費	118,685		1,100	117,585	p25 保2①
中核市事務処理の特例等交付金	30,459			30,459	p25 保2③
施設整備費(099-040)	389,626		384,370	5,256	—
保健福祉事務所施設・設備整備事業	389,626		384,370	5,256	p25 保2②
<b>医薬総務費</b>	<b>1,025,405</b>		<b>206,340</b>	<b>819,065</b>	—
職員費(101-010)	649,531		61,237	588,294	—
災害派遣職員等受入経費(101-010)	64,333		904	63,429	—
管理運営費(101-020)	311,541		144,199	167,342	—
管理運営経常経費	25,553		67	25,486	p25 保1④
管理運営行政経費(その他の事業)	104,854		3,632	101,222	p25 保1④
部局事業調整費	25,000			25,000	—
(新)特定復興再生拠点区域整備事業	156,134		140,500	15,634	—
<b>雇用対策総務費</b>	<b>3,043</b>		<b>443</b>	<b>2,600</b>	—
勤労身体障害者体育館運営費(127-140)	3,043		443	2,600	—
勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	3,043		443	2,600	p26 保3⑤
<b>病院事業費</b>	<b>5,653,722</b>		<b>1,700,000</b>	<b>3,953,722</b>	—
病院事業費(366-010)	5,653,722		1,700,000	3,953,722	—
県立病院事業費運営費負担金(病院局)	3,128,753			3,128,753	—
県立病院事業費運営費補助金(病院局)	824,969			824,969	—
一時貸付金(病院局)	1,700,000		1,700,000		—
<b>合計</b>	<b>58,525,678</b>	<b>2,167,727</b>	<b>3,814,047</b>	<b>52,543,904</b>	—

○国民健康保険特別会計

<b>一般管理費</b>	<b>79,835</b>	<b>2,220</b>	<b>77,615</b>		—
職員費(869-020)	72,778		72,778		p28 国1(特会)②
管理費(869-010)	7,057	2,220	4,837		—
管理費	7,057	2,220	4,837		p28 国1(特会)①
<b>運営協議会費</b>	<b>478</b>		<b>478</b>		—
運営協議会費(871-010)	478		478		—
運営協議会費	478		478		p28 国1(特会)③
<b>保険者機能強化事業費</b>	<b>24,378</b>	<b>24,355</b>	<b>23</b>		—
保険者機能強化事業費(879-010)	24,378	24,355	23		—
保険者機能強化事業費	24,378	24,355	23		p28 国1(特会)④
<b>普通交付金</b>	<b>126,691,933</b>	<b>32,959,038</b>	<b>93,732,895</b>		—
普通交付金(860-010)	126,691,933	32,959,038	93,732,895		—
普通交付金	126,691,933	32,959,038	93,732,895		p28 国1(特会)⑤
<b>特別交付金</b>	<b>9,856,291</b>	<b>8,695,968</b>	<b>1,160,323</b>		—
特別交付金(861-010)	9,856,291	8,695,968	1,160,323		—
特別交付金	9,856,291	8,695,968	1,160,323		p29 国1(特会)⑥
<b>後期高齢者支援金</b>	<b>25,012,095</b>	<b>10,755,200</b>	<b>14,256,895</b>		—
後期高齢者支援金(865-010)	25,012,095	10,755,200	14,256,895		—
後期高齢者支援金	25,012,095	10,755,200	14,256,895		p29 国1(特会)⑦
<b>後期高齢者関係事務費拠出金</b>	<b>1,808</b>		<b>1,808</b>		—
後期高齢者関係事務費拠出金(866-010)	1,808		1,808		—
後期高齢者関係事務費拠出金	1,808		1,808		p29 国1(特会)⑧

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>前期高齢者納付金</b>	<b>99,921</b>		<b>99,921</b>		—
前期高齢者納付金(863-010)	99,921		99,921		—
前期高齢者納付金	99,921		99,921		p29 国1(特会)⑨
<b>前期高齢者関係事務費拠出金</b>	<b>1,738</b>		<b>1,738</b>		—
前期高齢者関係事務費拠出金(864-010)	1,738		1,738		—
前期高齢者関係事務費拠出金	1,738		1,738		p29 国1(特会)⑩
<b>介護納付金</b>	<b>9,406,964</b>	<b>3,848,303</b>	<b>5,558,661</b>		—
介護納付金(862-010)	9,406,964	3,848,303	5,558,661		—
介護納付金	9,406,964	3,848,303	5,558,661		p29 国1(特会)⑪
<b>病床転換支援金</b>	<b>1,019</b>		<b>1,019</b>		—
病床転換支援金(867-010)	1,019		1,019		—
病床転換支援金	1,019		1,019		p29 国1(特会)⑫
<b>病床転換助成関係事務費拠出金</b>	<b>163</b>		<b>163</b>		—
病床転換助成関係事務費拠出金(868-010)	163		163		—
病床転換助成関係事務費拠出金	163		163		p29 国1(特会)⑬
<b>特別高額医療費共同事業事業費拠出金</b>	<b>173,402</b>	<b>63,535</b>	<b>109,867</b>		—
特別高額医療費共同事業事業費拠出金(872-010)	173,402	63,535	109,867		—
特別高額医療費共同事業事業費拠出金	173,402	63,535	109,867		p30 国1(特会)⑭
<b>特別高額医療費共同事業事務費拠出金</b>	<b>191</b>		<b>191</b>		—
特別高額医療費共同事業事務費拠出金(878-010)	191		191		—
特別高額医療費共同事業事務費拠出金	191		191		p30 国1(特会)⑮
<b>財政安定化基金貸付金</b>	<b>180,000</b>		<b>180,000</b>		—
財政安定化基金貸付金(873-010)	180,000		180,000		—
財政安定化基金貸付金	180,000		180,000		p30 国1(特会)⑯
<b>財政安定化基金積立金</b>	<b>11,979</b>		<b>11,979</b>		—
財政安定化基金積立金(875-010)	11,979		11,979		—
財政安定化基金積立金	11,979		11,979		p30 国1(特会)⑰
<b>保健事業</b>	<b>28,379</b>	<b>28,343</b>	<b>36</b>		—
保健事業(880-010)	28,379	28,343	36		—
国保健康づくり推進事業	28,379	28,343	36		p30 国1(特会)⑱
<b>子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業</b>	<b>73,967</b>		<b>73,967</b>		—
子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業	73,967		73,967		—
子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業	73,967		73,967		p30 国1(特会)⑲
<b>療養給付費等負担金償還金</b>	<b>2,782,946</b>		<b>2,782,946</b>		—
療養給付費等負担金償還金(884-010)	2,782,946		2,782,946		—
療養給付費等負担金償還金	2,782,946		2,782,946		p30 国1(特会)⑳
<b>療養給付費等交付金償還金</b>	<b>90,948</b>		<b>90,948</b>		—
療養給付費等交付金償還金(885-010)	90,948		90,948		—
療養給付費等交付金償還金	90,948		90,948		p30 国1(特会)㉑
<b>特定健康診査等負担金償還金</b>	<b>12,010</b>		<b>12,010</b>		—
特定健康診査等負担金償還金(886-010)	12,010		12,010		—
特定健康診査等負担金償還金	12,010		12,010		p30 国1(特会)㉒
<b>特別調整交付金償還金</b>	<b>1,131</b>		<b>1,131</b>		—
特別調整交付金償還金	1,131		1,131		—
特別調整交付金償還金	1,131		1,131		p30 国1(特会)㉓
<b>合 計</b>	<b>174,531,576</b>	<b>56,376,962</b>	<b>118,154,614</b>		—

- 社会福祉課
- 福祉監査課
- 高齢福祉課
- 障がい福祉課

(生活福祉総室)

## (1) 施策の基本方針

### ○ 社会福祉課

少子高齢化の進行に伴う福祉ニーズの多様化・高度化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められており、地域社会において、すべての人が個人として尊重される福祉コミュニティの形成がこれまでも増して重要となってきた。

このため、地域での総合的な福祉サービス提供体制の構築を目指した住民参加による「地域福祉の推進」を基本として、誰もが家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送れるよう、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

#### 1 地域福祉の推進

- (1) 少子高齢社会において、「自助・共助・公助」のシステムが適切に組み合わせられた福祉社会づくりが重要な課題であり、ボランティア活動などの民間の福祉活動の果たす役割が、これまで以上に重要になっている。

このため、日頃から要援護者の情報を適切に把握し、地域住民等との間で地域の課題の共有を図ることで、要援護者が安心して地域での生活を送ることができるよう、福島県地域福祉支援計画に基づき、市町村地域福祉計画の策定を促し、進行管理を行うとともに、当該計画は、令和2年度が計画期間の終期となることから、平成30年4月施行の改正社会福祉法を踏まえて、計画の見直しを行う。

また、県民の福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの活動を支援するとともに、福祉ボランティア・NPO活動に関する情報提供や相互交流等の機能充実を図る。

- (2) 各地域において活動する民間事業者等における高齢者等の孤立化や虐待の防止を目的とした地域の見守りに関する取組を促進するため、民間事業者等との協定締結を進める。
- (3) 福祉サービスが措置から契約に基づく利用に移行していることに伴い、安心して福祉サービスを利用できる仕組みを充実させる必要がある。

このため、「日常生活自立支援事業」により、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障のある者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する。

- (4) 低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図り、また失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「生活福祉資金貸付事業」などを実施する県社会福祉協議会の取組を支援する。
- (5) 大規模災害時に、障がい者や高齢者等の要配慮者の二次被害防止や広域的な福祉支援体制の構築を目的として設立した福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を運営するとともに、災害派遣福祉チームを養成し、避難所等への派遣体制を整備する。

#### 2 民間福祉団体等への支援と連携

- (1) 身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が図られるためには、多様な主体が参加し推進する各種の地域福祉活動の展開がこれまでも増して重要となってきた。

このため、福祉に対する県民の理解と参加を促進し、県民ニーズに合った福祉サービスの提供、福祉のまちづくりなど多様な民間福祉活動の振興を図る。

また、これら地域福祉を推進する上で民間活動の中核となる社会福祉協議会の活動基盤の整備や関係機関・団体との連携などを促進する。

- (2) 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民に最も身近なところで相談・支援活動を行っていることから、地域における要援助者等の把握、助言及び援助の的確な実施のため、民生委員活動の充実を図る。

### 3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

喫緊の課題である福祉・介護人材不足に対応するため、介護の仕事のイメージアップや人材マッチングを始め、介護人材の確保、育成、定着の五つを施策の柱とし福祉・介護人材確保に向けた取組を実施する。

- (1) 介護イメージアップについては、教育庁と連携した小中高生とその保護者等向け介護の職場体験会、仕事説明会、見学会の開催や介護の仕事の体験型イベントを開催し介護の仕事のイメージアップを図る。
- (2) 人材マッチングについては、就職フェア・合同説明会の開催や福祉人材センターによる相談、紹介などを実施し人材マッチングを促進する。
- (3) 人材確保については、介護に関する入門的研修の実施や介護助手の導入支援のほか、外国人介護人材の受入環境を整備する事業の実施など、介護人材の確保を図る。
- (4) 人材育成については、介護職員初任者研修や実務者研修、キャリアアップ研修の開催などに対する支援を行い資質向上を図る。
- (5) 人材定着については、若手介護職員を対象とする「福祉・介護職員のつどい」を開催し、介護職員の定着を促進するとともに、がんばる介護職員応援表彰事業を実施し中堅介護職員のモチベーションの向上を図る。

### 4 生活保護及び生活困窮者自立支援事業の適正実施

- (1) 被保護世帯の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努める。
- (2) 生活保護行政がより適正かつ効果的に運営できるようにするため、「福島県生活保護法施行事務監査実施要綱」に基づき、福祉事務所への施行事務監査を実施し、援助・指導を行う。
- (3) 被保護世帯の自立を支援するため、子育て世帯や母子世帯に対する支援を充実させ、自立支援に関する取組を推進する。
- (4) 高齢の親が年金等で中高年の子を養う8050問題や中高年のひきこもり等多様な問題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、他機関等と連携を図りながら、包括的な相談支援事業等を実施する。
- (5) 貧困の世代間連鎖を解消するため、生活困窮者世帯等の小学生、中学生及び高校生等を対象に高校進学支援及び高校中退防止等の取組を行う「福島県子どもの学習支援事業」を実施する。

### 5 援護事業の推進

- (1) 旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族などへの支援と福祉の増進を図るとともに、戦没者の追悼に関する施策を実施する。

また、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、第十一回特別弔慰金の受付・点検処理、審査及び裁定事務を適切に実施する。

- (2) 未帰還者の調査究明、中国残留邦人等の援護推進による生活の安定を図る。

## 6 東日本大震災からの復興

- (1) 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、研修受講料や就職準備金の貸与や住宅情報の提供を行う「被災地福祉・介護人材確保支援事業」の実施により、福祉・介護人材を確保し、相双地域等の介護サービス提供体制の整備を図る。
- (2) 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援等を行う生活支援相談員を配置するなど、避難者の日常生活を支援する取組を支援する。

## ○ 福祉監査課

高齢化等の進行に伴い福祉サービスのニーズが増大・多様化しており、この提供主体となる事業者等も増加している。

こうしたニーズに応える福祉サービスが適切に提供されるためには、社会福祉法人や事業者等が適正な運営を行い、福祉サービスの質の維持・確保を図ることが重要となっている。

このため、社会福祉法人に対する各種認可事務のほか、社会福祉法人・施設や介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適切に実施する。

また、福祉サービスの質の向上を促進するため、社会福祉施設職員を対象とした階層別研修事業等の実施や施設種別に応じた実践力を効果的に身につける新人教育などを充実させることにより、人材の育成を推進する。

### 1 社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

- (1) 社会福祉法人に対する設立認可・監査等を通して、社会福祉法人の安定的・継続的な運営を図る。

また、国から移譲された社会福祉法人に係る事務について適正な事務の執行に努めるとともに、市へ移譲した社会福祉法人に係る事務について、引き続き社会福祉法人事務連絡会議等において市との連携を図る。

- (2) 社会福祉施設に対する指導・監査を通して、社会福祉施設の適正な運営の確保を図る。

### 2 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び給付の適正化

介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者に対する指導監査等を実施し、県民が安心して介護・障害福祉サービスを受けられる環境を確保するとともに、給付の適正化を図る。

### 3 福祉サービスの質の向上の促進

- (1) 利用者と事業者間では解決困難な問題を公正・中立な立場から適切に解決するための運営適正化委員会の運営を支援する。

- (2) 社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」を推進する。
- (3) 社会福祉法第92条の規定に基づき社会福祉事業従事者等の資質向上を図るため、県社会福祉協議会に委託し、「社会福祉関係職員研修事業」を実施する。

## ○ 高齢福祉課

人口減少と高齢化が同時に進行している現在、高齢者の誰もが尊重され、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりがますます重要となっている。

このため、『高齢者一人ひとりが大切にされ、いきいきと、健やかに、安心して生活できる、地域で支え合う「ふくしま」の実現』を基本理念とする「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、介護サービス基盤の整備、高齢者が安心して暮らせる環境の整備等の取組を本格化していくとともに、東日本大震災と原子力災害からの復興のための被災高齢者への支援を継続するなど、高齢者一人ひとりがその人らしく生涯を送ることのできる地域社会の実現を目指していく。

また、福島県認知症施策推進行動計画（県版オレンジプラン、計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づき、「認知症についての正しい知識の普及・啓発」「早期診断・早期対応の体制整備と連携強化」「若年性認知症対策の強化」「認知症の人とその家族への支援の充実」の4つを基本方針として掲げ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、市町村や関係機関、地域住民等と連携しながら、地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制構築を目指していく。

そして、介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、負担と給付の関係を明確にする社会保険方式により平成12年4月から運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度である。

この介護保険制度が円滑に運営されていくよう、第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画に基づき、制度の基本的理念や内容について県民の十分な理解促進を図り、適切なサービス利用を推進するとともに、保険者である市町村の適切な制度運営の確保、事業者によるサービス供給体制の充実やサービスの質の向上などに向け、各種施策を実施していく。

### 1 認知症施策の推進

- (1) 認知症についての正しい知識の普及・啓発を図るため、認知症サポーター養成講座の開催を支援する。

また、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、認知症カフェの普及や地域の見守り体制の構築を支援するとともに、養成された認知症サポーターの活躍の場の拡大を図る。

- (2) 認知症の早期診断・早期対応の体制として、医療及び介護職員等の認知症対応力向上を図るとともに、地域の認知症医療提供の拠点である「認知症疾患医療センター」の整備を推進する。
- (3) 若年性認知症対策を強化するため、若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症の人や家族、企業からの相談対応や支援者同士のネットワークの構築を推進する。

## 2 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション実施機関への支援や関係機関との連携等を推進する。

## 3 介護サービス基盤の整備

- (1) 介護保険サービスの基盤づくりを図るために、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等の介護保険サービスの施設整備を計画的に進める。  
また、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域密着型の小規模介護施設等の計画的な整備を支援する。  
さらに特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設等におけるユニットケアの導入促進を図るため、「特養ユニットケア推進事業」を実施する。
- (2) 介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- (3) 介護保険制度の要となる介護支援専門員の資質向上を図るため、実際に業務に従事している介護支援専門員を対象とした研修等を実施する。
- (4) 利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要かつ十分な情報を取得できるよう、介護サービス情報の公表を行い、介護サービスの質の向上を目指す。

## 4 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 市町村に対し、介護給付費負担金として、介護給付及び予防給付に要する費用の100分の12.5（施設等に係る費用は100分の17.5）を負担するとともに、介護保険財政安定化基金を設置し、保険財政に不足が生じる市町村に対し資金の貸付等を行う。また、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。
- (2) 低所得者の負担の軽減等の観点から、障がい者施策においてホームヘルプサービスを利用して低所得者や社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用する低所得者等の利用者負担について軽減措置を行う。
- (3) 市町村の地域支援事業の適切かつ効果的な実施を推進するため、地域支援事業交付金を交付し、保険者事務（地域支援事業）について、引き続き支援・助言を行う。
- (4) 市町村における公正・公平な要介護認定を確保するため、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修会、主治医意見書研修会等を実施する。
- (5) 制度の適正な運営を図るため、保険者である市町村が行った処分に対する審査請求の審理・裁決を行う「福島県介護保険審査会」を設置運営する。
- (6) 市町村の介護保険事業の適正な運営及び保険財政の健全化を推進するため、保険者事務に関する事項について支援・助言を行う。  
また、介護費用が増大する中、健全な保険者運営が図られるよう、要介護者等の自立支援に向けた適切な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの推進など、介護給付の適正化に取り組む。

## 5 高齢者の権利擁護の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進に関する会議及び各種研修等を実施するとともに、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。

## 6 東日本大震災からの復興

- (1) 避難指示解除区域の市町村に帰還する高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等サポート拠点の運営を支援する。
- (2) 東日本大震災により被災した高齢者施設や原子力災害により休止している高齢者施設の復旧及び事業再開に向けた取組を支援する。
- (3) 避難指示解除区域等において再開した介護保険施設に対し、全国の社会福祉法人等から介護職員の応援による人材確保を行うとともに、経営を維持するために必要な運営費の補助を行う。
- (4) 避難指示解除区域等で再開・新設する訪問系居宅サービス事業所、又は避難指示解除区域等に事業所がないため外部からサービスを行う訪問系居宅サービス事業所に対して、運営支援を行う。

## ○ 障がい福祉課

「福島県障がい者計画」の基本理念である「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」のもと、「障がいのある方の地域生活への移行支援」「障がいのある方が自立した生活を送るための支援」「障がいのある方が活躍できる社会づくり」「障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり」の4つの基本目標に沿って事業を積極的に実施する。

また、東日本大震災において被災した事業所等の基盤整備を支援するとともに、長期化する避難生活に伴う心身の負担軽減のため、被災者一人一人に寄り添った心のケアを継続して実施していく。

### 1 障がいのある方の地域生活への移行支援

#### 【生活支援】

- (1) 障がい福祉サービスの充実

在宅障がい者の日常生活を向上させるため、居宅介護等のサービス事業、短期入所事業などを推進する。

地域社会で共同生活を営む障がい者に対しては、日常生活の援助等を行うため、共同生活援助（グループホーム）事業を推進する。

また、障がいのある方の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行うとともに、県立の社会福祉施設においては老朽化等により建替工事等を行うための必要な事業を実施する。

さらに、障害福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、事業者に対して指導監査を行う。

- (2) 相談支援体制の構築

障がい者が地域において自立して生活できるよう、県自立支援協議会の活動等を通じ、地域（自立支援）協議会を中心とした相談支援体制の整備を図る。

また、高次脳機能障がいに関しては、県及び圏域支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者や家族への相談支援を実施し、サロンを開催するほか、高次脳機能障がい者の支援に実際に関わる障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修会を開催する。また、各圏域で連絡会議を開催し、身近な地域での支援体制の構築を図るほか、チラシ等を作成・配布し、広く県民へ普及啓発を図る。

- (3) 地域生活への移行の促進・定着

障がいのある方本人が暮らしたいと望む地域において、地域社会の構成員として自分らしい生活が実現できるよう、県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置して、障がい者の地域生活へ

の移行及び定着を支援する。また、事業主体である地域の（自立支援）協議会等を支援する。

受入条件が整えば退院可能な長期入院者については、自立訓練等により自立力を高め退院を促進するとともに、圏域連絡会や各地域（自立支援）協議会において、関係機関の連携の下、地域生活の定着を図る。

### 【保健・医療・福祉】

#### (1) 保健・医療・福祉体制の充実

東日本大震災や長期化する避難生活によるストレスの増大、アルコール依存等により、精神的健康の維持が難しくなることが懸念されていることから、保健機関等の連携を図りながら、心の健康づくりの推進に努める。

精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した処遇の確保を図るため、精神科救急医療システムの整備を推進するとともに、精神科病院に対する指導等により、適正な精神医療の確保と充実に努める。

原因が不明で治療法が未確立である難病対策については、難病に関する医療の確立と普及を図るため、難病の患者に対する医療に関する法律に基づく指定難病医療費助成事業に取り組み、患者の医療費の負担軽減を図る。

また、患者や家族が安心して療養生活を送れるよう、難病在宅療養者支援体制整備事業、重症難病患者療養支援ネットワーク事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業などに取り組み、患者や家族の療養支援と難病医療体制の整備に努める。

さらに、難病相談支援センターでの相談及び難病患者支援セミナー事業などにより支援体制の充実に努める。

#### (2) 自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進

県内の自殺者数は未だ高水準で推移していることから、専門的な窓口として設置した地域自殺対策推進センターにおいて適切な相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図る。また、若年層や自死遺族に対する支援、ゲートキーパーの養成や自殺予防のための普及啓発活動等の強化を図るなど、自殺対策の充実に努める。

住民により身近なところでの取組が重要であるため、地域自殺対策推進センターにおいて、自殺対策に取り組む市町村の計画策定などについて適切な支援を行うとともに、圏域ごとに設置した「地域自殺対策推進協議会」を通じて自殺対策の取組を進める。

被災者の心のケアについては、心のケアセンターを設置し、東日本大震災に伴う避難の長期化によりストレスを抱える避難者に対して臨床心理士等の専門職による心のケアを行うほか、県外避難者には避難先の公認心理士協会等に相談窓口を設置するとともに、被災市町村と連携し、看護師等が戸別に訪問し健康相談を行う取組を進める。

## 2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

### 【社会参加の促進】

#### (1) 文化・スポーツ活動の振興

障がい者の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解を深めるため、関係団体等と連携を図りながら障がいのある方が創作した作品を紹介する芸術作品展を開催する。

障がい者の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置する法人に補助を行い、障がい者の芸術文化活動を推進する。

また、精神障がい者や家族等が交流を図るためのスポーツレクリエーション教室等を開催し、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。

#### (2) 社会参加活動の充実

障がい者施策をはじめとする各種施策への障がいのある方本人の意見を反映させるため、審議

会等委員などへの障がいのある方本人や家族の参画を促進する。

障がいのある方同士あるいは家族同士の相互理解を推進するため、地域における様々な障がい者団体等の交流活動を促進する。

精神障がい者の家族等が抱えている問題解決を図るための学習会、及び精神障がい者やその家族が、同じ障がいを持つ障がい者や家族に対し共感的に支援することが出来る人材育成のための講習会を開催する。

#### 【雇用・就業、経済的自立】

##### (1) 障がい者雇用の推進

障がいのある方の職業的自立を図るため、労働局と連携し「障害者就業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行う。

精神障がい者ピアサポーターに対し、福祉事業所等への雇用を目指したスキルアップ研修を行うほか、福祉事業所等に雇用促進のための研修等を行うことで、精神障がい者の雇用促進を図る。

また、県自立支援協議会就労支援部会の活動を通して、労働・福祉・教育によるネットワークを構築し、障がいのある方の就労支援における課題の分析及びその解決を図る。

##### (2) 福祉的就労の充実

「第4期福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃の向上を図るため、福島県授産事業振興会と連携し、売上の減少や生産活動が低下している就労系事業所を支援する。

### 3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

#### 【生活環境】

##### (1) 外出、移動しやすい環境整備

関係機関等と連携して、障がいのある方が外出、移動しやすい環境整備を進める。

身体障害者補助犬について、パンフレットの配布、ホームページ掲載等による周知徹底と理解促進を図るとともに、育成・貸与を行うことにより、身体障がい者の自立と社会参加を促進する。

さらに、歩行困難な方などへ県が利用証を交付することで、車椅子利用者用駐車施設を利用しやすくなるよう、おもいやり駐車場利用制度の普及に努める。

##### (2) 福祉のまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての人に配慮したまちづくりを総合的に推進するとともに、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が、誰でも安全で快適に利用できるよう、その整備を促進する。

また、条例の整備基準に適合している施設には、「やさしさマーク（条例適合証）」を交付し、条例の基本理念が浸透するよう引き続き普及啓発に努める。

#### 【障がいのある方のアクセシビリティの向上】

障がいのある方の情報利用

福島県点字図書館や福島県聴覚障害者情報支援センターを活用し、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図る。

### 4 障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり

#### 【安全・安心】

防災対策

災害時に社会福祉施設等へ必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努めるとともに、障がいのある方が迅速に避難できるように関係機関等との情報共有や連携強化の取組を支援する。

## 【差別の解消及び権利擁護の推進】

### (1) 障がい者を理由とする差別解消の推進

障がい者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法の円滑な運用を図るため障がい者を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の解消や合理的配慮等の啓発に努める。

さらに、平成31年4月に施行した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」に基づき構築した相談体制の円滑な運用を図り、障がい者を理由とする差別の解消を推進し障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

### (2) 虐待防止

関係機関・団体等と連携して虐待防止体制の強化を図るとともに、障害者虐待防止法の理念等について県民への周知徹底を図るほか、通報・相談窓口の情報提供や通報・相談がしやすい環境づくりに努める。

また、障がい者虐待の発生を防止するため、行政職員、障害者福祉施設管理者等を対象とした研修会を開催する。

### (3) 理解促進

障がいのある方もない方も、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせるよう、県、市町村、関係団体等が一丸となって県民に対する普及啓発に努める。

## (2) 事業計画

### ○ 社会福祉課担当の事業

#### 1 地域福祉の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	295,795	独立行政法人福祉医療機構が実施している「民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に要する経費について国及び県がそれぞれ1/3を補助する。  対象者：民間社会福祉施設の職員 特定社会福祉事業に従事する職員 補助先：独立行政法人福祉医療機構
② 社会福祉大会開催事業	336	県民の福祉に対する理解と積極的な民間福祉活動を促進し、「県民総ぐるみによる社会福祉活動を展開する」。  1 第74回福島県社会福祉大会において、社会福祉功労者に知事感謝状等を贈呈するとともに、大会に要する経費の一部負担をすることにより大会運営の円滑化を図る。 開催地：喜多方市 開催時期：令和2年10月29日(木) 参加者：民生委員、社会福祉関係者等1,000人  2 県内のボランティア功労者に対して知事感謝状等の贈呈を行う。
③ 地域福祉推進事務費（運営経費）	(諸収) 2,084 46)	地域福祉推進に係る事務の効率化を図る。
④ 生活福祉資金貸付等補助事業	(国庫) 66,919 28,971) (繰入) 6,000) (諸収) 8,977)	社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付を行うために必要な経費を補助する。  補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2又は定額、県1/2 (1) 県社協貸付事務費 (2) 市町村社協事務費 (3) 債権管理強化推進費 (4) 民生委員実費弁償費
⑤ 福祉ボランティア活動強化支援事業	(国庫) 7,887 3,943) (繰入) 3,944)	福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していくための経費を補助する。 県ボランティアセンター事業費補助 補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2 (1) ボランティア・市民活動の基盤強化事業 (2) 地域住民等によるセーフティネット強化事業 (3) 災害時の対応強化事業
⑥ 日常生活自立支援事業	(国庫) 65,032 32,516) (繰入) 32,516)	認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助する事業の経費を補助する。  補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2  (1) 県社協における本事業に係る契約締結の審査、研修・指導、広報啓発等

事業名	予算額	内容
		(2) 市町村社協委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村社協に県社協が業務を委託</li> <li>・ 専門員と生活支援員を配置</li> <li>・ 福祉サービスの利用や利用料支払等に係る援助を実施</li> </ul>
⑦ 地域生活定着支援事業	22,345 (国庫 17,500)	高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を整備する。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会
⑧ 生活困窮者自立支援事業	120,504 (国庫 82,860)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、高齢の親が年金等で中高年の子を養う8050問題や中高年のひきこもり、就職氷河期世代への就労支援等、問題を抱える生活困窮者に対応するため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給及びその他の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立相談支援事業 生活困窮者の自立に関する相談支援業務について、委託して実施する。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村</li> <li>2 住居確保給付金事業 各市を除く46町村の離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、県6保健福祉事務所において有期で住居確保給付金を支給する。</li> <li>3 (新) 福島県就労準備支援事業 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援及び 就労自立に関する支援等を実施する。 (1)委託先：当該事業を実施可能な法人 (2)実施区域：県内の市を除く46町村 (主に県中・県南地域の町村を中心に支援を実施し、他の地域の町村においてもニーズの把握等に努めている。)</li> <li>4 福島県一時生活支援事業 住居のない生活困窮者であって、所得等一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、自立相談支援機関により就労支援等の支援を行う。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村</li> <li>5 福島県家計改善支援事業 各市を除く46町村の家計に課題を抱える生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 (1)委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (2)実施区域：県内の市を除く46町村</li> <li>6 福島県子どもの学習支援事業 貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、各市を除く46町村の生活保護世帯・生活困窮世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止等の取組を行う。 (1)委託先：当該事業を実施可能な法人</li> </ol>

事業名	予算額	内 容
		(2)実施区域： 県内の市を除く46町村を5地区に分けて実施
⑨ 福島県広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	3,696 (国庫 1,500)	大規模災害時における障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉支援体制を整備するため、関係団体との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する災害派遣福祉チームを養成する。  1 広域災害福祉支援ネットワーク支援事業 福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を運営する。(県直営)  2 福島県災害派遣福祉チーム員養成研修 災害派遣福祉チーム員を養成するため基礎研修及び応用研修を実施する。 委託先：学校法人東北福祉大学
合 計	584,598 (国庫 167,290) (繰入 42,460) (諸収 9,023)	

## 2 民間福祉団体等への支援と連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福祉活動指導員及び事務職員設置費	34,722 (繰入 22,722)	県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費及び活動費を補助する。  対象人員：6人 補 助 先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補 助 率：定額
② 民生委員諸活動経費	88,469	民生委員法第26条に基づき、その活動に要する経費を負担する。  1 民生委員報償費 民間奉仕者である民生委員の活動の促進を図る。  2 民生委員協議会会長報償費 民生委員協議会会長の活動を推進し、民生委員の活動促進を図る。
③ 民生委員推薦会負担金	574	市町村民生委員推薦会に対する負担金
④ 民生委員協議会負担金	19,707	民生委員協議会に対する負担金 民協数(131民協)割及び民生委員数(2,933人)割
⑤ 民生委員活動事務費(経常行政経費)	586	一般経費
⑥ 民生・児童委員研修事業	654 (国庫 326)	民生・児童委員の資質向上を図るために必要な研修を行う。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会
合 計	144,712 (国庫 326) (繰入 22,722)	

3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 ① 福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業)	25,180 (繰入 25,180)	介護の仕事のイメージアップを図る介護の仕事の体験型イベントを開催するほか、福祉・介護の職場体験・仕事説明会・職場見学会等を行うことにより福祉・介護職へのイメージアップを図り、福島の福祉・介護人材の参入と定着の促進を図る。
② 福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業)	44,357 (繰入 44,357)	県社会福祉協議会(福祉人材センター)に出前就職相談事業や合同面接会、啓発事業等を委託し、人材のマッチングを支援する。
一部新 ③ 福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業)	162,953 (国庫 2,350) (繰入160,334)	<p>東日本大震災及び原子力発電所の事故による福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、緊急的に人材の確保を図るための様々な事業を総合的に展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護人材潜在的有資格者再就職支援事業 就職していない介護福祉士等有資格者の再就職を促進するため就職情報を発信するとともに、基礎的な知識や技術を取得するための講習会を開催し、人材確保を支援する。</li> <li>福祉・介護人材育成確保支援事業 就職支援金等の支給や実務者研修代替<del>え</del>職員の確保等により介護人材の確保・定着を図る。</li> <li>相双地方介護人材確保対策モデル事業 相双地方から県内外の介護福祉士等養成施設に修学する方に対し、住居費・通学費・教材費等の貸付を行うとともに、卒業後1年以内に相双地方の介護施設等に就労し3年間継続勤務した場合にその返還を免除する。</li> <li>介護に関する入門的研修の実施事業 介護に関心を持つ中高年齢者等の介護未経験者に対して、基礎的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。</li> <li>外国人介護人材受入環境整備事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境を整備するため、介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業、意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等のマッチング事業を行う。また、外国人技能実習生等を対象とした研修会を実施する。</li> <li>外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 経済連携二国間協定に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者の介護福祉士の資格取得に向けた学習支援を行う。</li> <li>介護福祉士等養成校外国人留学生受入支援事業 外国人留学生を受け入れる養成校に対し、人材育成と定着を促進するための支援を行う。</li> <li>福祉・介護人材確保対策会議・研修事業 福祉・介護人材の不足を解消するための施策を総合的・効果的に実施するため会議や研修会を実施する。</li> <li>介護職機能分化モデル事業 地域の元気な高齢者や主婦などの方々を介護助手として雇用することを支援し介護人材の確保・育成・定着とサービスの質の向上を図る。</li> </ol>

事業名	予算額	内 容
④ 福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業)	134,644 (繰入 134,644)	施設等が実施する一般向け介護職員初任者研修や学生向け介護職員初任者研修・介護福祉士の資格取得への支援とともに実務者研修受講等に対する支援のほか、新人職員に対し介護のスキルを身につけることを目的とした新任介護職員研修事業を実施する。
一部新 ⑤ 福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業)	23,804 (繰入 23,626)	福祉介護人材の定着をテーマとした専門家派遣事業の実施やキャリアパス制度及びプリセプター制度の研修を実施するほか、福祉・介護職員のつどいを開催し新たに福祉・介護職員となった方々等を知事が激励することにより、福祉・介護という職務への誇りや励みにつなげていただくとともに、がんばる介護職員応援表彰事業により中堅職員のモチベーション向上と定着促進を図る。
⑥ 福祉人材センター運営事業	13,874 (国庫 2,649)	社会福祉事業従事者の確保及び資質の向上を目的に、福祉人材の確保対策を積極的に推進する。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 (1) 無料職業紹介事業 (2) 福祉人材確保相談事業 (3) 福祉に関する啓発・広報事業
⑦ ホームヘルプパワーアップ作戦	1,047 (繰入 1,047)	訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会 実施回数：新任訪問介護員研修 1回 介護テーマ別技術向上研修 2回 訪問介護適正実施研修 2回
⑧ 地域医療介護総合確保事業(介護人材の確保)	135,300 (繰入 135,300)	介護人材の確保・資質の向上を図るため、介護人材のすそ野の拡大や介護職員等のキャリアアップに取り組む。 1 参入促進事業 地域住民等に介護や介護の仕事の理解促進を図るための研修を実施する団体等を支援する。 2 資質向上事業 中堅職員のマネジメント研修や、医療的ケア・認知症ケアに携わる人材の研修等の他、介護予防の推進に資する指導者の研修等を実施する団体等を支援する。 3 労働環境改善支援事業 雇用管理改善方策普及・促進に関する研修を実施する団体等を支援する。
⑨ 介護実習・普及事業	33,249	介護実習・普及センターにおいて、地域住民に介護知識、介護技術を普及するとともに、介護のための福祉用具の展示、普及を図る。  指定管理者：(公財) 福島県青少年育成・男女共生推進機構 設置場所：二本松市(男女共生センター内)
合 計	574,408 (国庫 4,999) (繰入 524,488)	

4 生活保護の適正実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 住所不定者措置費負担金	115,658	住所不定者を保護した市（中核市を除く）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4の額を県が負担する。  交付対象：県内10市で住所不定者を取り扱った市 交付金額：1/4(国3/4)
② 生活保護扶助費	2,816,476 (国庫2,112,356) (諸収 1)	県内46町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、自立を助長するために生活保護法に基づく各扶助を実施する。  交付対象：郡部46町村に居住する生活困窮者
③ 生活保護適正実施推進事業	82,157 (国庫 59,605) (諸収 135)	生活困窮者自立相談支援事業等（被保護者就労支援事業、生活保護適正実施推進事業）により、保護の実施体制の充実を図り、要保護者への援助等、生活保護制度の適正実施を推進する。  1 被保護者自立促進事業 52,445千円 生活保護受給者の自立・就労等を支援するため、就労支援員、退院促進員及び健康管理支援員等を保健福祉事務所に配置する。 2 生活保護適正実施推進事業 29,712千円 生活保護の適正な運営を確保するため診療報酬明細書の点検充実事業、収入資産等調査徹底事業、生活保護関係職員の資質向上のための各種研修事業等を実施する。
④ 生活保護施行事務経費(経常経費)	1,420	生活保護施行に要する一般経費
⑤ 生活保護指導職員業務経費	413 (国庫 413)	本庁に配置する生活保護指導職員により管内福祉事務所の施行状況把握を行うとともに、資質向上のための自己研修等を行う。
⑥ 生活保護医療・介護関係事務委託事業	6,552	1 診療報酬審査支払事務委託事業 診療報酬の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金福島支部に委託し、医療扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。  2 介護報酬審査支払事務委託事業 介護報酬の審査及び支払いに関する事務を福島県国民健康保険団体連合会に委託し、介護扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。  3 要介護状態等審査判定事務委託事業 介護保険被保険者以外の者に係る要介護認定等の審査判定を町村及び一部事務組合に委託し、介護扶助の適正実施に資する。
⑦ 行旅死亡人取扱負担金	1,427	行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づき、行旅中死亡して引取者のいない者等について、市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。
合 計	3,024,103 (国庫2,172,374) (諸収 136)	

## 5 援護事業の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費)	736	戦没者の忠魂・慰霊の地である小田山忠霊堂の維持管理を行う。 委託先：(一財)福島県遺族会
② 援護業務施行事務経費	2,456	経常的な下記援護業務を行う。 1 全国戦没者追悼式等慰霊事業への参加等 2 県戦没者追悼式の開催 3 兵籍システム維持管理経費 ほか
③ 援護業務団体に対する助成費	1,474	援護業務団体に対する運営費等助成 補助先：(一財)福島県遺族会
④ 旧軍関係調査等事務経費	2,307 (国庫 287) (諸収 5)	旧軍人・軍属等に関する下記事務を行う。 1 旧軍人・軍属等の遺骨・遺品等の調査・伝達、身上処理等を行う。 2 旧軍人・軍属等に対する恩給受給権調査並びに請求指導等、各種年金への在職期間通算のための軍歴証明事務を行う。 3 上記事務を行うため旧軍人恩給等請求専門員を配置 4 未帰還者等に関する調査を行う。
⑤ 遺家族等援護事務経費	16,517 (国庫 16,478) (諸収 39)	戦傷病者、戦没者遺族等を援護するため、下記の法律に基づく援護業務を行う。 1 戦傷病者特別援護法に基づく援護業務 公務上の傷病を受けた旧軍人・軍属等に対して、戦傷病者手帳の交付、療養費の給付及び葬祭費の支給、補装具の支給及び修理、戦傷病者乗車券類引換証の交付等の各種援護を行う。 また、戦傷病者相談員を配置し、戦傷病者の福祉の増進を図る。 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護業務 遺族年金、給与金等の請求指導を行うと共に、戦没者遺族相談員を配置し、戦没者遺族の福祉の増進を図る。 3 各種特別給付金支給法に基づく援護業務 戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する各種給付金支給法並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、給付金等の支給事務、請求指導等を行う。
⑥ 引揚者に対する援護事業	840 (国庫 840)	中国等からの引揚者に対して、帰国後の定着・自立を促進するための各種事業を行う。 1 中国帰国者等定着自立促進事業 自立支援通訳を配置し、医療通訳等の支援等を行うとともに、地域生活支援プログラムの実施、中国帰国者同士の交流事業の実施等により、日本語学習支援、生活支援を行う。 2 中国帰国者スクーリング事業 中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)が実施している「遠隔学習課程」の補完授業として、中国帰国者に対して対面方式による日本語学習のスクーリングを行う。 3 支援相談員の設置 中国残留邦人等が安心した生活を送ることができるようにするため、中国残留邦人等に理解があり、中国語ができ、ニーズに応じた助言等を行うことができる支援相談員を配置する。 4 中国残留邦人等支援給付金支給事務監査 支援給付金支給事務及び配偶者支援金支給事務の適否について検討し、必要な是正改善措置を講ずることによって適正な運用を確保するため、監査を実施する。

事業名	予算額	内 容
⑦ 中国残留邦人生活支援給付事業	126 (国庫 94)	永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。
合 計	24,456 (国庫 17,699) (諸収 44)	

## 6 東日本大震災からの復興

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 避難者見守り活動支援事業	852,772 (国庫 852,772)	東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援、住民同士の交流の場の提供等を行う相談員を配置するなど、避難者の日常生活を支援する取組を支援する。  1 被災者見守り・相談支援事業 補助先：社会福祉協議会、NPO法人 補助率：国10/10
合 計	852,772 (国庫 852,772)	

○ 福祉監査課担当の事業

1 社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 社会福祉法人指導事務費（経常行政経費）	136	<p>社会福祉法に基づく認可等事務を行うとともに、社会福祉法人・施設に対して運営指導等を行いながら、法人・施設の適正な運営の確保に努める。</p> <p>また、指導監査体制の強化に資するため、指導監査担当職員研修会等により、指導監査担当職員の資質向上を図る。</p> <p>(1) 社会福祉法人の認可等事務（地域協議会含む）                      (2) 法人・施設に対する運営指導                      (3) 指導監査担当職員研修会                      (4) 社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議                      (5) 社会福祉法人等代表者会議</p>
② 社会福祉法人監督事務費	1,899 (国庫 177)	<p>社会福祉法人・施設に対する指導監査を通して、法人・施設の適正な運営の確保に努める。</p> <p>また、社会福祉法人に関する定款の認可等の事務について、平成25年4月から所轄庁となった市との連携を図る。</p> <p>(1) 本庁一般監査                      (2) 保健福祉事務所一般監査                      (3) 特別監査                      (4) 厚生労働省研修                      (5) 監査事務等経費                      (6) 新設法人・施設に対する相談・指導                      (7) 各市への指導監督支援経費 ほか</p>
合計	2,035 (国庫 177)	

2 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化（単位：千円）

事業名	予算額	内容
① 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	290	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、指導等を実施する。</p> <p>(1) 集団指導                      事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。                      (2) 実地指導等                      指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地で確認し、指導等を実施する。                      (3) 指導担当職員研修                      各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。</p>
② 介護保険施設等の指導等事業	1,702	<p>介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づき指導監査を実施する。</p> <p>(1) 集団指導                      事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。                      (2) 実地指導等                      指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認し、指導等を実施する。</p>

事業名	予算額	内容
		(3) 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。
合計	1,992	

### 3 福祉サービスの質の向上の促進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 福祉サービス苦情解決事業	4,017 (国庫 2,008) (繰入 2,009)	福祉サービスに関する利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決等のため、県社協に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、苦情を公正かつ円滑に解決する体制を整備するための経費を補助する。 補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：国 1/2、県 1/2  (1) 運営適正化委員会の運営 ・ 苦情解決のための調査、指導・助言、あっせん ・ 県への通知、情報提供等 (2) 事務局の運営 ・ 苦情の受付、調査等 ・ 委員会の運営 ・ 事業に関する広報・啓発
② 福祉サービス第三者評価事業	543 (諸収 332)	福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者による客観的な評価事業の推進を図る。  1 福祉サービス第三者評価推進組織事業 福祉サービス第三者評価推進会議において評価基準等について検討し、事業の推進を図る。  2 評価調査者養成研修 全国社会福祉協議会が実施した評価調査者の指導者養成研修修了者を講師として評価調査者養成研修を実施する。
③ 社会福祉関係職員研修事業	18,385	社会福祉関係職員及び地域福祉従事者等に対し、社会福祉に関する研修を実施し、専門的知識の向上及び技術の修得を図る。  研修項目：21項目 (1) 社会福祉施設職員研修 (階層別・施設別・課題別等) (2) 法人・施設等役職員研修 対象者：3,530人 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会
④ 社会福祉関係職員研修受講旅費負担金 (運営経費)	194	研修受講に係る経費
合計	23,139 (国庫 2,008) (繰入 2,009) (諸収 332)	

○ 高齢福祉課担当の事業

1 認知症施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 福島県認知症施策推進総合戦略(県版オレンジプラン)推進事業	19,427 (国庫 16,424) (諸収 3)	福島県認知症施策推進行動計画(県版オレンジプラン)に基づき、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人や家族、地域住民の交流の場の普及や相談窓口の開設などを実施する。 また、認知症の早期診断・早期対応体制整備の加速化を図るため、医療従事者の認知症対応力向上を図るとともに、市町村が設置・配置している認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の体制強化を支援する。  1 認知症施策推進協議会 認知症施策推進協議会を開催し、福島県版オレンジプランの策定や進行管理、認知症施策全般に関する協議を行う。 新 2 認知症オレンジリング拡大事業 認知症について正しく理解し地域全体で認知症の人や家族などを支援する認知症サポーターの活躍の場を広げるための取組を実施する。  3 認知症コールセンター事業 認知症高齢者を支援するため、認知症の人を支える家族等が、認知症の介護における悩みなどを気軽に相談できる専用相談窓口を開設する。  4 認知症対応力向上研修 認知症の人に関わる医師、看護師、地域支援関係者等に対して研修を行うことにより、認知症対応力の向上を図る。  5 若年性認知症対策推進事業 若年性認知症対策の強化のため、若年性認知症コーディネーターを配置するとともに、若年性認知症の特性に配慮した就労支援、社会参加支援等の推進を図る。
② 認知症疾患医療センター運営事業	33,984 (国庫 16,992)	認知症の早期診断・早期対応体制の一層の整備を図るため、認知症における専門医療の提供、医療と介護等の連携の中核機関として、認知症疾患医療センターを指定し、運営業務を委託する。
③ 認知症介護実践者等養成事業	8,766 (繰入 5,654)	1 実践研修 認知症介護職員等に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施し、介護技術の向上を図る。 2 指導者養成事業 認知症介護指導者養成のため対象者を認知症介護指導者養成研修に派遣するとともに、研修に職員を参加させる施設への後方支援に係る経費を補助する。
合 計	62,177 (国庫 33,416) (繰入 5,654) (諸収 3)	

## 2 地域リハビリテーションの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	6,433 (国庫 6,433)	高齢者や障がい者が、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが実施され、住み慣れた地域においていきいきとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。 1 地域リハビリテーション協議会の運営 広域支援センター等が実施する事業及び指定についての検討・調整を行う。 2 地域リハビリテーション広域支援センターの運営 各圏域毎に指定している広域支援センターが、連絡協議会を設置・運営するとともに、リハビリテーション実施機関への支援活動を実施する。 3 仮設住宅等における生活機能支援事業 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的に、運動を中心とした研修会を開催する。
合 計	6,433 (国庫 6,433)	

## 3 介護サービス基盤の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 軽費老人ホーム事務費補助金	237,741	軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助 補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人及び市町村（12法人、1町：15施設）
② 老人福祉法施行事務経費（経常行政経費）	1,368	一般経費
③ 老人福祉法施行事務費	10	養護老人ホーム等入所判定審査会の開催経費
④ 福島県高齢者福祉計画等推進事業	3,251 (国庫 3,248) (諸収 3)	1 高齢者福祉施策推進会議 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定、達成状況に関する点検・評価、広域的な調整の検討等を行うため、有識者を構成員とした会議を設置する。 2 圏域別連絡会議 各老人福祉圏域における高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や各市町村との調整や課題の検討等を行うため、各保健福祉事務所単位毎に会議を設置する。
⑤ 特養ユニットケア推進事業	216 (繰入 216)	1 ユニット型施設現地指導事業 ユニットケアを実施している施設に対し、ユニットケアに詳しい専門家等をアドバイザーとして派遣し、専門的かつ実践的な助言等を行うことにより、質の高いケアが実施できるよう支援する。
⑥ 介護職員等たん吸引等研修事業	8,199 (繰入 8,199)	介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等において、「たんの吸引等」の医行為を実施できることとなったため、医療行為実施認定の条件である研修事業を行うとともに、事業者登録等を行い、介護職員等によるたんの吸引等のサービスを安全にかつ円滑に提供するための体制を整備する。 1 喀痰吸引等研修実施委員会設置・運営 県及び登録研修機関で実施する研修内容や筆記試験内容、合格基準等について検討するとともに、講義内容を充実・平準化するための意見交換を行う。

事業名	予算額	内容
		<p>2 介護職員等による喀痰吸引等の研修（不特定多数の者対象）（基本研修＋実地研修） 高齢者施設、障がい者施設等の介護職員等を対象に、たんの吸引や経管栄養のケア実施に必要な研修を行う。</p> <p>新 3 実地研修受入事業所への謝礼支給 喀痰吸引等研修において、実地研修先の確保が困難な介護職員等を対象に実地研修の受入を行った事業所（指導者）に謝礼を支給する。</p> <p>4 事業者登録・研修機関登録事務 介護職員がたんの吸引等を行うために必要な研修を実施する研修機関を登録するとともに、たんの吸引等のサービスを実施する事業者についての登録・管理を行う。</p> <p>新 5 医療的ケア教員講習 喀痰吸引等実地研修の指導者となる看護師等を養成するため、医療的ケア教員講習受講の支援を行う。</p>
<p>新 ⑦ ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業</p>	<p>76,541 (繰入 76,541)</p>	<p>介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p> <p>1 ICT等活用による業務改善事業 2 ICT等活用による業務改善実証事業 3 生産性向上発信事業</p>
<p>⑧ 介護支援専門員養成事業</p>	<p>22,205 (手数 2,248) (繰入 19,955) (諸収 2)</p>	<p>1 介護支援専門員実務・再・更新研修事業 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員を養成し、制度の円滑な運用を図る。また、専門員証の更新に必要な更新研修・再研修を併せて行う。</p> <p>2 介護支援専門員専門研修事業 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験のもとに、必要に応じた専門知識・技能の習得を図る研修を行う。</p> <p>3 主任介護支援専門員研修事業 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、地域包括ケアの中心的な役割や、介護支援専門員への支援、職場内におけるスーパーバイザーなどの役割を担う主任介護支援専門員を養成する研修を実施する。</p> <p>4 主任介護支援専門員更新研修事業 主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図るために定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る研修を実施する。</p> <p>5 介護支援専門員管理事業 介護支援専門員の有効期間が満了する者に対して、更新の案内を送付し、研修受講を促すとともに、資格証の更新申請に基づき発行事務を行う。 また、資格証の有効期間の管理及び研修履歴の管理を国に集約化された介護事業者及び介護支援専門員管理システムを利用して介護支援専門員と事業者情報を一元的に管理する。</p>

事業名	予算額	内 容						
⑨ 社会福祉施設整備事業	754,950 (県債 721,600)	社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 補助率：定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム等建設補助</td> <td>754,950</td> <td>新規 5 (定員408)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	予算額	内 容	特別養護老人ホーム等建設補助	754,950	新規 5 (定員408)
事業名	予算額	内 容						
特別養護老人ホーム等建設補助	754,950	新規 5 (定員408)						
⑩ 施設整備資金利子補給事業	27,453	1 社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額を限度に補助する。(社会福祉施設快適スペース創造事業対象施設の利子償還額は、快適補助基準額に占める制度補助基準額の比率を掛けた額とする。) ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1/2を乗じて得た額を補助する。 補助対象施設数47施設 2 土地取得特別補助金交付対象となった社会福祉施設については、当該年度利子償還額を補助する。 補助対象施設数1施設						
⑪ 小規模介護施設等整備事業	1,506,389 (繰入1,506,389)	国の地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の小規模介護施設等の整備等を支援する。 1 地域密着型サービス等整備助成事業 地域において将来必要となる小規模な介護施設、地域介護拠点の整備を支援する。 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 円滑な施設の開設のため、開設前の看護、介護職員等の雇い上げ等の開設準備に要する経費について支援する。 3 既存の特養等ユニット化改修等支援事業 施設の居住環境の改善、介護療養病床の転換を支援する。						
⑫ 老人保健施設対策施行事務経費(経常行政経費)	63 (手数 47)	一般経費						
合 計	2,638,386 (手数 2,295) (国庫 3,248) (繰入1,611,300) (諸収 5) (県債 721,600)							

#### 4 介護保険制度の円滑な運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 介護給付費負担金	26,764,592	介護保険法第123条第1項の規定により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5% (施設サービスに係る分は17.5%)を負担する。
② 福島県介護保険財政安定化基金積立金	5,534 (財収 534) (諸収 5,000)	市町村の保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や給付費の見込みを超える増加に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うことを目的に県に財政安定化基金を設置する。基金の設置については、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ財源を負担する

事業名	予算額	内 容
③ 低所得者利用者負担対策	20,917 (国庫 13,944)	<p>1 障がい者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置 障がい者施策におけるホームヘルプサービスの利用者で境界層該当として自己負担が0円であった者が、介護保険の被保険者となったときに訪問介護等を利用した場合、一割の自己負担が生じるため、自己負担を全額補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>2 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 低所得者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人等に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護ほか</p> <p>3 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 15%相当の特別地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等（事業所が離島等にあるものに限る）</p> <p>4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置 10%相当の地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等（小規模の事業所が中山間等地域にあるものに限る）</p>
④ 地域支援事業交付金	1,512,084	<p>介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の19.25%に相当する額を交付する。</p> <p>1 地域支援事業交付金（総合事業分） 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業等分） 3 地域支援事業交付金（前年度精算分）</p>
⑤ 低所得者保険料軽減強化事業	619,736	<p>介護保険法第124条の2の規定に基づき、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。</p>
⑥ 認定調査員等研修事業	1,351 (国庫 675)	<p>1 認定調査員研修事業 要介護認定において適正な一次判定を確保するため、認定調査員に対して新任研修及び現任研修を実施する。</p> <p>2 認定審査会委員研修事業 要介護認定において適正な二次判定を確保するため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。</p> <p>3 主治医意見書研修事業 二次判定の際の判断資料である「主治医意見書」の適正な記載を確保するため、研修会を開催する。</p>

事業名	予算額	内容
⑦ 福島県介護保険審査会運営経費	2,610 (諸収 4)	1 審査会委員・専門調査員実務研修事業 保険者である市町村が行った行政処分への不服申立てに対し、各合議体が統一した基準で審査を行えるよう研修会を開催する。 2 介護保険審査会運営事業 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。
⑧ 介護保険者指導事業	10,727 (国庫 9,934) (諸収 14)	1 介護保険者指導事業 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者である市町村に対して事業の運営や手続きに関する助言等を行う。 新 2 ケアプラン点検支援事業 介護給付適正化に向け、小規模町村（保険者）が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地から助言・研修を行う。
⑨ 介護サービス提供事業者の指定等事業	18,759 (手数 47) (国庫 8,281) (諸収 14)	1 介護サービス提供事業者台帳システム維持管理経費 指定事業者等の全情報を管理するシステムの保守管理委託及び維持管理経費。 2 介護サービス提供事業者等の指定等事務費 3 介護保険制度改正関係事務費 介護保険制度改正に伴う運営基準等の一部改正等を行う。 4 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の新規取得に向けて、社会保険労務士などを事業所に派遣し助言等を行う。
⑩ 介護保険担当者連絡会議	320	市町村における介護保険事務の円滑な運営のため、全国介護保険担当課長会議の内容を伝達する。
⑪ 介護サービスクオリティアップ事業	1,047 (国庫 523) (諸収 1)	介護保険事業者のサービス情報の公表の事務を行う。
⑫ 介護保険苦情・相談業務支援事業	2,656 (繰入 2,656)	高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、福島県国民健康保険団体連合会におけるサービス等に対する苦情、相談などの受付、処理を行うための体制整備を支援し、利用者の権利擁護と制度の円滑な運営を図る。
合計	28,960,333 (手数 47) (国庫 33,357) (財収 534) (繰入 2,656) (諸収 5,033)	

## 5 高齢者の権利擁護の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 高齢者総合相談センター運営事業	6,494 (繰入 2,361) (諸収 1,000)	高齢者総合相談センターを運営し、高齢者やその家族等が抱える各種の心配ごと、悩みごとに関する相談に応じる。

事業名	予算額	内容
新 ② 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	8,326 (国庫 4,432)	高齢者等が住み慣れた地域で安心して普通に暮らせるよう、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。 1 高齢者権利擁護推進協議会 高齢者虐待防止及び成年後見制度を含む高齢者権利擁護等の推進に係る市町村支援や高齢者への対応等の課題について一体的かつ総合的に協議し解決できるよう、有識者による会議体を設置する。 2 高齢者権利擁護等推進業務支援事業 成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワーク及び地域連携ネットワークの中核機関を設置しようとする市町村を支援するため、社会福祉士等の専門職を活用し、社会資源が不足している小規模市町村に支援を実施する。 3 高齢者権利擁護等推進研修事業 高齢者虐待防止及び成年後見制度に関する研修を実施する。
合計	14,820 (国庫 4,432) (繰入 2,361) (諸収 1,000)	

## 6 東日本大震災からの復興に向けて

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	315,754 (国庫 315,752) (諸収 2)	避難指示解除区域等で著しく不足する介護人材の確保を加速するため、相双地域等の介護施設等への就労予定者に対する支援を行うとともに、応援職員の支援を実施し、介護保険施設や訪問サービス事業所への運営費支援を実施することによって、介護サービス提供体制の再構築を図る。 1 被災地福祉・介護人材確保支援事業（社会福祉課） 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等に就労を予定している者に対し就職準備金等を貸与する。 補助先：福島県社会福祉協議会 補助対象件数：50件 補助率：国10/10 2 被災地介護施設再開等支援事業 全国の社会福祉法人等から、避難指示解除区域等の介護保険施設へ介護職員の応援を行う際の、応援先及び応援元が負担する経費に対し支援を行う。 補助先：全国の社会福祉法人等、避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国10/10 3 被災地介護施設運営支援事業 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対し、運営費の補助を行う。 補助先：避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国10/10 4 被災地訪問サービス運営支援事業 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対し、運営費の助成を行う。 助成対象：①避難指示解除区域等で再開・新設する訪問サービス事業所 ②避難指示解除区域等に訪問サービスがなく、外部からサービスを行う事業所 助成内容：介護報酬の20%相当額を助成

事業名	予算額	内 容						
② 高齢者見守り等 ネットワークづくり 支援事業	203,598 (国庫 203,593) (諸収 5)	<p>避難指示解除区域内の高齢者等が孤立したり、生活機能低下を招くことがないように、相談・介護等の生活支援体制づくりの推進を図る。</p> <p>1 避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業 避難指示解除区域において、市町村が設置・運営する高齢者等サポート拠点の運営費を補助する。</p> <p>2 仮設住宅等被災高齢者等生活支援事業 運営を終了した県設置の仮設のサポート拠点の撤去を行う。</p>						
③ 社会福祉施設緊急 整備特別対策事業	80,495 (県債 76,900)	<p>東日本大震災の影響による施設入所希望者のさらなる増加及び施設建設費の高騰等に対応するために、1床あたりの補助単価の拡充を行い、緊急的に特別養護老人ホーム等の施設整備を支援する。 補助率：定額</p> <table border="1" data-bbox="703 719 1401 889"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム等建設補助</td> <td>80,495</td> <td>新規 5(定員408)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	予算額	内 容	特別養護老人ホーム等建設補助	80,495	新規 5(定員408)
事業名	予算額	内 容						
特別養護老人ホーム等建設補助	80,495	新規 5(定員408)						
合 計	599,847 (国庫 519,345) (諸収 7) (県債 76,900)							

○ 障がい福祉課担当の事業

1 障がいのある方の地域生活への移行支援

(1) 障がい福祉サービスの充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容												
① 心身障害者扶養共済事業	413,547 (国庫 73,597) (諸収 259,678)	障がい者を扶養する保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者になった場合、扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する。												
② 特別障害者手当等給付費	127,859 (国庫 94,726)	<p>1 特別障害者手当等給付費 日常生活において常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者に対し、特別障害者手当等を支給することにより、障がい者の所得保障と福祉の増進を図る。 ○負担率：市分(中核市含む) 国3/4、市1/4 町村分 国3/4、県1/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>月額給付単価</th> <th>年間給付延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,200円</td> <td>3,497人</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,790円</td> <td>1,953人</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>14,790円</td> <td>108人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県分特別障害者手当等施行事務費 1,557千円 嘱託医に対する診断書審査謝礼</p>	手当名	月額給付単価	年間給付延人員	特別障害者手当	27,200円	3,497人	障害児福祉手当	14,790円	1,953人	経過的福祉手当	14,790円	108人
手当名	月額給付単価	年間給付延人員												
特別障害者手当	27,200円	3,497人												
障害児福祉手当	14,790円	1,953人												
経過的福祉手当	14,790円	108人												
③ 障がい福祉サービス等給付事業(在宅系)	1,567,476 (国庫 865)	<p>1 居宅介護等 571,610千円 利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し日常生活を支援することにより利用者の生活の安定を図るサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>2 短期入所 119,869千円 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>3 共同生活援助等 761,634千円 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況や環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>4 相談支援事業 113,498千円 支給決定を受けた障がい者等で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」等を受けた場合、サービス利用計画作成費を支給する。 ○負担率：県1/4</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 障害福祉サービス事業者における加算の新規取得やより上位の区分の加算取得を図るため、社会保険労務士を事業者へ派遣し加算取得等に係る助言・指導を行う。</p>												

事業名	予算額	内容
④ 身体障がい児者補装具費給付事業	108,612	補装具費給付事業 身体障がい者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費の一部を支給する。 ○負担率：県1/4
⑤ 自立支援医療給付費(更生医療)	434,616	1 自立支援医療費(更生医療) 434,366千円 身体障がい者が更生するために行う医療費の給付の一部を支給する。 ○負担率：県1/4  2 自立支援医療(更生医療)審査支払委託料 250千円 自立支援医療(更生医療)の給付に係る診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託 ○委託先：福島県国民健康保険団体連合会 福島県社会保険診療報酬支払基金
⑥ 在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	50	身体の障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して、医師等を派遣して検査及び更生相談を行う。
⑦ 障がい福祉サービス等給付事業(施設系)	5,958,615	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に基づく介護給付費及び訓練等給付費(施設系)について、市町村が指定障害福祉サービス事業所に支出した費用の一部を負担する。 ○負担率：県1/4
⑧ 社会福祉施設整備事業	199,442 (国庫 132,960) (県債 53,000)	自立支援施設整備事業 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備、改修等を行う法人に対し整備費の一部を補助する。
⑨ 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	327,611 (国庫 8,250) (繰入 12,237)	1 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業 307,124千円 県立の障がい者福祉施設の管理運営を指定管理者に委託し、施設の円滑な運営を図る。 ○福島県総合社会福祉施設太陽の国(ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘) ○ぼんだい荘わかば、ぼんだい荘あおば  2 県立障がい者福祉施設補修委託事業 20,487千円 施設入所者のサービス向上と安全・安心を図るため、施設・設備の補修工事を指定管理者に委託して実施する。
⑩ 県立障がい者福祉施設整備事業	137,559 (繰入 25,796) (県債 111,700)	太陽の国障がい者支援施設は、築30年～40年以上経過し、老朽化が激しく、現行の基準では必要な居室を確保できないため、計画的に建替工事等を進める必要がある。本事業では、けやき荘、かしわ荘建替に向け、敷地造成工事を実施する。
⑪ 障がい福祉施設災害復旧事業	33,045 (国庫 27,636)	東日本大震災により被災した障がい福祉施設及び設備復旧に係る費用を補助することにより、施設の入所者及び利用者に対して平常どおりの処遇が早期に行えるよう支援する。 1 障がい福祉施設災害復旧事業 27,045千円 対象施設 1施設  2 障がい福祉施設(設備)災害復旧事業 6,000千円 対象施設 1施設

事業名	予算額	内容
⑫ 社会福祉施設整備利子補給事業	1,903 (繰入 1,903)	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) ○対象施設数：(社福)つばさ福祉会 はばたき、あおぞらの夢 ほか5施設 ○補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、借入利率で除した額を補助
⑬ 障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	1,032	ばんだい荘事務経費 敷地借上料 面積 21,498.35㎡
⑭ 障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費)	5,399 (国庫 1,418) (諸収 4)	障がい福祉に係る経常経費
合計	9,316,766 (国庫 339,452) (繰入 39,936) (諸収 259,682) (県債 164,700)	

## (2) 相談支援体制の構築

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 高次脳機能障がい支援体制整備事業	5,656 (国庫 2,828)	高次脳機能障がい者への相談支援の中核を担う県及び圏域支援拠点機関を設置する。また高次脳機能障がい者に関与する障害福祉サービス事業所職員等に対し研修会を開催し、支援に必要な知識等の習得を図る。  1 高次脳機能障がい支援体制整備事業 867千円 2 高次脳機能障がい普及啓発事業 4,789千円
② 障がい者総合支援人材育成事業	7,936 (国庫 3,474) (繰入 980)	1 障害支援区分認定調査員等研修事業 63千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく制度の円滑な運営のため、サービス支給決定に必要な障害支援区分の認定手続きに携わる調査員及び市町村審査会委員の研修を実施する。  2 障がい者相談支援従事者研修事業 3,393千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定相談支援事業者等に従事する人材の養成並びに資質の向上を図るため、厚生労働省主催の指導者養成研修に派遣し、さらに、県において従事者養成研修並びに従事者現任研修を実施する。  3 サービス管理責任者研修事業 3,302千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、障害福祉サービスを提供する指定要件であるサービス管理責任者を養成するための研修を開催する。  4 介護職員等たんの吸引等研修事業 980千円 介護職員等が、たん吸引等を業務として実施できるよう研修を実施する。  5 強度行動障害支援者養成研修事業 198千円 強度行動障害について理解を深めるため、厚生労働省主催の研修に人材を派遣する。

事業名	予算額	内容
③ 広域的支援事業	2,017 (国庫 396)	市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行うほか、地域生活への移行を促進するための支援を行う。 1 相談支援体制整備事業 300千円 2 地域生活移行支援事業 1,346千円 3 人材育成支援事業 371千円
④ 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業	48,633 (国庫 48,633)	1 アドバイザー派遣事業 11,609千円 県内の法人にコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所にアドバイザーを派遣することにより、新たな課題の解消を図る。 2 障がい児(者)地域療育等支援事業 相談支援アドバイザーを浜通りの各圏域の法人に配置し、東日本大震災からの復興支援及び被災事業所等支援を行う。 復興支援 追加分 9,792千円 3 障害者就労支援事業所コーディネーター事業 24,416千円 震災により売上の減少や生産活動が低下している障がい者就労支援事業所を支援するため、コーディネーター等を配置し、販路拡大、マッチング支援、運営相談等を行う。 4 障がい者就労支援ネットワーク充実事業 2,816千円 被災地の事業所ネットワークの強化調整等を図り、復興期において安定した運営ができるよう就労支援事業所等の支援をする。
⑤ 市町村地域生活支援事業補助事業	254,640	市町村が実施する理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等の実施事業に対して補助を行う。 ○補助先：市町村(中核市含む) ○補助率：県1/4 国1/2
⑥ 障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	7,331	障がい者総合福祉センターの運営等に係る経常経費
⑦ 身体障がい者更生相談所事業	9,232 (諸収 12)	1 身体障がい者更生相談所事業 身体障がい者の生活、医療、施設入所、補装具等について相談、指導判定等を行うことにより、身体障がい者の自立更生を促進する。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村職員研修 ○身体障がい者支援対策強化事業 ・補装具適正化連絡協議会の開催 ・リハビリテーション関係職員研修 ○身体障害者手帳交付業務 2 知的障がい者更生相談所業務 知的障がい者に対する相談・指導・判定会の実施及び市町村が新規で知的障がい者の支給決定をするにあたり、必要な助言・判定を行う。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村支給決定支援業務

事業名	予算額	内容
⑧ 身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	488	身体障がい者福祉施行事務に関する経常経費
⑨ 知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	298	知的障がい者福祉施行事務に関する経常経費
合計	336,231 (国庫 55,331) (繰入 980) (諸収 12)	

(3) 地域生活移行の促進・定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 生活訓練事業	4,493 (国庫 1,128) (諸収 5)	<p>1 中途失明者緊急生活訓練事業 3,976千円 中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練等指導を行う。また、非常勤職員を雇用する。 ○訓練内容：生活訓練、生活講習会</p> <p>2 障がい者生活訓練事業 517千円 (1) 身体障がい者社会生活訓練 身体障がい者に対し点字・手話等の講習会、歩行訓練等についての講座等を開催する。 (2) オストメイト社会適応訓練 ストマ装着者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。 (3) 音声機能障がい発声訓練・指導者養成 喉頭摘出者の社会復帰を促進するため講習会の開催及び指導者養成研修会への派遣を行う。</p>
② みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業	7,743 (国庫 3,868)	<p>1 精神障がい者地域移行・地域定着促進事業 精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた精神保健医療福祉関係者の協議の場の設置、各圏域毎に核となる人材の育成を行う。併せて、一般住民に対し精神障がい者についての理解を深める研修会を開催する。</p> <p>2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業 自らの経験を活かし精神障がい者の視点を重視した支援ができるピアサポーターの養成並びに福祉事業所等への雇用を目指したスキルアップ研修等を実施する。また、精神科医療機関を対象にピアサポーターの活用を促進するための研修を実施することによりピアサポーターの活動拡大を図る。</p> <p>3 精神科訪問看護人材育成支援事業 精神障がい者の在宅生活を医療面で支える精神科訪問看護の充実を図るため、精神科訪問看護に従事する人材を育成することにより、精神障がい者の地域移行を促進する。</p> <p>4 精神障がい者の家族支援事業 精神障がい者の家族等の学習会、同じ障害を持つ家族に対し共感的働きかけや、助言ができる人材を育成する研修会等を実施するほか、スポーツ・レクリエーション等教室の開催を通して、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。</p>

事業名	予算額	内容
③ 精神障がい者アウトリーチ推進事業	64,580 (国庫 64,563) (諸収 17)	震災対応型アウトリーチ推進事業 東日本大震災の影響により、精神症状が表出する在宅の精神障がい者等を支援するために、相双地域と精神保健福祉センターにアウトリーチチームを設置し、アウトリーチ支援を行うとともに、見立てやスーパーバイズを行うことで地域の支援者の人材育成を図る。
【再掲】 ④ 広域的支援事業	2,017 (国庫 396)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(2)③の「2 地域生活移行支援事業」
合計	76,816 (国庫 69,559) (諸収 22)	※再掲分は含めず

(4) 保健・医療・福祉体制の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 重度障がい者支援事業	1,883,258	<p>1 重度心身障がい者医療費補助事業 1,843,636千円 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外) ○補助率：県1/2 ○対象者 ・身体障害者手帳1級、2級又は3級(内部障害)所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ療育手帳所持者</p> <p>2 在宅重度障がい者対策事業 9,771千円 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市除く) ○治療材料費給付事業 月限度額3,000円(県1/2) ○衛生器材費給付事業 月限度額4,000円(県1/2)</p> <p>3 人工透析患者通院交通費補助事業 29,851千円 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する費用を助成する。(中核市除く) ○対象者：通院費が月額5,000円を超えるもの ○補助率：5,000円を超える額(25,000上限)の1/2、市町村1/2</p>
② 災害時精神医療体制整備事業	1,273 (国庫 635)	大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム(DPAT)について、関係者を交えた協議を行うとともに派遣に向けた研修会の開催する。
③ 精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	12,507 (国庫 12,486) (諸収 21)	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により県内外の精神科病院に転院を余儀なくされた患者について、本県への帰還及び地域移行を支援する。

事業名	予算額	内容
④ アルコール健康対策推進事業	5,045 (国庫 2,520) (諸収 7)	<p>1 アルコール健康障害対策推進事業 福島県アルコール健康障害対策推進計画の進捗管理等を行うための関係者会議を開催するほか、国主催会議・研修への参加と県内での相談支援研修会を開催する。 また、適切な飲酒行動についての普及啓発を行う。</p> <p>2 依存症対策民間団体支援事業 アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む民間団体の活動に対し、補助金を交付する。 ○補助率 10/10 (国1/2、県1/2)</p> <p>新 3 依存症相談拠点運営事業 依存症に関する相談の拠点として、依存症相談拠点を設置し、依存症患者、依存症が疑われる者、家族等の相談に応じる。医療・保健・行政・当事者団体等・保護観察所関係機関と連携し、対応にあたる。</p>
⑤ 精神科救急医療システム整備事業	92,624 (国庫 42,377) (繰入 7,484)	<p>1 連絡調整委員会運営事業 精神科救急システム事業の円滑な実施を図るため、精神科病院協会、警察、消防等の関係機関との会議を年1回開催する。</p> <p>2 精神科救急医療システム事業 夜間・休日において、各ブロックごとに精神科救急医療機関を確保し、輪番制により診療応需体制を整備する。</p> <p>3 精神科救急情報センター事業 緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人、家族、消防、警察、一般の医療機関などからの精神科救急に関するあらゆる相談を受け、適切な助言を提供する。</p> <p>4 精神科移送システム 緊急に入院が必要であるにもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行う状態にない精神保健指定医が判断した精神障がい者を、知事が応急入院指定病院に移送するシステムを整備する。</p> <p>5 災害医療研修事業 全国から、相双地域の研修病院で災害医療を学ぶ研修医等の研修費用を負担することにより、相双地域の精神科医療を支援する。</p>
⑥ 精神保健医療費	3,057,295 (国庫1,510,632)	<p>1 精神保健指定医による診察 精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。</p> <p>2 措置入院者医療費 知事が決定した措置入院者の医療費を公費負担し、措置入院者の適正な医療及び保護を図る。</p> <p>3 診療報酬請求審査事務委託</p> <p>4 精神医療審査会 精神障がい者の医療及び法律等に関し学識経験を有する者のうちから任命させた委員によって合議体を構成し審査を行う。</p>

事業名	予算額	内容
		5 措置入院者定期病状報告書料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 6 医療保護入院者定期病状報告報告書料 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 7 自立支援医療費（精神通院医療） 精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、適正医療の普及を図る。
⑦ 精神障がい者福祉費経常経費（経常行政経費）	899	1 精神保健福祉審議会 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について調査審議する。 2 精神障害者保健福祉手帳交付事業 精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、もって自立と社会参加の促進を図る。 ○申請窓口 各市町村
⑧ 精神保健費経常経費（経常行政経費）	4,239	1 精神訪問指導事業 各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。 2 精神医療費事務経費 精神科病院への実地指導及び実地審査等を行う。 3 福島県自殺対策推進協議会 自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策に係る関係団体による情報・意見交換を行い、連携強化を図る。
⑨ 精神保健費経常経費（運営経費）	11,113 （使用 1,398） （手数 111） （国庫 682） （諸収 6）	1 精神保健福祉センター事務経費 (1) 精神保健福祉センターの運営に係る事務経費 (2) こころの電話相談 精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者により、専用電話による相談の窓口（こころの電話）を設置し、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。 2 特定相談事業 (1) 特定相談 アルコール関連問題及び思春期精神保健等に関する相談を実施する。 (2) 思春期精神保健セミナー 一般県民に対して、思春期の心のサインや思春期特有の精神疾患など思春期精神保健に関する知識の普及を行う。 (3) アディクション伝言板の発行 アルコール依存症等の嗜癖（アディクション）問題に対応するため、民間団体を含めた嗜癖の自助グループ等の情報について広く関係者に周知し、嗜癖に悩む当事者及び家族等を支援する。 3 保健所・市町村等支援事業 精神保健福祉分野における技術的中枢として、保健福祉事務所・市町村・精神障がい者社会復帰施設等関係機関に対する技術指導及び研修を実施し、職員の資質の向上を図る。

事業名	予算額	内容
		<p>4 精神保健福祉に関する調査・研究事業</p> <p>5 相談に付随する診療等の実施 精神保健福祉に関する複雑な相談指導に伴う診療等を実施する。</p>
<p>⑩ 特定疾患治療研究事業</p>	<p>2,206,266 (国庫1,077,353) (諸収 6)</p>	<p>難病は、原因が不明で治療が困難であり、経過が慢性にわたる疾患であることから、日常生活に困難をきたすとともに経済的にも大きな負担となっているので、330の指定難病を公費で負担することにより、医療の確立と医療費の自己負担の軽減を図る。</p> <p>1 特定疾患治療研究事業の実施 2,267千円 特定疾患医療受給者証の交付を受けた患者に対して医療費及び介護費を給付する。</p> <p>2 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護事業 2,506千円 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、介護者の介護負担の軽減を図るとともに、患者・家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>3 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定医療機関を指定する事務及び指定医を指定する事務を行う。 また、指定医の要件となる「難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則」に定める「都道府県知事が行う研修」を開催する。</p> <p>4 指定難病審査会の開催 3,871千円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定難病審査会を設置し、難病患者の医療費助成申請の審査を実施する。 ①指定難病審査会の開催 ・制度の法律化により、承認申請の不承認行為が行政処分となることから、不承認に係る行政不服審査案件の審査。 ・その他適正かつ円滑な助成制度の運営に必要な参考意見の具申。 ②審査の実施（審査部会） 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第2項の規定による支給認定の審査等。</p> <p>5 指定難病医療費助成制度 2,197,347千円 指定難病医療費受給者証の交付を受けた患者に対し、医療費及び介護費を給付する。</p>
<p>⑪ 難病在宅療養者支援体制整備事業</p>	<p>5,802 (国庫 2,779) (諸収 6)</p>	<p>長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>1 難病患者地域支援連絡調整事業 657千円 (1)難病患者地域支援連絡会議 (2)難病患者在宅ケア調整会議 難病患者支援計画の策定及び評価を行い、患者のニーズの分析や支援方法の検討を行うと共に、地域での支援体制の構築を図る。 (3)難病保健活動に関する研修会 保健福祉事務所職員を対象に、地域で生活する難病患者の療養支援等に関する研修会を開催する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>難病患者支援計画の策定及び評価を行い、患者のニーズの分析や支援方法の検討を行うと共に、地域での支援体制の構築を図る。</p> <p>2 難病患者相談指導事業 168千円 保健福祉事務所の保健師、栄養士、歯科衛生士等が家庭訪問、電話、所内相談を行い、在宅療養支援を行う。</p> <p>3 難病患者医療相談事業 1,429千円 難病に関する専門の医師、保健師、栄養士及びケースワーカー等による相談班を設置し、医療相談を行い、疾病等に対する不安の軽減を図る。</p> <p>4 難病患者訪問診療事業 167千円 寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者に対して専門の医師、主治医、保健師、理学療法士等から構成された診療班により医学的指導やリハビリテーションの実施により在宅医療を促進する。</p> <p>5 難病患者療養支援ネットワーク事業 2,505千円 入院治療が必要となつた重症難病患者に対する適時・適切な入院施設の確保等、難病医療体制の整備を図る。 ○難病診療連携コーディネーターの配置：1名</p> <p>6 難病医療連絡協議会 344千円 重症難病患者の入院の受け入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院等の連携協力体制の充実を図る。</p> <p>7 在宅重症難病患者一時入院事業 532千円 重症難病患者が、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難となった場合に、適切な医療機関へ一時入院できるよう入院受け入れ体制を整備する。</p>
⑫ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	12,053 (国庫 5,944)	<p>先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費で負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。 ○対象人員 95人</p>
⑬ 遷延性意識障害治療研究事業	33,391	<p>事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障がい者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、3か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。 ○対象人員 延べ74人</p>
⑭ 難病相談・支援センター事業	8,117 (国庫 4,058)	<p>1 難病相談・支援センター運営費 6,917千円 難病患者に対し、相談体制の強化及び県域を単位とした支援体制を構築するため、専門相談、患者・家族会支援、情報提供等の機能をもった難病相談支援センターを外部委託により運営する。 主な実施事業は以下のとおり ①希少難病患者会・支援セミナー事業 難病医療相談会・交流会 患者数が少ない疾患や、希少難病など広域的（県全域）な支援が必要な疾患について、患者・家族等を対象とした相談会・交流会を開催する。 ○開催回数：1回程度</p>

事業名	予算額	内容
		<p>②難病医療・就労支援セミナー及び相談会 若年層の発症者が多い疾患について、医療相談と併せ、疾病の特性を踏まえた就労相談セミナー及び相談会を開催する。 ○開催回数：1回程度</p> <p>③難病研修会事業 在宅難病患者を支援する関係機関関係者を対象に、疾患の理解及び難病患者の特性を踏まえた研修会等を実施し、難病患者に対する支援体制の整備及び充実を図る。 ○開催回数：1回程度</p> <p>2 難病相談会・交流会開催補助事業 1,200千円 難病患者及び家族等が構成員である患者・家族会について、患者会等自らが行う相談会・交流会開催の支援（補助）を行い、患者会等組織の運営基盤強化を図る。 ○開催回数：10回程度</p>
⑮ 指定難病患者相談・支援事業	27,041 (国庫 26,971) (諸収 70)	各保健福祉事務所に保健師・看護師等の専門職を配置して、難病患者の医療費助成申請・療養生活に係る相談対応・支援を行う。
合計	7,360,938 (使用 1,398) (手数 111) (国庫2,686,437) (繰入 7,484) (諸収 116)	

(5) 自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 自殺対策緊急強化基金造成事業	12 (財収 12)	自殺対策緊急強化基金の資金運用による利子を造成する。
② 自殺対策緊急強化基金事業	75,376 (国庫 30,662) (繰入 31,647) (諸収 14)	<p>1 普及啓発事業 自殺対策強化月間に、地方紙に自殺予防や心の健康に関する記事を掲載するとともに、自殺予防のテレビ・ラジオCMを制作し放送する。 また、啓発活動を行う際に必要な物品を購入し、市町村や保健福祉事務所へ配布し、各地域での普及啓発時に活用する。 さらに、ウェブ上で自殺関連用語を検索する者に対し、相談を促すページを広告表示事業や、被災者向けのちらし等の作成や自殺予防セミナーを開催する。</p> <p>2 市町村人材育成事業 地区のリーダーを対象とした研修によりゲートキーパー（自殺の兆候を発見し自殺を予防する人）を育成する。 また、地域自殺対策推進協議会を各圏域で開催する。</p> <p>3 民間団体への補助事業 自殺関連の民間団体に対して、避難者・被災者向けの活動を拡充するための事業費に対して助成する。 ○補助率 10/10（基金10/10）</p> <p>4 市町村自殺対策緊急強化支援事業 市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリス</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>ク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。 ○補助率 1/2、2/3、10/10 (国庫1/2、2/3、10/10、 基金10/10)</p> <p>5 対面型相談支援事業 うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病についての理解と本人支援について学び合う場を提供するうつ病家族教室を開催し、本人のうつ病の悪化防止や自殺予防を図る。 また、自殺未遂者に対する関係者の対応力の強化や相互理解を深めるため研修会を開催するなど、再度の自殺企図を防止するための地域づくりを進める。</p> <p>6 自殺対策推進センター運営事業 地域自殺対策推進センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺の専門相談を行う。 また、人材育成のための研修や市町村の自殺対策行動計画の策定支援等、地域における自殺対策の総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>新 7 自殺統計分析事業 今後の効果的な自殺対策の立案の基礎となるデータを得るため、震災前から最近まで、複数年の自殺者の属性と原因、動機、手段等を分析する。</p>
③ 被災者の心のケア事業	567,236 (国庫 567,228) (諸収 8)	<p>1 被災者の心のケア事業 心のケアの拠点として心のケアセンターを県内6カ所(出張所を含む)に設置し、被災者の精神的負担の軽減を図る。</p> <p>2 県外避難者の心のケア事業 県外で心のケア業務を実施できる団体に委託し、県外の避難者の心のケアを実施する。 また、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、避難元市町村がフォローすることが難しい県民を対象として、戸別訪問による心のケアを実施する。</p>
合 計	642,624 (財収 12) (国庫 597,890) (繰入 31,647) (諸収 22)	

## 2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

### (1) 文化・スポーツ活動の振興

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者の社会参加促進事業	22,527 (国庫 10,997)	<p>1 障がい者芸術文化活動推進事業 18,140千円 障がい者芸術作品展等の開催により、芸術作品の創作を通じた障がい者の社会参加の促進と障がい者への理解促進を図る。 また、障がい者の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者の芸術文化活動を推進する。</p>

事業名	予算額	内 容
		一部新 2 障がい者理解促進活動事業 3,853千円 障がいや障がい者に対する理解を深めるため、手話動画の作成及びサポーターの養成、民間団体の取組の支援等を行う。 3 普及啓発事業 534千円 イベント等で配付する啓発資材の作成等。
【再掲】 ② みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業	7,743 (国庫 3,868)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」 (3)②の「4 精神障がい者の家族支援事業」
合 計	22,527 (国庫 10,997)	※再掲分は含めず

(2) 社会参加活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者計画推進事業	784	1 福島県障がい者施策推進協議会開催経費 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。 委員：15名 開催回数：年4回
② 視覚障がい者生活支援センター事業	2,221 (国庫 1,110)	視覚障がい者の自立と社会参加を推進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う視覚障がい者生活支援センターを設置する。 1 視覚障がい者相談員設置事業 1,968千円 視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じ、必要な指導等を行う相談員を設置する。 2 生活訓練等事業 226千円 日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーション教室を開催し、社会参加を促進する。 3 点字即時情報ネットワーク 27千円 新聞等による最新情報をメール、点字及び音声により迅速に提供する。
③ 社会参加促進事業	17,461 (国庫 8,729)	1 障がい者パソコン活用促進事業 222千円 障がい者の情報障壁の軽減を図る手段として有効なパソコン活用促進を図るため、障がい特性に応じたパソコン導入アドバイス及び指導を行う。 2 「障がい者110番」運営事業 2,342千円 障がい者の福祉、就労等の諸問題や権利擁護の相談に応じ、情報提供や助言などを行う。 3 相談員活動強化事業 210千円 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員のより一層の資質向上を図るため、研修会を実施する。 4 障がい者社会参加推進センター運営事業 13,065千円 障がい者社会参加施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進するため、障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。

事業名	予算額	内 容
		<p>5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業 1,500千円 重度の身体障がい者に補助犬を貸与することにより、社会参加を促進する。 ○育成・貸与頭数：補助犬1頭</p> <p>6 身体障がい者補助犬普及啓発事業 122千円 「動物愛護のつどい」において、補助犬の役割の説明や、デモンストレーションを実施し、来場者の理解促進及び普及啓発を実施する。</p>
④ 情報支援等事業	34,902 (国庫 17,446) (諸収 14)	<p>1 要約筆記者指導者養成研修事業 153千円 要約筆記者指導者養成研修への参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者指導者養成の支援を行う。</p> <p>2 手話通訳員設置事業 5,810千円 ろうあ者の家庭生活、社会参加におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳員を県庁内に設置する。 ○設置人員：2名</p> <p>3 聴覚障がい者情報支援等事業 25,812千円 聴覚障がい者の地域生活を支援するため、聴覚障害者情報提供施設の運営により、手話通訳者等の養成・研修の実施やインターネットによる情報発信、字幕入りDVD等の貸出等を通じた社会参加の促進と情報提供の充実を図るとともに、聴覚障がい者が安心して相談できる体制を整備する。</p> <p>4 失語症者向け意思疎通支援事業 3,127千円 ア 失語症者向け意思疎通支援指導者養成研修への派遣 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の指導者を養成するために、指導者養成研修に参加するための旅費を支給する。 ○派遣人数：2名 イ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の開催 失語症者の自立と社会参加を図るため、専門性の高い意思疎通支援者を養成するための研修を開催する。</p>
⑤ 点字図書館の管理運営経費	43,500 (国庫 11,967) (諸収 65)	<p>1 点字図書館の指定管理者委託料 43,500千円 点字図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者への委託料を計上する。</p>
合 計	98,868 (国庫 39,252) (諸収 79)	

(3) 障害者雇用の促進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者就業・生活支援センター事業	37,716 (国庫 18,858)	<p>「障害者就業・生活支援センター」を設置して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を図る。</p> <p>○委 託 先：障がい者に対する就労支援・生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等</p> <p>○実施箇所数：6箇所（県北・県中・県南・会津・相双・いわき）</p>

事業名	予算額	内容
【再掲】 ② みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業	7,743 (国庫 3,868)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(3)②の「2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業」
合計	37,716 (国庫 18,858)	※再掲分は含めず

(4) 福祉的就労の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 授産振興対策事業	16,299 (国庫 12,407) (繰入 3,705)	<p>1 授産振興対策事業 5,152千円 障がい者就労施設等の経営安定化、販路拡大等を目的とする授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。</p> <p>2 工賃向上計画進行管理事業 362千円 障がい者工賃向上計画の進行管理を行う。</p> <p>3 農福連携による障がい者の就農促進事業 4,816千円 農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、農福連携コーディネーターを配置し、障がい者就労施設への支援を行う。</p> <p>新 4 農福連携体制強化事業 5,969千円 農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図るため、体制強化コーディネーターを配置し、ワンストップ窓口の設置、推進マニュアルの作成、農業者等への研修会を実施する。 また、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。</p>

3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① やさしいまちづくり推進事業	993 (諸収 993)	<p>人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付、施設情報のHP掲載を行う。</p> <p>1 やさしさマーク交付事業 条例の整備基準に適合する施設に対し、やさしさマークを交付する。</p> <p>2 うつくしま、ふくしまマップHP掲載事業 バリアフリー化された施設情報をHPに掲載する。</p>
② おもいやり駐車場利用制度推進事業	1,638 (諸収 1,000)	<p>車椅子利用者用駐車施設（以下「駐車施設」）の適正利用を図るため、おもいやり駐車場利用制度を推進する。</p> <p>1 おもいやり駐車場利用制度推進事業 移動に配慮が必要な方に県が利用証を交付し、駐車施設の適正な利用を推進する。</p> <p>2 民間事業者等が保有する駐車施設のおもいやり駐車場利用施設への登録を促進する。</p>

事業名	予算額	内容
【再掲】 ③ 社会参加促進事業	17,461 (国庫 8,729)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)③の「5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業」
【再掲】 ④ 情報支援等事業	34,902 (国庫 17,446) (諸収 14)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)④の「3 聴覚障がい者情報支援等事業」
【再掲】 ⑤ 点字図書館の管理運営経費	43,500 (国庫 11,967) (諸収 65)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (2)⑤の「点字図書館の管理運営経費」
【再掲】 ⑥ 障がい者の社会参加促進事業	22,527 (国庫 10,997)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」 (1)①の「1 障がい者芸術文化活動推進事業」
合計	2,631 (諸収 1,993)	※再掲分は含めず

#### 4 障がいのある方にとって安全・安心で差別のない社会づくり

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
障害者総合支援 施行事務費	6,367 (国庫 249) (諸収 10)	<p>1 障害者介護給付費等不服審査会経費 430千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項に基づき、市町村が行う介護給付費の支給決定に対する不服審査請求の事件を審査する、福島県障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。</p> <p>2 障がい者虐待防止対策支援事業 434千円 国が実施する研修会に職員等を参加させ、虐待防止に関する指導者を養成するとともに、県主催の研修会を実施し、障がいのある方に対する虐待防止を図る。</p> <p>3 障害者差別解消推進事業 5,503千円 障害者差別解消法の円滑な運用を図るため、地域における障がい者差別の解消に向けた取組等について協議する協議会を開催する。 相談員の配置及び助言・あっせんを行う機関を設置し、障がい者への差別解消を推進する。</p>

## (3) 事業費

生活福祉総室

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>社会福祉総務費</b>	<b>2,478,955</b>	<b>1,035,822</b>	<b>614,420</b>	<b>828,713</b>	—
<b>社会福祉推進費(061-030)</b>	<b>1,871,342</b>	<b>1,024,597</b>	<b>464,687</b>	<b>382,058</b>	—
社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	295,795			295,795	p45 社1①
社会福祉大会開催事業	336			336	p45 社1②
社会福祉法人指導事務費(経常行政経費)	136			136	p53 福1①
社会福祉法人監督事務費	1,899	177		1,722	p53 福1②
福祉活動指導員及び事務職員設置費	34,722		22,722	12,000	p47 社2①
地域福祉推進事務費(運営経費)	2,084		46	2,038	p45 社1③
福祉サービス苦情解決事業	4,017	2,008	2,009		p54 福3①
日常生活自立支援事業	65,032	32,516	32,516		p45 社1⑥
生活福祉資金貸付等補助事業	66,919	28,971	14,977	22,971	p45 社1④
行旅死亡人取扱負担金	1,427			1,427	p50 社4⑦
指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	290			290	p53 福2①
福祉サービス第三者評価事業	543		332	211	p54 福3②
福祉ボランティア活動強化支援事業	7,887	3,943	3,944		p45 社1⑤
地域生活定着支援事業	22,345	17,500		4,845	p46 社1⑦
避難者見守り活動支援事業	852,772	852,772			p52 社6①
広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	3,696	1,500		2,196	p47 社1⑨
生活困窮者自立支援事業	120,504	82,860		37,644	p46 社1⑧
一部新 福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業)	25,180		25,180		p48 社3①
福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業)	44,357		44,357		p48 社3②
一部新 福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業)	162,953	2,350	160,334	269	p48 社3③
福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業)	134,644		134,644		p49 社3④
一部新 福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業)	23,804		23,626	178	p49 社3⑤
<b>民生委員活動費(061-040)</b>	<b>109,990</b>	<b>326</b>		<b>109,664</b>	—
民生委員諸活動経費	88,469			88,469	p47 社2②
民生委員推薦会負担金	574			574	p47 社2③
民生委員協議会負担金	19,707			19,707	p47 社2④
民生委員活動事務費(経常行政経費)	586			586	p47 社2⑤
民生・児童委員研修事業	654	326		328	p47 社2⑥
<b>職員研修費(061-080)</b>	<b>18,579</b>			<b>18,579</b>	—
社会福祉関係職員研修事業	18,385			18,385	p54 福3③
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費)	194			194	p54 福3④
<b>福祉人材センター運営事業費(061-050)</b>	<b>13,874</b>	<b>2,649</b>		<b>11,225</b>	—
福祉人材センター運営事業費	13,874	2,649		11,225	p49 社3⑥
<b>社会福祉推進費(061-032)</b>	<b>465,170</b>	<b>8,250</b>	<b>149,733</b>	<b>307,187</b>	—
県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	327,611	8,250	12,237	307,124	p64 障1(1)⑨
県立障がい者福祉施設整備事業	137,559		137,496	63	p64 障1(1)⑩
<b>障がい福祉総務費</b>	<b>10,963,665</b>	<b>296,861</b>	<b>266,389</b>	<b>10,400,415</b>	—
<b>心身障害者扶養共済制度費(062-010)</b>	<b>413,547</b>	<b>73,597</b>	<b>259,678</b>	<b>80,272</b>	—
心身障害者扶養共済事業	413,547	73,597	259,678	80,272	p63 障1(1)①
<b>重度心身障がい者対策費(062-020)</b>	<b>1,883,258</b>			<b>1,883,258</b>	—
重度障がい者支援事業	1,883,258			1,883,258	p68 障1(4)①
<b>特別障害者手当等費(062-030)</b>	<b>127,859</b>	<b>94,726</b>		<b>33,133</b>	—
特別障害者手当等給付費	127,859	94,726		33,133	p63 障1(1)②
<b>施策推進費(062-070)</b>	<b>8,814</b>	<b>1,418</b>	<b>1,997</b>	<b>5,399</b>	—
障がい者計画推進事業	784			784	p75 障2(2)①
障がい福祉総務費経常経費(経常行政経費)	5,399	1,418	4	3,977	p65 障1(1)⑭
やさしいまちづくり推進事業	993		993		p77 障3①
おもいやり駐車場利用制度推進事業	1,638		1,000	638	p77 障3②

生活福祉総室  
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>県地域生活支援事業費(062-120)</b>	<b>128,701</b>	<b>66,376</b>	<b>4,704</b>	<b>57,621</b>	—
高次脳機能障がい支援体制整備事業	5,656	2,828		2,828	p65 障1(2)①
障がい者総合支援人材育成事業	7,936	3,474	980	3,482	p65 障1(2)②
視覚障がい者生活支援センター事業	2,221	1,110		1,111	p75 障2(2)②
社会参加促進事業	17,461	8,729		8,732	p75 障2(2)③
障がい者就業・生活支援センター事業	37,716	18,858		18,858	p76 障2(3)①
情報支援等事業	34,902	17,446	14	17,442	p76 障2(2)④
生活訓練事業	4,493	1,128	5	3,360	p67 障1(3)①
広域的支援事業	2,017	396		1,621	p66 障1(2)③
一部新 授産振興対策事業	16,299	12,407	3,705	187	p77 障2(4)
<b>市町村地域生活支援事業費(062-121)</b>	<b>254,640</b>			<b>254,640</b>	—
市町村地域生活支援事業補助事業	254,640			254,640	p66 障1(2)⑤
<b>障がい者総合支援関連費(062-140)</b>	<b>8,146,846</b>	<b>60,744</b>	<b>10</b>	<b>8,086,092</b>	—
障がい福祉サービス等給付事業(在宅系)	1,567,476	865		1,566,611	p63 障1(1)③
障害者総合支援施行事務費	6,367	249	10	6,108	p78 障4
身体障がい児者補装具費給付事業	108,612			108,612	p64 障1(1)④
自立支援医療給付費(更生医療)	434,616			434,616	p64 障1(1)⑤
障がい福祉サービス等給付事業(施設系)	5,958,615			5,958,615	p64 障1(1)⑦
被災地における障害福祉サービス基盤整備事業	48,633	48,633			p66 障1(2)④
一部新 障がい者の社会参加促進事業	22,527	10,997		11,530	p74 障2(1)①
<b>身体障がい者福祉費</b>	<b>538</b>			<b>538</b>	—
<b>施行事務費(063-020)</b>	<b>538</b>			<b>538</b>	—
身体障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	488			488	p67 障1(2)⑧
在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	50			50	p64 障1(1)⑥
<b>知的障がい者福祉費</b>	<b>298</b>			<b>298</b>	—
<b>施行事務費(064-020)</b>	<b>298</b>			<b>298</b>	—
知的障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	298			298	p67 障1(2)⑨
<b>精神障がい者福祉費</b>	<b>85,729</b>	<b>80,917</b>	<b>38</b>	<b>4,774</b>	—
<b>精神保健福祉費(071-010)</b>	<b>85,729</b>	<b>80,917</b>	<b>38</b>	<b>4,774</b>	—
精神障がい者福祉費経常経費(経常行政経費)	899			899	p70 障1(4)⑦
みんなでつくる心の包括ケアシステム構築推進事業	7,743	3,868		3,875	p67 障1(3)②
精神障がい者アウトリーチ推進事業	64,580	64,563	17		p68 障1(3)③
精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	12,507	12,486	21		p68 障1(4)③
<b>高齢福祉総務費</b>	<b>895,794</b>	<b>527,025</b>	<b>89,374</b>	<b>279,395</b>	—
<b>施設保護対策費(065-010)</b>	<b>237,741</b>			<b>237,741</b>	—
軽費老人ホーム事務費補助金	237,741			237,741	p56 高3①
<b>高齢者福祉対策事業費(065-020)</b>	<b>608,937</b>	<b>522,593</b>	<b>84,966</b>	<b>1,378</b>	—
老人福祉法施行事務経費(経常行政経費)	1,368			1,368	p56 高3②
老人福祉法施行事務費	10			10	p56 高3③
福島県高齢者福祉計画等推進事業	3,251	3,248	3		p56 高3④
特養ユニットケア推進事業	216		216		p56 高3⑤
介護職員等たん吸引等研修事業	8,199		8,199		p56 高3⑥
被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	315,754	315,752	2		p61 高6①
新 ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	76,541		76,541		p57 高3⑦
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	203,598	203,593	5		p62 高6②
<b>在宅福祉費(065-030)</b>	<b>49,116</b>	<b>4,432</b>	<b>4,408</b>	<b>40,276</b>	—
ホームヘルプパワーアップ作戦	1,047		1,047		p49 社3⑦
介護実習・普及事業	33,249			33,249	p49 社3⑨
高齢者総合相談センター運営事業	6,494		3,361	3,133	p60 高5①
新 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	8,326	4,432		3,894	p60 高5②

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>遺家族等援護費</b>	<b>24,330</b>	<b>17,605</b>	<b>44</b>	<b>6,681</b>	—
<b>援護業務諸費(066-010)</b>	4,666			4,666	—
援護業務団体に対する助成費	1,474			1,474	p51 社5③
小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費)	736			736	p51 社5①
援護業務施行事務経費	2,456			2,456	p51 社5②
<b>旧軍関係調査等事務費(066-020)</b>	2,307	287	5	2,015	—
旧軍関係調査等事務経費	2,307	287	5	2,015	p51 社5④
<b>遺族及び留守家族等援護事務費(066-030)</b>	17,357	17,318	39		—
遺家族等援護事務経費	16,517	16,478	39		p51 社5⑤
引揚者に対する援護事業	840	840			p51 社5⑥
<b>介護保険費</b>	<b>28,984,240</b>	<b>33,357</b>	<b>30,475</b>	<b>28,920,408</b>	—
<b>介護保険給付費(070-010)</b>	28,922,863	13,944	5,534	28,903,385	—
介護給付費負担金	26,764,592			26,764,592	p58 高4①
福島県介護保険財政安定化基金積立金	5,534		5,534		p58 高4②
低所得者利用者負担対策	20,917	13,944		6,973	p59 高4③
地域支援事業交付金	1,512,084			1,512,084	p59 高4④
低所得者保険料軽減強化事業	619,736			619,736	p59 高4⑤
<b>介護保険事業推進費(070-020)</b>	26,166	675	22,209	3,282	—
介護支援専門員養成事業	22,205		22,205		p57 高3⑧
認定調査員等研修事業	1,351	675		676	p59 高4⑥
福島県介護保険審査会運営経費	2,610		4	2,606	p60 高4⑦
<b>介護保険事業指導費(070-030)</b>	33,509	18,738	2,732	12,039	—
介護保険者指導事業	10,727	9,934	14	779	p60 高4⑧
介護サービス提供事業者の指定等事業	18,759	8,281	61	10,417	p60 高4⑨
介護保険担当者連絡会議	320			320	p60 高4⑩
介護サービスクオリティアップ事業	1,047	523	1	523	p60 高4⑪
介護保険苦情・相談業務支援事業	2,656		2,656		p60 高4⑫
<b>介護保険事業指導費(070-031)</b>	1,702			1,702	—
介護保険施設等の指導等事業	1,702			1,702	p53 福2②
<b>社会福祉施設費</b>	<b>2,570,632</b>	<b>132,960</b>	<b>2,359,792</b>	<b>77,880</b>	—
<b>社会福祉施設整備費(068-032)</b>	2,369,287		2,304,889	64,398	—
社会福祉施設整備事業	754,950		721,600	33,350	p58 高3⑨
施設整備資金利子補給事業	27,453			27,453	p58 高3⑩
小規模介護施設等整備事業	1,305,264		1,506,389		p58 高3⑪
社会福祉施設緊急整備特別対策事業	80,495		76,900	3,595	p62 高6③
<b>社会福祉施設整備費(068-033)</b>	201,345	132,960	54,903	13,482	—
社会福祉施設整備事業	199,442	132,960	53,000	13,482	p64 障1(1)⑧
社会福祉施設整備利子補給事業	1,903		1,903		p65 障1(1)⑫
<b>障がい者福祉施設費</b>	<b>61,095</b>	<b>11,967</b>	<b>77</b>	<b>49,051</b>	—
<b>身体障がい者更生相談費(081-010)</b>	9,232		12	9,220	—
身体障がい者更生相談所事業	9,232		12	9,220	p66 障1(2)⑦
<b>点字図書館費(081-020)</b>	43,500	11,967	65	31,468	—
点字図書館の管理運営経費	43,500	11,967	65	31,468	p76 障2(2)⑤
<b>障がい者福祉施設費経常経費(081-050)</b>	8,363			8,363	—
障がい者福祉施設費経常経費(運営経費)	7,331			7,331	p66 障1(2)⑥
障がい者福祉施設費経常経費(施設管理経費)	1,032			1,032	p65 障1(1)⑬
<b>扶助費</b>	<b>2,932,260</b>	<b>2,112,450</b>	<b>1</b>	<b>819,809</b>	—
<b>扶助費(076-010)</b>	2,932,260	2,112,450	1	819,809	—
住所不定者措置費負担金	115,658			115,658	p50 社4①
生活保護扶助費	2,816,476	2,112,356	1	704,119	p50 社4②
中国残留邦人生活支援給付事業	126	94		32	p52 社5⑦

生活福祉総室  
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>生活保護総務費</b>	<b>90,542</b>	<b>60,018</b>	<b>135</b>	<b>30,389</b>	—
<b>施行事務費(077-020)</b>	90,542	60,018	135	30,389	—
生活保護適正実施推進事業	82,157	59,605	135	22,417	p50 社4③
生活保護施行事務経費(経常経費)	1,420			1,420	p50 社4④
生活保護指導職員業務経費	413	413			p50 社4⑤
生活保護医療・介護関係事務委託事業	6,552			6,552	p50 社4⑥
<b>予防費</b>	<b>2,361,280</b>	<b>1,156,954</b>	<b>5,739</b>	<b>1,198,587</b>	—
<b>特定疾患対策事業費(093-081)</b>	2,292,670	1,117,105	82	1,175,483	—
特定疾患治療研究事業	2,206,266	1,077,353	6	1,128,907	p71 障1(4)⑩
難病在宅療養者支援体制整備事業	5,802	2,779	6	3,017	p71 障1(4)⑪
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	12,053	5,944		6,109	p72 障1(4)⑫
遷延性意識障害治療研究事業	33,391			33,391	p72 障1(4)⑬
難病相談・支援センター事業	8,117	4,058		4,059	p72 障1(4)⑭
指定難病患者相談・支援事業	27,041	26,971	70		p72 障1(4)⑮
<b>高齢者保健対策費(093-090)</b>	68,610	39,849	5,657	23,104	—
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	6,433	6,433			p56 高2①
一部新 福島県認知症施策推進総合戦略(県版オレンジプラン)推進事業	19,427	16,424	3	3,000	p55 高1①
認知症疾患医療センター運営事業	33,984	16,992		16,992	p55 高1②
認知症介護実践者等養成事業	8,766		5,654	3,112	p55 高1③
<b>精神保健費</b>	<b>3,814,213</b>	<b>2,154,736</b>	<b>40,687</b>	<b>1,618,790</b>	—
<b>精神保健医療費(094-030)</b>	3,798,861	2,154,054	39,172	1,605,635	—
精神科救急医療システム整備事業	92,624	42,377	7,484	42,763	p69 障1(4)⑤
精神保健医療費	3,057,295	1,510,632		1,546,663	p69 障1(4)⑥
自殺対策緊急強化基金造成事業	12		12		p73 障1(5)①
自殺対策緊急強化基金事業	75,376	30,662	31,661	13,053	p73 障1(5)②
被災者の心のケア事業	567,236	567,228	8		p74 障1(5)③
災害時精神医療体制整備事業	1,273	635		638	p68 障1(4)②
アルコール健康対策推進事業	5,045	2,520	7	2,518	p69 障1(4)④
<b>精神保健訪問指導費(094-060)</b>	4,239			4,239	—
精神保健費経常経費(経常行政経費)	4,239			4,239	p70 障1(4)⑧
<b>精神保健福祉センター費(094-050)</b>	11,113	682	1,515	8,916	—
精神保健費経常経費(運営経費)	11,113	682	1,515	8,916	p70 障1(4)⑨
<b>医務費</b>	<b>135,363</b>		<b>135,347</b>	<b>16</b>	—
<b>高齢者保健施設費(102-070)</b>	63		47	16	—
老人保健施設対策施行事務経費(経常行政経費)	63		47	16	p58 高3⑫
<b>地域医療介護総合確保対策費(102-091)</b>	135,300		135,300		—
地域医療介護総合確保事業(介護人材の確保)	135,300		135,300		p49 社3⑧
<b>社会福祉施設災害復旧費</b>	<b>33,045</b>	<b>27,636</b>		<b>5,409</b>	—
<b>障がい福祉施設災害復旧事業費(355-035)</b>	33,045	27,636		5,409	—
障がい福祉施設災害復旧事業	33,045	27,636		5,409	p64 障1(1)⑪
<b>合計(生活福祉総室分)</b>	<b>55,431,979</b>	<b>7,648,308</b>	<b>3,542,518</b>	<b>44,241,153</b>	—

- 健康づくり推進課
- 県民健康調査課
- 地域医療課
- ◇ 医療人材対策室
- 食品生活衛生課
- 薬務課

(健康衛生総室)

## (1) 施策の基本方針

### ○ 健康づくり推進課

健康長寿県の実現を目指し、食、運動、社会参加を3本の柱に、若い世代からの疾病予防と高齢者の介護予防を一体的に進めるため、ライフステージに応じた健康づくりについて、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

#### 1 高齢者の健康と生きがいの推進

- (1) スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康の保持増進と社会参加を促進するため、「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催するとともに、全国健康福祉祭への選手派遣などを行うことにより、高齢者のスポーツの普及や文化活動の振興を図る。
- (2) 高齢者の自主的な組織である老人クラブが、高齢社会、地域社会を支える担い手として、地域でいきいきと活躍できるよう、その活性化に向け、積極的に支援する。
- (3) 高齢者が主体となって、介護の人材育成や健康増進、コミュニティづくり等に取り組む町内会等のモデル事業を支援するほか、誰もが親しめるニュースポーツの普及や介護人材の確保に取り組む。

また、ふくしま健康長寿フェスティバルを開催し、先進的な取組の紹介を通じて介護予防・健康づくりを全県的に普及させる。

- (4) いきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者等を対象とした「いきいき長寿県民賞」の表彰を行うとともに、広く事例を紹介する。

#### 2 地域包括ケアシステムの深化と推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図る。

- (1) 地域包括ケアシステムの体制整備や他の参考となる先駆的な事業を実施するために要する経費に補助を行う「地域包括ケアシステム構築支援事業」を実施して、市町村を支援する。
- (2) 多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供するため、地域の医療・介護関係者の調整や相談を行えるよう体制を整備し、地域の関係機関・団体と一層の連携体制の構築を図る。
- (3) 市町村の課題や進捗状況に応じたアドバイザーの派遣や市町村に配置される生活支援コーディネーターの養成研修を行う。
- (4) 高齢者の社会参加と介護予防の重要性について、県民に対する普及啓発を行うとともに、自立支援型地域ケア会議の定着支援と介護予防に資する通いの場の普及に向けた研修会や専門職派遣を実施することで、市町村における高齢者の自立支援・重度化防止の取組を促進する。
- (5) 有識者等で構成する介護予防市町村支援委員会を開催し、市町村が実施した介護予防事業を評価するとともに、他市町村の参考となる好事例を取りまとめ、市町村に提供する。

#### 3 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

21世紀の本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、医療費等の社会保障負担を適正な水準に保っていくためには、単に病気の早期発見や早期治療にとどまらず、健康を増進し発病を

予防する「一次予防」の重視と生活の質の向上が必要である。

このため、本県では、日常的・継続的な医療・介護に依存せず、自立した生活ができていた期間（健康寿命）の延伸を目指し、社会環境等の改善までを含めた健康づくりへの取組として、「第二次健康ふくしま21計画」を基本とし、総合的・長期的視点に立ち、実効性のある「第二次県民健康づくり運動」を展開する。

さらに、「第二次健康ふくしま21計画」を推進するとともに、県民の自発的な健康づくりの機運を高めるため、身近なところで継続的に健康づくりに参加できる仕組みを充実させ、平成28年度から「健康」をテーマにスタートとした県民運動を、市町村、関係機関、関係団体等が一体となって展開し、全国に誇れる健康長寿県を目指していく。

#### 4 健康づくり推進体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図るためには、県民の様々なライフステージに応じた保健指導や各種の地域保健・職域保健事業を効果的に推進するとともに、地域の健康課題に応じた健康づくり対策に取り組むための環境整備が重要である。

このため、第二次健康ふくしま21計画の基本目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた施策を強力に推進するため、県、市町村、関係機関及び団体等の代表者で構成する「健康長寿ふくしま会議」の下で、地域保健・職域保健連携強化及び健康経営の積極的な推進を図っていく。

また、健康増進センターなどの専門機関と連携し、健康づくりに関する様々なデータを活用し、地域課題の見える化を図るとともに、民間企業のノウハウも活用しながら健康づくりに取り組む市町村等を支援するなど、県内すべての地域が実効性の高い健康づくり事業に取り組める環境整備に努めていく。

さらに、生活習慣病対策の推進を図る上では、保健指導従事者の資質向上が不可欠であり、保健指導技術の高度化を図る必要があることから、健康づくり推進研修等を通じ、地域保健関係者並びに医療関係者等の人材育成に取り組むほか、相双・いわき地区を中心とした県内における管理栄養士・栄養士の就職定着支援を通して、地域の栄養指導体制の充実を図る。

おって、災害時の保健支援活動マニュアルの普及や見直しを行い、災害が発生した際に的確に保健師活動が行えるよう、体制整備を図る。

#### 5 生活習慣病対策

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病等生活習慣病の発症、進行には喫煙・運動・食事等の生活習慣が深く関わっていることが明らかになってきており、受動喫煙防止、禁煙の推進や運動習慣の定着、バランスのとれた食生活など生活習慣の改善を図り、心身の健康の保持増進のための一次予防に関する正しい知識の普及啓発と医療保険者による特定健診・特定保健指導の推進支援との相乗効果により生活習慣病対策を一層推進していく必要がある。

また、栄養士会栄養ケア・ステーションとの連携を図りながら、地域の栄養指導体制の確立に努め、栄養指導等を充実させるとともに、関係団体等と連携しながら、各医療保険者における糖尿病性腎症重症化予防に関する取組状況等の把握や課題・対策等について議論するなど、生活習慣病の重症化予防や合併症の発症予防を推進する。

さらに、震災後、メタボリックシンドローム該当者割合や要介護認定率等が増加するなど健康指標の悪化が顕著であることから、情報発信を強化し、ふくしま健民検定や地域住民参加型のふく

しま健康長寿フェスティバル等の実施により、県民一人ひとりの健康リテラシーの向上を図るとともに、県民が自主的かつ、気軽に楽しく健康づくりが継続できるよう、「ふくしま【健】民サポート事業」に取り組む市町村を支援するほか、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所への専門職による支援や優良事業所認定及び表彰、健康経営の効果検証、行動経済学の理論（ナッジ理論）を活用した健康づくりの促進に関する実証実験、県民の食行動の改善につながる「ふくしま”食の基本”推進事業を通して、県民が健康づくりに参加しやすい環境を構築する。

## 6 がん対策

がんは、昭和59年以来、本県の死因の1位となっており、また、加齢により発症リスクが高まり、高齢化の進行とともに、その死亡者数はさらに増加していくと考えられ、県民の生命及び健康にとって重大な課題となっている。

がんの発症には、喫煙、食事、飲酒などが関連しており、これらの生活習慣の改善とそのため環境を整えることが重要であり、がんの発症予防のための喫煙対策、栄養・食生活の改善、飲酒対策等を推進する必要がある。

さらに、早期発見のため、がん検診受診の普及啓発や受診率の向上を図り、精度管理を推進する必要がある。

このため、「福島県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見・早期治療に資する施策を展開し、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図る。

## 7 食育の推進

近年の社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルの多様化により、食習慣の乱れや栄養の偏り、生活習慣病の増加などの問題に加え、食の安全性など新たな問題が生じており、食に関する様々な情報が氾濫する中、食生活改善や食の安全性の確保の面からも、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進することが求められている。

このため、県民一人ひとりが自らの食を見直し、望ましい食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、「第三次福島県食育推進計画」（平成27年3月策定）に基づき、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、福島県のおいしい食材で、震災に負けない健康な体をつくることをめざして、産学官連携を活用しながら地域住民の食育推進活動の活発化を図る。

また、健康に配慮した食事を提供する飲食店等（うつくしま健康応援店）の増加や福島県の食育活動を推進する企業等（福島県食育応援企業団）の数の増加を図るなど、食環境整備を推進する。

## 8 原爆被爆者等対策

原子爆弾被爆者対策については、健康状態及び生活面において特別な状態に置かれていることを考慮し、定期健康診断の実施、各種手当の支給、介護保険利用助成などを実施し、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るとともに、被爆二世に対する健康診断を実施する。

## 9 歯科保健対策

う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔内の健康の保持増進を図るため、「第三次福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画」に基づいて、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図る。

特に高齢社会を踏まえ、生涯にわたって丈夫な歯で健康な生活を送れるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を積極的に推進するため、歯科保健対策協議会を開催するとともに、市町村における歯科保健対策を推進するために歯科保健情報システム等を活用した支援を行う。

また、子どものむし歯は全国に比べ悪い状況で推移しており、震災後は6歳児のむし歯有病率が増加に転じたことから、集団的アプローチでむし歯予防効果の高いフッ化物洗口事業を幼児期から学齢期の子どもたちが実施できるよう、市町村の実施体制整備の支援を行う。

## 10 被災者に対する健康支援

東日本大震災及び原発事故の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持していくことができるよう、健康支援活動の実施体制整備を図りながら、被災者に対する健康支援活動を行う。

## 11 アレルギー疾患対策

アレルギー疾患を有する方が、安心して生活できるよう医療体制の整備、及びアレルギー疾患に関する適切な情報を入手できる体制整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制などを整備する。

## ○ 県民健康調査課

震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康調査」を実施する。基本調査による外部被ばく線量の推計評価を行うとともに、甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を長期にわたって行っていくことで、県民の健康をしっかりと見守っていく。

また、市町村における個人積算線量計の活用支援や県内外におけるホールボディカウンター内部被ばく検査を実施するとともに、放射線による健康影響に関する県民理解の促進を図る。

## ○ 地域医療課

県民一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

### 1 医療提供体制の整備充実

県民が適切な医療を受けることができるよう、福島県地域医療構想に基づき、地域に必要な病床機能の分化・連携に対して地域医療介護総合確保基金により助成を行い医療提供体制の整備・充実に図るとともに、医療機関相互の役割分担や連携を強化し、効率的な医療提供体制の確保を図る。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療を担う地域の基幹病院や小児夜間急患センター等に対する運営費の助成、子どもの急病に対する夜間の電話相談窓口（＃8000）の設置などにより周産期及び小児医療体制の充実を図る。

がん医療については、県内におけるがん診療の中心的な役割を担うがん診療連携拠点病院の機能強化に対して助成を行うとともに、質の高い在宅緩和ケアが提供できるよう関係機関の連携体制を構築するなど医療提供体制の整備に努めるほか、県内の医療機関に対しがん登録の推進を図る。

さらに、患者の視点に立った医療を実現し、医療への信頼が確保され、患者が納得して医療を受けられるよう、相談体制を整備する。

## 2 救急医療体制の強化

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進するため、救命救急センターやドクターヘリの運営費に対して助成を行うなどにより、救急医療体制の充実強化に努める。

また、総合医療情報システムの運営により救急医療体制の円滑な運用を支援するとともに、救急医療対策協議会の設置運営を行い医療関係機関との連携強化を図るほか、県民に対しても総合医療情報システムにより医療機関の情報を提供する。

さらに、災害時における救急医療を確保するため、関係機関との連携強化を図るとともに、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等を実施し、災害時医療体制を整備する。

## 3 歯科医療の確保

在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携体制を構築し、在宅歯科医療の推進を図るため、在宅歯科医療連携室整備事業を実施する。

また、近年の高齢化により、在宅における要介護者が増加する傾向にあることから、在宅高齢者等の口腔衛生の改善を図るため、歯科医療を含む医療従事者への研修や在宅歯科診療用の医療機器の購入に対して助成を行う。

## 4 地域医療再生基金事業等の推進

東日本大震災等による被害が特に甚大であった避難地域における医療提供体制の再構築を図るため、平成29年7月に策定した「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療機関の再開支援、二次救急医療の確保及び人材確保対策等に取り組む。

## 5 移植医療の推進

臓器移植法に基づき移植医療に関する県民への普及啓発を推進するとともに、臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。

また、骨髄バンク事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図るため、県民への普及啓発を推進するとともに、骨髄ドナー登録会の開催及び保健所における登録窓口の設置により、登録機会の確保に努める。

さらに、市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。

## 6 感染症対策の総合的な推進

福島県感染症予防計画等に基づき、適切な感染症対策及び防疫対策を実施するとともに、感染症対策に対応できる人材の育成・確保を図る。

また、肝炎及びエイズ等の検査及び相談体制の整備を行い、検査の受検機会の拡大を行うとともに、肝炎対策については、医療費助成による患者の経済的負担の軽減を図る。

## 7 在宅医療の推進

地域において包括的かつ継続的な在宅医療が提供できるよう、関係機関の連携支援や相談対応を行う窓口を設置するとともに、在宅医療を担う人材の確保・育成等を支援し、在宅医療提供体制の構築を推進する。

### ○ 地域医療課 医療人材対策室

東日本大震災及び原子力災害の影響により地域医療の復興に向けた医師、看護職員等の医療従事者の確保が課題になっている。このため、医師、看護職員等の医療従事者の養成・確保等の対策を一体的に推進する。

#### 1 過疎・中山間地域医療の確保

医療に恵まれない地域において地域住民に安定した医療を提供するため、自治医科大学卒業医師等の当該地域への配置を推進するとともに、へき地診療所やへき地医療支援センターに対して運営費を補助する。

また、医療に恵まれない地域に対する医療支援や医師確保対策等について検討を行い、本県のへき地診療所等における医師の確保を図る。

#### 2 医療人材の確保と資質の向上

深刻化する医師不足に対応するため、福島県立医科大学に医師を配置し、各地域の病院へ派遣するとともに、将来県立病院やへき地診療所等に勤務しようとする県内外の医学部学生に対する修学資金や県外から転任する産科や小児科などの医師への研究資金の貸与、さらには、県外で勤務する医師の県内への招へいなどにより、医師の確保と県内への定着を図る。

また、勤務医の定着を進めるため、子育て中の女性医師を対象とした復職支援や勤務条件緩和に取り組む病院への支援を行う。

さらに、福島県立医科大学内に福島県地域医療支援センターを設置し、福島県立医科大学とより一層連携して、医師、医学生等に対する相談体制、キャリア形成支援等の充実・強化を図り、県内への医師定着を推進するとともに、効率的・効果的に医師不足や地域偏在の解消に向けた施策を実施する。

上記に加え、人材不足が深刻である保健医療従事者（理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師）について、より高度な知識・技術を有する人材の安定的な確保を行うため、県立医科大学(仮称)保健科学部の令和3年4月開設に向け関係機関等と連携しながら整備する。

#### 3 将来にわたる県民健康管理

放射線による健康への影響に対する早期診断・最先端治療拠点として福島県立医科大学に整備した「ふくしま国際医療科学センター」における最先端の画像診断装置を用いた各種疾病の診療・研究や放射性物質の生態系における環境動態調査等により、将来にわたる県民の健康維持・増進

を支援する。

#### 4 看護職員確保対策の推進

潜在看護職の再就業支援、離職防止対策、看護師等養成所に対する支援を対策の3本柱とし、地域医療体制の再構築に向け、関連施策の一層の推進を図る。

また、令和4年度末の総合衛生学院の閉校を踏まえ、助産師の安定的な養成と確保を図るため、令和5年4月の開設を目指し、県立医科大学に新たな助産師養成課程を設置する。

#### 5 看護職員の資質向上

社会ニーズや保健・医療・福祉制度の動向を踏まえ、県民が質の高い看護を受けることができる体制を確保するため、関係機関と連携し、がん看護研修、訪問看護師等を育成するための講習会を開催するとともに、特定行為研修の受講支援や環境整備、認定看護師等の養成支援を行う。

### ○ 食品生活衛生課

日常生活全般にわたって安全で安心できる環境の確保が求められていることから、特に食品安全、動物の愛護と適正管理、衛生的な環境及び水道事業について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

#### 1 食品安全確保対策の推進

- (1) 「福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、関連施設に対する監視指導を行うとともに、事業者が行う食品の安全確保に向けた取組を支援するため、本年6月から施行される<sup>ハサツブ</sup>HACCP導入義務化に先行し、<sup>ハサツブ</sup>HACCPに放射性物質対策を組み合わせ、中小規模の事業者にもわかりやすく、導入しやすいよう独自に工夫した「ふくしま<sup>ハサツブ</sup>HACCP」を普及させ、食品の安全確保を図るとともに、消費者等が本県産の加工食品に対して抱く漫然とした不安を解消させ、風評を払拭する。
- (2) 食品の検査を行い、不良食品の排除に努めるとともに、営業者及び消費者に対し食品衛生知識の普及啓発を図り、併せて、食品関係施設に対する監視指導も行いながら、食中毒の発生を防止する。
- (3) ふくしま食の安全・安心推進会議を開催し、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」に基づく食の安全・安心対策事業の進行管理を行い、食の安全確保と安心の実現を図る。
- (4) 福島県食の安全対策本部において、食の安全に関わる事案に対し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、食の安全に対する県民の不安解消を図るため、県民への速やかな情報提供に努める。
- (5) と畜及び食鳥検査業務等を実施するとともに、と畜場等の衛生管理の指導を徹底し、安全で衛生的な食肉の確保に努める。

#### 2 動物の愛護と適正管理の推進

- (1) 獣医師派遣事業等を通じて、広く県民の間に動物愛護の気風の醸成を図る。
- (2) 飼い犬等のしつけ方教室及び猫の適正飼養講習会等を通じて、県民に犬及び猫の適正飼養を啓

発し、引取り数の削減を図る。また、収容した犬及び猫の譲渡事業を推進し、殺処分数の削減を図る。

- (3) ペットショップなどの第一種動物取扱業者等に対する立入指導を実施し、動物の愛護と適正管理の普及啓発を図る。
- (4) 特定動物の飼養施設への立入指導のほか放置犬等の捕獲及び飼養者に対する適正管理の指導等を行い、動物による危害の防止を図る。

### 3 衛生的な環境対策の推進

- (1) 生活衛生関係営業は、県民生活と密接に関わっているが、その経営規模は零細で、営業基盤も脆弱であることから、経営の健全化のための相談指導体制の充実強化を通じ、生活衛生関係営業の振興を図る。
- (2) 生活衛生関係営業施設に対する指導・助言を行い、自主管理体制の確立を促しながら衛生水準の維持向上に努める。
- (3) 安心して利用できる入浴環境を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水に関するレジオネラ属菌対策等を実施し、適切な指導に努める。
- (4) 一定規模以上の建築物における衛生的環境を確保するため、立入調査によってその適正な維持管理についての指導・助言を行うとともに、ビル管理業の登録の促進及びビル管理者の資質の向上を図る。

### 4 水道事業への支援及び飲用水等衛生対策の推進

- (1) 県民へ安全な水の安定的供給を図るため、また、災害時等のライフライン機能を確保するため、水道事業者等が行う災害や事故に強い水道施設への整備事業や、水道未普及地域解消事業に対し支援を行う。
- (2) 水道水の安全性を確保するため、知事認可の水道施設へ法令に基づく立入検査や指導・助言を行う。
- (3) 水道事業の基盤強化を図るため、水道事業者が取り組む基盤強化に向けた施策への支援を行うとともに、「福島県水道ビジョン」の改定等に取り組む。
- (4) 水道未普及地域において利用される井戸水等について、市町村の協力を得ながら施設の衛生管理、定期的な水質確認等の必要性を周知するなどして衛生対策の推進に努める。

### 5 食品等の放射性物質検査の推進

- (1) 市場等に流通する食品等の安全を確認するため、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施する。
- (2) 放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供するため、飲料水の放射性物質検査体制の整備を図るとともに、定期的なモニタリング検査を実施する。

## ○ 薬務課

県民の保健医療サービスの充実を目的として、医薬品等の品質・有効性・安全性を確保するとともに、血液の確保（400mL、成分献血の普及）並びに薬物乱用の防止対策、医薬品の適正使用につな

る医薬分業の啓発に努め、健康サポート薬局を推進するほか、新たな検査需要に対応できるよう、検査体制の充実強化及び温泉の保護及び適正利用の推進を図る。

## 1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保と医薬分業

### (1) 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療及び日常生活上、必要不可欠なものとして人の生命・健康の保持、増進に大きく貢献している。その反面、不良・不適正な医薬品等による事件、事故や医薬品等の副作用の発生が社会問題になっている。

このような状況のもと、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的である医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者に対するGVP（製造販売後安全管理）や医薬品等製造業者に対するGMP（製造管理及び品質管理）等の指導はもとより、許認可事務の迅速化を図るとともに、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口の設置、登録販売者試験の実施などにより、適正な県民医療の確保に努める。

さらに、医薬品調査当局（厚生労働省、都道府県、（独）医薬品医療機器総合機構）が、GMPの査察当局による国際的な枠組み「医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム」（「PIC/S」）へ加盟したことから、これに対応するため、調査員の継続的な確保、調査当局及び試験検査機関の品質システムの確保など世界標準の調査体制の維持に努める。

また、医薬品成分の含有が疑われる「いわゆる健康食品」等の買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

さらに、非常災害時に県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関等に供給できるよう、福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの体制維持を図る。

なお、後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、後発医薬品安心使用促進協議会において、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用することができる環境整備等に関する検討を行う。

### (2) 医薬分業

医師または歯科医師と薬剤師がそれぞれの機能を分担する医薬分業を推進することによって、薬の副作用や重複投薬の防止など医薬品の有効性・安全性を確保するとともに、医薬品の適正使用を推進することにより良質かつ適正な薬物療法を促進させ、県民医療サービスの向上を図る。

また、県民の薬局の選択に資するよう薬局機能情報をインターネット等で公表するとともに、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成を図る。

## 2 健康サポート薬局の推進

健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能（①服薬情報の一元的・継続的な把握、②医療機関との連携、③24時間対応・在宅対応）に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局として、平成28年4月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の中で位置づけられた。そのような背景を踏まえ、県内の薬局薬剤師のさらなる資質向上を図るため、以下の3つの事業を展開する。

### (1) かかりつけ薬剤師・薬局機能強化事業

薬局薬剤師を対象とした地域におけるチーム医療の一員として必要な知識等を習得するための研修を実施し、資質の向上を図るとともに、病院薬剤師と連携する際の手順の検討、共有すべき患者情報の選定、様式の作成など、より効率的な薬薬連携に向けた支援を行うことにより、地域

における薬剤師・薬局の機能強化を図る。

(2) 認知症対応薬局推進事業

地域の認知症対策の拠点として認知症対応薬局の整備を推進するとともに、認定した認知症対応薬局を対象にフォローアップ研修会を開催することにより、薬剤師の認知症対応力の更なる向上を図る。

(3) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業

県内の薬局等に勤務する薬剤師等を対象に、在宅において多用される輸液ポンプ等医療機器の実機演習を含めた在宅医療スキルアップセミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる優れた医療人材の育成を図る。

### 3 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援

地元薬局の再開や民間企業による薬局進出が見込めない避難地域（飯舘村、浪江町、富岡町、檜葉町）において、調剤に加え、地域包括ケアシステムにおける他の職種と連携しての対応や住民の健康管理を実施できる薬局の開設を支援するとともに、薬局等薬剤師の研修等に要する経費を支援することにより薬剤師の資質向上及び地域定着を図る。

### 4 血液の確保対策の推進

震災及び原発事故に伴う県外への人口流出による影響や、事業所献血者等の減少、若年層の献血率の低下等が懸念されている。県内で必要とする血液を県民の献血により確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき400mL献血を推進する。

また、将来にわたり献血者を確保するため、中学生を対象としたポスターコンクール、献血出前講座の開催など、特に若年層等への啓発により献血の普及並びに安定的な血液の確保に努めるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及及び適正かつ安全な輸血療法の向上を図る。

### 5 薬物乱用の防止

覚醒剤、大麻等の薬物乱用は、乱用者自身の健康を蝕むばかりでなく、各種犯罪を誘発するなど地域社会への弊害は計り知れないものがあるが、近年、薬物乱用は一般市民層にまで浸透しており、特に大麻汚染については若年層を中心に拡大するなど、裾野の広がりが懸念される。

このため、薬物乱用の弊害について広く県民に広報するとともに、薬物乱用防止指導員や大学生等のボランティアと協働しながら、地域に根ざした啓発活動を実施するなど薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。

さらに、指定薬物又はその疑いがある製品（危険ドラッグ）を取扱う業者に対しては、警察と連携しながら立入検査を実施するなど、監視・指導強化する。

### 6 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

食品中の放射性物質検査等県民の健康管理に直面する問題が発生しており、検査をとりまく環境の変化への随時対応を図る必要がある。

このため、衛生研究所における検査体制の整備や調査研究事業の充実を図り、県民の安全安心な生活の確保を目指す。

さらに、県内の衛生検査所を対象に、外部精度管理調査や立入検査を実施し、検査業務が適正に行なわれるよう指導監督する。

## **7 温泉の保護及び適正利用の促進**

県内全域に分布し、多種多様な泉質を誇る本県の温泉は、旅館・ホテルや公衆浴場等において県民の保養や観光への利用が進んでいる。また、東日本大震災後は再生可能エネルギーの一つとして地熱発電が注目されており、本県内でも地熱開発が進められている。本県の貴重な自然資源である温泉が次世代に渡って持続的に利用できるよう、温泉資源の保護を図るとともに、適正利用を推進する。

## **8 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）**

本県は、東北で最多の医薬品、医療機器の製造所を有しており、全国有数の医薬品、医療機器等生産県である。高品質で安全性が高い製品を継続的に製造するためには、医薬品製造管理者や医療機器責任技術者等の人材育成がますます重要となることから、県内の製造業者等を対象とした薬事講習会や人材育成セミナーを開催し、品質管理担当職員を育成するなど、医療関連産業の振興を図る。

## (2) 事業計画

### ○ 健康づくり推進課担当の事業

#### 1 高齢者の健康と生きがいの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 健康長寿に向けた介護予防推進事業	15,462 (繰入 13,843) (諸収 1,619)	<p>高齢者が主体となって、健康増進やコミュニティづくり等に取り組む町内会等のモデル事業を支援するほか、ニュースポーツの交流大会や、健康長寿いきいき県民フェスティバルを開催し、介護予防・健康づくりを全県的に普及させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者支え合いコミュニティ支援事業 高齢者が支え合う地域コミュニティの構築を図るため、高齢者自身が主体的に参画して取り組む町内会等の活動について支援する。</li> <li>2 ニュースポーツによる高齢者の健康づくり支援事業 高齢者が、気軽に親しみやすく誰にでも取り組めるニュースポーツを通じて、交流を深め、健康でいきいきと暮らすことができるよう、交流大会の開催を支援するほか、指導者の養成、講座の開設等を行い、競技人口の拡大に努める。</li> <li>3 アクティブシニアによる高齢者生活支援モデル事業 アクティブシニアによる地域の高齢者を支える活動を支援し、市町村における介護予防・生活支援サービス事業への展開を図る。</li> </ol> <p>新</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 高齢者の“食”応援（食育推進）事業 介護に従事する（予定も含む）元気な高齢者を対象とした、高齢者向け食関係講習会及び調理実習の機会を提供することにより、高齢者の健康維持の一助とし、元気高齢者が介護の人材として活躍する契機を支援する。</li> </ol>
② 百歳高齢者知事賀寿事業	6,664 (諸収 3,150)	<p>百歳の誕生日を迎えた県内の高齢者を訪問し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉についての関心と理解を深める。</p>
③ 長寿社会推進センター運営費等補助事業	10,822 (繰入 10,822)	<p>長寿社会推進センターが実施する各種事業に関する管理費及び事業費に対して補助金を交付する。            補助先：(社福)福島県社会福祉協議会            補助率：定額</p>
④ 高齢者の健康・生きがいの推進事業	16,949 (諸収 7,015)	<p>明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、以下の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業 高齢者のスポーツ・文化の総合的な祭典である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催する。</li> <li>2 全国健康福祉祭選手派遣事業 厚生労働省が主催する全国健康福祉祭に対して、参加選手の派遣及び美術展への出品を行う。</li> <li>3 いきいき長寿県民賞 いきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者や積極的な社会参加活動を実践している高齢者団体に対して、「いきいき長寿県民賞」を授与するとともに、事例の紹介を行う。</li> </ol>

事業名	予算額	内 容
⑤ 老人クラブ活動等社会活動促進事業	35,220 (国庫 17,610) (繰入 10,393)	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先：市町村（中核市を除く） 補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3  1 単位老人クラブ助成費 2 市町村老人クラブ連合会活動促進費 3 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり等事業
⑥ 老人クラブ活動推進員設置等補助事業	15,655 (国庫 7,827)	1 老人クラブ活動推進員設置等補助事業 単位老人クラブ等の育成指導にあたり、老人クラブ活動の充実を図るとともに、高齢者の健康と生きがいづくりに資する事業を実施するために、県老人クラブ連合会に活動推進員を設置し、その事業及び運営に必要な経費を補助する。 補助先：(公財)福島県老人クラブ連合会 補助率：国 1/2 県 1/2
合 計	100,772 (国庫 25,437) (繰入 35,058) (諸収 11,784)	

## 2 地域包括ケアシステムの深化と推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 地域包括ケアシステム構築支援事業	45,458 (繰入 45,453) (諸収入 5)	市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するため、研修や推進事業を実施する。  1 地域包括ケアシステム深化・推進事業 市町村が行う地域包括ケアシステム構築の深化・推進にかかる事業に対して補助する。  2 一部新生活支援体制整備推進事業 市町村の課題や進捗状況に応じたアドバイザーの派遣や、生活支援コーディネーターの人材養成研修・情報交換会を行う。  新 3 在宅医療・介護連携支援センター設置促進事業 地域の在宅医療と介護の連携を担う相談窓口の設置を支援し、在宅医療や介護サービスの提供体制を確保する。
② 自立支援型地域ケア会議普及展開事業	5,792 (国庫 5,792)	介護保険法の理念である自立支援(生活の質の向上)に向けて、市町村における「自立支援型地域ケア会議」の導入支援、定着支援を行うとともに、介護予防に資する通いの場を活用した住民主体の生活支援サービスの充実を図る。 1 自立支援型地域ケア会議支援事業 市町村における「自立支援型地域ケア会議」の定着支援を支援するため、市町村・地域包括支援センター、介護事業所、専門職の資質向上を目的とした研修や専門職の派遣調整を行う。

事業名	予算額	内 容
		(1) 介護予防ケアマネジメント実務者研修 (2) 自立支援型地域ケア会議運営アドバイザー研修 (3) 高齢者の自立支援に向けた事業所向け研修 (4) 自立支援型地域ケア会議助言者養成研修 (5) 先進自治体現地研修会 (6) 専門職派遣事業 (7) 自立支援型地域ケア会議司会者養成研修会  2 自立支援型通いの場普及事業 介護予防に資する通いの場を活用した住民主体の生活支援サービスの充実を図るため、市町村や地域包括支援センターの資質向上を目的とした研修を開催する。 (1) 介護予防プロフェッショナル養成研修会
③ 介護予防対策施行事務経費（経常行政経費）	170	一般経費
④ 介護予防市町村支援事業	(国庫 560 560)	市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、市町村支援委員会を運営する 1 介護予防市町村支援委員会
⑤ 福島県高齢者福祉計画等推進事業	(繰入金 1,094 1,094)	1 圏域別地域包括ケアシステム推進協議会 地域包括ケアシステム体制構築に向けた施策の検討等を行うため、圏域別連絡会議を開催し、圏域の課題に対応した研修会実施の他、市町村支援等を実施する
合 計	53,074 (国庫 6,352) (繰入 46,547) (諸収入 5)	

### 3 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 国民健康・栄養調査	(国庫 4,261 4,261)	健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため調査を実施し、国民の健康増進を総合的に推進するための基礎資料を得る。 ○調査項目 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査 ・身体状況調査
② 健康増進事務経費（経常行政経費）	(手数 1,325 1,132)	1 保健衛生学会経費 193千円 保健衛生関係者の資質の向上を図る研鑽の場として「福島県保健衛生学会」を開催する。 ○時期：令和2年9月（予定） ○場所：福島市内（予定）  2 食生活改善事務経費 1,132千円 (1) 特定給食施設管理事業

事業名	予算額	内 容
		<p>○特定給食施設巡回指導  (2) 栄養士・管理栄養士指導事業  ○栄養士・管理栄養士養成施設5施設の指導  ○栄養士・管理栄養士学生実習指導  (3) 保健福祉事務所栄養指導事業  (4) 市町村栄養改善事業の支援指導  (5) 食品の特別用途表示・栄養表示等の管理事業  (6) うつくしま健康応援店推進事業  (7) 地区食生活改善推進連絡協議会の育成支援 等</p>
<p>③ 健康長寿ふくしま推進体制等強化事業</p>	<p>(国庫 7,689 1,542)</p>	<p>健康長寿県の実現に向け、県、市町村、関係機関及び団体等が「食・運動・社会参加」に視点を置いた健康づくりの取組を積極的に推進するための体制強化を図る。</p> <p>1 健康ふくしま21推進事業 1,738千円  第二次健康ふくしま21計画を強力に推進するため、県、市町村、関係機関及び団体等が地域保健及び職域保健の取組を共働で実践する。</p> <p>2 地域保健・職域保健連携健康づくり支援事業 1,349千円  第二次健康ふくしま21計画をより一層推進するため、二次医療圏毎の保健所単位で、市町村、学校保健、職域保健の関係者からなる検討会を開催し、地域・職域に密着した効果的な健康づくり対策の検討や計画に定める目標値の達成のための事業を実施する。また、健康増進センターで二次医療毎に分析し見える化した健康データについて各方部で説明会を実施する。</p> <p>3 トップセミナー開催事業 4,602千円  市町村・職域の積極的な健康づくりへの取組を促すため、県内市町村長と企業トップに向けた健康づくりに関するトップセミナーを開催する。</p>
<p>一部新 ④ 健康長寿ふくしま推進事業</p>	<p>(国庫 342,568 187,828) (繰入 143,147) (諸入 6)</p>	<p>健康長寿県の実現に向け、健康づくりに取り組む県民へのインセンティブの付与や各市町村・医療保険者等が持つ医療等データの分析と見える化を行いながら、健康づくりの普及啓発と健康経営の推進や地域・職域における効果的な保健事業の実施に向けた支援を実施する。</p> <p>1 ふくしま【健】民パスポート事業 23,119千円  県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れたふくしま健民アプリの活用や市町村との連携事業による「ふくしま健民パスポート事業」を実施する。</p> <p>2 福島県版健康データベース構築・活用事業 20,406千円  健診結果等や医療レセプト、介護保険等の健康関連データに加え、発症登録のデータを一元化する健康データベースを構築し、健康課題の分析に活用することで、施策を効果的に推進する。</p> <p>3 ふくしま健康情報ステーション事業 122,741千円  健康データを分析、評価するとともに「見える化」し、健康情報をわかりやすく県民に発信する。さらに、効果的な健康増進対策・疾病予防対策のため、生活習慣等に関する調査や更なる分析等を進め、データに基づく「事業評価」や「対応策の検討」などの市町村支援・調査研究等を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>一部新</p> <p>4 「ふくしま健民」プロジェクト事業 68,923千円          県民の健康リテラシー向上のため、報道機関やSNS等を利用した広報活動の強化や、行動経済学(ナッジ)の理論を活用した健康づくりの促進に関する実証実験の実施、県民一人一人に健康意識を定着させるため、報道機関等を活用した「検定」事業を展開する。</p> <p>一部新</p> <p>5 生活習慣病予防対策推進事業 73,389千円          中小企業・小規模事業所における健康経営を推進するため、保健福祉事務所が核となり、企業・事業所への巡回や助言を行うとともに、事業所、市町村に対し、民間企業のノウハウを活用した健康支援パッケージをモデル事業として実施するほか、積極的に健康づくりに取り組んでいる事業所等に対し、認定・表彰を行うことで、「健康経営」の定着を目指す。          また、事業所における健康経営の効果検証等を行い、事業所の取組の継続と更なる発展を目指す。          さらに、出前講座に健康長寿メニューを創設し、健康づくりの必要性等について職域での普及啓発を行うとともに、糖尿病重症化予防のため、かかりつけ医等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>6 ふくしま健康長寿フェスティバル開催事業 33,990千円          健康的な食生活の普及や地域活性化をテーマに、地域の自治体や商工会、企業等を巻き込んだ啓発イベントを開催する。</p>
⑤ 健康衛生事務経費(運営経費)	3,221 (諸収 22)	健康増進事務経費 3,221千円 一般事務経費
⑥ 健康衛生事務経費(施設管理経費)	2,275 (手数 610)	栄養士免許台帳管理経費 2,275千円 栄養士免許台帳管理
合 計	359,317 (手数 1,742) (国庫 193,631) (繰入 143,147) (諸収 28)	

#### 4 健康づくり推進体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康増進事務経費(経常行政経費)	990	<p>効果的な地域保健対策を推進するために、市町村及び保健福祉事務所等の職員に対する研修等を実施し、関係職員の資質の向上を図る。</p> <p>1 健康づくり推進研修事業 221千円          医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策を効果的に推進するため、保健指導従事者の資質の向上を図る。</p> <p>2 地域保健福祉活動推進研修事業 769千円          (1) 派遣等研修          保健福祉事務所職員等に対し、今後の地域保健活動に必要な技術・能力の習得と資質の向上を図るため、国立保健医療科学院等の研修へ派遣する。          (2) 地域保健福祉活動推進研修          各保健福祉事務所が、所管する地域の市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図るため、地域の実情</p>

事業名	予算額	内 容
		や課題を踏まえて研修を実施する。 3 福島県災害時健康支援活動マニュアル評価・検討
② 管理栄養士・栄養士人材確保支援事業	13,207 (国庫 11,107) (繰入 2,100)	<p>県民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上、社会環境としての栄養サポート体制の充実を図るため、県内における管理栄養士・栄養士の人材確保及び育成などの体制整備を図る。</p> <p>1 相双・いわき地域における管理栄養士・栄養士人材確保のための就職準備金貸付事業 7,100千円 相双・いわき地域に所在する病院・介護保険施設等で新たに管理栄養士業務に従事する方に対して、就職準備金を貸し付けるとともに、離職防止支援を行う。</p> <p>2 管理栄養士・栄養士の県内就職者定着のための支援 6,107千円 (1)管理栄養士・栄養士県内就職者定着のための支援 ・県内就職者定着のための職場見学・仕事説明会 ・県内就職者定着促進会議 ・中高生への管理栄養士・栄養士認知度向上PR活動 (2)管理栄養士・栄養士人材バンク推進事業 相双・いわき地域を中心とした県内への管理栄養士・栄養士の就職者を増加させるため、公益社団法人福島県栄養士会に設置した「管理栄養士・栄養士人材バンク」を推進するための支援を行う。</p>
合 計	14,197 (国庫 11,107) (繰入 2,100)	

## 5 生活習慣病対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康増進事務経費(経常行政経費)	248	生活習慣病予防啓発事務経費 248千円 生活習慣病予防対策の推進及び市町村等での健康増進事業等の円滑な実施を支援するため、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会提言や既存の統計資料等を踏まえた技術的助言等を実施する。
② 健康増進事業費補助事業	125,484 (国庫 64,222)	市町村が住民保健の向上のために実施する健康増進事業に対する支援を行う。 補助先：市町村 補助率：2/3 (国1/3間接補助、県1/3)
一部新 ③ 子どものむし歯緊急対策事業	30,809 (国庫 30,809)	一部新 震災後、子どもの肥満やむし歯の増加など、健康指標が悪化しているため、むし歯予防に安全で高い効果が得られるフッ化物洗口事業を実施し、口腔衛生の切り口から子どもたちの健康を促す。 (1)検討会の開催 (2)研修会の開催 (3)フッ化物洗口の実施に係る経費の補助 (4)セミナーの開催
一部新 ④ “ふくしま”食の基本”推進事業	29,119 (国庫 29,119)	一部新 県民の食行動や栄養摂取状況を改善し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事「減塩」を加えた「ふくしま”食の基本”」を県民に浸透させ、日々の実践につ

事業名	予算額	内 容
		<p>なげるための普及啓発、環境整備、人材育成を実施する。</p> <p>1 ふくしま”食の基本”推進キャンペーン ふくしま“食の基本”を、地域で一体的に進めるための検討会を開催するとともに、普及啓発活動を実施する。</p> <p>2 みんなで実践！「ベジファースト」推進事業 県民の副菜摂取を促すため、手軽に実践できるベジファーストについて、県内スーパー等においてPR活動を行う他、飲食店や給食施設等においてベジファーストを実践するための支援を行う。</p> <p>3 「無意識の減塩」環境づくり推進事業 飲食店やスーパー、社員食堂等において、総菜、弁当、給食のメニューを段階的に減塩し販売・提供することにより、無意識のうちに減塩できる環境を整備する。</p> <p>4 ふくしま”食の基本”推進のための人材育成事業 食の指導者等を対象として、ふくしま“食の基本”推進のための研修会を実施する</p>
合 計	185,660 (国庫 124,150)	

## 6 がん対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福島県生活習慣病検診等管理指導事業	1,362 (国庫 315)	<p>がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方について専門的な見地から適切な指導を行うため福島県生活習慣病検診等管理指導協議会を設置する。また、検診従事者の資質の向上を図るための講習会を開催する。</p> <p>1 部会開催：7部会 委員：48人 2 講習会：胃がん、子宮がん、肺がん及び大腸、特定健康診査</p>
一部新 ② 健康長寿 予防・早期発見推進事業	19,938 (国庫 19,931) (諸収 7)	<p>生活習慣病の予防及び重症化を防止するため、健診・検診の受診率向上を目指し、利用しやすく質の高い検診実施体制整備と県民相互の健診・検診の受診勧奨活動に取り組み、合わせて県民一体となった受動喫煙防止環境づくりを推進する。</p> <p>1 受診促進体制整備事業 11,874千円 (1) 検診機会拡充による受診率向上支援事業 ア 女性による女性のためのレディース検診 イ 忙しい人のためのクイック検診 (2) がん検診精密検査受診率向上支援事業 (3) 受診促進体制を支える精度管理</p> <p>2 がん検診推進員世代拡大普及事業 238千円 (1) 学生がん予防サポーター養成セミナー</p> <p>3 県内避難者のがん検診機会拡大事業 516千円 県内避難者が避難先の医療機関でがん検診が受けられる体制を整備し、受診機会の拡大を図ることにより、</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>避難者のがん検診の受診促進及び継続的な健康管理につなげる。</p> <p>4 健診・検診受診促進啓発事業 462千円 がん検診受診促進連携協定企業と連携による健診・検診受診率向上に向けた啓発イベントやチラシの配布等の受診勧奨活動を実施</p> <p>5 健康長寿のための予防啓発事業 6,640千円 (1) 空気のきれいな施設・車両認証制度 (2) ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール (3) 受動喫煙防止等に関する普及啓発 (4) 受動喫煙防止対策に関する相談・啓発 (5) 県・市町村公共施設受動喫煙防止調査 (6) 保健福祉事務所における普及啓発活動(CKD予防・禁煙支援等)</p> <p>6 予防に生かすがん登録分析データ活用事業 208千円 本県の全国がん登録データを活用し今後の県及び市町村のがん予防対策の基礎資料を得る。</p>
③ 受動喫煙対策促進事業	(国庫 472 231)	<p>健康増進法の一部改正に基づき、望まない受動喫煙が生じないように新たに規定された施設類型別の喫煙禁止等の受動喫煙防止制度の周知及び指導体制を整備する。</p> <p>1 受動喫煙防止対策研修 64千円 2 受動喫煙防止相談指導 298千円 3 受動喫煙防止制度等周知・啓発 110千円</p>
④ 検診機器整備事業	(諸収 76,670 76,670)	<p>がん検診車両整備事業 がん検診の受診率向上を図るため、乳がん(マンモグラフィ)検診車を整備する。</p>
合 計	(国庫 98,442 20,477) (諸収 76,677)	

## 7 食育の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福島県食育推進事業	(手数 390 179)	<p>「福島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が一体となった県民運動としての食育を推進するため、食に関する機関・団体等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」において広く食育を普及啓発する。</p>
② ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	(国庫 8,842 8,842)	<p>食育の観点から、東日本大震災後の子どもたちの新たな健康課題に対応するため、家庭・学校・地域が一体となった食育推進体系を再構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進める。</p> <p>1 子どもの食を考える地域ネットワーク会議 2 食の指導者育成研修会 3 地域の子育て食環境支援事業</p>
一部新 ③ “ふくしま”食の基本”推進事業(5④一部再掲)	(国庫 29,119 29,119)	<p>県民の食行動や栄養摂取状況を改善し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い食事「減塩」を加えた「ふくしま”食の基本”」を県民に浸透させ、日々の実践につなげるための普及啓発、環境整備、人材育成を実施する。</p>

事業名	予算額	内 容
		1 ふくしま”食の基本”推進キャンペーン 2 みんなで実践!「ベジファースト」推進事業 3 「無意識の減塩」環境づくり推進事業 4 ふくしま”食の基本”推進のための人材育成事業
合 計	38,351 (手数 179) (国庫 37,961)	

## 8 原爆被爆者等対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 原爆被爆者対策事業	32,360 (国庫 31,479)	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図る。また、被爆者二世を対象とする健康診断を行う。</p> <p>1 原子爆弾被爆者の健康診断事業 1,037千円 原爆被爆者が今なお置かれている特別の状況に鑑み、原子爆弾被爆者に健康診断を実施し、健康の保持と増進を図る。</p> <p>2 原子爆弾被爆者各種手当支給事業 26,634千円 原子爆弾被爆者であって、原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。</p> <p>3 原子爆弾被爆者に対する介護保険等利用助成事業 2,774千円 原子爆弾被爆者が介護保険を利用した時に、その自己負担分を助成することにより、原子爆弾被爆者の生活の水準の保持及び福祉の向上を図る。</p> <p>4 原子爆弾被爆者二世健康診断事業 267千円 原子爆弾被爆者の二世に対し、健康診断を行うことにより、その健康状態の実態を把握するとともに健康管理に資する。</p> <p>5 原子爆弾被爆者葬祭事業 1,648千円 原子爆弾被爆者が、被爆から死没までの特別の境遇に鑑み、遺族に対し、葬祭料を支給する。</p>
② 感染症サーベイランス等事務経費(経常行政)	603 (国庫 572)	<p>1 原爆被爆者健康診断事務経費 177千円</p> <p>2 原爆被爆者各種手当事務経費 426千円</p>
合 計	32,963 (国庫 32,051)	

9 歯科保健対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 健康増進事務経費(経常行政経費)	1,575 (国庫 1,243) (諸収 98)	<p>1 歯科保健対策協議会設置運営事業 195千円 本県における歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進するため、学識経験者、保健医療関係団体の代表者等から構成される歯科保健対策協議会を開催する。</p> <p>2 市町村歯科保健強化推進事業 411千円 歯科保健情報システム等を活用して市町村歯科保健事業を支援するため、検討会及び研修会を開催する。</p> <p>3 地域歯科保健活動推進事業 234千円 保健福祉事務所による市町村への技術的支援を図る。</p> <p>4 歯科保健総合対策事業 637千円 8020を目指した歯の健康づくりを推進するため、う蝕や歯周疾患予防に関する普及啓発を図るとともに、地域歯科保健活動を実践する関係職種への研修会等を実施する。 (1) 成人歯科保健強化推進事業 (2) ヘル歯ーケア推進事業</p> <p>5 ヘル歯ーライフ8020推進事業 98千円 8020達成者の増加を図ることを目的に、県内で新たに8020を達成した県民を表彰することにより、歯や口腔の健康の保持増進の重要性の普及啓発を図る。</p>
一部新 ③ 子どものむし歯緊急対策事業(5③一部再掲)	30,809 (国庫 30,809)	<p>震災後、子どもの生活習慣は大きく変化し、子どものむし歯の増加など健康への影響が顕在化しているため、安全で効果の高いフッ化物洗口を実施し、口腔衛生の切り口から子どもたちの健康を促す。 (1) 検討会の開催 (2) 研修会の開催 (3) フッ化物洗口の実施に係る経費の補助 (4) セミナーの開催</p>
合計	32,384 (国庫 32,052) (諸収 98)	

10 被災者に対する健康支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
被災者健康サポート事業	282,116 (国庫 281,908) (諸収 208)	<p>東日本大震災及び原発事故の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持していくことができるよう、健康支援活動の実施体制整備を図りながら、被災者に対する健康支援活動を行う。</p> <p>1 健康支援ネットワーク推進事業 23,909千円 ・被災者健康支援活動ネットワーク会議、連絡会等開催による市町村支援活動 ・地域の栄養サポート体制整備支援事業</p> <p>2 復興期における被災市町村の健康支援活動整備事業 1,046千円 ・県機関による被災市町村の健康支援体制構築支援</p> <p>3 仮設・借上げ住宅における保健活動支援事業 60,448千円</p>

事業名	予算額	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県被災者健康支援体制整備事業補助金</li> <li>市町村保健医療専門職雇用支援事業</li> <li>市町村被災地健康支援事業</li> <li>市町村被災した子どもの健康等総合支援事業</li> </ul> <p>4 復興公営住宅等における保健活動支援事業 196,713千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体協力による保健医療専門職人材確保支援</li> <li>・福島県被災者健康支援体制整備事業(市町村補助)</li> <li>被災市町村健康推進事業</li> <li>県外避難者健診体制整備事業</li> <li>復興公営住宅等での健康支援体制整備事業</li> <li>・県機関による被災者及び被災市町村支援活動</li> </ul>
合 計	282,116 (国庫 281,908) (諸収 208)	

### 1 1 保健師現任教育

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
健康増進事務経費 (経常行政経費)	1,103 (国庫 149)	<p>保健師等現任教育推進事業 1,103千円 効果的な保健活動を展開するために、保健師・管理栄養士等の現任教育体系を構築し、人材育成を図る。</p> <p>1 保健師現任教育推進事業 (1) 検討会の開催 (2) 保健師現任教育(新任期・中堅期・管理期)研修 ・各保健福祉事務所における研修会 ・本庁が主催する研修会</p> <p>2 行政栄養士現任教育推進事業 (1) 行政栄養士現任教育検討会 ・行政栄養士人材育成マニュアル(仮称)の作成 (2) 行政栄養士研修 ・各保健福祉事務所における研修会 ・本庁が主催する研修会</p>
合 計	1,103 (国庫 149)	

### 1 2 アレルギー疾患対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
アレルギー疾患対策推進事業	548 (国庫 274)	<p>アレルギー疾患患者の重症化予防等のため、適切な医療や相談支援が受けられるようアレルギー疾患拠点病院を中心とした医療提供体制を整備する。</p> <p>1 アレルギー疾患医療連絡協議会 アレルギー疾患対策を推進するため、拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を協議する。</p> <p>2 アレルギー疾患研修会事業 アレルギー疾患の相談支援に携わる保健師等の知識・技能の向上に資する研修会を開催する</p>
合 計	548 (国庫 274)	

○ 県民健康調査課担当の事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
<p>① 県民健康調査事業</p>	<p>4,091,651 (国庫 113,727) (繰入3,977,915) (諸収 9)</p>	<p>今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守ることを目的として、全県民を対象とした「県民健康調査」を実施する。</p> <p>1 調査検討委員会運営経費 12,863千円 県民健康調査の実施に関し、必要な協議等を行う。</p> <p>2 県民健康調査 3,268,478千円 基本調査による外部被ばく線量推計を行うとともに、詳細調査として、甲状腺検査、健康診査等を行う。 (大部分を公立大学法人福島県立医科大学に事業委託)</p> <p>3 県民健康調査事務経費 8,202千円 事務運営経費</p> <p>4 県民健康調査事業支援経費 64,455千円 (1) 「放射線と健康」アドバイザーグループ設置経費 専門的見地から広く市町村に対し助言等を行うため、福島県「放射線と健康」アドバイザーグループを設置する。 (2) 放射線健康リスク管理のための研修会開催経費 県民により身近な保健サービスを提供している市町村、県保健福祉事務所等の職員や、子どもたちの健康管理を担当している教育関係者等を対象に、放射線に関する正しい情報を県民に伝えることができるように、研修会を実施する。 (3) 放射線の健康影響について県民の不安に対応するため、医師等に対し放射線の基礎知識の研修を実施するとともに、地域住民に対して無料健康相談を実施する事業を委託し実施する。</p> <p>5 ホールボディカウンター検査事業 439,049千円 ホールボディカウンターにより、県民を対象に内部被ばく検査を実施する。</p> <p>6 データ管理システム運用・管理経費 296,868千円 県民健康調査データ管理システムの、運用及び管理に係る経費 (公立大学法人福島県立医科大学に事業委託)</p> <p>7 県民健康調査データ利用等審査会(仮称)運営経費 1,736千円 県民健康調査に関する国内外の幅広い研究を促進させ、科学的な知見の創出につなげるため、県民健康調査で得られたデータの第三者による適切な利用について審査会を設置し、必要な審査を行う。</p>
<p>② 県民健康調査支援事業</p>	<p>259,280 (繰入 259,280)</p>	<p>1 福島県放射線健康対策事業 187,280千円 住民自らが放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげるため、市町村が住民に対して個人線量計等を整備する経費及び市町村が行う放射線の健康影響に関する理解促進事業に要する経費を補助する。(補助率10/10)</p>

事業名	予算額	内 容
		2 甲状腺検査機器整備補助事業 72,000千円 県民健康調査「甲状腺検査」の県内検査拠点として、検査を担う医療機関に甲状腺検査機器を購入する際の費用を補助する。(補助率2/3以内)
③ 福島県民健康管理基金造成事業	202,933 (財収 202,933)	原子力被災者健康確保・管理関連交付金及び、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、東京電力からの賠償金により造成を行った基金について、資金運用により発生する預金利子を積み立てる。
合 計	4,553,864 (国庫 113,727) (財収 202,933) (繰入4,237,195) (諸収 9)	

○ 地域医療課担当の事業

1 医療提供体制の整備充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 医療安全対策経費	2,796 (諸収 6)	福島県医療相談センターを運営し医療相談等に応じるとともに、医療安全対策の充実、強化を図るため、医療関係者に対し研修を実施する。
② 原子力災害緊急時医療活動事業	58,927 (国庫 56,865)	<p>緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理、医療機器等の整備及び緊急時医療活動従事者に対する研修を行う。</p> <p>1 緊急時医療施設の維持管理経費 4,151千円 ○県立医科大学附属病院</p> <p>2 緊急時医療機器等整備費 51,056千円 ○緊急被ばく医療活動用消耗品、燃料の購入 ○安定ヨウ素剤等の購入 ○緊急被ばく医療活動用の携帯電話料 ○緊急時医療機器の点検、校正及び保守の委託 ○緊急時医療資機材等の購入</p> <p>3 緊急時医療活動研修等経費 3,720千円 緊急被ばく医療活動における汚染検査、除染の方法等、必要な知識と技術の習得のため、専門機関が実施する研修会等に医療関係職員を派遣する。 また、緊急時医療体制の整備充実を図るため、関係機関による会議（原子力災害医療対策協議会）を開催し、緊急時医療に関する協議、情報交換等を行う。</p>
③ 医療審議会運営経費	4,717 (繰入 534)	<p>医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議する医療審議会及び地域医療対策協議会を開催する。さらに、地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項を協議する「地域医療構想調整会議」を運営する。</p> <p>1 医療審議会の運営 ○全体会議 年3回開催 ○保健医療計画調査部会 年4回開催 ○医療法人部会 年2回開催</p> <p>2 地域医療対策協議会設置経費 年3回開催</p> <p>3 地域医療構想調整会議運営経費 年各4回開催</p>
④ 県民医療対策経費(経常行政経費)	6,307 (手数 1,765)	<p>1 医療監視及び指導経費 1,676千円</p> <p>(1) 一般医療監視及び医療機関指導 病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかについて検査を行い県民に適正な医療を提供できるように監視並びに指導を行う。</p> <p>(2) 特別医療監視 医療機関における不適法な事案の発生を防止するため、医師、看護師、薬剤師等の勤務の実態を調査し適正な病院管理運営を指導する。</p> <p>(3) 医療法人等指導調査 医療法人、公益法人の適正な運営を確保するため必要に応じ実地調査、指導を行う。</p> <p>(4) 病院等使用前検査 医療法の規定により病院、診療所の開設を行う場合、同法関係法令に適合しているかどうかの確認を行い、適正な医療施設を確保する。</p> <p>2 医療監視用サーベイメーター保守点検 377千円</p>

事業名	予算額	内 容
		3 放射線担当医療監視員線量当量測定検査 175千円 4 地域医療事務費 4,079千円
⑤ 福島県周産期医療システム整備事業	178,315 (国庫 144,416)	<p>県の母子保健衛生の水準を示す出生数、出生率、合計特殊出生率は年々減少化傾向にあり、出生数に占める低出生体重児の割合も年々高くなる傾向にある。</p> <p>そのため、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である総合的な周産期医療システムを確立することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。</p> <p>1 周産期医療協議会開催経費 1,007千円 関係行政機関、医療関係団体等をもって構成し、地域の実情に応じて検討及び協議を行う。</p> <p>2 地域周産期母子医療センター等への運営費補助 142,266千円 ネットワークにおける公的な使命を踏まえ、これまで以上に院内の診療体制を充実させ、司令塔的な機能や情報解析・提供機能、さらに総合周産期母子医療センターの代替機能等を担う地域周産期母子医療センター等に対して、運営経費の補助を行う。 ○地域周産期母子医療センター 補助率：国 1 / 3 ○周産期医療協力施設 補助率：県 1 / 3</p> <p>3 周産期医療関係者研修費 154千円 総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、周産期医療協力施設等の医師、看護師、助産師等に対して、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため研修を行う。</p> <p>4 総合周産期母子医療センター運営費補助 34,888千円 ネットワークにおける司令塔的な機能を踏まえ、総合周産期母子医療センターの運営事業に対して、運営費の補助等を行う。 ○補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 ○補助先：県立医科大学附属病院</p>
一部新 ⑥ 医療施設近代化施設整備事業	138,216 (国庫 138,190)	<p>医療施設における患者の療養環境や、医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、施設整備事業を実施する病院に対して補助を行う。</p> <p>1 精神病院等改修等整備事業 138,216千円 施設整備事業を実施する県内の施設に対し、経費の一部を助成する。 ○補助率：国 約 1 / 3 ○補助先：病院 1カ所</p>
一部新 ⑦ 地域医療充実のための設備整備補助事業	80,177 (国庫 57,009) (繰入 22,000)	<p>地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>1 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 13,639千円 透析患者に対する治療の充実を図るため、人工腎臓装置の不足地域へ人工腎臓装置を整備するために必要な費用を補助する。 ○補助率：1 / 3 ○補助先：病院 4カ所</p> <p>2 がん診療施設設備整備事業 22,000千円 がん診療施設の確保とともに、医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>るため、がん診療等に必要な設備の整備に要する経費を補助する。 ○補助率：1／3 ○補助先：病院 2カ所</p> <p>3 分娩取扱施設設備整備事業 30,477千円 身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、分娩取扱施設に必要な医療機器の購入費を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院3カ所、診療所5カ所</p> <p>新 4 周産期医療施設設備整備事業 2,335千円 地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供するため、周産期医療施設に必要な医療機器の購入費を補助する。 ○補助率：2／3 ○補助先：病院1カ所</p> <p>5 死亡時画像診断システム等設備整備事業 10,476千円 死因究明体制の推進を図るため、医療機関に必要な死亡時画像診断システムの購入費を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院1カ所</p> <p>新 6 外国人患者受入れ環境整備等推進事業 1,250千円 死因究明体制の推進を図るため、医療機関に必要な死亡時画像診断システムの購入費を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院2カ所</p>
⑧ 地域がん診療連携拠点病院整備事業	118,061 (国庫 58,500)	<p>1 がん診療連携拠点病院機能強化事業 117,061千円 県内のがん診療連携拠点病院の診療体制の一層の充実を図るため、がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に対して補助を行う。 ○補助率：国1／2、県1／2 ○補助先：都道府県がん診療連携拠点病院1カ所 地域がん診療連携拠点病院 7カ所</p> <p>2 小児がん患者施設支援事業 1,000千円 小児がん患者及びその家族に対する適切な療養環境を提供し、その負担を軽減するため、小児がん患者とその家族をサポートするための施設を運営する団体に補助金を交付する。 ○補助率：定額 ○補助先：NPO法人 1カ所</p>
⑨ 病床転換助成事業	21,042 (負担 9,332) (国庫 7,777)	<p>医療の効率的な提供を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、病院または診療所の開設者が行う療養病床等の転換に要する費用を補助する。 ○補助率：国10／27、県5／27 保険者12／27 ○補助先：病 院 2カ所</p>
一部新 ⑩ 医療施設等施設・設備整備事業	403,166 (国庫 403,166)	<p>医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善を図り、患者及び医療従事者が安心して施設を利用できるように、施設の整備を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>1 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 362,458千円 スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備する費用を補助する。 ○補助率：定額 ○補助先：病院4カ所、診療所1カ所</p> <p>2 分娩取扱施設施設整備事業 30,388千円 身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、施設整備を実施する分娩取扱施設に対して費用の一部を補助する。 ○補助率：1/2 ○補助先：病院1カ所</p> <p>3 アスベスト除去等整備促進事業 250千円 アスベスト含有保温剤等の使用状況の調査を実施する病院に対して、費用の一部を補助する。 ○補助率：定額 ○補助先：病院1カ所</p> <p>新 4 アスベスト除去等整備事業 2,882千円 アスベスト含有保温剤等の除去を実施する病院に対して、費用の一部を補助する。 ○補助率：約1/3 ○補助先：病院1カ所</p> <p>新 5 死亡時画像診断システム等施設整備事業 7,188千円 死因究明体制の推進を図るため、死亡時画像診断の施設整備を実施する病院に対して、費用の一部を補助する。 ○補助率：1/2 ○補助先：病院1カ所</p>
⑪ へき地医療施設設備整備事業	(国庫 51,012 51,012)	<p>医療に恵まれないへき地における診療所等の設備整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>1 へき地診療所設備整備事業 18,911千円 へき地診療所の医療機器を整備する費用を補助する。 ○補助率：国1/2 ○補助先：4カ所</p> <p>2 へき地医療拠点病院設備整備事業 32,101千円 へき地医療拠点病院の医療機器を整備する費用を補助する。 ○補助率：国1/2 ○補助先：2カ所</p>
⑫ 福島県がん登録事業	(国庫 34,561 257) (国庫 33,553)	<p>県内のがんの罹患、転帰（生存・死亡状況、その原因）等の状況を把握し、がん患者を含めた県民が科学的な根拠に基づいたより効果的な予防、検診、治療を享受できるように、がん登録を実施する。</p>
新 ⑬ がん患者支援事業	(国庫 12,635 500)	<p>1 アピアランスケア助成事業 11,500千円 治療と就労や社会参加との両立を図るためにウィッグなど補正具の購入費用の一部を助成する。 ○補助額：ウィッグ 上限20千円 人工乳房・シリコンパッド 上限10千円 ○対象者：県内在住のがん患者</p> <p>2 妊孕性温存治療費助成事業 1,135千円</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>将来子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が、精子・卵子等を採取・凍結保存する費用の一部を助成する。</p> <p>○補助額：精子の採取・凍結 上限35千円 卵子・受精卵の採取・凍結 上限250千円</p> <p>○対象者：県内在住の妊孕性温存治療を実施したがん患者</p>
⑭ 死因究明等推進協議会開催経費	99 (国庫 49)	<p>「死因究明等推進計画」に基づき、福島県死因究明等推進協議会の開催を始めとする死因究明等の推進に関する施策を実施し、各関係機関との連携強化等を図る。</p>
<p>一部新 ⑮ 地域医療介護総合確保基金事業 (病床の機能分化・連携)</p>	765,246 (繰入 765,246)	<p>急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための事業を実施する。</p> <p>1 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業 468,942千円 地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助する。 ○補助率：1/2、一部1/3 ○補助先：病院 4か所</p> <p>2 ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備事業 34,500千円 病院・診療所等の医療機関の切れ目のない医療情報連携を可能にするため構築した、キビタン健康ネットの利活用の促進を図るため、機能の向上や県民等への広報活動等を支援する。 ○補助率：設備3/4 ○補助先：福島県医療福祉情報ネットワーク協議会</p> <p>3 病院の入院患者への歯科保健医療推進事業 14,000千円 早期かつ効率的な歯科治療により、入院期間の短縮を図るため、口腔ケアチームの編成、運営等を支援する。 ○補助率：10/10 ○補助先：病院 14か所</p> <p>※ その他、国と協議中 247,804千円</p>
<p>一部新 ⑯ 地域医療介護総合確保基金事業 (在宅医療の推進)</p>	359,860 (繰入 359,855) (諸収 5)	<p>在宅医療の推進に必要な事業を実施する。</p> <p>1 在宅医療推進事業 14,000千円 医療介護総合確保区域や生活圏ごとに、地域包括ケアシステムに関するイメージや課題を共有するための研修会の開催に要する経費等を補助する。 ○補助率：10/10 ○補助先：病院等</p> <p>2 在宅医療基盤整備事業 110,000千円 入院患者の円滑な在宅移行の基盤を構築するため、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器等の整備に対して支援する。 ○補助率：2/3 ○補助先：病院等60件（在宅医療機器50件、訪問診療車10件）</p> <p>※事業費及び補助件数は、国と協議中</p> <p>※ その他、国と協議中 235,860千円</p>

事業名	予算額	内 容
⑰ 地域医療介護総合確保基金事業 (医療従事者の確保・養成)	96,866 (繰入 96,764)	<p>医療従事者の確保・養成に必要な事業を実施する。</p> <p>1 医業承継支援事業 20,000千円  診療所の廃業等による医療資源の減少を防ぐため、県医師会内に医業承継バンクを設置し、診療所を廃業する医師と新規開業を希望する医師との円滑なマッチングを支援する。  ○委託先：(一社) 福島県医師会</p> <p>2 がん診療連携拠点病院の調剤薬局薬剤師研修支援事業 8,000千円  地域の調剤薬局薬剤師を対象とした化学療法や緩和ケアに関する研修会に要する経費を補助する。  ○補助率：10/10  ○補助先：がん診療連携拠点病院等 6か所</p> <p>3 歯科衛生士、歯科技工士の復職・再就業支援事業 4,000千円  潜在歯科衛生士等(離職者)の情報の把握及び再就業支援のための取組に要する費用を補助する。  ○補助率：10/10  ○補助先：県歯科医師会</p> <p>4 産科医等確保支援事業 44,300千円  産科医の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関を支援する。  ○補助率：1/3  ○補助先：分娩を取扱う病院、診療所及び助産所 13,290件</p> <p>5 産科医等育成支援事業 200千円  産科の後期研修医の処遇を改善するため、産科専攻医に手当を支給する医療機関を支援する。(1名)  ○補助率：1/3  ○補助先：産科医専攻医の処遇改善を行う医療機関</p> <p>6 新生児科医師確保事業 2,000千円  新生児科医の処遇を改善するため、出産後NICUへ入院する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関を支援する。  ○補助率：1/3  ○NICUを設置する医療機関 600件</p> <p>※ その他、国と協議中 18,366千円</p>
合 計	2,332,003 (負担 9,332) (手数 1,765) (国庫 951,294) (繰入1,244,399) (諸収 11)	

## 2 救急医療体制の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 初期救急医療体制整備事業	3,852 (国庫 1,700) (繰入 2,152)	救急医療体制の基盤となる、休日等における軽症な救急患者に対応する体制を確保するため、休日夜間急患センター等を設置する市町村に対し補助を行う。

事業名	予算額	内 容
		小児初期救急医療推進事業 3,864千円 ○補助率：県1/4 ○補助先：福島市、郡山市
② 第三次救急医療体制整備事業	197,908 (国庫 74,998) (繰入 122,910)	高度な診療機能を有する24時間診療体制の救命救急センターを設置運営し、重篤な救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置する病院の開設者に対し補助を行う。 救命救急センター運営事業 ○補助率：国1/3、県1/3 ○補助先：救命救急センター 3カ所  救命救急センター設備整備事業補助 ○補助率：国1/3、県1/3 ○補助先：救命救急センター1カ所
③ 災害時救急医療体制整備事業	16,796 (国庫 4,648) (繰入 12,148) ※薬務課分含む	1 災害救急医療資器材整備事業 4,597千円 大規模災害時における初動体制として、医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、保健所(6箇所)に備蓄整備した災害救急医療資器材のメンテナンスを行う。 また、広域医療搬送の拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設(SCU: Staging Care Unit)に必要な医療資器材のメンテナンスを行う。  2 災害派遣医療チーム(DMAT)研修等派遣事業 10,065千円 災害医療コーディネーター養成研修やDMAT隊員養成研修等を実施する。 ○対象機関-災害拠点病院、保健所、医療関係団体等  3 災害派遣医療チーム連絡協議会経費 589千円 関係機関相互の連携強化を図るとともに、災害時医療体制の整備について検討協議を行う  4 災害時医薬品等備蓄供給事業 897千円(薬務課所管)  5 災害時の薬剤師の対応体制の整備事業 648千円(薬務課所管)
④ 救急医療提供体制連携推進事業	750 (国庫 375) (繰入 375)	救急病院の適正な活動を促進するため、研修会の実施を委託する。 ○委託先：(一社)福島県病院協会
⑤ 総合医療情報システム運営事業	75,889 (負担 2,291) (手数 1,703) (国庫 24,530) (繰入 47,365)	災害時を含めた救急医療体制を支援するため、総合医療情報センターを中核に、県内全域の救急・へき地医療関係機関等をインターネット方式で結び、各種救急医療情報や医療機関情報を登録し、提供するとともに、県民にも、初期救急医療体制の情報提供を行う。 ○総合医療情報センター設置場所 福島県医師会館内 ○委託先：(一社)福島県医師会
⑥ 救急医療対策協議会運営経費	999	県内の救急医療体制の一層の整備促進を図るため、救急医療体制の整備充実、搬送途上医療の推進、応急手当の普及等について具体的な協議を行う。  1 県救急医療対策協議会運営経費 213千円 関係機関相互の合意形成機関として設置し、全県的な救急医療体制の整備について検討協議を行う。 ○開催回数：1回

事業名	予算額	内 容
		2 地域救急医療対策協議会運営経費 786千円 県内の7地域保健医療圏域毎に設置し、地域の救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討協議を行う。 ○開催回数：各1回
⑦ ドクターヘリ運営費補助事業	252,822 (国庫 126,370)	救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリを運営する医科大学附属病院に対し、その運営費の一部を補助する。 ○補助率：国1/2、県1/2
合 計	549,016 (負担 2,291) (手数 1,703) (国庫 232,621) (繰入 184,950)	

### 3 歯科医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
医療安全管理体制推進特別事業	773 (国庫 773)	地域の歯科医師会と連携し、歯科医療における安全管理体制を推進する。 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 773千円 医療事故対応研修会や医療安全対策研修会等を実施する。 ○委託先：県歯科医師会
合 計	773 (国庫 773)	

### 4 地域医療再生基金事業等の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 避難地域等医療復興事業	1,829,590 (繰入1,829,585) (諸収 5)	避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、「避難地域等医療復興計画（平成29年7月策定）」に基づき、医療提供体制の再構築を推進する。  1 警戒区域等医療施設再開支援事業 1,045,290千円 (1)再開支援 医療機関等の再開に向け、地域で必要とされる医療行為等のために必要となる施設・設備整備等に要する費用を補助する。 ○補助対象 警戒区域等の医療機関 ①同区域内で医療機関を再開した場合 ②同区域内で医療機関を開設する取組のうち、地域に必要な医療を提供する場合 等 ○補助率 ア 診療再開に必要な施設・設備整備等に要する経費 4/5以内 イ 運営に要する経費 10/10以内 (運営費から診療報酬等を控除し赤字の場合) (2)医療需要に応じた支援 医療機関が警戒区域等で行う次の取組に要する費用を補助する。 ①医療送迎 補助率1/2以内（上限額2,930千円）

事業名	予算額	内 容
		<p>②在宅医療 補助率10/10以内(上限額3,000千円)</p> <p>③地域医療 補助率10/10以内(上限額500千円)</p> <p>2 初期救急医療確保支援事業 40,000千円 いわき市の休日夜間急病診療所及び南相馬市の休日夜間急病センターが行っている、小児を含む夜間救急の運営費を補助する。 ○補助先：いわき市、南相馬市 ○補助率：10/10以内</p> <p>3 放射線相談外来設置支援事業 10,800千円 放射線に関する相談外来を設置する医療機関に必要な経費を補助する。 ○補助単価：報償費等150千円/回 ○上 限 額：1,800千円</p> <p>4 双葉地域公設医療機関等整備支援事業 254,443千円 双葉地域に帰還した住民等の安心を確保するために開設された「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」の運営に必要な経費を補助する。 また、東日本大震災及び原子力災害により避難している住民のため、双葉郡の町村が協力して、いわき市の復興公営住宅団地内に設置する2箇所の郡立診療所の運営に必要な経費を補助する。 ○補助率：運営支援 10/10以内 (運営費から診療報酬等を控除し赤字の場合)</p> <p>5 救急医療従事者資質向上支援事業 16,800千円 救急医療に携わる医療従事者の資質向上のため、一次救命措置及び二次救命措置者の研修経費を補助する。 ○補助率：10/10以内</p> <p>6 近隣地域医療提供体制整備事業 112,624千円 避難地域の住民を含む新規透析患者を受け入れ周産期医療等の機能強化や震災により休床した病床の再開等を支援することで、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。 ○補助率 ア 透析医療 補助対象：透析医療(人工透析)の機能強化を図る相馬地域等の医療機関 補 助 率：施設整備 1/2以内 設備整備 2/3以内 技術指導経費等 2/3以内 1/2以内 イ 周産期医療 補助対象：周産期医療の機能強化を図る浜通り地方の医療機関 補 助 率：施設整備 1/2以内 設備整備 2/3以内 ウ 地域で必要とされる医療の確保に向けた病院の取組を支援 補助対象：旧緊急時避難準備区域の病院 補 助 率：設備整備等 1/2以内</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>7 避難地域薬局運営補助事業 34,750千円 震災以前から避難地域等にあり、再開していない薬局等の再開等に向け、地域で必要とされる医療行為のために直接必要となる運営費等を補助し、再開及び運営を補助する。 ○補助対象：避難地域の薬局 ○補助率：運営に要する経費 10/10以内 (運営費から保険調剤収入等を控除し赤字の場合)</p> <p>一部新</p> <p>8 医療情報連携基盤整備事業 250,000千円 医療情報の連携体制に必要な電子カルテ等の整備を支援するとともに、「キビタン健康ネット」に接続するための設備整備を補助する。 ○補助対象：避難地域及び近隣地域の病院 ○対象経費：①電子カルテ等 ②地域医療ネットワークに接続するための設備整備 ○補助率：避難地域 ①、②ともに10/10以内 近隣地域 ①2/3、②10/10以内</p> <p>9 双葉郡等避難地域の医療提供体制検討会事業 1,006千円 原子力災害により避難を余儀なくされた双葉地域等の医療提供体制を再構築するため、国、県、地元市町村及び関係団体が連携し、避難地域の医療等に係る情報及び課題を共有し、将来展望をもった対応について協議、検討を行う。</p> <p>新</p> <p>10 病院機能強化施設設備整備事業 58,967千円 各病院の役割分担に応じた機能強化を図るための施設設備整備に要する経費を支援する。 補助率 施設1/4、設備2/3以内</p> <p>11 計画進行管理経費 4,910千円 避難地域等医療復興計画の事業を推進していく。</p>
② 双葉地域二次医療提供体制確保事業	1,399,614 (繰入1,399,614)	<p>「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営を支援することで二次救急医療をはじめとする双葉地域に必要な医療を確保するとともに、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図る。</p> <p>1 ふたば医療センター附属病院運営事業 双葉地域の二次救急医療提供体制を確保するため、「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営に必要な経費を補助する。 ○補助先：病院局 ○内 容：・運営費 ・医療スタッフ確保事業 ・多目的ヘリ運航事業</p> <p>2 ふたば救急総合医療支援センター運営事業 双葉地域に必要な二次救急医療の確保を支援するため、福島県立医科大学内に設置された「ふたば救急総合医療支援センター」に対し運營業務委託をする ○委託先：福島県立医科大学 ○内 容：運營業務委託</p>
③ 原子力災害等復興基金造成事業	1,051 (財収 1,051)	東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、医療の復興計画に定める事業を実施するため、国から交付される地域医療再生臨時特例交付金により造成された基金の運用益を積み立てる。

事業名	予算額	内 容
合 計	3,230,255 (財収 1,051) (繰入3,229,199) (諸収 5)	

## 5 移植医療の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 骨髄バンクドナー登録推進事業	1,245	<p>広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図る。</p> <p>また、市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。</p> <p>1 骨髄バンクドナー登録推進事業 104千円 2 並行型ドナー登録推進事業 441千円 3 骨髄移植ドナー支援補助事業 700千円</p>
② 臓器移植推進事業	11,200 (繰入 5,712)	<p>臓器移植コーディネーターの設置等により、日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植の円滑な実施と、臓器移植に対する県民及び医療機関への普及啓発を行い、全国の臓器に障害を持つ患者が適正かつ公平な臓器移植を受けられる環境を整備する。</p>
合 計	12,445 (繰入 5,712)	

## 6 医療施設用ロボットの普及

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
医療施設用ロボット等導入促進事業	62,376 (繰入 62,376)	<p>医療施設用ロボット等の無償貸与を行うことで、理学療法士等のリハビリスタッフの育成を図るとともに、検証結果の有効性を医師や医療機関の経営者に説明することで、導入促進に繋げる。</p>

## 7 感染症対策の総合的な推進

### (1) 感染症対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費(運営経費)	284	感染症予防対策事務経費
② 感染症予防対策事業	71,453 (国庫 29,033)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図る。</p> <p>また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努める。</p> <p>1 感染症予防費等負担金 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に要する経費等の市町村支弁分に対する負担金。(中核市を除く) ○負担率：2/3(国1/2、県1/2)</p> <p>2 腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業 腸管出血性大腸菌感染症等患者の発生に対する検査及び感染拡大防止対策を実施する。</p> <p>3 移送費 1類・2類感染症患者等を患者発生場所から感染症指定医療機関へ移送する。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>4 感染症診査協議会運営費 患者の入院勧告及びその延長に関する必要な事項を審議するため、各保健所で感染症診査協議会を開催する。 ○感染症結核診査協議会 5か所 ○開催予定回数 88回</p> <p>5 入院患者医療費 県が入院勧告又は入院の措置をした場合において、患者が受ける医療に要する費用のうち、社会保険等で負担される部分を除いた費用を負担する。</p> <p>6 指定医療機関運営費補助金 1類・2類感染症患者を入院治療する感染症指定医療機関に補助を行い、患者発生時の体制を整備する。 ○補助率：国1/2、県1/2 ○補助先：感染症指定医療機関6か所</p> <p>7 新興・再興感染症等対策事業 新型インフルエンザ対策を中心として新興・再興感染症の体制整備を行う。</p> <p>8 新型インフルエンザ検査試薬備蓄事業 新型インフルエンザ入院サーベイランス等検査用の試薬及び鳥由来の新型インフルエンザ検査用の試薬を購入備蓄する。</p> <p>9 麻しん対策事業 県内の麻しん・風しん排除のため、対策会議の開催や県民への周知等を図る。</p> <p>10 新型インフルエンザ医療体制整備事業 感染防止のため入院患者受入協力機関への設備整備補助を行う。</p> <p>11 感染症危機管理ネットワーク構築事業 迅速な情報提供等を目的に、パソコン等を介した医療機関等との情報ネットワークを構築し、感染拡大防止の一助とする。</p> <p>12 デング熱等予防対策事業 県内でのデング熱感染時に、推定感染地の特定のため蚊のウイルス保有状況調査を行うとともに、専門的な知識取得のため保健所職員等の研修を行うなど予防対策を図る。</p> <p>13 結核病床運営費補助金交付事業 結核病床を運用する公的医療機関に補助を行い、患者発生時の体制を整備する。 ○補助率：1/2</p>
③ 抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	63,560	県内での新型インフルエンザの大流行に備え、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を保管する。
④ 予防接種事故対策負担金	23,777 (国庫 15,741)	<p>流行の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、市町村に対し、予防接種法に定められた定期・臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への対応について指導を行う。</p> <p>1 予防接種事故対策負担金 市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費、医療手当、障害年金の給付について、県及び国がその費用の一部を負担する。 (負担率：国1/2 県1/4 市町村1/4)</p> <p>2 予防接種事故発生調査費補助金 市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査等に要した費用の一部を県及び国が負担する。 (負担率：国1/2 県1/4 市町村1/4)</p>

事業名	予算額	内 容
⑤ 予防接種後健康 状況調査事業	420 (国庫 420)	予防接種後の健康状況調査を実施する。
⑥ 風しん対策助成 事業	11,296 (国庫 2,557)	先天性風しん症候群の発生を予防するため、ワクチン接種が必要である者を抽出する抗体検査を実施し、ワクチン接種助成を行う市町村に対し補助を行う。
⑦ 感染症サーベイ ランス等事務経費 (経常行政)	13,449 (国庫 7,354)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条、第15条及び第16条に基づき、感染症の発生状況や動向を把握し、その情報を公表する。</p> <p>あわせて、感染症の患者情報と病原体情報を収集し、総合的に分析し、これを関係機関・県民に公表するため、衛生研究所に設置した感染症情報センターの機能の充実に図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生動向調査事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者情報、疑似症情報</li> <li>・病原体情報</li> <li>・感染症発生動向調査企画委員会 年1回開催</li> <li>・感染症情報解析委員会 年4～6回開催</li> </ul> </li> <li>○標準株等維持対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>常時維持する細胞 3種類</li> <li>標準ウイルス株、免疫血清の常備</li> </ul> </li> <li>○感染症情報センター整備事業</li> <li>○感染症流行予測調査事業</li> </ul>
⑧ 新型インフルエンザ 対策推進事業	960 (国庫 474)	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、平常時に関係機関と情報共有や訓練等を行うことで、発生時に県民生活や経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、社会の混乱を回避することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民への予防対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>県民を始め、医療関係者や社会機能維持に係る事業者等に予防策や発生後の対応やその役割等について周知を図り、発生後の混乱防止につなげる。</li> <li>各種研修会等での説明、広報誌・ホームページへの掲載電子媒体を利用し、周知を図る。また、新たな新型インフルエンザ等対策行動計画に関する情報収集等を行う</li> </ul> </li> <li>2 対応訓練事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等発生時に関係機関が速やかに連携を実施、感染拡大防止を図る体制を確保するため、本庁と保健所、医療機関等による実地訓練等を実施する。</li> </ul> </li> <li>3 関係機関との連携推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>平時から発生時に備え、福島県全域を対象とした関係機関との連携強化や感染拡大防止の対策等を検討する。</li> </ul> </li> <li>4 地域の連携推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内各方部ごとに、地域の実情に応じた関係機関の役割、連携体制を検討する。</li> </ul> </li> </ol>
合 計	185,119 (国庫 55,579)	

(2) 結核対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 結核定期健康診 断補助金	9,757	私立学校及び施設が行う結核定期健康診断に対し補助金を交付し、結核定期健康診断の実施を確実なものとする。

事業名	予算額	内 容
② 結核対策特別促進事業	790	結核予防計画に基づき、地域の実情に応じた対策を実施し結核予防を推進する。
③ 結核等感染症緊急対策事業	486	結核の感染源追求のため、結核菌の遺伝子学的検査を行う。
④ 結核医療費	18,372 (国庫 13,337)	結核の適正な医療の普及と結核の感染予防のため、当該患者に対し、公費負担を実施することにより、医療の促進を図る。 1 一般患者（法37条の2）医療費公費負担事業 2 入院患者（法37条）医療費公費負担事業
⑤ 結核患者管理費	14,347 (国庫 6,873)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく定期外の健康診断及び第53条の13に基づく登録患者の健康診断を実施する。 ○接触者健診 患者家族及び接触者等 ○管理検診 治療放置患者、経過観察患者、病状不明者等
合 計	43,752 (国庫 20,210)	

(3) 肝炎対策の推進 (4) エイズ対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① エイズ対策促進事業	2,975 (国庫 1,441)	エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、感染者・患者の全国的な増加に対処するため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進し、本県におけるエイズのまん延を防止する。 1 エイズ・性感染症対策推進協議会の設置・運営 関係団体が一同に会し、普及啓発活動の効果的な進め方やH I V感染者等の医療機関の受け入れ体制の整備等専門的課題の協議・検討を行い、関係団体の連携を強化する。また、エイズ治療拠点病院間の情報交換を行うことにより、本県のエイズ治療のレベルアップを図る。 2 普及啓発活動事業 各保健福祉事務所において学校及び企業等への保健師派遣講義や世界エイズデーキャンペーンを実施し、正しい知識や予防方法等に関する啓発を図る。また、インターネットバナー広告を利用し、特に若年層を対象とした啓発を図る。 3 エイズ治療拠点病院等治療ケア促進事業 医療機関におけるH I V針刺し事故の発生に備え、エイズ治療拠点病院に予防薬を配備する。 4 エイズ対策推進に係る研修・人材養成事業 保健所職員やエイズ治療拠点病院医療従事者を専門研修へ派遣し、また、東北ブロックエイズ治療拠点病院等連絡会議に参加することにより最新の情報を収集する。
② 肝炎医療費	87,766 (国庫 43,883)	感染症であるウイルス性肝炎について、肝がん等への進行予防、早期治療促進のため、医療費助成により患者の経済的負担の軽減を図り、もって受診機会の拡大を図る。

事業名	予算額	内 容
③ エイズ・肝炎検査事業	5,540 (国庫 1,846)	<p>H I V抗体検査及び肝炎ウイルス検査を実施し、感染者・患者の早期発見と県民の不安の除去を図る。</p> <p>1 H I V抗体検査事業 H I V抗体の匿名検査を原則無料で実施する（原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施）。また、一部保健所において、潜在的なH I V感染者の早期発見を図るため、検査当日に結果を伝えられる即日検査を実施する。</p> <p>2 肝炎ウイルス検査事業 B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施し、県民の検査受診機会の拡大を図る。（原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施）。 また、肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用及び低所得者の定期検査費用への助成を行うことにより、陽性者のフォローアップを推進し、重症化予防を図る。</p> <p>3 梅毒検査事業 梅毒患者が急増している現状を踏まえ、梅毒検査や正しい知識の普及を行うことにより、感染者を早期に発見し治療につなげ、また感染拡大を防止する。</p>
④ 肝炎管理事務経費	4,092 (国庫 2,004)	<p>国内最大級の感染症といわれるB型、C型肝炎は、後に肝硬変や肝がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。</p> <p>1 肝炎管理事業 受給者システム管理運営等</p> <p>2 審査会の開催 肝炎治療受給者証交付申請に対する審査を行う。</p> <p>3 肝炎対策協議会の運営 本県の肝炎対策の課題等について、協議を行う。</p> <p>4 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会 かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。</p> <p>5 肝疾患相談センター 患者、キャリア、家族等からの相談等に対応するため肝疾患診療連携拠点病院内に肝疾患相談センターを設置し、専門相談員による相談業務を実施する。</p> <p>6 肝炎普及啓発事業 肝炎に対する正しい理解と普及啓発を図る。</p> <p>7 肝炎患者支援手帳事業 肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した手帳を作成し、保健所をはじめとした検査機関に配置することにより、感染者や患者の適切な受療を促進する。</p> <p>8 肝炎患者等支援事業 肝臓病患者、家族等を対象に専門医や元肝臓病患者等による講演会等を実施し、肝臓病の悩みや不安の解消を図る。</p>
新 ⑤ 肝がん・重度肝硬変医療費	5,736 (国庫 2,868)	<p>B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。</p>
新 ⑥ 肝がん・重度肝硬変管理事務経費	1,386 (国庫 687)	<p>肝がん・重度肝硬変医療費助成を実施するために必要となる事務管理を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
合 計	107,495 (国庫 52,729)	

(5) ハンセン病対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
ハンセン病啓発普及事業	567	<p>各国立ハンセン病療養所入所者の要望を踏まえ、ハンセン病に対する県民理解の向上に資するため、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及事業を実施する。</p> <p>ふるさと交流事業 各療養所の本県出身者と本県との意見交換の場とするとともに、慰労を図るため、各療養所において交流会を開催する。</p>

○ 地域医療課 医療人材対策室担当の事業

1 過疎・中山間地域医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 自治医科大学医師確保支援事業	132,607	1 自治医科大学経常運営費負担金 132,600千円 全国各都道府県が共同出資して設置した自治医科大学の運営費を負担する。  2 自治医科大学卒業生臨床研修経費 7千円 自治医科大学卒業医師の辞令交付等に係る旅費を支出する。
② へき地医療支援対策事業	984 (国庫 491)	へき地医療支援機構運営事業 へき地医療支援機構において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請に対する調整、医療情報アドバイザーによる医師の情報確保、へき地勤務希望医師への要請活動等、広域的なへき地医療支援に係る各種事業を行い、へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施する。 ○補助率：国 1 / 2
③ へき地診療所運営事業	9,862 (国庫 9,862)	へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。 ○補助率：国 2 / 3 ○補助先：檜枝岐村
合計	143,453 (国庫 10,353)	

2 医療人材の確保と資質の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 医療従事者修学資金貸与事業	206,440 (繰入 198,453)	各医療従事者養成施設に在学し、卒業後県内指定施設で業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、医療従事者の安定的な確保と県内への定着促進を図る。  1 理学療法士等修学資金貸与事業(旧制度) 36千円  2 理学療法士等修学資金貸与事業(新制度)197,009千円 ○貸与人数：287名 ○貸与月額：50千円(入学金上限300千円) ○対象職種：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士  3 理学療法士等医療従事者確保推進事業 1,444千円  4 医療従事者修学資金管理運営事業 7,951千円
② 医師臨床研修対策事業	55,991 (繰入 53,830) (諸収 900)	平成16年4月から開始された新医師臨床研修制度に伴い、卒後臨床研修医の県内定着及び県外からの招へい等を通じて、臨床研修医の確保及び指導能力の向上を図る。 また、県立医科大学と県内臨床研修病院の病院群を形成するなど、県内への研修医確保のための各種事業を実施する。  1 臨床研修病院合同ガイダンス事業 4,233千円 臨床研修医を確保するため説明会等を開催する。 年2回開催(東京都、福島市)

事業名	予算額	内 容
		<p>2 医師臨床研修指導医養成講習会事業 1,328千円 効果的に臨床研修を推進するため指導医養成講習会を開催する。</p> <p>3 人材育成・定着促進事業 24,400千円 県立医科大学と県内臨床研修病院が病院群を形成して魅力ある研修プログラムの作成等を行うために必要な経費を補助する。</p> <p>4 魅力的な臨床研修プログラム作成事業 26,030千円 (1) 県内臨床研修病院間の相互乗り入れによる研修を推進するため、研修医の宿舎確保に必要な経費を補助する。○補助率：県10/10 (2) 臨床研修病院において研修医の実習等に必要な設備整備の経費を補助する。○補助率：県2/3 (3) 医学生の臨床実習の窓口を設置する。 (4) 県内臨床研修や臨床実習に係る広報活動を行う。</p>
③ 医療勤務環境改善支援事業	22,162 (繰入 22,162)	<p>医療機関における勤務環境の改善や子育て期の女性医師が継続して働くことができる就業環境等を整備する。</p> <p>1 医療勤務環境改善支援センター事業 10,008千円 勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を運営する。</p> <p>2 女性医師等就労環境改善事業 12,154千円 復職研修や仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院に対して補助金を交付する。 ○補助率：県1/2 ○補助先：復職研修や就労環境改善を行う病院</p>
④ 医師定着促進事業	6,418 (繰入 6,418)	<p>地域医療体験研修事業 6,418千円 地域医療に関心のある医学部生を対象にへき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など体験の場を提供し、将来の地域医療の担い手を育成する。</p>
⑤ 医師確保修学資金貸与事業	712,946 (繰入 263,416)	<p>1 へき地医療等医師確保修学資金貸与事業 71,332千円 将来、県内のへき地診療所等及び県立病院に勤務しようとする医学部生に対して修学資金を貸与することにより、県内の医療に恵まれない地域や県立病院の医師の確保を図る。 ○貸与人数：新規貸与者及び継続貸与者 継続18名、新規5名 ○貸与額：月額235千円、入学金1,000千円 ○周産期医療医師コース加算額：月額115千円</p> <p>2 地域医療医師確保修学資金貸与事業 32,580千円 県外の2私立大学において、本県枠として定員増した3名（帝京大学2名及び日本医科大学1名）の医学部生に対し、修学資金を貸与する。 ○貸与人数：継続7名 新規5名 ○貸与額：月額235千円、入学金1,000千円 ○周産期医療医師コース加算額：月額115千円</p> <p>3 緊急医師確保修学資金貸与事業 586,848千円 将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする福島県立医科大学医学部の学生に対し、修学資金を貸与し医師の確保を図る。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>○貸与人数：継続 242名（第一種貸与者） 1名（第二種貸与者） 新規 52名（第一種貸与者） 3名（周産期医療医師コース）</p> <p>○貸与額：月額 150千円（第一種） ※平成24年度以降 月額 100千円（第二種） ※平成25年度まで 入学金 282千円（県内出身者） 846千円（県外出身者）</p> <p>○周産期医療医師コース加算額 月額200千円</p> <p>4 修学資金修学生支援事業 215千円 修学資金の貸与を受けている医学生に対し、説明会や面談を実施することにより、県内定着を図る。</p> <p>5 医師研修・研究資金貸与事業 20,600千円 県外からの医師の招へい及び県内定着を図るため、研修や研究に必要な資金を貸与する。</p> <p>6 修学資金被貸与医師等定着促進事業 1,371千円 修学資金被貸与医師・学生への地域医療に関する講演や参加者間での意見交換等を通じ、地域医療に関する知識や参加者間の交流を深め、県内定着を促進する。</p>
⑥ ふくしま医師就職支援事業	11,074 (繰入 11,074)	<p>医師マッチング事業 11,074千円 広く県内外から県内病院等への医師の就職を支援し、医師の確保を図る。</p>
⑦ ふくしま医療人材確保事業	1,441,038 (繰入1,441,038)	<p>東日本大震災により離職した医療従事者の流出防止を図るとともに、被災地に必要な医療従事者の確保を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げるため、事業を実施する医療機関等に必要な経費を補助する。</p> <p>1 医療人材確保緊急支援事業 60,000千円 災害により医療従事者が減少し経営状況が厳しくなっている病院等における医療従事者の確保や就業環境改善等につながる活動経費を補助する。 ○補助率：県10/10</p> <p>2 被災地域医療寄附講座支援事業 117,179千円 浜通りの医療機関の医師確保を支援するため、福島県立医科大学に設置され、浜通りの医療機関に常勤医師の派遣を行う寄附講座を支援するために必要な経費を補助する。 ○補助率：人件費 県10/10 事業費 県2/3</p> <p>3 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業 74,172千円 双葉地域における住民や作業員等に安定した医療を提供するため、公立診療所への継続的な支援を行う支援教員を設置し、双葉地域等の公立診療所への非常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。 ○補助率：県10/10</p> <p>4 過疎地域等医師研修事業 7,798千円 過疎地域等の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の診察能力向上を図る研修会等を実施する。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>5 県外医師招へい事業 79,535千円 県内の医師が不足する地域の病院を支援するため、県立医科大学を拠点として県外からの医師の招へいを実施する。(県立医科大学に委託)</p> <p>6 地域医療等支援教員増員事業 205,099千円 相双医療圏の医師不足に対応するため、地域医療等支援教員を増員し、相双医療圏の中核病院等への非常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。 ○補助率：県10/10</p> <p>7 寄附講座設置支援事業 90,000千円 県外の大学医学部に寄附講座を設置する市町村等に対し、その経費を補助する。 ○補助率：県10/10</p> <p>8 被災地域医療支援事業 20,000千円 全国からの医療支援と県内医療機関のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援するために必要な経費を国立病院機構災害医療センターに補助して医療復興を促進する。 ○補助率：人件費 県1/2 旅費等 県10/10</p> <p>9 浜通り医療提供体制強化事業 717,336千円 東日本大震災により離職した医療従事者の雇用や県外からの医療支援等に係る人件費について医療機関に対し補助することにより、医療従事者の流出防止等を図る。 ○補助率：離職した医療従事者の雇用等 県2/3 県外からの医療支援 県1/2</p> <p>10 臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業 69,919千円 県立医科大学の臨床研究イノベーションセンターに、専門医資格を志向する若手医師を招へいし県内定着を図ることで、県内医療機関への安定的な診療支援を行うとともに、福島県を臨床研究の全国ブランドとすることで、県外からの医師確保を図る。 ○補助率：県10/10</p>
<p>一部新 ⑧ 地域医療支援センター運営事業</p>	<p>13,742 (繰入 13,742)</p>	<p>1 地域医療支援センター運営事業 10,387千円 医師が不足する病院の医師確保支援、キャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師不足や地域偏在を解消するため、県立医大に設置した「福島県地域医療支援センター」を設置し、現場主義の観点から課題解決に取り組む。</p> <p>一部新 2 ふくしま医師Fターン支援事業 3,355千円 医師のFターン(UIJターン)を促進するため、Webサイトの再構築を行い、県外向けの情報発信力を強化する。</p>
<p>一部新 ⑨ 保健医療従事者養成施設整備事業</p>	<p>4,797,928 (繰入2,792,876) (県債1,388,200)</p>	<p>保健医療従事者の養成及び安定的な確保を図るため、県立医科大学(仮称)保健科学部整備に係る建築・電気・機械工事及び教育実習機器等の整備、教員確保のため学内養成に係る費用の補助等開設準備を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
		<p>1 保健医療従事者養成施設整備工事（建築） 1,869,000千円 保健医療従事者養成施設に係る建築工事を実施する。</p> <p>2 保健医療従事者養成施設整備工事（電気） 576,000千円 保健医療従事者養成施設に係る電気工事を実施する。</p> <p>3 保健医療従事者養成施設整備工事（機械） 478,000千円 保健医療従事者養成施設に係る機械工事を実施する。</p> <p>4 保健医療従事者養成施設整備（伝達監理） 17,000千円 保健医療従事者養成施設整備を実施する工事業者に対して設計意図を伝達するとともに、設計図書との照合や進捗管理等の監理業務を実施する。</p> <p>5 保健医療従事者養成施設整備運営事業 4,166千円 整備に際して必要となる事前準備・打合せを実施するとともに、建物竣工後、建物表題登記申請書等に添付する図面作成や不動産鑑定評価を実施する。</p> <p>6 教員養成事業 1,876千円 開設時に必要となる教員を学内で養成するための経費を補助する。 ○補助先：県立医科大学 ○補助率：県1/2</p> <p>一部新 7 教育実習機器整備事業 1,444,364千円 県立医科大学新学部の教育に必要な教育実習機器のうち、令和2年度に整備が必要な機器について整備する。 ○補助先：県立医科大学 ○補助率：県10/10</p> <p>一部新 8 備品・什器整備事業 368,045千円 県立医科大学新学部の開設に必要な備品・什器について整備する。 ○補助先：県立医科大学 ○補助率：県10/10</p> <p>一部新 9 蔵書整備事業 39,477千円 県立医科大学新学部の教育に必要な蔵書のうち、令和2年度に整備が必要な蔵書について整備する。 ○補助先：県立医科大学 ○補助率：県10/10</p>
⑩ 県立医大新学部を活用した被災者等健康支援事業	(国庫 13,439)	被災者が抱える、運動不足を起因とした心身に対する不安や影響を緩和するため、県立医科大学（仮称）保健科学部の教員予定者による健康運動教室の開催や地域の医療従事者に対する研修を行う。
⑪ ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	(繰入 155,115)	ふくしま子ども・女性医療支援センターの業務を県立医科大学に委託し、県立医科大学の産科婦人科学講座・小児科学講座と連携し、周産期医療に携わる医師等の養成や県外からの招へいを行う。

事業名	予算額	内 容
⑫ 専門医認定支援事業	4,789 (国庫 4,789)	新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行う。 ○補助率：国1/2
新 ⑬ 医師確保計画推進事業	701	新 「福島県医師確保計画」に基づく取組の進捗等について協議するため、福島県地域医療対策協議会を開催する。
新 ⑭ 医療従事者招へい事業	3,500 (繰入 3,500)	新 即戦力となる医療従事者招へい支援事業 3,500千円  地域医療を担う医師の安定的な確保を図るため、即戦力となる専門医等の確保に取り組む医療機関に対し、当該採用活動等に要する経費を支援する。 ○補助率：県1/2
新 ⑮ “医療の仕事”魅力発信事業	5,658 (繰入 5,658)	新 1 小学生「親子病院ツアー」開催事業 2,815千円 小学校高学年を対象に、医療従事者との交流や医療体験、院内探検をする「親子病院ツアー」を実施する。  新 2 中学生「医療教室」開催事業 2,843千円 中学生を対象に、実際の医療機関で様々な医療職種の講話や職業体験をする「医療教室」を実施する。
合 計	7,450,941 (国庫 18,228) (繰入4,967,282) (諸収 900) (県債1,388,200)	

### 3 将来にわたる県民健康管理

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① ふくしま国際医療科学センター運営事業	419,431 (繰入 419,431)	1 先端臨床研究センター運営事業 399,375千円 福島県立医科大学に整備した「ふくしま国際医療科学センター」において最先端の画像診断装置を用いた各種疾病の診療や研究等に取り組む「先端臨床研究センター」の運営に要する費用を補助する。 ○補助率：県10/10、定額 ○補助先：公立大学法人福島県立医科大学  2 先端臨床研究センターの運営手法調査研究事業 20,056千円 同センターの機能を最大限活用するための運営手法調査を実施する。
② 放射線医学研究開発事業	200,150 (繰入 200,150)	原子力災害により放出された放射性物質の生態系を通じた人々への影響に関する調査に要する経費を補助する。 ○補助率：県10/10 ○補助先：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
合 計	619,581 (繰入 619,581)	

## 4 看護職員確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 健康衛生事務経費(運営経費)	38,015 (使用 12,011) (諸収 6)	総合衛生学院管理運営経費 38,105千円 ○養成人数 助産学科 定員20名 1学年 看護学科 定員50名 2学年 歯科衛生学科 定員20名 3学年 臨床検査学科 定員20名 3学年
② 健康衛生事務経費(施設管理経費)	28,510 (手数 2,227) (財収 187) (諸収 47)	1 看護師等免許管理システム運営事業 2,163千円 2 総合衛生学院管理運営経費 26,347千円
③ 医療従事者修学資金貸与事業	136,250 (繰入 121,452)	保健師等修学資金貸与事業 136,250千円 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成施設の在学者で、卒業後県内の指定施設において当該業務に従事しようとする者に対して、修学に必要な資金を貸与する。  ○貸与人数：233名 ○貸与月額：保健師・助産師・看護師課程 (公立) 39,000円 (民間立) 56,000円 准看護師課程 (公立) 19,000円 (民間立) 32,000円
④ 総合衛生学院費	38,737 (使用 11,540) (諸収 37)	学院非常勤講師等経費 38,737千円 委嘱する非常勤講師及び非常勤実習指導者に対して報酬等を支出する。
⑤ 看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	6,582 (手数 2,788) (繰入 491)	医療の高度化・専門化等時代の要請に対応するため、看護職員の資質の向上を図るとともに、保健師助産師看護師法に基づき准看護師試験等に係る事務を行う。  准看護師試験施行事務経費 ○開催時期：2021年2月
⑥ 看護教員・実習指導者養成講習会	5,822 (繰入 5,822)	看護師等学校養成所の実習施設で、実習指導者の任にある者、または今後実習指導者となる予定の者に対して、効果的な実習指導ができるよう知識、技術を習得させる。  実習指導者講習会 ○委託先：①医療創生大学 ②福島県看護協会 ○実施期間：約4か月 受講定員：①約20名 ②50名 ○研修内容：看護教育、実習指導等に関する科目
新 ⑦ 医療従事者・実習指導者養成講習会	2,500 (繰入 2,500)	新 作業療法士実習指導者養成講習会 2,500千円  作業療法士の養成に当たり、今後実習指導者となる予定の者に対して、効果的な実習指導ができるよう知識、技術を習得させる。  ○実施先：福島県作業療法士会 ○実施時期：令和2年度第3四半期(予定)
⑧ ナースセンター事業	31,371 (繰入 17,835)	看護師等の確保を図るため、ナースセンターを設置・運営する(委託先：公益社団法人福島県看護協会)。 1 ナースバンク事業 13,536千円 求職中の看護職と求人中の施設が各々登録し、無料で職業紹介を実施する。

事業名	予算額	内 容								
		<p>2 求人開拓・マッチング事業 8,973千円 巡回相談会等の実施により、求人・求職のマッチングを促進する。</p> <p>3 機能強化事業 8,862千円 看護職の潜在化を防ぐため、看護職離職の際の届出制度を活用し、能動的な就業支援を行う。</p>								
⑧ 看護師等養成所運営費補助事業	265,712 (繰入 248,361)	<p>看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対して運営に必要な経費を補助する。</p> <p>○補助率：県10/10</p> <p>○交付先：のべ16施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">看護師3年課程</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">10施設</td> </tr> <tr> <td>看護師2年課程</td> <td style="text-align: center;">1施設</td> </tr> <tr> <td>准看護師養成所</td> <td style="text-align: center;">5施設</td> </tr> </table>	看護師3年課程	10施設	看護師2年課程	1施設	准看護師養成所	5施設		
看護師3年課程	10施設									
看護師2年課程	1施設									
准看護師養成所	5施設									
⑨ 病院内保育所運営費補助事業	119,141 (繰入 119,141)	<p>病院職員の離職防止及び未就看護職員等の再就職の促進を図るため、院内保育所の運営費の一部を補助する。</p> <p>○補助率：県2/3</p> <p>○交付先：計27施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">A型特例</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4施設</td> <td style="width: 30%;">A型</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6施設</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td style="text-align: center;">11施設</td> <td>B型特例</td> <td style="text-align: center;">6施設</td> </tr> </table>	A型特例	4施設	A型	6施設	B型	11施設	B型特例	6施設
A型特例	4施設	A型	6施設							
B型	11施設	B型特例	6施設							
⑩ 看護職員離職防止・復職支援事業	54,638 (国庫 3,050) (繰入 51,570) (諸収 5)	<p>看護職員の離職防止や復職を支援するとともに、定着に向けた職場の環境づくりや再就業等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る。</p> <p>1 看護職員在籍出向支援事業 9,539千円 相双地域の医療機関に看護職員を在籍出向させた際の、出向元の人件費を補助する。</p> <p>2 看護業務推進連絡会議 313千円 看護職員の専門研修や再就業研修会の企画立案等の検討を行う。</p> <p>3 看護職再就業支援研修会 9,053千円 再就業を希望する潜在看護師を対象とし、OJT研修を行う。</p> <p>4 新人看護職員研修事業 26,612千円 新人看護職員へ研修を行う病院に対して補助を行うとともに、新人看護職員研修体制の構築を行う医療機関の教育担当者に対して、研修を開催する。</p> <p>5 外国人看護師候補者就労研修支援事業 1,046千円 外国人看護師候補者を受け入れている施設に対する経費補助を行う。</p> <p>6 看護職ワークライフバランス推進事業 1,006千円 医療機関における勤務環境を改善するために研修会を実施する。</p> <p>7 看護補助者活用推進事業 356千円 看護補助者の活用を推進するため、看護管理者に向けた研修を行う。</p> <p>8 看護補助者養成事業 4,708千円 看護補助者養成講習会の開催及び医療機関に対する修了者の紹介を行う。</p> <p>9 助産師出向支援事業 2,005千円 県内の助産師偏在を解消するため、協議会を設置し、出向先と出向元のコーディネートを行う。</p>								

事業名	予算額	内容
⑪ 復興を担う看護職人材育成支援事業	297,152 (繰入 297,145) (諸収 7)	<p>復興を担う看護職の人材育成を支援するため、進学・就職活動及びキャリアアップを支援する。 また、浜通りの医療機関が看護職員確保に取り組む際の経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内定着のための普及・啓発事業 10,786千円 看護学生等の県内定着を促進するため、養成所への進学相談会や病院合同説明会、看護学生を対象とした被災地へのバスツアー等を行う。</li> <li>2 浜通り看護職員確保支援事業 110,745千円 浜通りの医療機関が取り組む確保支援策に要する経費を補助する。</li> <li>3 医療機関における看護力向上支援事業 5,429千円 医療機関における医療安全管理や感染管理に係る実践能力を高める研修を行う。</li> <li>4 看護職員ふるさと就職促進等事業 118,540千円 南相馬市及び双葉町の病院が取り組む看護職員確保策等に要する経費を補助する。</li> <li>5 看護職ナビ運営事業 6,660千円 看護に関わる全ての人を対象とした看護支援サービスサイトを運営する。</li> <li>6 相双地域看護職等就業促進支援事業 1,047千円 相双地域の市町村が行う、看護職の就業を促進するイベント等に必要経費を補助する。</li> <li>7 認定看護師等養成事業 43,945千円 認定看護師やアドバンス助産師を養成する医療機関に対して補助を行う。</li> </ol>
⑫ 看護教育体制強化支援事業	25,821 (繰入 25,821)	<p>高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、看護基礎教育の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護師等養成所教育体制支援事業 24,321千円 実習指導教員を配置する県内養成所に対して、教員の人件費を補助する。</li> <li>2 看護教育・研究支援事業 1,500千円 看護学生の研究発表や教育研究に要する経費を補助する。</li> </ol>
⑬ 看護職員就業等調査事業	3,647 (諸収 1)	<p>保健師助産師看護師法第33条の規定により、看護職員の就業の実態等を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護師等業務従事者届集計業務 2,730千円 保健師助産師看護師法第33条の規定による業務従事者届に係る届出票の印刷、送付及び集計を行う。</li> <li>2 看護需給計画策定事業 917千円 福島県看護職員需給計画に基づく施策を推進するため、看護職員需給計画策定検討会を開催する。</li> </ol>
⑭ 看護関係施設整備費等補助事業	2,507 (繰入 2,507)	<p>看護職員の確保及び離職防止を図るため、勤務環境を改善するために行う施設整備に対する補助を行う。</p>

事業名	予算額	内 容
		看護師勤務環境改善施設整備費補助事業 2,507千円 ナースステーションの拡張や職員更衣室・休憩室の改修等、看護職員が働きやすい環境整備を行う医療機関へ補助を行う。 ○補助率：県1／3
一部新 ⑮ 助産師養成課程設置事業	110,994 (繰入 98,770)	助産師の養成及び安定的な確保を進めるため、県立医大への助産師養成課程設置に向けた体制整備を行う。 1 養成課程設置運営事業 12,224 千円 教員のリクルートやカリキュラム策定等開設に向けた準備を行う。 一部新 2 基本設計・実施設計実施事業 56,815千円 施設整備に係る基本設計・実施設計を行う。 一部新 3 建築施工前関連調査実施事業 12,080千円 施設工事に必要となる測量・地質調査を実施する。 一部新 4 情報通信・セキュリティ環境設計実施事業 8,096千円 施設整備に係る情報通信環境及びセキュリティ環境の設計を行う。 一部新 5 駐車場測量・設計実施事業 2,401千円 施設整備に伴い必要となる駐車場の測量及び設計を行う。 一部新 6 駐車場工事実施事業 19,378千円 施設整備に伴い必要となる駐車場の工事を行う。
新 ⑯ 医療従事者招へい事業	3,000 (繰入 3,000)	新 即戦力となる医療従事者招へい支援事業 3,000千円 県内のへき地診療所の看護職を確保するため、へき地診療所を運営する市町村が地域外から看護職を採用するために必要な経費を補助する。 ○補助率：県1／2
新 ⑰ “医療の仕事” 魅力発信事業	4,817 (繰入 4,817)	新 1 医療職種の魅力発信事業 2,157千円 小学生から高校生を対象に、学校等で「出前講座」を実施する。 新 2 高校生の一日看護等体験実施事業 2,660千円 医療機関で患者や看護職と接する「看護体験」を実施する。

事業名	予算額	内容
合計	1,175,216 (使用 23,551) (手数 5,015) (国庫 3,050) (財収 187) (繰入 999,232) (諸収 103)	

## 5 看護職員の資質向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 在宅ケア推進事業	36,357 (繰入 36,356) (諸収 1)	<p>がん看護、訪問看護の充実を図るため、看護職員に対する研修を実施し、県民が質の高い看護を受けることができる体制を整備する。</p> <p>1 がん看護研修事業 3,885千円 がん看護研修会の企画検討及び研修会を実施し、専門的な知識と技術を持った臨床実践能力の高い看護師を養成する。</p> <p>一部新 2 在宅医療推進のための訪問看護人材育成事業 2,922千円 訪問看護等に従事する看護師及び予定者を対象に、在宅医療を推進できる人材の育成のため、講習会を開催する。</p> <p>一部新 3 特定行為研修推進事業 29,050千円 在宅医療の推進を図るため、訪問看護ステーション等の看護師が、特定行為研修に参加するために必要な経費を補助するとともに、制度の理解促進を図る啓発活動を行う。 また、県内の看護職員が特定行為研修を受講しやすい体制を構築するため、指定研修機関及び関係機関の連携強化を図る連絡会議を実施する。 ○補助率：県10/10</p> <p>4 多職種連携推進事業 500千円 多職種連携や必要性を学ぶことにより、医療人としての能力を育成し、在宅医療の推進を図るため、高校生や医療関係職種養成所等の学生を対象に実施する研修等に必要な経費を補助する。 ○補助率：県1/2</p>
合計	36,357 (繰入 36,356) (諸収 1)	

○ 食品生活衛生課担当の事業

1 食品安全確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
<p>① 食品営業許可指導事務経費</p>	<p>22,864 (手数 16,049) (諸収 600)</p>	<p>1 食品営業許可及び登録事務等の適正な処理並びに食品関係営業施設に対する効果的な監視指導を実施する。 2 食中毒の未然防止のため食品業者への啓発を行うほか、と畜場及び食鳥処理場における食肉検査の充実により、食品に起因する衛生上の危害防止と食の安全確保に向けた食品衛生の向上を図る。 3 県民の健康保護の観点から、関係部局及び関係自治体との連携により、ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進行管理を行う。 4 (公社)福島県食品衛生協会との連携を図りながら食品関係事業者の育成を図り、食品衛生関係営業の健全な発展と食品衛生思想の普及啓発に努める。 5 食品安全確保に関する情報交換や相互理解を図るため、消費者、事業者、学識経験者等により構成されるふくしま食の安全・安心推進懇談会の円滑な運営に努める。 6 と畜場及び食鳥処理場において衛生管理状況の確認のための検査を実施するとともに、食品衛生法に基づく収去を行い、動物用医薬品等の検査を実施する。</p>
<p>② 食品営業許可台帳等管理事業</p>	<p>2,681</p>	<p>業務の迅速化及び効率化を図るために、食品営業許可台帳等管理システムを運用する。 また、国が運用する「食品衛生申請等システム」の運用費及び連携を図るためのシステム改修を行う。</p>
<p>③ 食中毒発生時等の原因究明調査</p>	<p>1,270</p>	<p>食中毒発生時等において、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るため、喫食調査、施設調査及び微生物学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、原因施設に対して必要な措置を講じさせて事故の再発防止を図る。</p>
<p>④ 食品安全対策の強化事業</p>	<p>3,896 (手数 2,356) (諸収 1,540)</p>	<p>1 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査 食肉、卵、牛乳、魚介類等に残留する可能性のある抗生物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品を検査し、生産段階での不適正な使用による違反品を排除するとともに、関係機関を通じて生産者を指導するなど再発防止を図る。 2 食品中の残留農薬検査の強化 県内に流通する農産物の残留農薬検査を実施し、実態の把握と違反品の排除に努め、関係自治体との連携により回収等の必要な措置を講じる。 3 食品添加物の適正使用取締り強化 食品中の添加物を検査し、違反食品を排除するほか、保健所や関係自治体を通じて、製造者等に対して必要な措置を講じるとともに、添加物の適正使用を指導する。 4 遺伝子組換え食品の検査 安全性未審査食品及び表示違反食品の流通を防止するため、県内に流通する食品のモニタリング検査を実施する。 5 食品の病原微生物検査 原材料や製造・加工等において病原微生物による汚染を受けた食品の流通を防止するため、県内流通食品の検査を行う。</p>

事業名	予算額	内容
一部新 ⑤ 福島県産加工食品の安全・安心確保事業	210,001 (国庫 207,009)	県産加工食品の安全性を確保し、風評払拭を図るため、県内食品等関係施設への「ふくしまHACCP」の導入を推進する。 また、HACCPへの対応や相手国からの要求等に対応するための施設の整備や改修費用の補助事業を行う。
⑥ 食品中の放射性物質対策事業	6,272 (国庫 6,272)	市場等に流通する食品等についての安全を確認するため、県内農林水産物等を原材料とする加工食品の放射性物質検査を行う。
⑦ 食肉衛生検査機器整備事業	2,530	食肉衛生検査所の検査機器整備を図り、食肉中の残留動物用医薬品等の検査体制を強化する。
合計	249,514 (手数 18,405) (国庫 213,281) (諸収 2,140)	

## 2 動物の愛護と適正管理の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 健康衛生事務経費(運営経費)	15,199 (諸収 40)	1 狂犬病予防等業務手当(狂犬病予防技術員) 2 非常勤狂犬病予防技術員の雇用
② 動物愛護管理事務経費	13,941 (手数 955) (諸収 6,655)	1 動物愛護管理業務経費 ・食品生活衛生課が実施する動物愛関係事務に関する経費 2 動物愛護センター管理運営経費 ・放置犬等の捕獲による危害発生の防止や飼育者に対する指導 ・動物取扱業施設への立入及び動物取扱事業者に対する指導 ・特定動物飼養施設への立入及び特定動物飼養者に対する指導 ・犬及び猫の引取り ・愛玩動物の適正管理に関する知識の住民への普及啓発
③ 犬等評価人手当	671	捕獲、抑留犬の処分前の評価を行う犬等評価人等(学識経験者)の報酬
④ 動物の捕獲収容・設備事業	6,198 (手数 47) (国庫 5,249) (繰入 585) (諸収 200)	1 動物愛護センター等の修繕及び整備を行い、動物愛護管理業務の円滑な運営を図る。 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、犬・猫保護管理所焼却炉の排出ガス及び焼却灰について、ダイオキシン類の測定を実施する。 3 動物愛護センターの施設整備を行う。
⑤ 動物の愛護と適正管理普及事業	2,456 (繰入 526)	1 動物愛護推進懇談会 動物愛護に関わる民間組織、行政機関及び県民の代表を委員とする懇談会を開催し、県内における動物愛護の今後の課題の検討や、動物愛護ボランティアの活用等について情報及び意見の交換を行うとともに、福島県動物愛護管理推進計画の進行管理を行う。 2 動物愛護ボランティア育成事業 地域における動物の愛護と適正飼養等を普及啓発するボランティアを育成するとともに、その活動を支援する。

事業名	予算額	内 容
		3 犬及び猫の譲渡推進事業 行政に収容された犬や猫の譲渡を推進し、殺処分数の減少を目指すため、動物愛護センターにおいて、譲渡対象となる犬や猫の不妊・去勢手術を実施する。 4 畜犬登録等台帳管理事業 業務の迅速化及び効率化を図るために、畜犬登録等管理台帳システムを運用する。 5 犬及び猫の飼養管理経費 動物愛護センター等に収容する犬及び猫の飼養管理に要する費用のうち、餌及び動物用医薬品等の経費を支出する。 6 犬及び猫の適正管理普及事業 福島県は、犬及び猫の殺処分数が全国で4番目（猫に限れば2番目）に多いことから、その原因である犬及び猫の引取り数の減少を目指し、住民に対して動物の適正な管理に関する知識の普及啓発のため、講師を招いた講習会を行う。
⑥ 福島県動物愛護基金造成事業	2,000 (寄附 2,000)	法人及び個人からの寄付を原資として、動物の愛護に関する事業の推進及び福島県動物愛護センターの整備に要する資金を積み立てる「福島県動物愛護基金」の造成を行う。
⑦ 動物愛護センター等管理業務委託事業	11,247 (手数 2,199) (諸収 100)	動物愛護センター等における管理業務を、民間事業者に委託する。
合 計	51,712 (手数 3,201) (国庫 5,249) (諸収 6,995) (繰入 1,111) (寄附 2,000)	

### 3 衛生的な環境対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 運営事務経費 (経常経費)	5,637 (手数 2,184)	1 運営事務経費 (1) 生活衛生大会、食品衛生大会の開催 ○優良施設知事賞の授与 (2) 初任者業務研修会 ほか 2 環境営業許可指導事務経費 生活衛生関係営業の許認可、監視指導及び免許の交付等を行い公衆衛生の向上を図る。 ○クリーニング師の試験及び免許の交付 ○家庭用品安全対策 ほか 3 営業指導事務経費 生活衛生関係施設の改善や経営の健全化を通じて営業施設における衛生水準の維持向上を図り、県民生活の安定に寄与する。 ○生活衛生関係営業指導職員研修会 ほか
② 生活衛生営業経営指導事業補助	22,908 (国庫 11,454)	生活衛生関係営業の経営の合理化、近代化を図るため、公益財団法人福島県生活衛生営業指導センターに対し、事業費等の補助を行う。 ○補助率：国1/2、県1/2

事業名	予算額	内 容
③ 日本政策金融公庫融資推薦事務委託事業	74	融資推薦事務を公益財団法人福島生活衛生営業指導センターに委託する。
④ 普通公衆浴場施設整備事業補助	476	公衆浴場の経営の安定及び入浴施設の確保を図るために、市町村を通じ公衆浴場の施設設備の更改に対する助成を行う。 ○補助先：市町村 ○補助率：県1/3、市町村1/3
⑤ 生活衛生関係施設衛生確保推進事業	1,103 (手数 1,103)	1 レジオネラ属菌検査 レジオネラ症の原因菌であるとされる公衆浴場及び旅館の浴槽水の中のレジオネラ属菌検査を実施し、施設の適正な衛生管理について指導、啓発を行う。 2 理美容所器具類の細菌検査 理美容所において使用する器具の消毒効果について、確認検査の結果を踏まえた上で、営業者に対する適切な指導を行う。
⑥ 環境衛生関係台帳管理事業	850 (手数 204)	業務の迅速化及び効率化を図るために、環境営業許可台帳等管理システムを運用する。
合 計	31,048 (手数 3,491) (国庫 11,454)	

#### 4 水道事業への支援及び飲用水等衛生対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 運営事務経費(経常経費)	950	水道事業事務経費 安全な水道水の安定的な供給に向けて、水道事業の認可・確認・届出関係事務を行う他、各水道施設等の監視指導・啓発を行う。
② 生活基盤施設耐震化等事業	761,212 (国庫 761,212)	水道施設の老朽化対策、耐震化や広域化の取組を支援するため、市町村等が行う施設整備等を対象として交付金を交付する。 ○交付率：1/4、1/3、4/10
③ 水道施設整備国庫補助指導監督事務	3,274 (国庫 1,637)	安全で安心できる生活を支える水道の整備を目的として国が行う水道施設整備費補助の適正執行に関する事務について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により国から委任された事務を実施する。
④ 水道施設データベース整備事業	3,333	水道施設データベースの点検・管理を行い、県内の各水道事業体の施設整備や管理状況の把握を行い、平常時はもちろんのこと、災害発生時においても県民生活を支えるライフラインの確保あるいは早期復旧に向けた体制整備を図る。
⑤ 水道水質安全確保事業	12,400	飲料水の放射性物質による汚染に対する安全を確認し、安心を確保するため、飲料水を対象とした放射性物質のモニタリング検査を実施する。
⑥ 飲料水・加工食品の放射性物質検査事業	14,397 (国庫 14,397)	飲料水及び加工食品の安全性に万全を期すため、県機関で実施する放射性物質検査に必要な人員を確保し、検査結果の速やかな情報提供を図る。

事業名	予算額	内容
⑦ 水道事業基盤強化・広域連携推進事業	30,374 (国庫 14,299)	1 水道事業技術力確保支援事業 限られた人材で効率的に業務を行うことを目的に、市町村等水道事業者の職員に対する研修会を実施し、ひいては地域ネットワークの基礎の構築につなげる。
		2 福島県水道ビジョン改定事業 本県の水道事業の方向性を示す福島県水道ビジョンが令和2年度に目標年次を迎えるため、その改定作業を行う。
合計	825,940 (国庫 791,545)	

○ 薬務課担当の事業

1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保と医薬分業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 薬事経済調査事業	1,181 (国庫 1,181)	医薬品等の生産、流通、販売等の実態を把握し、薬務行政上必要な基礎資料を得る。 1 医薬品等価格調査 医薬品・特定保険医療材料価格調査 価格調査客体精密化調査 2 後発医薬品使用促進事業 医療関係者等から成る協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための方策を検討するとともに啓発等を行う。
② 健康衛生事務経費(運営経費)	697 (手数 695) (諸収 2)	各種会議・協議会負担金 臨時職員の賃金等
③ 健康衛生事務経費(施設管理経費)	9,532 (手数 9,532)	1 薬務関係許可台帳管理システム 2 医薬品等FD申請・審査システム
④ 薬務総務事務経費(経常行政経費)	10,427 (手数 8,872) (国庫 1,500)	1 薬務関係会議出席 ○全国薬務主管課長協議会 2回 ○北海道・東北ブロック薬務担当課長会議 1回 ○北海道・東北ブロック薬務担当者会議 1回 2 毒物劇物危害防止対策 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業及び販売業者に対し監視指導等を行い、事故の未然防止を図る。 また、毒物劇物取扱責任者の資質を確認するための試験を行う。 ○農薬危害防止運動(6月1日～8月31日) ○農薬危害防止中央講習会 ○毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施 ○毒物劇物取扱者試験の実施(年1回) ○毒物劇物運搬車両取締り(11月) 3 薬事衛生思想の普及対策 ○薬と健康の週間(10月17～23日) 4 薬事監視指導 ○保健所薬務担当課長等会議の開催(4月) ○医薬品等一斉監視指導(7月～2月) ○医療機器一斉監視指導(10月～2月) 5 特別薬事監視班の設置 医薬品等製造業者に対する薬事監視を強化するため特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図る。 6 薬事監視員研修会 薬事監視員の資質向上を図るため、研修会を開催する。
⑤ 医薬品安全対策事業	440 (手数 440)	1 医薬品等苦情相談事業 福島県消費生活センター内に苦情相談窓口を設置するため一般社団法人福島県薬剤師会会員を苦情相談員として委嘱し、毎週水曜日に苦情相談に対応する。 (年50回)
⑥ 医薬品等製造承認事務	1,972 (手数 1,972)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務の審査体制を強化するとともに、薬局開設・医薬品・高度管理医療機器等販売業等の許可、毒物劇物販売業等の登録に関する事務を適正に執行する。

事業名	予算額	内 容
		1 申請工場実態調査（許可調査・適合性調査） 医薬品等の製造工場の書類審査及び実地調査（GMP適合性調査）を行う。 2 医薬品等の製造販売等の許可事務 (1) 医薬品等製造販売業・製造業の許可・登録事務 (2) 薬局・医薬品販売業の許可事務 (3) 高度管理医療機器等販売業等の許可事務 (4) 医療機器修理業の許可事務 3 三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。令和2年度は宮城県が開催県。 4 GMP/QMS 査察員研修事業 令和2年5月～6月に国立保健医療科学院が実施する薬事衛生管理研修に職員を派遣する。
一部新 ⑦ 災害時救急医療体制整備事業	1,545 (繰入 897) (国庫 648)	一部新 1 災害時医薬品等備蓄供給事業 897千円 災害発生時に県民が必要とする医薬品等（53薬効医薬品、16衛生材料）は、初動期（発生から1～3日）において確保が困難になることから、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確立するために県内各医療圏（南会津医療圏は会津医療圏を含む）ごとに医薬品等の備蓄供給を行う。 2 災害時の薬剤師の対応体制の整備事業 648千円 大規模災害時に災害現場で医薬品等の供給調整やボランティア等の薬剤師の配置調整など地域の医療救護活動のリーダーとなる薬剤師「災害薬事コーディネーター」の要請を行う。
⑧ 登録販売者試験事業	10,883 (手数 10,495) (諸収 3)	一般用医薬品の販売に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認する登録販売者試験を行い、それに合格した者を登録する。 ○試験実施（年1回）
合 計	36,677 (手数 32,006) (国庫 3,329) (繰入 897) (諸収 5)	

## 2 健康サポート薬局の推進

（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
一部新 健康サポート薬局推進事業	8,637 (国庫 2,480) (繰入 6,157)	一部新 1 かかりつけ薬剤師・薬局機能強化事業 （認定薬局等の整備促進事業） 薬剤師の研修のほか、薬業連携強化のために推進会議や事例の収集等を行うとともに、地域連携薬局の認定を目指す薬局薬剤師を対象に人材養成を図る。 2 認知症対応薬局推進事業 認知症対応薬局研修会を県内7市及び近隣市町村において開催し、認知症対応薬局を追加整備するとともに、既存の認知症対応薬局を対象としたフォローアップ研修会を開催することにより、薬剤師の認知症対応力の更なる向上を図る。 また、認知症に関する知識普及及び認知症対応薬局の周知を図るため、報道媒体を用いた広報等を実施する。（一般社団法人福島県薬剤師会に委託。）

事業名	予算額	内 容
合 計	8,637 (国庫 2,480) (繰入 6,157)	

### 3 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	104,190 (繰入 104,190)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難地域薬局開設支援事業 避難地域の薬局開設を支援するため、町村毎に薬局開設協議会を開催するとともに、薬局開設者に対し開設に必要な経費の補助を行う。</li> <li>2 薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業 避難地域において調剤業務に携わる薬剤師を対象に、地域包括ケア等のスキル習得にかかる研修会への参加を支援し、薬剤師の資質向上及び定着を図る。</li> </ol>
合 計	104,190 (繰入 104,190)	

### 4 血液の確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費(経常行政経費)	357 (手数 357)	献血推進に係る知事感謝状等の贈呈
② 献血推進事業	873 (手数 529)	<p>令和2年度は献血量33,354リットルの目標を設定し、これを達成するため若年層を中心とした献血思想の普及啓発並びに400mL献血の推進強化を図り、県民の理解と協力を求め、血液の安定供給体制の確保に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ジュニア献血ポスターコンクール事業 中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、さらに最優秀作品等を活用した啓発を行う。</li> <li>2 血液製剤使用適正化普及事業 福島県合同輸血療法委員会が行う次の事業について、血液製剤使用に係わる懇談会により、事業の企画立案と検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○血液製剤使用に係わる懇談会(年2回)</li> <li>○合同輸血療法委員会研修会(年1回)</li> <li>○「血液製剤の使用指針」等説明会(年1回)</li> <li>○自己血輸血講習会(年1回)</li> <li>○輸血に関するアンケート調査</li> </ul> </li> </ol>
合 計	1,230 (手数 886)	

### 5 薬物乱用の防止

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費(経常行政経費)	5,274 (手数 5,274)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 麻薬等取締事業 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、必要な取締りを行う。</li> </ol>

事業名	予算額	内 容
		<p>また、違法薬物の乱用による危害を防止するため、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催(年1回)</li> <li>○覚醒剤等取締機関四者協議会の開催(年1回)</li> <li>○麻薬、覚醒剤取扱者に対する指導取締りの実施</li> <li>○大麻栽培者・研究者に対する監視の実施</li> <li>○不正大麻・けし撲滅運動の実施</li> </ul> <p>2 薬物乱用防止指導員運営事業 覚醒剤、シンナー等の乱用根絶をめざし、徹底した啓発活動を効果的に実施するために「薬物乱用防止指導員」を県下に配置し、地域住民に対し、きめ細かな地域に根ざした組織的かつ効果的活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○薬物乱用防止指導員連合協議会の開催(年2回)</li> <li>○薬物乱用防止指導員地区協議会の活動</li> <li>○薬物乱用防止指導員地区協議会の補助</li> </ul> <p>3 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 若年層の薬物乱用防止対策や各種啓発活動のための啓発用資料の作成及び広報活動を実施する。 また、各保健所に薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に応じる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</li> <li>○保健所薬物相談窓口の設置</li> </ul> <p>4 薬物関連問題相談事業 薬物乱用問題が深刻化していることを踏まえ、福島県精神保健福祉センターの機能を活用し、地域住民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○薬物関連相談窓口の開設(月1回)</li> <li>○薬物依存症に関する研修会の開催(年1回)</li> <li>○薬物依存者の家族教室の開催</li> <li>○薬物関連問題相談窓口の案内</li> <li>○薬物関連問題実務担当者会議の開催(年1回)</li> </ul>
② 「地域で育む」 薬物乱用防止意識 醸成事業	2,074 (手数 1,207)	薬物乱用防止指導員が学生等の若い指導員(ヤング健康推進員)と協働し、若者に効果的な啓発を行うことにより、家庭や地域における薬物根絶意識の醸成を広く拡大させ、若者が安心して健康に成長できる環境を整備する。
合 計	7,348 (手数 6,481)	

## 6 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費(運営経費)	1,775 (諸収 4)	1 衛生研究所運営事務費 2 衛生研究所支所管理運営費
② 健康衛生事務経費(施設管理経費)	49,213 (手数 4) (諸収 1,419)	1 衛生研究所運営事務費 新 2 衛生研究所会津支所移転経費
③ 行政検査機器の更新等事業	11,772 (諸収 500)	衛生研究所において実施する行政検査に必要な検査機器について、検査データの信頼性を確保する観点から、定期的に更新する。

事業名	予算額	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速液体クロマトグラフ 食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (令和2～6年 5年リース)</li> <li>○シークエンサー SARSウイルス等の遺伝子検査 (令和元～5年 5年リース)</li> <li>○ガスクロマトグラフタンデム質量分析計 食品中の残留農薬検査 (令和元～5年 5年リース)</li> <li>○イオンクロマトグラフ 水道法に基づく水質検査 (平成30～令和4年 5年リース)</li> </ul>
④ 衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	9,194 (手数 98) (諸収 700)	衛生研究所の運営及び維持管理 ○行政及び依頼検査の実施 ○公衆衛生情報の提供 衛生研究所各支所の運営及び維持管理
⑤ 一般依頼検査事業	227 (手数 227)	<p>飲用水等の衣食住に関わる試験検査を県民の要請に基づき受託し、検査成績をフィードバックすることで、公衆衛生の向上に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 温泉水質検査</li> <li>2 医薬材料検査</li> <li>3 飲用水水質検査</li> </ol>
一部新 ⑥ 調査研究事業	4,751 (国庫 3,600)	<p>保健、予防、食品及び環境行政等の推進に寄与するため行政的研究と基礎的研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 残留農薬試験法開発・検証 厚生労働省から分析法の検証を依頼された化合物について、LC/MSによる農薬等の分析法の検証を行う。</li> <li>2 食品等からのウイルス濃縮法の検討 食品中や施設の拭き取り検体のウイルス濃縮法について検討を行い、高感度で効率の良い検査法を整備する。(令和元～2年度)</li> <li>3 ヒスタミン分析法の比較検討 複数あるヒスタミン分析法を比較検討し、迅速かつ正確な分析法を確立する。(令和元～2年度)</li> </ol> <p>新</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 農産物等の残留農薬検査における検討 検査実績のない農産物について、妥当性評価試験を実施し、これまで分析が困難であった農産物の検査を実施できる体制を整備する。(令和2～4年度)</li> </ol>
⑦ 健康危機管理体制整備等事業	19,303 (国庫 19,303)	<p>県民の安心安全を確保するため、地域保健に係る総合的な調査研究体制を充実、強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康危機管理対策等検査体制強化事業 県内で発生した食中毒・感染症等の事例に迅速に対応するための検査体制を整備する。</li> </ol>
⑧ 試験検査精度管理事業	1,390 (負担 1,390)	<p>試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、衛生研究所支所、環境創造センター及び民間検査機関等を対象とした精度管理調査事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会 精度管理調査事業の計画、調査結果の評価等を実施するため開催する。(年2回)</li> </ol>

事業名	予算額	内 容
		2 精度管理調査 理化学検査（Ⅰ）・（Ⅱ）、食品化学検査、細菌検査（Ⅰ）・（Ⅱ）の5部門について、衛生研究所において調査検体を作製し、参加事業所へ配付する。 参加事業所は、調査検体を分析後、結果（検査値）を県に報告し、その検査結果について統計処理し評価する。（年1回） 3 部門別検討会 各部門別に、調査結果を技術的な視点から評価・検討する。（年1回） 4 技術発表会 参加事業所が自主的に実施している精度管理に関連した調査研究について発表会を実施し、各事業所における検査技術の質的向上を目指す。（年1回）
⑨ 衛生検査所精度管理指導対策事業	333 (負担 90) (手数 243)	臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所（医療機関からの受託検査実施施設）に対し、精度管理に関する技術的な指導を行う精度管理委員を委嘱し、立入検査を実施する。 また、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施し、検査精度の向上を図る。 1 外部精度管理調査 県内の衛生検査所に模擬検体を配付し、その検体について実際の検査を実施後、結果を提出してもらう。それら結果の集計、解析から各衛生検査所における精度管理状況の評価をする。 なお、検体作成等の実務については、外部委託して実施する。（年1回） 2 立入検査 衛生検査所に対する立入検査を実施する。 3 精度管理委員会 外部精度管理調査の計画策定、調査結果の検討、最終報告の評価講評及び精度管理実施調査の実施計画と指導結果の評価講評を行う。（年2回）
合 計	97,958 (負担 1,480) (手数 572) (国庫 22,903) (諸収 2,623)	

## 7 温泉の保護及び適正利用の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（運営経費）	131 (手数 131)	1 硫化水素含有温泉調査事業 2 北海道・東北ブロック温泉主管課長会議
② 薬務総務事務経費（経常行政経費）	869 (手数 869)	1 温泉保護指導事業 温泉源の保護と利用の適正化を推進するため、自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を行う。 ○自然環境保全審議会温泉部会の開催（年3回） ○温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導 2 可燃性ガス温泉対策事業 温泉の源泉、温泉施設等における可燃性ガスに係る安全対策指導調査を実施する。

事業名	予算額	内 容
合 計	1,000 (手数 1,000)	

8 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
① 医薬品等製造承認事務 （1⑥一部再掲）	63 (手数 63)	1 三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。令和2年度は宮城県が開催県。
② 医療機器工場生産体制強化等事業	4,016 (国庫 1,968)	1 医療機器安全管理責任者人材育成事業 県内の病院等に配置される医療機器安全管理責任者のうち、実務経験の浅い看護師、放射線技師等を対象として、実機演習を交えた医療機器安全管理スキルアップセミナーを開催する。（年3回）  2 医療機器品質保証担当者等人材育成事業 県内医療機器製造販売業者・製造業者等を対象として、国内関係法令及び海外薬事規制に加え、国内外の法規制と密接な関係にあるISO13485（医療機器の品質マネジメントに関する国際規格）に関するセミナーを開催する。（年8回）
合 計	4,079 (手数 63) (国庫 1,968)	

## (3) 事業費

健康衛生総室

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>厚生統計調査費</b>	<b>5,442</b>	<b>5,442</b>			—
厚生統計調査費(045-042)	1,181	1,181			—
薬事経済調査事業	1,181	1,181			p140 薬1①
厚生統計調査費(045-043)	4,261	4,261			—
国民健康・栄養調査	4,261	4,261			p97 健3①
<b>高齢福祉総務費</b>	<b>153,116</b>	<b>31,229</b>	<b>93,394</b>	<b>28,493</b>	—
高齢者福祉対策事業費(065-021)	67,806	5,792	62,014		—
福島県高齢者福祉計画等推進事業	1,094		1,094		p97 健2⑤
地域包括ケアシステム構築支援事業	45,458		45,458		p96 健2①
自立支援型地域ケア会議普及展開事業	5,792	5,792			p96 健2②
健康長寿に向けた介護予防推進事業	15,462		15,462		p95 健1①
長寿社会対策費(065-071)	85,310	25,437	31,380	28,493	—
百歳高齢者知事賀寿事業	6,664		3,150	3,514	p95 健1②
長寿社会推進センター運営費等補助事業	10,822		10,822		p95 健1③
高齢者の健康・生きがいづくり事業	16,949		7,015	9,934	p95 健1④
老人クラブ活動等社会活動促進事業	35,220	17,610	10,393	7,217	p96 健1⑤
老人クラブ活動推進員設置等補助事業	15,655	7,827		7,828	p96 健1⑥
<b>公衆衛生総務費</b>	<b>1,105,116</b>	<b>637,246</b>	<b>250,984</b>	<b>216,886</b>	—
健康増進総務費(091-020)	429,831	269,097	146,483	14,251	—
健康増進事務経費(経常行政経費)	5,286	1,392	1,230	2,664	p97 健3② p99 健4① p100 健5① p104 健9① p105 健11
ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	8,842	8,842			p102 健7②
(一部新)健康長寿ふくしま推進事業	342,568	187,828	143,153	11,587	p98 健3④
管理栄養士・栄養士人材確保支援事業	13,207	11,107	2,100		p100 健4②
子どものむし歯緊急対策事業	30,809	30,809			p100 健5③
(新)ふくしま'食の基本'推進事業	29,119	29,119			p100 健5④
健康企画費(091-100)	514,121	368,149	77,064	68,908	—
(一部新)健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	7,689	1,542		6,147	p98 健3③
福島県食育推進事業	390		179	211	p102 健7①
健康増進事業費補助事業	125,484	64,222		61,262	p100 健5②
福島県生活習慣病検診等管理指導事業	1,362	315		1,047	p101 健6①
検診機器整備事業	76,670		76,670		p102 健6④
被災者健康サポート事業	282,116	281,908	208		p104 健10
健康長寿 予防・早期発見推進事業	19,938	19,931	7		p101 健6②
受動喫煙対策促進事業	472	231		241	p102 健6③
健康衛生総務費(091-110)	161,164		27,437	133,727	—
健康衛生事務経費(運営経費)	59,862		12,911	46,951	p99 健3⑤ p118 医7(1)① p130 人4① p136 食2① p140 薬1② p143 薬6① p143 薬7①
健康衛生事務経費(施設管理経費)	89,530		14,026	75,504	p99 健3⑥ p130 人4② p140 薬1③ p143 薬6②
行政検査機器の更新等事業	11,772		500	11,272	p143 薬6③
<b>結核対策費</b>	<b>43,752</b>	<b>20,210</b>		<b>23,542</b>	—
結核予防費(092-010)	11,033			11,033	—
結核定期健康診断補助金	9,757			9,757	p120 医7(2)①
結核対策特別促進事業	790			790	p121 医7(2)②
結核等感染症緊急対策事業	486			486	p121 医7(2)③
結核医療費(092-020)	18,372	13,337		5,035	—

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
結核医療費	18,372	13,337		5,035	p121 医7(2)④
結核患者費(092-030)	14,347	6,873		7,474	—
結核患者管理費	14,347	6,873		7,474	p121 医7(2)⑤
<b>予防費</b>	<b>326,615</b>	<b>140,621</b>		<b>185,994</b>	—
高齢者保健対策費(093-091)	730	560		170	—
介護予防対策施行事務経費(経常行政経費)	170			170	p97 健2③
介護予防市町村支援事業	560	560			p97 健2④
感染症予防対策費(093-010)	135,973	29,507		106,466	—
感染症予防対策事業	71,453	29,033		42,420	p118 医7(1)②
抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	63,560			63,560	p119 医7(1)③
新型インフルエンザ対策推進事業	960	474		486	p120 医7(1)⑧
予防接種普及費(093-020)	35,493	18,718		16,775	—
予防接種事故対策負担金	23,777	15,741		8,036	p119 医7(1)④
予防接種後健康状況調査事業	420	420			p120 医7(1)⑤
風しん対策助成事業	11,296	2,557		8,739	p120 医7(1)⑥
感染症サーベイランス等事業費(093-030)	13,449	7,354		6,095	—
感染症サーベイランス等事務経費(経常行政)	13,449	7,354		6,095	p103 健8② p120 医7(1)⑦
アレルギー疾患対策事業費(093-040)	548	274		274	—
アレルギー疾患対策推進事業	548	274		274	p105 健12
エイズ等予防対策費(093-070)	108,062	52,729		55,333	—
エイズ対策促進事業	2,975	1,441		1,534	p121 医7(3,4)①
エイズ・肝炎検査事業	5,540	1,846		3,694	p122 医7(3,4)③
ハンセン病啓発普及事業	567			567	p123 医7(5)
肝炎医療費	87,766	43,883		43,883	p121 医7(3,4)②
肝炎管理事務経費	4,092	2,004		2,088	p122 医7(3,4)④
(新)肝がん・重度肝硬変医療費	5,736	2,868		2,868	p122 医7(3,4)⑤
(新)肝がん・重度肝硬変管理事務経費	1,386	687		699	p122 医7(3,4)⑥
原爆被爆者対策費(093-110)	32,360	31,479		881	—
原爆被爆者対策事業	32,360	31,479		881	p103 健8①
<b>衛生研究所費</b>	<b>33,475</b>	<b>22,903</b>	<b>1,025</b>	<b>9,547</b>	—
管理運営費(095-020)	9,194		798	8,396	—
衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	9,194		798	8,396	p144 薬6④
試験検査事業費(095-030)	227		227		—
一般依頼検査事業	227		227		p144 薬6⑤
調査研究事業費(095-040)	24,054	22,903		1,151	—
(一部新)調査研究事業	4,751	3,600		1,151	p144 薬6⑥
健康危機管理体制整備等事業	19,303	19,303			p144 薬6⑦
<b>環境衛生費</b>	<b>892,551</b>	<b>808,248</b>	<b>16,758</b>	<b>67,545</b>	—
運営費(096-020)	5,637		2,184	3,453	—
運営事務経費(経常経費)	5,637		2,184	3,453	p137 食3① p138 食4①
動物愛護管理対策費(096-030)	36,513	5,249	13,267	17,997	—
動物愛護管理事務経費	13,941		7,610	6,331	p136 食2②
犬等評価人手当	671			671	p136 食2③
動物の捕獲収容・設備事業	6,198	5,249	832	117	p136 食2④
動物の愛護と適正管理普及事業	2,456		526	1,930	p136 食2⑤
福島県動物愛護基金造成事業	2,000		2,000		p137 食2⑥
動物愛護センター等管理業務委託事業	11,247		2,299	8,948	p137 食2⑦
営業指導育成費(096-040)	22,982	11,454		11,528	—
生活衛生営業経営指導事業補助	22,908	11,454		11,454	p137 食3②
日本政策金融公庫融資推薦事務委託事業	74			74	p138 食3③
環境営業許可指導費(096-050)	2,429		1,307	1,122	—
普通公衆浴場施設整備事業補助	476			476	p138 食3④
生活衛生関係施設衛生確保推進事業	1,103		1,103		食3⑤
環境衛生関係台帳管理事業	850		204	646	p138 食3⑥

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
水道事業指導費(096-060)	824,990	791,545		33,445	—
水道施設整備国庫補助指導監督事務	3,274	1,637		1,637	p138 食4③
水道水質安全確保事業	12,400			12,400	p138 食4⑤
水道施設データベース整備事業	3,333			3,333	p138 食4④
生活基盤施設耐震化等事業	761,212	761,212			p138 食4②
飲料水・加工食品の放射性物質検査事業	14,397	14,397			p138 食4⑥
水道事業基盤強化・広域連携推進事業	30,374	14,299		16,075	p139 食4⑦
<b>食品衛生費</b>	<b>249,514</b>	<b>213,281</b>	<b>20,545</b>	<b>15,688</b>	—
食品営業許可指導費(097-010)	235,546	207,009	16,649	11,888	—
食品営業許可指導事務経費	22,864		16,649	6,215	p135 食1①
食品営業許可台帳等管理事業	2,681			2,681	p135 食1②
(一部新)福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	210,001	207,009		2,992	p136 食1⑤
食品安全対策費(097-020)	11,438	6,272	3,896	1,270	—
食中毒発生時等の原因究明調査	1,270			1,270	p135 食1③
食品安全対策の強化事業	3,896		3,896		p135 食1④
食品中の放射性物質対策事業	6,272	6,272			p136 食1⑥
食肉検査事業費(097-030)	2,530			2,530	—
食肉衛生検査機器整備事業	2,530			2,530	p136 食1⑦
<b>医務費</b>	<b>19,098,774</b>	<b>1,293,443</b>	<b>16,299,516</b>	<b>1,505,815</b>	—
医療監視及び指導費(102-010)	3,569	773	6	2,790	—
医療安全対策経費	2,796		6	2,790	p108 医1①
医療安全管理体制推進特別事業	773	773			p115 医3
へき地医療対策費(102-030)	194,465	61,365		133,100	—
自治医科大学医師確保支援事業	132,607			132,607	p124 人1①
へき地医療支援対策事業	984	491		493	p124 人1②
へき地診療所運営事業	9,862	9,862			p124 人1③
へき地医療施設設備整備事業	51,012	51,012			p111 医1⑩
救急医療対策費(102-040)	549,016	232,621	188,944	127,451	—
初期救急医療体制整備事業	3,852	1,700	2,152		p113 医2①
第三次救急医療体制整備事業	197,908	74,998	122,910		p114 医2②
災害時救急医療体制整備事業	16,796	4,648	12,148		p114 医2③ p141 薬1⑦
救急医療提供体制連携推進事業	750	375	375		p114 医2④
総合医療情報システム運営事業	75,889	24,530	51,359		p114 医2⑤
救急医療対策協議会運営経費	999			999	p114 医2⑥
ドクターヘリ運営費補助事業	252,822	126,370		126,452	p115 医2⑦
県民医療対策費(102-050)	82,396	56,865	8,011	17,520	—
原子力災害緊急時医療活動事業	58,927	56,865		2,062	p108 医1②
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,245			1,245	p118 医5①
臓器移植推進事業	11,200		5,712	5,488	p118 医5②
医療審議会運営経費	4,717		534	4,183	p108 医1③
県民医療対策経費(経常行政経費)	6,307		1,765	4,542	p108 医1④
地域医療対策費(102-060)	4,278,903	809,864	3,357,516	111,523	—
福島県周産期医療システム整備事業	178,315	144,416		33,899	p109 医1⑤
医療施設近代化施設整備事業	138,216	138,190		26	p109 医1⑥
(一部新)地域医療充実のための設備整備補助事業	80,177	57,009	22,000	1,168	p109 医1⑦
地域がん診療連携拠点病院整備事業	118,061	58,500		59,561	p110 医1⑧
病床転換助成事業	21,042	7,777	9,332	3,933	p110 医1⑨
福島県がん登録事業	34,561	257	33,553	751	p111 医1⑫
(新)がん患者支援事業	12,635	500		12,135	p111 医1⑬
原子力災害等復興基金造成事業	1,051		1,051		p117 医4③
(一部新)医療施設等施設・設備整備事業	403,166	403,166			p110 医1⑩
双葉地域二次医療提供体制確保事業	1,399,614		1,399,614		p117 医4②
(一部新)避難地域等医療復興事業	1,829,590		1,829,590		p115 医4①

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
死因究明等推進協議会開催経費	99	49		50	p112 医1⑬
(新)医療施設用ロボット等導入促進事業	62,376		62,376		p118 医6
<b>地域医療介護総合確保対策費(102-090)</b>	<b>1,221,972</b>		<b>1,221,870</b>	<b>102</b>	—
(一部新)地域医療介護総合確保事業(病床の機能分化・連携)	765,246		765,246		p112 医1⑭
(一部新)地域医療介護総合確保事業(在宅医療の推進)	359,860		359,860		p112 医1⑮
地域医療介護総合確保事業(医療従事者の確保・養成)	96,866		96,764	102	p113 医1⑯
<b>県民健康調査費(102-100)</b>	<b>4,553,864</b>	<b>113,727</b>	<b>4,440,137</b>		—
県民健康調査事業	4,091,651	113,727	3,977,924		p106 県①
県民健康調査支援事業	259,280		259,280		p106 県②
福島県民健康管理基金造成事業	202,933		202,933		p107 県③
<b>医療人材対策費(102-110)</b>	<b>6,525,721</b>	<b>13,439</b>	<b>5,400,915</b>	<b>1,111,367</b>	—
医療従事者修学資金貸与事業	342,690		319,905	22,785	p124 人2① p130 人4③
医療勤務環境改善支援事業	22,162		22,162		p125 人2③
医師確保修学資金貸与事業	712,946		263,416	449,530	p125 人2⑤
保健医療従事者養成施設整備事業	4,797,928		4,158,876	639,052	p127 人2⑨
放射線医学研究開発事業	200,150		200,150		p129 人3②
ふくしま国際医療科学センター運営事業	419,431		419,431		p129 人3①
県立医大新学部を活用した被災者等健康支援事業	13,439	13,439			p128 人2⑩
(新)医療従事者招へい事業	6,500		6,500		p129 人2⑭ p133 人4⑯
(新)“医療の仕事”魅力発信事業	10,475		10,475		p129 人2⑮ p133 人4⑰
<b>医師確保対策費(102-120)</b>	<b>1,688,868</b>	<b>4,789</b>	<b>1,682,117</b>	<b>1,962</b>	—
医師臨床研修対策事業	55,991		54,730	1,261	p124 人2②
ふくしま医療人材確保事業	1,441,038		1,441,038		p126 人2⑦
医師定着促進事業	6,418		6,418		p125 人2④
専門医認定支援事業	4,789	4,789			p129 人2⑫
ふくしま医師就職支援事業	11,074		11,074		p126 人2⑥
(一部新)地域医療支援センター運営事業	13,742		13,742		p127 人2⑧
ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	155,115		155,115		p128 人2⑪
(新)医師確保計画推進事業	701			701	p129 人2⑬
<b>保健師等指導養成費</b>	<b>1,000,981</b>	<b>3,050</b>	<b>920,698</b>	<b>77,233</b>	—
学院管理運営経費(103-010)	38,737		11,577	27,160	—
総合衛生学院費	38,737		11,577	27,160	p130 人4④
<b>保健師等研修及び指導費(103-030)</b>	<b>51,261</b>		<b>47,958</b>	<b>3,303</b>	—
看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	6,582		3,279	3,303	p130 人4⑤
看護教員・実習指導者養成講習会	5,822		5,822		p130 人4⑥
(新)医療従事者・実習指導者養成講習会	2,500		2,500		p130 人4⑦
(一部新)在宅ケア推進事業	36,357		36,357		p134 人5
<b>看護要員等確保事業費(103-040)</b>	<b>910,983</b>	<b>3,050</b>	<b>861,163</b>	<b>46,770</b>	—
ナーズセンター事業	31,371		17,835	13,536	p130 人4⑧
看護師等養成所運営費補助事業	265,712		248,361	17,351	p131 人4⑧
病院内保育所運営費補助事業	119,141		119,141		p131 人4⑨
看護職員離職防止・復職支援事業	54,638	3,050	51,575	13	p131 人4⑩
復興を担う看護職人材育成支援事業	297,152		297,152		p132 人4⑪
看護教育体制強化支援事業	25,821		25,821		p132 人4⑫
看護関係施設整備費等補助事業	2,507		2,507		p132 人4⑬
看護職員就業等調査事業	3,647		1	3,646	p132 人4⑬
(一部新)助産師養成課程設置事業	110,994		98,770	12,224	p133 人4⑮
<b>業務費</b>	<b>151,735</b>	<b>5,948</b>	<b>142,088</b>	<b>3,699</b>	—
業務事業費(104-010)	147,065	5,948	138,629	2,488	—
業務総務事務経費(経常行政経費)	16,927	1,500	15,372	55	p140 薬1④ p142 薬4① p142 薬5① p145 薬7②

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
医薬品安全対策事業	440		440		p140 薬1⑤
医薬品等製造承認事務	1,972		1,972		p140 薬1⑥ p146 薬8①
登録販売者試験事業	10,883		10,498	385	p141 薬1⑧
(一部新)医療機器工場生産体制強化等事業	4,016	1,968		2,048	p146 薬8②
(一部新)健康サポート薬局推進事業	8,637	2,480	6,157		p141 薬2
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	104,190		104,190		p142 薬3
麻薬大麻取締事業費(104-030)	2,074		1,207	867	—
「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業	2,074		1,207	867	p143 薬5②
献血促進費(104-040)	873		529	344	—
献血推進事業	873		529	344	p142 薬4②
試験検査事業費(104-080)	1,723		1,723		—
試験検査精度管理事業	1,723		1,723		p144 薬6⑧ p145 薬6⑨
合 計	23,061,071	3,181,621	17,745,008	2,134,442	



- こども・青少年政策課
- 子 育 て 支 援 課
- 児 童 家 庭 課

(こども未来局)

## (1) 施策の基本方針

### ○ こども・青少年政策課

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

少子化の背景には個人の価値観やライフスタイル等の変化に加え、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立の負担感の増大などがある。また、東日本大震災の発生により本県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、現在も多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、様々な課題が生じている。

このため、福島県復興計画の重点プロジェクトの一つである「子ども・若者育成プロジェクト」の柱として位置づけられた、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」を目指して、少子化対策や復興に向けたこども・青少年施策に総合的に取り組んでいく。

また、令和2年3月に策定したふくしま新生子ども夢プランに基づき、子どもの貧困対策を含めた総合的な施策の推進を図るため、知事を本部長とした子育て支援推進本部により、部局横断的な施策構築のための取組を進めるとともに、指標に基づく事業計画の進行管理を行う。

#### 1 少子化対策の推進

ふくしま結婚・子育て応援センターにおいて、結婚、妊娠・出産、子育てとライフステージ毎の相談相手である世話やき人の養成、ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の運営を行うとともに、男性や祖父母など多様な主体が子育てに参加する機運の醸成を図るための取組等を行い、結婚から子育てまで切れ目なく支援することにより、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てできる環境づくりを推進する。

#### 2 子育て・子育て環境づくりの推進

- (1) 「社会全体での子育て・子育ての支援」の理念のもと、子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図るため、「子育て支援を進める県民運動」の一環として、「子育ての日」、「子育て週間」を、国の「家族の日」、「家族の週間」（11月第3日曜日とその前後1週間。）に合わせて設定するほか、11月19日を「いい育児の日」として、集中的に広報・啓発等を行う。
- (2) 東日本大震災やそれに伴う原子力災害からの避難生活により、地域の人と人との絆の重要性が認識され、地域のコミュニティの再生が求められている中、県内各地において、知恵と経験のある方と、次世代を担う子どもとその親が、互いに交流する取組である「地域の寺子屋」を推進する。
- (3) 原発事故による放射性物質への不安は、いまだに解消されていないことから、子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図るため、屋内遊び場への遊具等の設置及びその運営を支援するとともに、屋外での遊びを通して心身の豊かな発達を促す事業を行う。
- (4) 子どもたちが夢や希望を持って成長することをサポートするため、子ども及び子育て家庭を支援する市町村や民間団体の取組に対する助成を行う。
- (5) 児童の権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、5月を「児童福祉月間」と定め、

各種啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域全体で子育てしやすい気運の醸成を図る。

- (6) 児童福祉施設等の給食食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。
- (7) 市町村が実施する被災地の子どもの運動機会の確保を目的とした子育てイベントの開催や、被災児童等の心身の健康に関する相談・援助等を行う事業を支援する。
- (8) 震災により仮設住宅で長期間生活している子どもが、友達と一緒に遊んだり、静かに勉強するスペースを確保し、安心して過ごすことができる環境づくりを行う。

### 3 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育て支援、援助を必要とする子どもや家庭への支援、子育てを支える社会環境づくりに関する様々な施策に加え、様々な支援の情報を子どもや家庭に届ける取組や子どもの居場所づくりへの支援、市町村を中心とした地域ネットワークの連携推進などにより、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、県の子どもの貧困対策計画である「ふくしま新生子ども夢プラン」による進行管理や、関係機関との連携を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

### 4 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年健全育成審議会において、青少年の健全な育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨や有害図書類の指定を行う。
- (2) 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害図書類の購入、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。  
また、青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等の活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。
- (3) 青少年の健全育成や非行防止について、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、7～8月に青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。
- (4) 内閣府が実施する青年国際交流事業へ本県青年を派遣し、外国青年との交流を通して、相互理解と友好を促進しながら、次代を担う国際性を備えた青年を育成する。
- (5) インターネット上の有害情報やコミュニティサイトに起因する犯罪被害から子どもを守るため、子どものメディアリテラシー育成及びフィルタリング利用の啓発活動を推進する。
- (6) 子どもとの交流イベントに関して、学生が企画・運営して積極的に参画することを通して、青少年の異世代の交流と社会参画意識の向上を図る。
- (7) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、県版地方再犯防止推進計画を策定し、再犯防止のための施策に取り組む。

### 5 青少年団体等の育成指導

- (1) 青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。
- (2) 福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費の一部を補助する。

## 6 青少年の総合相談支援

- (1) 社会生活を円滑に営む上で悩みや困難を有する青少年及びその家族等に対し、様々な相談に応じるとともに、関係機関・団体と連携して支援を行うなど、一人一人の状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。
- (2) ひきこもり対策については、福島県ひきこもり支援センターを設置して相談に応じるとともに、市町村等の相談窓口に対する専門的な支援や地域の実情把握等を行う。また、ひきこもり状態の方の家族に対しても、各保健福祉事務所において、家族教室を開催するなど、専門の相談支援体制を整備する。
- (3) ひきこもり、ニートなど困難を有する若者に対して「居場所」を提供し、社会性を身に付ける機会を提供し、就労意欲を高めるプログラムへの参加等を通じて、若者の社会的自立を目指す市町村の取組を支援する。

## ○ 子育て支援課

安心して子育てができる環境を整備するため、子育て支援施策とこれに伴う施設整備や保育人材の確保・定着に関する対策に取り組むとともに、母子保健対策を推進していく。

### 1 子育て支援施策の推進

- (1) 保育の実施主体である市町村が行う施設型給付事業や地域型保育事業に係る教育・保育の提供、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費の給付に対して支援を行う。
- (2) 市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業や放課後児童健全育成事業等の地域の子育て支援の取組を支援するとともに、病児保育事業の広域的な利用促進に取り組む。
- (3) 保育士等を対象とした事故予防のための研修を実施するとともに、職員が保育所等を巡回し、事故防止策について助言を行う。
- (4) 保育の質の確保・向上のため、セミナーの開催や専門家による巡回指導等、必要な施策を総合的に実施する。

### 2 教育・保育施設等の整備支援

市町村が行う民間の教育・保育施設や放課後児童クラブの整備に対して支援を行う。

### 3 保育人材の確保・定着

- (1) 保育人材の確保、定着のため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関などと相互に連携しながら保育人材の総合的な対策を行う。
- (2) 保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付や未就業の保育士に対する再就職支援等を行う。
- (3) 子育て支援員、放課後児童支援員の育成のための研修や保育士等のキャリアアップを図るための研修を実施する。

### 4 母子保健施策の推進

- (1) 市町村における母子保健施策の推進を図るため、市町村母子保健担当者のスキル向上を目的と

した研修等を実施する。

- (2) 各市町村の子育て世代包括支援センターが中心となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できるよう、市町村に向けた会議や研修を実施し、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を行うための事業を実施する。
- (3) 県立医科大学における不妊治療体制の充実や相談支援体制を整備する。
- (4) 小児慢性特定疾病や先天性代謝異常等の児童に対する支援を行う。

## ○ 児童家庭課

児童福祉の理念である、全ての児童が、心身ともに健やかに育てられる環境づくりを推進するため、経済的・社会的・精神的に自立が困難な立場にある児童、障がいのある児童及び女性並びにひとり親家庭等の福祉の向上と自立促進のための施策を推進する。

また、東日本大震災とそれに続く原子力発電所事故の影響などにより多くの子どもたちが地元を離れ、県内外に避難を続ける状況の中で、ふくしまの地で次の世代を育成できるように、子どもたちやその親たちの様々な心身の健康不安を取り除くよう努めるとともに、ふくしまで安心して子育てできる環境整備に取り組んでいく。

### 1 児童相談体制の充実

- (1) 住民に身近で、迅速な対応ができるよう、県内4か所の児童相談所において児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、専用電話による相談を実施し、家庭や地域における児童養育を支援する。

また、複雑・困難化する相談に対応するため、児童相談所に精神科医、法医学専門医、弁護士、社会福祉学等の専門家を配置し、児童相談機能の充実を図る。

さらに、子どもやその家族等からの相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村が研修や専門家の助言を受けるために要する経費等や、地域の専門的な相談・支援機関である児童家庭支援センターを設置する民間団体の運営費を補助するとともに、子どもが自身の権利や虐待から身を守る方法を学ぶ機会を確保することで、身近な地域で子どもと家庭を支える体制の強化、地域の実情に応じたネットワークの形成、連携強化等を図る。

- (2) 児童虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、市町村等関係機関・団体との適切な連携の下で、地域の児童見守り力の強化を図るとともに、児童相談所に警察官OBを児童虐待対応相談員として配置する他、警察官等の派遣を受けるなど、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。

また、市町村の虐待対応強化のための支援を行うとともに、児童相談所職員の専門性の向上を図るための研修や関係機関等に対する児童虐待防止に関する研修、広報啓発により児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

さらに、児童虐待の再発防止のため、児童虐待事例の検証に必要な調査を行う調査委員会を設置する。

- (3) 児童、妊産婦等の相談に応じる児童委員に対し、報償費を支払うとともに、主任児童委員に対し、専門的知識・技術の習得を目的とした研修を行う。
- (4) 震災による県内外への避難者を含め様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接し

ている大人を支援する。

- (5) 県中児童相談所において、相談判定機能を担う事務所と一時保護機能を担う一時保護所を一体的に整備することにより、迅速かつ適切な情報の収集・共有を図るとともに、児童の保護に適切な環境を確保する。また、子どもと家庭の問題に対応する専門機関として必要な設備を備え、地域の中核的な役割を果たす施設を整備する。

## 2 要保護児童等対策の強化

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設の適切な運営により入所児童等の処遇の向上を図る。

また、児童養護施設等を退所する児童に対して、就職に必要な自動車運転免許の取得費用の一部助成、家賃や生活費等について一定の条件を満たすと返済免除される貸付事業、大学等へ進学する際に必要な生活費用としての給付金の支給や、退所後の相談・支援を行い、退所児童の自立を支援する。

加えて、医療と連携した新たな乳児院の整備に向けた検討を行う。

- (2) 社会的養護の受け皿のひとつである里親制度について、里親研修の充実を図り、要保護児童の里親家庭における質の高い養育を支援する。

- (3) 児童相談所に里親コーディネーターを配置し、新規里親開拓のための啓発等を行い、関係機関との連携・調整を図りながら、里親委託を推進する。

また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等を行い、子どもの養育支援を行う。

- (4) 児童福祉施設や里親等における被措置児童等虐待の防止や早期発見、早期対応を図る。

また、児童養護施設等の職員の研修費の補助等を行い、人材育成を支援する。

## 3 女性福祉の向上

配偶者や恋人・パートナーなど、親密な関係にある者からの暴力、男女間のトラブルや離婚その他の問題を抱える女性について、女性のための相談支援センターをはじめとする「配偶者暴力相談支援センター」において、関係機関との連携の下、適時適切な保護や支援を行う。

## 4 ひとり親家庭等の福祉の向上

- (1) 複雑・多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携の下、母子・父子自立支援員等の資質の向上と相談指導の充実を図る。

また、県中、県南、会津保健福祉事務所に「就業支援専門員」を配置し、相談支援体制の強化を図るとともに、母子・父子自立支援員と連携して、総合的・包括的な相談体制の充実を図る。

- (2) ひとり親家庭の自立促進を図るため、福島県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談、求人情報の提供、職業紹介、就職後の様々な悩みに対するカウンセリング等を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の個々の状況やニーズに応じて計画的、効果的な支援を行う。

また、就職に有利な資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金の支給や看護師、介護福祉士等の養成機関における修学期間のうち、一定期間について給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を行うとともに、一定の条件を満たすと返済免除となる高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金）の貸付けを行う。

さらに、高卒認定試験に合格するための講座の受講費用の助成を行う。

(3) ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭医療費助成事業等の支援を行う。

(4) ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

また、ひとり親家庭の子どもに対する居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して経費の一部を補助することにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

## 5 児童扶養手当制度等の適正な運営

ひとり親家庭の経済的支援のため、「児童扶養手当法」及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定に基づき、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る認定・支給を行うとともに制度の広報活動の強化、返納金債権の徴収強化及び市町村指導監査の実施により、適正な制度運営を行う。

また、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」の対象となる受給資格者に対して、関係市町村と連携して適正な認定・支給を行う。

## 6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から支給される児童手当について、適正かつ円滑に支給されるよう市町村を支援する。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が実施する子どもの医療費助成事業を支援する。

## 7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

(1) 先天性代謝異常症や聴覚障がいなど先天性の疾病等の早期発見、早期療育のための検査体制を整備する。

(2) 障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図る。

(3) 地域に必要な障害児通所支援事業所について、新たな事業者の開拓を進める市町村自立支援協議会等の取り組みを支援するほか、事業者に対して情報提供や助言等を行う。

(4) 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上については、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努める。

(5) 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じて一貫した支援を受けられるように、保育従事者・教員の専門性の向上、個別の教育支援計画の作成・活用など、インクルーシブ教育の推進を図り、共生社会の形成に向けた支援体制の整備に努める。

(6) 障がい児保育の充実を図るほか、障がい児を受け入れる私立学校や放課後児童クラブなどへの支援を推進する。

(7) 医療的ケア児とその保護者が、地域で必要な支援を受けられるよう、地域の支援体制について検討するとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターについて、養成研修の実施及び配置促進に努める。

(8) 軽度、中等度の難聴児の言語習得、教育等における健全な発達支援及びコミュニケーションの向上の推進を図るため、補聴器購入費用及び修理費用の一部を補助する。

## 8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

- (1) 発達障がいを早期に発見し、早期からの支援を行うため、乳幼児健康診査のスクリーニングや支援者に対する研修の充実強化を図る。
- (2) 発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努める。
- (3) 各圏域に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児に対する支援のコーディネートや、市町村・事業所等への助言、指導を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る。
- (4) 発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携して支援する。

## 9 障がい児の地域での生活支援

在宅障がい児の日常生活を向上させるため、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用及び修理費用の一部を補助するとともに、障がい児に対する施設福祉サービスの安全確保のため、施設整備に係る費用の一部を支援する

## (2) 事業計画

### ○ こども・青少年政策課担当の事業

#### 1 少子化対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	90,603 (国庫 36,916)	一部新 1 ふくしまえんむすび事業 52,316千円 結婚から子育てまで切れ目なく支援するため、「ふくしま結婚・子育て応援センター」を中心に、ライフステージ毎に応じた事業を実施する。  2 市町村えんむすび応援事業 11,330千円 国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を推進する。  3 結婚新生活応援事業 20,460千円 新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村へ補助金を交付する。  4 ふくしまイクメン事業 2,085千円 プレパパ、子育て中の男性を対象としたセミナー、相談会及び意見交換会を開催する。  5 一歩先行く 孫育て事業 4,412千円 これから孫が誕生する予定、子育て中の孫がいる祖父母を対象に、育児セミナー、相談会及び意見交換会を実施、さらに三世代交流イベントを開催し、参加者には「孫育て手帳（冊子）」を配布する。
合 計	90,603 (国庫 36,916)	

#### 2 子育て・子育て環境づくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 児童福祉総務費 経常経費	1,921	こども未来局の運営経費
② 子育て応援パス ポート事業	2,139	社会全体で子育て支援の気運を盛り上げるため、企業、地域、行政が一体となって子育て家庭を応援することを目的とし、18歳未満の子どもを持つ世帯に協賛店で各種サービスを受けられるカード(愛称「ファミたんカード」)を交付する。 平成28年4月から子育て支援パスポート事業の全国共通展開が開始されたこともあり、更なる事業の広がりを目指して、協賛店舗の追加募集、事業の広報を行うことにより、カードの利用促進を図る。
③ 地域の寺子屋 推進事業	5,610 (国庫 5,610)	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、また、「世代間交流コーディネーター」を設置し、避難先の子どもと避難区域の高齢者との交流を図る。 1 地域の寺子屋実施事業 2 避難先の子どもと避難区域の高齢者との交流事業

事業名	予算額	内容
<p>一部新 ④ 子育て・子育て環境づくり総合対策事業</p>	<p>15,346 (繰入 13,188)</p>	<p>1 福島県子ども・子育て会議設置運営事業 1,396千円 子ども・子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定や施設の許認可などについて、意見を伺う。</p> <p>2 子ども・子育て支援調査等事業 218千円 子ども・子育て支援や少子化対策について、県内外の新しい情報を収集するとともに、先進事例の調査を行う。</p> <p>3 子ども・子育て支援新制度推進事業 544千円 「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向け、地域の課題把握や隣接市町村間の連携強化・調整などを図るため、各圏域ごとに子育て支援連絡会議を運営し、情報の共有や地域の実情に沿った課題解決に向けた検討などを行う。</p> <p>一部新 4 地域で支える子育て推進事業 13,188千円 (1) 地域で支える子育て推進事業 地域全体で子育てをする機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村から企画提案を公募し、審査・選定の上、事業に要する経費を補助する。 ○補助先 民間団体、市町村 ○補助率 民間団体：4/5、 市町村：3/4 (2) 児童福祉月間への啓発活動に係る事務経費等 (3) WE LOVE あかちゃんプロジェクトの推進 日本創生のための将来世代応援知事同盟で賛同した「WE LOVE 赤ちゃんプロジェクト」を推進するため、泣いてもいいよステッカーを作成する。</p>
<p>⑤ チャレンジ ふくしま 豊かな遊び 創造事業</p>	<p>371,698 (国庫 371,698)</p>	<p>1 屋内遊び場確保事業 338,313千円 原発事故により飛散した放射性物質に不安を抱く保護者の方がいることなどから、身近なところでの屋内遊び場整備を支援する。 ○補助先 市町村 ○補助率 2/3</p> <p>2 子どもの冒険ひろば設置支援事業 15,324千円 子どもたちが、自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、野外空間を活用して、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる「冒険ひろば」を設置するほか、未就学児を主な対象とした自然遊びを実施する。</p> <p>3 子どもと青年の異世代交流事業 1,812千円 教育・保育に関心のある学生を参集し、ワークショップやフィールドワークを通じて、本県が抱える子ども分野の課題等を理解し、県有施設を活用して親子向け自然体験イベントの企画・運営を実施させる。</p> <p>4 ふくしまっこ遊び力育成事業 16,249千円 幼児向け運動プログラムの普及促進を目的とした、子ども向けイベント及び指導者向け講習会を実施する。</p>

事業名	予算額	内 容
⑥ 安心こども基金 造成事業	364 (財収 364)	安心こども基金の利子積立分の造成を行う。
⑦ 児童福祉施設等 給食体制整備事業	218,380 (国庫 218,296) (諸収 84)	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。 1 児童養護施設等給食検査体制整備事業 67,802千円 県立施設：賃金、共済費、需用費、委託料 県立以外の施設：需用費、委託料  2 保育所等給食検査体制整備事業 120,628千円 実施主体及び補助先 市町村 補助率 定額  3 障がい児施設等給食検査体制整備事業 29,637千円 県立施設（入所施設）：賃金、共済費、需用費、委託料 県立以外の施設（入所及び通所施設）：需用費、委託料  4 児童福祉施設等給食検査体制整備事業事務経費 313千円
⑧ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	130,214 (国庫 130,214)	子どもの遊び確保と心身の健康相談・援助事業 130,214千円 子どもの運動機会を確保するために開催するイベントや被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。 ○補助率 定額
⑨ 東日本大震災子ども支援基金造成事業	731 (財収 731)	各種民間団体及び個人からの寄附を原資として積み立てる「福島県東日本大震災子ども支援基金」の造成を行う。
⑩ 東日本大震災子ども支援基金事業	65,274 (繰入 65,274)	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの期間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。
合 計	811,677 (国庫 725,818) (財収 1,095) (繰入 78,462) (諸収 84)	

### 3 子どもの貧困対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① こどもの夢を応援する事業	11,364 (繰入 6,864)	支援を必要とする子どもたちへ、各種支援を効果的に届けるための体制を整備する。  1 こどもの将来応援事業 3,864千円 ・県内各地域におけるネットワークの整備を図る。 ・支援内容や相談窓口等をまとめ、冊子やリーフレットとして配布し、ポータルサイトで公表する。

事業名	予算額	内 容
		2 こどもの居場所づくりスタートアップ事業 4,500千円 新たにこどもの居場所づくりに取り組む団体に対して支援する。  3 こどもの居場所地域連携支援事業 3,000千円 こどもの居場所づくりを支援する民間の取組を支援し、県内への取組の広がりにつなげる。
一部新 ② こどもを守る地域ネットワーク推進事業	291	支援を必要とする子どもたちへ切れ目ない支援を届けるために地域ネットワークによる連携を推進する。  ネットワーク形成・活性化事業 291千円 市町村で開催する講習会等へ講師を派遣し、子どもの貧困対策について理解を図る。
合 計	11,655 (繰入 6,864)	

#### 4 青少年の健全育成の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 青少年健全育成事務経費	1,891	青少年育成施策の推進を図るための経常経費。  1 青少年健全育成審議会の開催 845千円 青少年の健全育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨や有害図書類の指定等を行う。 審議会の開催 年5回 委員 18名  2 調査指導事業 279千円 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害図書類の購入、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 (1) 有害図書類の指定後における書店等の指導 (2) 自動販売機の届出事項の確認調査及び業界指導 (3) 書店、ビデオ店等実態調査及び業界指導  3 社会環境調査会の開催 56千円 図書類の有害指定について、青少年健全育成審議会に諮問するための事前調査を行う。 調査会の開催 年3回 調査員 2名  4 優良団体等の表彰 118千円 青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等でその活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。  5 青少年健全育成県民総ぐるみ運動 220千円 青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を展開する。 街頭啓発活動（4市持ち回りで実施）

事業名	予算額	内 容
		<p>6 青年国際交流事業 58千円 内閣府が実施する各種の青年国際交流事業に本県青年を派遣するとともに、同事業により招聘される外国青年を受け入れるなど、外国青年との交流を通して、相互理解と友好を促進しながら、次代を担う国際性を備えた青年を育成する。</p> <p>7 少年の主張県大会の開催運営 31千円 県青少年育成県民会議と協力し、青少年の意見表明の機会である「少年の主張県大会」を開催する。</p> <p>8 少年センター連携事務費 40千円 県内10市の少年センターで構成する連絡協議会との連携を図る。</p> <p>9 子どもインターネット安全安心環境整備事業 1千円 インターネット上の有害情報から子どもを守るため、子どものメディアリテラシー育成及びフィルタリング利用の啓発活動を推進する。 福島県青少年有害環境対策推進連絡会議の開催</p> <p>10 再犯防止推進計画検討事業 218千円 再犯の防止等の推進に関する法律の施行により、県でも再犯防止に取り組むため、福島県版の再犯防止推進計画を定めるため、関係者による検討会を実施する。</p> <p>11 青少年育成プラン改定 26千円 県の青少年育成関連施策の目標を明確にし、総合的な取組を推進するとともに、青少年の健全な育成を推進するための指針となる青少年育成プランの改定を実施する。</p>
合 計	1,891	

## 5 青少年団体等の育成指導

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 青少年育成県民会議補助金	9,595	<p>青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。</p> <p>1 県民運動推進活性化活動事業 2,726千円 (1) 青少年健全育成推進大会の開催 (2) 家庭の日(毎月第3日曜日)の普及啓発 (3) 青少年団体等の表彰</p> <p>2 青少年育成専門指導員設置事業 6,825千円 3名の専門指導員の配置</p> <p>3 少年の主張福島県大会活動事業 44千円 少年の主張大会の開催と報告書作成等</p>
② 青少年会館運営費補助金	51,180 (国庫 26,957)	<p>福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費の一部を補助する。</p> <p>1 人件費 21,227千円 副理事長兼青少年会館長、次長、総務課長及び生活指導員 4名分</p>

事業名	予算額	内 容
		2 物件費 29,953千円 青少年会館の施設整備関連工事に係る費用の補助
合 計	60,775 (国庫 26,957)	

## 6 青少年の総合相談支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 青少年総合相談支援事業	8,796	<p>社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年及びその保護者等に対し、様々な相談に応じるとともに、関係機関・団体が連携して支援を行うなど、一人一人の状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。</p> <p>青少年総合相談センター事業 8,796千円</p> <p>1 相談支援 青少年やその保護者等からの相談対応を行う。(来所、電話、メール、出張) 開設場所 福島県青少年会館内 開設日 火曜日から土曜日まで 開設時間 9時30分～17時30分 相談員 2名</p> <p>2 研修会等の開催 青少年やその保護者等の意識啓発のため、研修会及び講習会を開催する。</p>
一部新 ② ユースプレイス自立支援事業	20,550 (国庫 10,225)	<p>ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し、居場所「ユースプレイス」を提供し、社会性を身に付けさせ、就労意欲を高めるプログラムへの参加等を通じて、若者の社会的自立を目指すための事業を実施する市町村に、ユースプレイスの設置・運営費の一部を補助する。(補助率2/3)</p> <p>一部新 ユースプレイス自立支援事業補助金 20,550千円</p>
一部新 ③ ひきこもり対策推進事業	28,155 (国庫 14,076)	<p>ひきこもり状態の人やその家族の相談先として「ひきこもり支援センター」を設置する。また、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援することを目的として、ひきこもり家族教室を実施する。</p> <p>1 ひきこもり対策推進事業 20,455千円 ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話相談に応じるとともに、訪問支援も実施する。</p> <p>2 ひきこもり家族支援事業(経常経費) 719千円 ひきこもり家族教室の実施。</p> <p>新 3 ひきこもり支援センター機能強化事業 6,981千円 ひきこもり状態の方やその家族への支援の充実を図るため、人材やノウハウの不足する市町村等へ専門的な助言等を行う。</p>
合 計	57,501 (国庫 24,301)	

○ 子育て支援課担当の事業

1 子育て支援施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 子どものための教育・保育給付事業	7,986,943 (国庫 670,032) (諸収 11)	市町村が行う特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給等に要する費用や、市町村が負担する施設型給付費等の地方単独費用部分に対する費用を支援する。
② 保育所等におけるICT化推進事業	4,331	保育所等における業務の効率化を進め、保育士の事務負担の軽減を図るため、保育所等のICT化を推進する。
③ 地域の子育て支援事業	2,416,674	地域の子育て支援に取り組む市町村を支援する。 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等を実施する市町村に対して補助を行う。
④ 病児保育促進事業	416	県内の病児保育事業の実施促進のため、広域利用協定の締結の促進及び病児保育施設の設置促進を図る。 1 病児保育広域化推進事業 183千円 2 病児保育設置促進事業 233千円
⑤ ふくしま保育料支援事業	77,219	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育所等や認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。
一部新 ⑥ 認可外保育施設運営支援事業	177,265 (国庫 1,232)	認可外保育施設等へ通う子どもの利用料を負担するとともに、衛生環境や職員の保育の質の向上を図るため、経費の補助や研修を行う。 1 認可外保育施設運営支援事業 2,432千円 認可外保育施設を利用する子どもの健康診断費用や施設の運営費を補助する。 2 子育てのための施設等利用給付事業 172,368千円 認可外保育施設等に通所している子どもの利用者負担に係る給付費を支援する。 新 3 認可外保育施設職員研修事業 2,465千円 認可外保育施設職員の保育技術向上のための研修を行う。
⑦ 保育対策総合支援事業	85,600 (国庫 63,539)	地域の実情に応じた保育需要に対応するため、市町村が実施する保育人材の確保、保育施設の改修等に必要経費の一部を補助する。 1 保育体制強化事業 46,965千円 保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な経費を補助する。 2 保育補助者雇上支援事業 34,057千円 短時間勤務の保育士資格を有しない保育補助者の配置に必要な経費を補助する。

事業名	予算額	内容
		<p>3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 78千円 認可外保育施設に従事する保育従事者等が受診する健康診断に係る経費を補助する。</p> <p>4 医療的ケア児保育支援事業 4,500千円 医療的ケア児を保育所等で受け入れる市町村に対し、看護師の配置費用等を補助する。</p>
⑧ 保育所等安全対策推進事業	11,513 (国庫 5,089) (諸収 11)	<p>1 保育所等安全対策推進事業 8,513千円 保育所や認定こども園、認可外保育施設での安全対策を推進するため施設管理者等を対象とした研修を実施するとともに、巡回支援指導員を配置し、認可外保育施設等における事故防止の体制整備を図る。</p> <p>2 認可外保育施設における事故防止推進事業 3,000千円 認可外保育施設における事故防止のための備品の購入等に必要な経費の一部を補助する。</p>
新 ⑨ ふくしま保育環境向上支援事業	15,533 (国庫 4,826) (繰入 8,325)	<p>1 子ども環境セミナー事業 2,140千円 子どもや子育てを取り巻く「環境」について、最新の知見を得るためのセミナーを実施する。また、ワークショップの時間を設けることで、保育士の情報共有を促し、より実践に即したセミナーとする。</p> <p>2 保育所等課題解決支援事業 1,665千円 セミナー及びワークショップで得たヒントの実践や課題の解決に取り組み、その結果のフィードバックを行う。</p> <p>3 保育所等環境改善巡回指導事業 1,267千円 保育環境の質の向上のため、プレスケール（一定の基準）を活用した、専門家による巡回指導を行うとともに、環境改善に向けた提案をする。</p> <p>4 保育所等における環境改善事業 6,660千円 専門家による巡回指導に基づく環境改善（遊具や運動用具の購入等）を実施し、その結果のフィードバックを行う。</p> <p>5 避難指示解除地域における子どもの発育支援事業 3,801千円 避難指示解除地域における子どもの状況について、専門家による実態調査を行い、保育現場や地域での遊びなど、今後の施策展開について提言を得る。</p>
合計	10,775,494 (国庫 744,718) (繰入 8,325) (諸収 22)	

## 2 子ども・子育て支援施設の整備支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 社会福祉施設整備利子補給事業	708 (繰入 708)	社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた際、償還する利子の一部を補助する。

事業名	予算額	内 容
② 放課後児童クラブ等施設整備事業	38,661 (県債 34,700)	放課後児童クラブを実施する市町村等に対して、施設整備に必要な経費の一部を補助する。
③ 認定こども園施設整備事業	504,661 (国庫 504,656)	認定こども園の整備を行う市町村に対して、その費用の一部を補助する。併せて、幼児教育の質の向上のため社会福祉法人が行う環境整備に要する費用の一部を補助する。  1 認定こども園施設整備事業 463,740千円 2 複合化・多機能化推進事業 27,921千円 3 認定こども園環境整備事業 13,000千円
④ 教育・保育施設整備事業（安心こども基金）	1,908,820 (繰入1,908,746)	教育・保育施設の整備を行う市町村に対して、安心こども基金を活用して費用の一部を補助する。
⑤ 保育の受け皿確保のための施設整備緊急支援事業	50,575	3歳未満の児童の保育の受け皿を確保するため、小規模保育事業に取り組む事業者の施設整備負担を支援する市町村に対し、その一部を補助する。
合 計	2,503,425 (国庫 504,656) (繰入1,909,454) (県債 34,700)	

### 3 保育人材の確保・定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保育人材確保対策事業	8,407 (国庫 4,203)	県内保育施設等における保育士の安定的な確保・定着のため、各種事業を実施する。 1 保育士・保育所支援センター事業 8,300千円 保育士として就業していない者などの相談支援、就職あっせんを行う。  2 保育士資格取得支援事業 107千円 保育士資格の取得に必要な経費を支援する。
② 保育の質の向上支援事業	47,472 (国庫 23,733)	保育や子育て支援に携わる者の確保や資質向上を図るため、各種研修事業を実施する。 1 子育て支援員研修事業 11,598千円 小規模保育、家庭的保育、一時預かり事業等について、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施する。  2 潜在保育士再就職支援研修事業 550千円 潜在保育士の再就職を支援するため、事前研修や経営者研修を行う。  3 放課後児童支援員認定資格研修事業 6,240千円 放課後児童支援員としての必要な知識・技能を補完するため、認定資格研修を行う。  4 放課後児童支援員等資質向上研修事業 6,542千円 放課後児童クラブの現任の従事者を対象に初任者研修（1年から5年未満を目安）と中堅者研修（5年以上を目安）を実施する。

事業名	予算額	内容
		5 保育士等キャリアアップ研修事業 22,542千円 保育士のキャリアアップと処遇改善に資する研修を実施する。
一部新 ③ 保育人材総合対策事業	24,746 (国庫 10,084) (繰入 3,738)	<p>             県内保育施設等における保育士の安定的な確保・定着のため、育成・確保・定着・再就職支援等に関わる指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等と相互に連携しながら保育人材の総合的な対策を行う。           </p> <p>             1 保育人材対策連絡会 648千円              県内の指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等が意見交換を行うための連絡会を開催する。           </p> <p>             2 保育実習指導者研修事業 1,158千円              保育施設の実習指導者向け研修を行うとともに指定保育士養成施設と保育施設との意見交換の場を設ける。           </p> <p>             3 養成校における就職説明会（県内） 1,049千円              県内の指定保育士養成施設において、県内保育所等の就職説明会を行う。           </p> <p>             4 保育士就職セミナー（県外） 3,320千円              県外の指定保育士養成施設に進学した学生の県内就職を促すため、大手就職情報企業が県外で開催する就職セミナーの出店枠を一部買取り、県内保育施設の出展を支援する。              また、就職セミナー後も引き続き、保育施設とエントリーした学生が繋がりを持ち、採用までのプロセスを情報共有できるよう支援する。           </p> <p>             5 中・高校生の保育現場体験事業 7,475千円              保育士を目指す生徒を増やすため、中学生・高校生を対象に保育現場体験の機会を設ける。           </p> <p>             新              6 保育業務イメージアップ促進事業 2,102千円              ア 保育業務イメージアップ事業 935千円              保育現場で活躍している若手職員の姿を収めた映像を作成し、広く発信することで、保育の仕事を正しく理解し、保育士を目指す人材を育成する。           </p> <p>             イ 保育の職場見学会 1,159千円              再就職を希望する潜在保育士の方が県内の保育施設等に就職してもらえるよう、保育施設等を見学する機会を提供し、潜在保育士の再就職を促進し、保育人材を確保する。           </p> <p>             7 新採用保育士合同研修事業 2,535千円              県内の新採用保育士の合同研修を実施し、保育士の資質向上を図るとともに就労継続を支援する。           </p> <p>             8 保育士の心のケア支援事業 1,264千円              人間関係やパワハラ等の職場での悩みを持つ保育士の相談窓口を設置し、保育士の離職防止を図る。              また、職場での職員の心のケアを図るため、管理者向け研修会を開催する。           </p>

事業名	予算額	内 容
		<p>9 保育士宿舎借り上げ支援事業 3,690千円 国の補助金を活用し、市町村が保育士の宿舎を借り上げる保育事業者に補助する場合、事業者負担分の一部を補助する。</p> <p>10 勤務環境改善のための保育事業者への巡回支援事業 300千円 保育所等の勤務環境を改善するため、保育施設への巡回指導を行う。</p> <p>新 11 県外保育士移住促進事業 1,137千円 県外在住の保育士で福島県内の保育所等に就職を希望する保育士の方が、県内の保育所等に就職してもらえるよう、保育所等での実習や就職活動に要した費用に対し補助を行い、県内への移住を促進し、保育人材を確保する。</p> <p>新 12 福島県保育施設等経営者向けセミナー 68千円 県内の保育施設等の経営者を対象に、新採用保育士の確保に向けた早期の取組を支援するため、保育士の採用情報などを提供する経営者向けセミナーを開催し、保育人材を確保する。</p>
④ 保育士修学資金貸付等事業	14,517	保育士資格取得のための修学資金や潜在保育士の再就職のために必要な経費等の貸付を行う。
⑤ 保育士登録事業	5,517 (手数 5,517)	児童福祉法に基づき、保育士の登録事務を実施する。
⑥ 産休等代替職員費補助事業	8,132 (繰入 8,132)	民間の児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期休暇を必要とする場合に、その代替職員の雇用に係る経費の一部を補助することで施設における児童等の処遇の確保を図る。
合 計	108,791 (手数 5,517) (国庫 38,020) (繰入 11,870)	

#### 4 母子保健施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 公衆衛生総務費 経常経費	468 (手数 4) (国庫 89)	<p>母子保健対策を推進するための事業を実施する。</p> <p>1 母子衛生医療事務経費 226千円 2 受胎調節実地指導員指定証交付事業 4千円 3 新生児聴覚検査体制支援事業 180千円 聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査推進会議の開催や普及啓発を行う。</p> <p>新 4 東北・北海道ブロック母子保健担当課長会議 58千円</p>

事業名	予算額	内容
② 子育て世代包括支援センター機能充実事業	6,035 (繰入 6,020)	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を行う体制の整備に向け、センターの機能充実を図るため、市町村が妊婦訪問等を行う際の必要な経費の一部を補助する。
③ 福島県不妊治療等体制強化事業	77,398 (国庫 3,210)	福島県立医科大学における不妊治療体制を充実させるとともに、「不妊専門相談センター」を設置し、不妊や不育症で悩む方の相談に対応できる体制を整備し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを行う。
④ 妊産婦等支援事業	803 (国庫 387)	各保健福祉事務所に専用電話を設置し、女性特有の健康等に関する相談に対応するなど、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための事業を実施する。
⑤ 市町村妊娠出産包括支援推進事業	2,168 (国庫 545)	市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、関係機関との連絡調整会議や研修を実施する。
⑥ 不妊治療支援事業	133,706 (国庫 66,690)	特定不妊治療に対する支援を行う。 1 特定不妊治療費支援事業 133,381千円 特定不妊治療を受けた場合に、国庫事業に基づき助成金を交付する。 2 特定不妊治療費特別支援事業 325千円 平成28年1月から上記1の事業の初回助成額が30万円に拡充されたが、拡充前に助成を受けた者が、3回目までの助成を受ける場合に、経過措置として支給する。
⑦ 小児慢性特定疾病対策事業	125,293 (国庫 61,999) (諸収 6)	児童福祉法に基づき、慢性疾病に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療法の確立と普及を図り、患者家族の医療費の負担を軽減するとともに、患者家族の相談への対応や関係機関との連絡調整を行うなど、児童の健全な育成を図る。
⑧ 赤ちゃんおでかけ応援事業	2,581	おむつ替えスペース等を整備する施設に補助を行う他、それらのスペースを有する施設を「赤ちゃんほっとステーション」として登録し、子育てポータルサイト上で公開することで、乳幼児を連れて安心して外出できる環境の整備を図る。
⑨ 家庭訪問型子ども支援事業	1,108	子育て経験者が子育て世帯を家庭訪問して傾聴と育児支援を行うホームスタート事業の推進を図るため、これに携わる支援者を育成し、新たな団体の設立に向けた支援を行うことで安心して子育てできる環境を整備する。 1 家庭訪問型の子育て支援団体設立支援事業 748千円 ホームスタート事業に携わる支援者を育成するための研修会を実施し、新たな団体の設立に向けた支援を行う。

事業名	予算額	内容
		2 子どもの心と体の健康に関する講演会 360千円 子ども（主に乳幼児）やその家族、子育て支援者等を対象に、子どもの心身の健康や子育て等に対する講演会を実施する。
⑩ 産前・産後支援事業	32,025 (国庫 32,025)	安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに、訪問による支援や妊産婦や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設ける。また、母乳の放射線検査を希望する方に対し、検査費用の助成と検査後の相談支援を行う。
⑪ 未熟児等に対する健康支援事業	73,270 (負担 2) (国庫 29)	未熟児、身体障がい児等に対し、医療費の一部負担を行うほか、新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行う。 1 未熟児養育医療費支援事業 14,899千円 未熟児（出生体重2,000グラム以下等）で、入院養育の必要な児に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。 2 育成医療費支援事業 9,159千円 身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に必要な医療の給付を行う。 市町村が行った給付に対しその一部を県が負担する。 3 結核児童療育医療費等支援事業 62千円 結核児童の入院時に必要な医療の給付等を行う。 4 先天性代謝異常等検査事業 49,150千円 先天性代謝異常症等の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。
⑫ 不育症等治療費支援事業	1,590	妊娠はするが、繰り返す流産や死産により赤ちゃんを授けられない不育症に悩む夫婦への支援のため、治療費の一部を補助する。
新 ⑬ 子どもの目を守る健診体制強化事業	3,968 (繰入 3,650)	3歳児健康診査において視覚検査の屈折検査を導入し、治療可能な弱視の見逃しをなくし、早期治療につなげるため、県が市町村の支援をすることで、検査体制の市町村格差をなくし、子どもの健康を守るための体制を強化していく。 新 1 3歳児屈折検査モデル事業 3,650千円 屈折検査未実施市町村へ屈折検査機器を貸し出し、屈折検査を実施する。 新 2 3歳児健康診査視覚検査研修事業 318千円 市町村保健師等を対象に研修会を実施
一部新 ⑭ こどもを守る地域ネットワーク推進事業	2,441 (国庫 2,441)	こどもを守る地域ネットワーク研修事業 2,441千円 支援を必要とする子どもや家庭に向け、切れ目ない支援を提供するため、地域ネットワークによる連携を推進する。医師、助産師、保健師、児童相談所職員及び子育て支援機関の関係者などを対象とした研修会を地区別に開催し、多職種連携の体制整備をさらに図る。

事業名	予算額	内 容
⑮ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	2,701 (国庫 2,701)	子ども健やか訪問事業 2,701千円 避難生活を余儀なくされている子育て世帯に対して、訪問による相談支援を行う。
新 ⑯ 旧優生保護法一時金請求等支援事業	4,283 (国庫 4,274) (諸収 9)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行され、法定受託事務により対象者からの請求の受付、医療機関等への調査、国への進達を行う。 また、これに関連し一時金の支給に関する広報・周知や請求書作成等に係る支援を行う。
合 計	469,838 (負担 2) (手数 4) (国庫 174,390) (繰入 9,670) (諸収 15)	

○ 児童家庭課担当の事業

1 児童相談体制の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
<p>一部新 ① こどもを守る地域ネットワーク推進事業</p>	<p>53,502 (国庫 19,352) (繰入 6,501)</p>	<p>支援を必要とする子どもたちへ切れ目ない支援を届けるために地域ネットワークによる連携を推進する。</p> <p>1 子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業 8,296千円 子どもやその家族等からの相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村に対して研修や専門家の助言を受けるために要する経費等を補助する。 (1) 事業内容 ア 専門家による継続的な助言 イ ソーシャルワーク、心理的支援、虐待対応の専門的な研修への職員参加 ウ 先進的自治体視察等 (2) 令和2年度設置予定市町村 4市町村 (3) 補助率 県10/10</p> <p>2 児童家庭支援センター運営事業 38,705千円 地域の専門的な相談・支援機関である児童家庭支援センターを設置する民間団体に対して運営費を補助する。 (1) 事業内容 ア 地域・家庭からの相談対応 イ 市町村等関係機関への支援 ウ 児童相談所からの受託による指導 エ 里親等に対する支援 (2) 令和2年度補助対象予定箇所 3箇所 (3) 補助率 国1/2、県1/2</p> <p>新 3 子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 6,501千円 (1) 事業内容 児童虐待対策について、一般県民に関する普及啓発や子ども本人に権利意識や虐待から身を守る方法を伝えるため、CAP（子どもへの虐待防止プログラム）を実施する。 (2) 委託先 1箇所</p>
<p>② 一時保護所入所児童扶助費</p>	<p>68,068 (国庫 29,159)</p>	<p>児童相談所長が必要と認めた児童を一時保護した場合の一般生活費、医療費等を支弁する。</p>
<p>一部新 ③ 虐待から子どもを守る総合対策推進事業</p>	<p>31,066 (国庫 14,382) (諸収 13)</p>	<p>児童虐待の防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、関係機関との連携、児童相談所の機能・体制強化及び児童相談所職員の専門性の向上を図るとともに、市町村の虐待対応強化のための支援を行う。</p> <p>1 虐待から子どもを守る連絡会議の設置 366千円 児童虐待の防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、児童や家庭に関わりを持つ関係機関・団体が情報交換等を行い、連携を強化する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>2 児童虐待ケース対応強化事業 4,506千円 各児童相談所に児童虐待対応専門員（弁護士、精神科医、大学教授等）を配置し、複雑・困難化する事案に適切に対応する。 また、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うため、精神科医によるカウンセリングを実施する。 保護者支援プログラムの資格を取得するために児童相談所職員を各種研修等に参加させる。</p> <p>3 市町村虐待対応強化支援事業 2,519千円 (1) 市町村活動支援 ・ 実施主体：各児童相談所 (2) 市町村要保護児童対策地域協議会支援 ア 市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年2回 イ 要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年1回 (3) 市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員の配置 市町村要保護児童対策地域協議会の運営や相談ケース対応について助言・指導を行う専門員を配置し、市町村の相談支援体制の強化を図る。 支援専門員：弁護士、精神科医、大学教授等 (4) 市町村等における虐待防止普及啓発促進事業 市町村における効果的な虐待の防止普及啓発に関する研究を専門機関に委託する。</p> <p>4 児童虐待防止普及啓発事業 800千円 11月の児童虐待防止推進月間に向け、オレンジリボン運動の啓発ツール・グッズを市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。</p> <p>5 学校等との連携強化事業 11,076千円 教職員や保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応に関する研修を行う。 また、児童相談所一時保護所に学習指導協力員を配置し、学校との連携・協力を図り、一時保護所の学習指導体制を強化する。</p> <p>6 未成年後見人報酬等補助事業 4,023千円 親権を行う者がいない児童等について、児童相談所長が家庭裁判所に対して請求し選任された未成年後見人に支払う報酬等の全部又は一部を補助する。</p> <p>7 児童虐待ケース対策研修事業 1,471千円 児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し、児童相談所職員等の専門性の向上を図る。 また、児童福祉施設職員が資質を向上するための各種研修への参加費用を補助する。</p> <p>8 児童虐待対応相談員配置事業 5,374千円 司法による介入の観点からの対応のノウハウを有する警察官OBを児童虐待対応相談員として配置し、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>新 9 児童虐待調査委員会 931千円 児童虐待調査委員会を設置し、死亡事例等の検証において委員が調査及び報告書の作成を行うことにより、検証における客観性を確保する。</p>
④ 家庭児童相談室事業経費	7,100 (諸収 17)	児童相談所の各相談室に家庭相談員(3名)を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。
⑤ 児童委員の設置	87,104	<p>1 児童委員の設置 86,907千円 児童福祉法に基づき、児童、妊産婦等の相談に応じる児童委員に対し報償費を支払う。 報償費単価 29,500円 定数 2,946人</p> <p>2 主任児童委員研修会 197千円 主任児童委員に対する専門的知識・技術の習得を目的とした研修会を実施する(委託事業)。</p>
⑥ 児童相談所費 経常経費	140,006 (国庫 23,180) (諸収 73)	<p>1 児童相談所の管理運営等に係る経費 (1) 市町村・家庭等からの児童に関する様々な問題における相談対応。 (2) 児童及びその家庭における必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 (3) 児童及び保護者への必要な指導 (4) 児童の一時保護 (5) 児童福祉施設等への入所等の措置 (6) 児童相談所一時保護所の第三者評価 (7) 市町村が実施する1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、より一層精密に診査を行う必要のある児童で発達面に遅れが疑われる児童について精密健診及びその事後指導を実施する。</p> <p>2 児童福祉法による法定研修の受講及び実施 (1) 児童相談所長研修 (2) 児童福祉司任用後研修 (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修 (4) 社会福祉主事任用前講習会</p>
⑦ 児童相談所費 行政経費	17,587 (国庫 5,445)	<p>児童相談所において、児童及び保護者等への相談支援・体制の強化及び研修等による児童相談所職員の専門性の向上、関係機関との円滑な情報共有を図ることにより、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>1 児童相談所費行政経費 4,757千円 各児童相談所において、定期・巡回相談会を実施し、専門職員や医師等による心理学的・医学的な相談支援を行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図るため、児童福祉法により義務付けられた研修の他、経験別、職種別、テーマ別の研修を実施する。</p> <p>2 児童相談所相談・連携体制強化事業 1,940千円 児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察等との円滑な情報共有をより適切に行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>3 児童相談所全国共通ダイヤル相談受付業務委託 10,890千円 児童相談所全国共通ダイヤルによる夜間・休日の電話相談や、児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託することにより、より適切な初期対応を図る。</p>
⑧ 子どもの心のケア事業	119,781 (国庫 119,684) (諸収 97)	<p>1 子ども支援センター事業 73,281千円 「ふくしま子ども支援センター」を設置して、県内外の支援者養成、専門的人材の派遣、交流会の開催、心の健康の普及啓発等を行い、県外避難者を含め、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人をより効果的に支援する。</p> <p>2 相談・支援体制強化事業 39,245千円 (1) 児童相談所等の専門的相談・支援体制の強化 児童相談所等における児童福祉司、心理判定員等の専門職員の体制を強化し、市町村や学校等の取組みを通して、専門的な支援を求められたケースなどに対する支援を行う。 ア 専門的、継続的な支援を必要とする児童や家庭への訪問指導や電話相談の実施 イ 県内外の被災児童への支援 (2) 保健福祉事務所の専門的相談・支援体制の強化 市町村が実施する乳幼児健診や相談会等において、被災した乳幼児親子の心の相談を行う場合の事前打合せ、事後フォロー等を行うなど支援する。 ア 乳幼児健診等において、必要時心の相談を実施 イ 相談後の事後フォローや健診未受診者の把握 (3) 被災家庭に対する相談・支援体制の強化 震災後、生活支援等を必要とする子育て中の家庭が顕在化していることから、こうした家庭からの相談に応じるため、児童家庭課内に相談員を配置する。</p> <p>3 子ども心のケア支援強化事業 1,910千円 子どもの支援を行っている団体間の情報を集約し、ニーズと支援者をつなぐプラットフォーム（基盤）を構築し、支援者とのネットワーク化を図る。 また、震災後実際に子どもたちと関わっている専門職のスーパーバイズ研修を実施し、子どもたちの心のケアの充実強化を図る。</p> <p>4 県外へ避難した家庭への心のケア事業 5,345千円 山形県へ避難している被災児童及びその保護者への各種支援事業を業務委託し、継続的かつ安定的な支援を行う。</p>
⑨ 県中児童相談所整備事業	81,619 (繰入 13,000) (県債 65,900)	<p>相談判定機能を担う事務所と一時保護機能を担う一時保護所を一体的に整備することにより、迅速かつ適切な情報の収集・共有を図るとともに、児童の保護に適切な環境を確保する。</p>
合計	605,833 (国庫 211,202) (繰入 19,501) (諸収 200) (県債 65,900)	

2 要保護児童等対策の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
<p>① こどもの夢を 応援する事業</p>	<p>33,848 (国庫 10,271) (繰入 11,207)</p>	<p>児童養護施設等への入所措置を受けていた者で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の対応に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>1 こどもの巣立ち見守り事業 18,410千円                      (1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成                      県内4児童相談所で実施                      (2) 生活相談の実施                      県内8カ所の児童養護施設で実施(委託事業)</p> <p>2 自立援助ホーム開設支援事業 2,097千円                      義務教育終了後、社会的養護の必要な児童が共同生活を送る自立援助ホームの開設を支援する。                      (1) 補助先 自立援助ホーム事業者                      (2) 補助対象件数 平成31年度 1カ所                      (3) 補助率 定額(2,000千円)</p> <p>3 未来に進もう！こどもの夢応援事業 11,207千円                      高校卒業時に児童養護施設等を退所する児童のうち保護者からの支援を受けられず、大学等へ進学を希望する児童に対して、進学や生活に要する費用の一部を給付金として支給することにより、児童が望む進路選択を支援する。                      対象人数 10名予定</p> <p>4 自立援助ホーム・心のアプローチ事業 2,134千円                      児童養護施設退所児童等で離職等を事由として自立援助ホームを利用している児童等に対して、心理面からの自立支援を行うため、自立援助ホームに心理担当職員を配置する(委託事業)。</p>
<p>② 児童養護施設等 生活環境改善事業</p>	<p>57,097 (国庫 337) (繰入 52,322) (県債 4,100)</p>	<p>児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、施設の改修等を行うことにより、施設内の生活環境の改善を図る。</p> <p>1 施設等緊急整備事業 52,997千円                      整備予定施設：県立施設、里親</p> <p>2 女性のための相談支援センター設備機能強化事業 4,100千円                      県有建築物の非構造部材減災化に係るエレベーターの減災化を図る。</p>
<p>③ 乳児院多機能化 推進事業</p>	<p>1,144</p>	<p>新たな乳児院のあり方について、児童福祉、医療等の各分野の有識者により、検討する。</p>
<p>④ 身元保証人確保 事業</p>	<p>692 (国庫 345)</p>	<p>施設等を利用又は退所した児童や女性の社会的自立を支援するため、施設長等が保証人となって就職、進学時の身元保証や住宅等賃借時の債務保証を行う場合に、全国社会福祉協議会と施設長等が損害保険契約を締結する際の保証料を県が負担することにより、児童や女性の社会的自立の支援及び施設長等の経済的・精神的負担の軽減を図る。</p>

事業名	予算額	内容
一部新 ⑤ 里親総合対策事業	17,192 (国庫 5,246) (繰入 930) (諸収 28)	<p>             児童の発達において、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、家庭での養育に欠ける児童を愛情と理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であることから、里親技術の向上、里親に対する経済的支援、里親委託に関する関係機関の連携を実施することにより、里親制度の振興と充実を図る。           </p> <p>             1 里親促進事業補助金 930千円              里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する里親賠償責任保険契約等の事業に対して補助する。           </p> <p>             2 里親制度等普及促進事業 690千円              (1) 養育里親研修              養育里親希望者に対して、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得のための研修を行う。              (2) 専門里親研修              児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある児童等のうち、特に家庭養育が必要な児童を受け入れる専門里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。              ア 認定研修              講義及び演習を（社福）恩賜財団母子愛育会に委託し、実習を児童相談所で実施する。              イ 更新研修              児童相談所で実施する。              (3) 養子縁組里親研修              養子縁組里親希望者に対して、養子縁組里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。              (4) 里親制度普及促進講習会              里親制度に関心を持つ県民を対象に講習を行う。           </p> <p>             3 里親トレーニング事業 284千円              子どもが委託されていない里親や委託後の里親に対し、委託された際に直面する様々な事例に対応する研修を行う。           </p> <p>             4 里親訪問支援等事業 11,754千円              児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の連携・調整を図ることにより、里親委託を推進する。              また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等により養育支援を行う。           </p> <p>             5 緊急短期委託里親事業 936千円              保護者の疾病、事故等緊急の事由により家庭における養育が困難となった児童や児童虐待により保護が必要な児童等を一時的に里親等に委託し養育する。           </p> <p>             6 里親委託支度品支給事業 2,250千円              里親に児童の養育を委託した場合に、児童のために買い整える寝具、勉強机等の費用を助成する。           </p> <p>             新              7 里親への委託前養育支援事業 348千円              里親が児童との面会・外泊に要する生活費や、マッチングのための旅費を支弁する。           </p>

事業名	予算額	内容
⑥ 児童養護施設等入所児童自立支援事業	6,882 (繰入 3,900)	<p>1 児童養護施設等入所児童自立支援事業 5,700千円 児童養護施設等から退所する児童に対して、就職に必要な普通自動車運転免許取得費用の一部を助成し、児童の社会的自立の支援を図る。 助成額 児童1人につき300千円以内</p> <p>2 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 1,182千円 児童養護施設等を退所した者のうち、就職や大学等へ進学する者に対し、家賃相当額や生活費の貸付け、就職に必要な資格取得費の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する（返還免除要件あり）。 (1) 家賃相当額（居住地の生活保護制度住宅扶助額を限度） (2) 生活費 月額50千円 (3) 資格取得費の実費（250千円上限）</p>
⑦ 措置費市町村分 県費負担金	12,533	<p>福祉事務所を設置する市町村が、母子生活支援施設及び助産施設に保護を必要とする対象者を入所させた場合に要する経費を負担する。</p> <p>1 実施主体 福祉事務所を設置する市町村 (中核市除く)</p> <p>2 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>
一部新 ⑧ 児童入所施設 (県立施設を除く) 措置費	2,040,743 (負担 8,621) (国庫1,017,888)	<p>児童福祉法の規定に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。 なお、次のような施設機能、体制等に応じて加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設における施設機能強化推進</li> <li>・児童養護施設における基幹的職員の配置</li> <li>・児童養護施設における被虐待児童に対する心理療法実施</li> <li>・小規模なグループによるケアの推進</li> <li>・地域小規模児童養護施設の運営</li> </ul> <p>1 児童入所施設（県立施設を除く）措置費 2,026,595千円</p> <p>(1) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童養護施設 8施設</li> <li>○ 里親委託児童数 108人</li> <li>○ ファミリーホーム 4施設</li> <li>○ 自立援助ホーム 2施設</li> <li>○ 母子生活支援施設 1施設</li> <li>○ 助産施設 5施設</li> </ul> <p>(2) 負担割合 国1/2 県1/2</p> <p>2 医療費審査支払事務委託料 519千円 児童福祉施設及び委託里親等への医療の給付に関する審査及び支払いについて、福島県国民健康保険団体連合会及び福島県社会保険診療報酬支払基金へ委託する。</p> <p>3 心理療法担当職員配置促進事業 900千円 虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置している児童養護施設のうち、国の運営基準に満たないために補助対象とならない施設に必要な経費を補助し、対象となる入所児童への心のケアを強化する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>4 児童自立生活援助事業 757千円 大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進を図る。</p> <p>5 こどもの巣立ち見守り事業 3,252千円 里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の対応に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつける。 (1) 居住に関する支援 里親、児童養護施設等で実施 (2) 生活費の支給 里親、児童養護施設等で実施 (3) 負担割合 国1/2 県1/2</p> <p>6 新しい社会的養育ビジョンワーキンググループ 804千円 平成29年8月2日に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成31年度中に児童心理治療施設のあり方を整理する必要があるため、関係者の意見を聴取し課題の整理を行うためのワーキンググループを開催する。</p> <p>新 7 自立援助ホーム体制強化事業 7,916千円 指導員の資格要件を満たすことを目指す者を、補助員として雇い上げることにより、指導員の業務負担を軽減し、離職防止や人材の確保を図る。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国1/2 県1/2 (3) 対象施設 2か所</p>
<p>⑨ 若松乳児院 管理運営経費</p>	<p>15,452 (負担 450) (国庫 4,940) (諸収 11)</p>	<p>1 若松乳児院管理運営経費 10,635千円 主に2歳未満の養育に欠ける乳幼児を養育することにより、対象児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 夜間保育業務嘱託員設置費 4,636千円 夜間勤務専門の嘱託員を配置し、入所児童の処遇の向上を図る。</p> <p>3 家庭支援専門相談事業経費 37千円 乳児院に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置し、乳幼児の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当し、施設内や保護者宅訪問により養育相談・養育指導を行う。</p> <p>4 措置環境適応サポート事業 144千円 乳児院に入所していた幼児が児童養護施設等へ措置変更となる場合に、環境の変化にスムーズに適応できるよう、事前に児童養護施設等への訪問を実施する。</p>
<p>⑩ 若松乳児院費 経常経費</p>	<p>56,428 (国庫 11,726) (諸収 61)</p>	<p>若松乳児院の施設運営等に係る経費</p>

事業名	予算額	内容
⑪ 福島学園管理運営経費	35,294 (負担 2,211) (国庫 9,995)	<p>1 福島学園管理運営経費 30,717千円 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 定員 50人</p> <p>2 児童自立支援施設少年野球大会出場経費 4,422千円 野球を通じて困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うとともに、健全明朗な心身を育成し、児童福祉の増進を図る。 東北・北海道地区大会（北海道）及び全国大会（島根県）出場経費</p> <p>3 学校教育導入準備経費 155千円 学校教育導入に向けた調査・検討を行う。</p>
⑫ 福島学園費経常経費	41,434 (国庫 10,247) (諸収 22)	福島学園の施設運営等に係る経費
⑬ 福島県いじめ問題調査委員会の	5,656	いじめによる重大事態に対し、学校等が行った事実調査の結果について、知事が必要と認めた場合に調査を行
合計	2,324,395 (負担 11,282) (国庫1,070,995) (繰入 68,359) (諸収 122) (県債 4,100)	

### 3 女性福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	15,679 (国庫 4,926) (諸収 39)	<p>1 配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業 15,515千円 配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）に指定した保健福祉事務所に、相談対応や関係機関との連絡調整等の業務を中心に行う女性相談員を配置する。</p> <p>2 要保護女子の移送費 55千円 DVセンターの女性相談員等が要保護女子を移送する経費</p> <p>3 福島県DV対策連携会議開催事業 84千円 深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携して、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため「福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議」を開催する。</p> <p>4 市町村職員等研修事業 25千円 DVに関する相談に対応する市町村職員を対象として、DVに関する基礎知識や初期対応等の研修を実施する。</p>

事業名	予算額	内容
② 女性のための 相談支援センター 事業	22,438 (国庫 6,426) (諸収 53)	<p>DV被害者からの相談や自立に向けた支援を行うことにより、DV被害者の福祉の増進を図る。</p> <p>1 緊急避難支援事業 82千円 被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の移動が困難で心身への負担を伴うことから、被害者に宿泊費用等を支給し、心身の負担の軽減を図る。 また、被害者が夜間、緊急に一時保護所に保護を求めた場合、緊急保護室を利用して避難場所を提供する。</p> <p>2 外国人入所者自立支援事業 160千円 日本語が十分に話せない外国人被害者に対応するため、通訳の活用により意思疎通を図り、早期自立を支援する。</p> <p>3 入所児童すこやか保育事業 6,835千円 一時保護所等の入所者の約半分を占める同伴児に対して施設内保育や学習指導などを専門的に行う生活指導補助員を4名配置する。</p> <p>4 女性センター退所者自立生活支援事業 147千円 一時保護所等を退所した後において、生活相談や支援を希望する者又は必要と認められる者に対して、訪問や電話確認などのケアを継続することで、地域社会で安定した生活の継続を支援する。</p> <p>5 夜間・休日の相談体制充実強化事業 14,056千円 女性のための相談支援センターに女性相談員を配置し、夜間・休日の相談体制の強化を図る。</p> <p>6 DV被害者支援スタッフ養成事業 506千円 DVセンターや市福祉事務所等、DV相談窓口となる職務関係者や、女性のための相談支援センターで被害者支援に協力しているボランティアに対して研修を行い、DV被害者支援体制を強化する。</p> <p>7 女性相談支援専門員の設置 90千円 女性相談員が実施している電話相談等における対応困難なケースについて、福祉、法律、医療等の専門的な知識を有する専門家からアドバイスを受ける。</p> <p>8 入所者の法律相談のための弁護士の配置 88千円 法的困難ケースに対応するため、弁護士による支援体制を構築し、法的対応力の向上を図る。</p> <p>9 心のケア促進のための精神科医の配置 340千円 嘱託医として精神科医を配置して被害者の心のケアを行うことにより、早期回復を図る。</p> <p>10 婦人保護対策事務経費 134千円</p>
③ 女性のための 相談支援センター 管理運営費	41,632 (国庫 19,628) (諸収 17)	支援を必要とする女性の相談や保護を行う女性のための相談支援センターの管理運営に係る経費
④ 女性のための 相談支援センター 入所者扶助費	23,195 (国庫 11,316)	<p>売春防止法及びDV防止法に基づき、一時保護所及び婦人保護施設において、要保護女子を保護する。</p> <p>定員 一時保護所 20名 婦人保護施設 20名</p>

事業名	予算額	内容
合計	102,944 (国庫 42,296) (諸収 109)	

#### 4 ひとり親家庭等の福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① ひとり親家庭相談事業	31,973 (諸収 81)	<p>1 母子・父子自立支援員の設置 各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員14名を配置し、各種相談対応や情報提供等を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。</p> <p>2 母子・父子福祉協力員の設置 会津保健福祉事務所に母子・父子福祉協力員1名を配置し、母子・父子自立支援員と協力して母子父子寡婦福祉資金償還業務等を行う。</p>
② ひとり親家庭医療費助成事業	180,240	<p>ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。</p> <p>1 補助対象経費 各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度額未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限る。</p> <p>2 補助先 市町村</p> <p>3 補助率 1/2</p>
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計への繰出金
④ 母子家庭等自立支援総合対策事業	46,876 (国庫 27,992)	<p>ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談や求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を行う。 また、ひとり親の子どもに対する居場所づくりとして、生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を実施する市町村に対して補助する。</p> <p>1 母子家庭等就業・自立支援事業 15,067千円 ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。</p> <p>2 自立支援教育訓練給付金事業 676千円 雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、訓練受講費用の60%を給付する。 (上限80万円(修学年数最大4年×20万円)) また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親に対して、教育訓練費用の6割相当額との差額(40%相当額)を支給する。</p>

事業名	予算額	内容
		<p>3 高等職業訓練促進給付金等事業 19,473千円 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。</p> <p>(1) 高等職業訓練促進給付金</p> <p>ア 支給期間 修業する全期間で上限4年</p> <p>イ 対象者 養成機関において1年以上修業し、対象資格取得が見込まれる方</p> <p>ウ 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士等</p> <p>エ 支給額 月額100,000円（市町村民税非課税世帯） 70,500円（ " 課税世帯）</p> <p>※ 修学期間の最後の1年間について、給付金を増額する。 市町村民税非課税世帯 月額 140,000円 市町村民税課税世帯 月額 110,500円</p> <p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金</p> <p>ア 支給時期：修業修了後</p> <p>イ 支給額：50,000円（市町村民税非課税世帯） 25,000円（ " 課税世帯）</p> <p>4 高卒認定試験合格支援事業 150千円 ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、ひとり親世帯の親及び20歳未満の子が高卒認定試験に合格するために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する。 （上限15万円）</p> <p>(1) 講座修了時 2割支給（上限10万円）</p> <p>(2) 修了から1年以内に試験に合格した場合 4割支給</p> <p>5 高等職業訓練促進資金貸付事業 1,630千円 高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する。</p> <p>(1) 入学準備金 500千円以内</p> <p>(2) 就職準備金 200千円以内</p> <p>6 子どもの生活・学習支援事業 7,259千円 ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭の子どもが集まる居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して補助する。 補助先 該当市町村</p> <p>7 ひとり親家庭等生活支援事業 2,621千円 ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。</p>

事業名	予算額	内容
⑤ ひとり親就業サポート強化事業	7,406 (国庫 3,691) (諸収 17)	ひとり家庭の就業支援を行うため、保健福祉事務所の相談窓口就業支援専門員を配置し、相談支援体制の強化を図る。 県中、県南、会津保健福祉事務所 各1名配置
合計	271,715 (国庫 31,683) (諸収 98)	

(特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	126,111 (繰入 5,220) (繰越 24,707) (諸収 96,184)	1 貸付金 120,812千円 (1) 母子福祉資金貸付金 106,315千円 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 母子家庭の母又は児童及び父母のいない児童(中核市を除く。) イ 資金の種類 修学資金 外12種 (2) 寡婦福祉資金貸付金 6,040千円 寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 寡婦(中核市を除く。) イ 資金の種類 修学資金 外12種 (3) 父子福祉資金貸付金 8,457千円 父子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 父子家庭の父又は児童及び父母のいない児童(中核市を除く。) イ 資金の種類 修学資金 外12種 2 事務費 5,299千円
合計	126,111 (繰入 5,220) (繰越 24,707) (諸収 96,184)	

## 5 児童扶養手当制度等の適正な運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	10,184 (国庫 6,477) (諸収 6)	1 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費 9,629千円 法定受託事務である児童扶養手当・特別児童扶養手当について、受給資格認定等の事務を執行する。 2 児童扶養手当等市町村担当者研修会 13千円 制度の適正な運営を確保するため、市町村事務担当者等を対象とした研修会を開催する。

事業名	予算額	内 容
		<p>3 児童扶養手当現況届等審査 408千円 令和2年11月分から翌年10月分における手当の支給額を決定するために、現況届及び所得状況届の審査を行う。</p> <p>4 児童扶養手当等市町村事務指導監査 100千円 児童扶養手当等の市町村における認定請求や諸届の受理等の事務が適正に実施されるよう、事務指導監査を実施する。 実施予定市町村数 18市町村</p> <p>5 児童扶養手当等債権督促 34千円 児童扶養手当等の過誤払いによる返納金債権について、その適正な履行を確保するために、債権者の自宅等を訪問する。</p>
② 児童扶養手当給付費	1,404,300 (国庫 468,099)	<p>1 児童扶養手当 1,404,300千円 ひとり親世帯において、父親若しくは母親と生計を同じくしていない児童（18才に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する父親、母親又は養育する者に対して手当を支給する。（父子家庭については、平成22年8月分より支給） なお、県は町村の区域に居住する者のみ認定している。 (1) 受給者数2,831人（R.1.10.31現在） (2) 手当額（H31.4月より。物価スライドによる改定） ア 児童1人の場合 ・ 全部支給：月額42,910円 ・ 一部支給：所得に応じて10,120円から42,900円までの10円刻みの額 イ 児童2人目の加算額 ・ 全部支給：月額10,140円 ・ 一部支給：所得に応じて5,070円から10,130円までの10円刻みの額 ウ 児童3人目以降の加算額 ・ 全部支給：月額6,080円 ・ 一部支給：所得に応じて3,040円から6,070円までの10円刻みの額 (3) 支給月 1月,3月,5月,7月,9月,11月（年6回）</p> <p>2 特別児童扶養手当（国支給） 20歳未満で身体又は精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または養育する者に対して手当を支給する。（手当は全額国庫負担なので県予算に計上はない。） (1) 受給者数5,364人（R.1.10.31現在） (2) 手当額（H31.4月より） 物価スライドによる改定 1級：52,200円／月 2級：34,770円／月 (3) 支給月 4月、8月、11月</p>
合 計	1,414,484 (国庫 474,576) (諸収 6)	

6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 子どもの医療費助成事業	4,415,017	<p>子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを推進するため、市町村が実施する子ども医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業 751,317千円                      (1) 対象者 乳幼児(0歳児～就学前児童)                      (2) 所得制限 児童手当の限度額による                      (3) 一部負担金 1,000円/レセプト                      (4) 補助率 1/2                      (5) 補助先 市町村</p> <p>2 子どもの医療費助成事業 3,582,606千円                      (1) 対象者 小学校4年生から18歳に達する日の以降の最初の3月31日までにいる者                      (2) 所得制限 なし                      (3) 一部負担金 なし                      (4) 補助率 10/10                      (5) 補助先 市町村</p> <p>3 子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業(国民健康保険課所管) 81,094千円</p>
② 児童手当県負担金	4,221,327	<p>0歳から中学校修了までの児童(県負担金対象児童)を養育している者へ児童手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。</p> <p>1 児童手当県負担金 4,221,112千円                      (令和2年2月～令和3年1月分)                      (1) 支給月額                      ア 3歳未満、3歳～小学生(第3子以降) 15,000円                      イ 3歳～小学生(第1子・第2子) 10,000円                      ウ 中学生 10,000円                      エ 所得制限世帯への措置分 5,000円                      (2) 費用区分及び負担率                      ア 3歳未満(被用者) 4/45                      イ 上記以外(被用者及び非被用者) 1/6</p> <p>2 児童手当事務指導監査 97千円                      市町村に対する児童手当事務指導監査を実施する。</p> <p>3 個人情報に係る郵送費 118千円</p>
合計	8,636,344	

7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 発達障がい者支援体制整備事業	9,977 (国庫 4,984)	<p>1 発達障がい相談支援推進事業 3,962千円                      各地域に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、地域における適切な相談支援を行う体制整備を推進する。                      委託先：7法人</p>

事業名	予算額	内容
		<p>2 発達障がい者支援センター連絡協議会 434千円 発達障がい児・者のライフステージに応じた支援体制整備を行うため、各地域の支援の実態把握や関係機関の連携等について検討する。 開催回数 2回</p> <p>3 発達障がい児支援者スキルアップ事業 1,055千円 発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるために、直接的な住民サービスを担う市町村及び保育所・幼稚園教諭、障害児通所支援事業所等の職員等が発達障がい児の早期発見、早期支援及び地域での支援体制の構築ができるよう、研修会を充実させることにより専門能力の向上を図る。</p> <p>(1) 方部別研修会 ア 開催回数：2回×6保健福祉事務所 イ 内容：事例検討、スクリーニング手法及び支援方法等の実務研修</p> <p>(2) 研修会への講師派遣 市町村・保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所等で発達障がい児支援等に関する研修会を実施する際に講師を派遣する。</p> <p>(3) リーフレットの作成 ・ 作成部数 14,490部 ・ 配布先 各市町村</p> <p>4 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 551千円 医療従事者に対して対応力向上研修を実施することにより、どの地域においても一定水準の発達障がい者診療・対応を可能とし、発達障がいの早期発見・早期支援の推進を図る。</p> <p>5 ペアレント・プログラム 3,975千円 発達障がいの子どもの持つ保護者が、子どもの特性や適切な関わり方を学ぶことにより不安や悩みを軽減し、子どもの育ちにプラスの効果をもたらすことを目的とする。</p>
② 広域的支援事業	(国庫 1,853 728)	<p>障がい児が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、市町村単位を越えて広域的な支援を行い、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行う。</p> <p>(1) 県自立支援協議会子ども部会の開催 (2) 医療的ケア児支援に関する協議の場の設置 (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施</p>
③ 発達障がい者支援センター運営事業	(国庫 13,265 6,620) (諸収 17)	<p>発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う発達障がい者支援センターの運営経費。</p>
合 計	(国庫 25,095 12,332) (諸収 17)	

8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 障がい児(者)地域療育等支援事業	32,614 (国庫 15,950)	<p>1 障がい児等療育支援事業 714千円 地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することにより、地域における専門的な相談療育支援体制を確保する。 委託先 社会福祉法人11事業所</p> <p>2 障がい児(者)専門相談支援事業 31,900千円 相談支援アドバイザーを各圏域に配置し、市町村の相談支援体制整備への助言・指導等の二次支援を行うとともに、高度な専門性を必要とする相談への直接支援を行う。 委託先 社会福祉法人11事業所</p>
② 児童措置費	2,224,035 (負担 4,374) (国庫 419,662)	<p>1 児童措置費 490,793千円 児童福祉法に基づく措置により、障がい児施設に入所する児童に係る生活費、施設管理運営費を支弁する(県立県営施設を除く)。</p> <p>2 障がい児施設給付費等 351,660千円 障がい児施設を契約により利用する児童の保護者に対し、施設利用に係る入所給付費を支給する。</p> <p>3 障がい児通所給付費等 1,328,842千円 児童福祉法に基づく障がい児通所利用に係る費用を負担する。</p> <p>4 障がい児相談支援給付費 49,541千円 児童福祉法に基づく障がい児相談支援に要する費用を負担する。</p> <p>5 障がい児施設給付費システム等管理事務 2,236千円</p> <p>6 療育手帳交付システム管理事務 963千円</p>
③ 大笹生学園運営費	88,596 (負担 363) (使用 2,804) (国庫 22,565) (諸収 2,314)	大笹生学園管理運営に係る経費 定員 50人 入所支援 45人 短期入所 5人 日中一時支援 空床利用
④ 総合療育センター施設運営費	265,795 (負担 215) (使用 149,010) (手数 8,702) (国庫 30,396) (繰入 61,000) (諸収 1,101)	総合療育センター管理運営に係る経費 定員 100人 入所支援 80人 通所支援 20人 短期入所 空床利用 日中一時支援 空床利用 相談支援
⑤ 総合療育センター費経常経費	152,007 (使用 98,040) (国庫 8,181) (財収 745) (諸収 39)	総合療育センターに係る経常経費

事業名	予算額	内 容
⑥ 郡山光風学園 管理運営費	3,207 (使用 551) (国庫 324) (諸収 2,007)	郡山光風学園管理運営に係る経費 定員 20人 入所支援 短期入所 空床利用 日中一時支援 空床利用
⑦ 郡山光風学園費 経常経費	22,436 (国庫 470) (諸収 6)	郡山光風学園に係る経常経費
⑧ 県立障がい児入 所施設等施設維持 事業	176,553 (国庫 25,218) (繰入 148,532)	県立障がい児入所施設（総合療育センター）における 入所児童の安全確保のため、老朽化した施設、設備及び 備品について改修等を行う。
合 計	2,965,243 (負担 4,952) (使用 250,405) (手数 8,702) (財収 745) (国庫 522,766) (繰入 209,532) (諸収 5,467)	

## 9 障がい児の地域での生活支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 身体障がい児者 補装具費給付事業	2,137	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等 度難聴児の健全な発達を確保することを目的として、 補聴器購入費用及び修理費用の助成を行う市町村に 対し、その費用の一部を補助する。 ○補助率：県1／3
② 社会福祉施設 整備利子補給事業	372 (繰入 372)	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の 自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借 入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) 1 対象施設 (社福)心愛会 (社福)聖母愛真会 2 補助金額 当該年度償還利子に2.5%を乗じ、 借入れ利率で除した額を補助
合 計	2,509 (繰入 372)	

## (3) 事業費

こども未来局

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>青少年女性対策費</b>	<b>120,167</b>	<b>51,258</b>		<b>68,909</b>	—
青少年育成県民会議事業費(020-110)	9,595			9,595	—
青少年育成県民会議事業費補助金	9,595			9,595	P165 子5①
青少年会館運営費(020-120)	51,180	26,957		24,223	—
青少年会館運営費補助金	51,180	26,957		24,223	P165 子5②
青少年健全費(020-180)	31,237	10,225		21,012	—
青少年健全育成事務経費	1,891			1,891	P164 子4①
青少年総合相談支援事業	8,796			8,796	P166 子6①
ユースプレイス自立支援事業	20,550	10,225		10,325	P166 子6②
ひきこもり対策費(020-190)	28,155	14,076		14,079	—
ひきこもり対策推進事業	28,155	14,076		14,079	P166 子6③
<b>社会福祉総務費</b>	<b>102,944</b>	<b>42,296</b>	<b>109</b>	<b>60,539</b>	—
女性保護対策費(061-090)	38,117	11,352	92	26,673	—
配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	15,679	4,926	39	10,714	P183 児3①
女性のための相談支援センター事業	22,438	6,426	53	15,959	P184 児3②
女性のための相談支援センター費(061-100)	64,827	30,944	17	33,866	—
女性のための相談支援センター管理運営費	41,632	19,628	17	21,987	P184 児3③
女性のための相談支援センター入所者扶助費	23,195	11,316		11,879	P184 児3④
<b>障がい福祉総務費</b>	<b>59,846</b>	<b>28,282</b>	<b>17</b>	<b>31,547</b>	—
県地域生活支援事業費(062-122)	57,709	28,282	17	29,410	—
発達障がい者支援センター運営事業	13,265	6,620	17	6,628	P190 児7③
発達障がい者支援体制整備事業	9,977	4,984		4,993	P189 児7①
障がい児(者)地域療育等支援事業	32,614	15,950		16,664	P191 児8①
広域的支援事業	1,853	728		1,125	P190 児7②
障がい者総合支援関連費(062-141)	2,137			2,137	—
身体障がい児者補装具費給付事業	2,137			2,137	P192 児9①
<b>社会福祉施設費</b>	<b>317,493</b>	<b>25,555</b>	<b>284,934</b>	<b>7,004</b>	—
社会福祉施設整備費(068-034)	140,568	337	136,030	4,201	—
社会福祉施設整備利子補給事業	708		708		P168 子2①
児童養護施設等生活環境改善事業	57,097	337	56,422	338	P179 児2②
県中児童相談所整備事業	81,619		78,900	2,719	P178 児1⑨
乳児院多機能化推進事業	1,144			1,144	P179 児2③
社会福祉施設整備費(068-036)	176,925	25,218	148,904	2,803	—
社会福祉施設整備利子補給事業	372		372		P192 児9②
県立障がい児入所施設等施設維持事業	176,553	25,218	148,532	2,803	P192 児8⑧
<b>児童福祉総務費</b>	<b>14,895,206</b>	<b>2,282,977</b>	<b>2,078,451</b>	<b>10,533,778</b>	—
児童福祉総務費(072-020)	104,374	32,707	24,936	46,731	—
児童福祉総務費経常経費	1,921			1,921	P161 子2①
安心こども基金造成事業	364		364		P163 子2⑥
児童福祉関係統計調査事業	643	643			
こどもの夢を応援する事業	45,212	10,271	18,071	16,870	P163 子3① P179 児2①
(一部新)こどもを守る地域ネットワーク推進事業	56,234	21,793	6,501	27,940	P164 子3② P173 子4⑭ P175 児1①
児童福祉活動費(072-030)	92,760			92,760	—
児童委員の設置	87,104			87,104	P177 児1⑤
福島県いじめ問題調査委員会の設置	5,656			5,656	P183 児2⑬
措置児童援護費(072-050)	7,574	345	3,900	3,329	—
児童養護施設等入所児童自立支援事業	6,882		3,900	2,982	P181 児2⑥
身元保証人確保事業	692	345		347	P179 児2④

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
児童相談所費(072-090)	273,919	77,412	1,044	195,463	—
一時保護所入所児童扶助費	68,068	29,159		38,909	P175 児1②
(一部新)虐待から子どもを守る総合対策推進事業	31,066	14,382	13	16,671	P175 児1③
児童相談所費経常経費	140,006	23,180	73	116,753	P177 児1⑥
(一部新)里親総合対策事業	17,192	5,246	958	10,988	P180 児2⑤
児童相談所費行政経費	17,587	5,445		12,142	P177 児1⑦
家庭児童相談室費(072-100)	7,100		17	7,083	—
家庭児童相談室事業経費	7,100		17	7,083	P177 児1④
少子化対策推進費(072-130)	113,698	42,526	13,188	57,984	—
(一部新)子育て・子育て環境づくり総合対策事業	15,346		13,188	2,158	P162 子2④
子育て応援パスポート事業	2,139			2,139	P161 子2②
地域の寺子屋推進事業	5,610	5,610			P161 子2③
(一部新)結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	90,603	36,916		53,687	P161 子1①
子育て支援費(072-141,142,143,144,145)	10,775,494	744,718	8,347	10,022,429	—
子どものための教育・保育事業	7,986,943	670,032	11	7,316,900	P167 子1①
保育所等におけるICT化推進事業	4,331			4,331	P167 子1②
地域の子育て支援事業	2,416,674			2,416,674	P167 子1③
病児保育促進事業	416			416	P167 子1④
ふくしま保育料支援事業	77,219			77,219	P167 子1⑤
(一部新)認可外保育施設運営支援事業	177,265	1,232		176,033	P167 子1⑥
保育対策総合支援事業	85,600	63,539		22,061	P167 子1⑦
保育所等安全対策推進事業	11,513	5,089	11	6,413	P168 子1⑧
(新)ふくしま保育環境向上支援事業	15,533	4,826	8,325	2,382	P168 子1⑨
子ども・子育て支援施設整備費(072-151,152,153)	2,502,717	504,656	1,943,446	54,615	—
放課後児童クラブ等施設整備事業	38,661		34,700	3,961	P169 子2②
認定こども園施設整備事業	504,661	504,656		5	P169 子2③
教育・保育施設整備事業(安心こども基金)	1,908,820		1,908,746	74	P169 子2④
保育の受け皿確保のための施設整備緊急対策事業	50,575			50,575	P169 子2⑤
保育人材対策費(072-161,162,163,164,165,166)	108,791	38,020	17,387	53,384	—
保育人材確保対策事業	8,407	4,203		4,204	P169 子3①
保育の質の向上支援事業	47,472	23,733		23,739	P169 子3②
(一部新)保育人材総合対策事業	24,746	10,084	3,738	10,924	P170 子3③
保育士修学資金貸付等事業	14,517			14,517	P171 子3④
保育士登録事業	5,517		5,517		P171 子3⑤
産休等代替職員費補助事業	8,132		8,132		P171 子3⑥
児童福祉復興費(072-170)	908,779	842,593	66,186		—
東日本大震災子ども支援基金造成事業	731		731		P163 子2⑨
東日本大震災子ども支援基金事業	65,274		65,274		P163 子2⑩
児童福祉施設等給食体制整備事業	218,380	218,296	84		P163 子2⑦
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	132,915	132,915			P163 子2⑧ P174 子4⑮
チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	371,698	371,698			P162 子2⑤
子どもの心のケア事業	119,781	119,684	97		P178 児1⑧
<b>児童措置費</b>	<b>8,498,638</b>	<b>1,437,550</b>	<b>12,995</b>	<b>7,048,093</b>	—
児童措置費(073-011)	2,224,035	419,662	4,374	1,799,999	—
児童措置費	2,224,035	419,662	4,374	1,799,999	P191 児8②
児童措置費(073-012)	2,053,276	1,017,888	8,621	1,026,767	—
措置費市町村分県費負担金	12,533			12,533	P181 児2⑦
(一部新)児童入所施設(県立施設を除く)措置費	2,040,743	1,017,888	8,621	1,014,234	P181 児2⑧
児童手当(073-020)	4,221,327			4,221,327	—
児童手当県負担金	4,221,327			4,221,327	P189 児6②

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(2)事業計画との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
<b>母子福祉費</b>	<b>6,101,216</b>	<b>506,259</b>	<b>104</b>	<b>5,594,853</b>	—
母子福祉対策費(074-010)	271,715	31,683	98	239,934	—
ひとり親家庭相談事業	31,973		81	31,892	P185 児4①
ひとり親家庭医療費助成事業	180,240			180,240	P185 児4②
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220			5,220	P185 児4③
母子家庭等自立支援総合対策事業	46,876	27,992		18,884	P185 児4④
ひとり親就業サポート強化事業	7,406	3,691	17	3,698	P187 児4⑤
児童扶養手当費(074-020)	1,414,484	474,576	6	939,902	—
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	10,184	6,477	6	3,701	P187 児5①
児童扶養手当給付費	1,404,300	468,099		936,201	P188 児5②
乳幼児医療助成費(074-030)	4,415,017			4,415,017	—
子どもの医療費助成事業	4,415,017			4,415,017	P189 児6①
<b>児童福祉施設費</b>	<b>680,649</b>	<b>98,844</b>	<b>329,652</b>	<b>252,153</b>	—
大笹生学園費(075-020)	88,596	22,565	5,481	60,550	—
大笹生学園運営費	88,596	22,565	5,481	60,550	P191 児8③
総合療育センター費(075-030)	417,802	38,577	318,852	60,373	—
総合療育センター施設運営費	265,795	30,396	220,028	15,371	P191 児8④
総合療育センター費経常経費	152,007	8,181	98,824	45,002	P191 児8⑤
光風学園費(075-040)	25,643	794	2,564	22,285	—
郡山光風学園管理運営費	3,207	324	2,558	325	P192 児8⑥
郡山光風学園費経常経費	22,436	470	6	21,960	P192 児8⑦
若松乳児院費(075-060)	71,880	16,666	522	54,692	—
若松乳児院管理運営経費	15,452	4,940	461	10,051	P182 児2⑨
若松乳児院費経常経費	56,428	11,726	61	44,641	P182 児2⑩
福島学園費(075-070)	76,728	20,242	2,233	54,253	—
福島学園管理運営経費	35,294	9,995	2,211	23,088	P183 児2⑪
福島学園費経常経費	41,434	10,247	22	31,165	P183 児2⑫
<b>公衆衛生総務費(091-003)</b>	<b>464,696</b>	<b>169,248</b>	<b>9,691</b>	<b>285,757</b>	—
母子保健費(091-121, 122, 123, 124, 125, 126)	464,696	169,248	9,691	285,757	—
(一部新)公衆衛生総務費経常経費(経常行政経費)	468	89	4	375	P171 子4①
子育て世代包括支援センター機能充実事業	6,035		6,020	15	P172 子4②
福島県不妊治療等体制強化事業	77,398	3,210		74,188	P172 子4③
妊産婦等支援事業	803	387		416	P172 子4④
市町村妊娠出産包括支援推進事業	2,168	545		1,623	P172 子4⑤
不妊治療支援事業	133,706	66,690		67,016	P172 子4⑥
小児慢性特定疾病対策事業	125,293	61,999	6	63,288	P172 子4⑦
赤ちゃんおでかけ応援事業	2,581			2,581	P172 子4⑧
家庭訪問型子ども支援事業	1,108			1,108	P172 子4⑨
産前・産後支援事業	32,025	32,025			P173 子4⑩
未熟児等に対する健康支援事業	73,270	29	2	73,239	P173 子4⑪
不育症治療費等助成事業	1,590			1,590	P173 子4⑫
(新)子どもの目を守る健診体制強化事業	3,968		3,650	318	P173 子4⑬
(新)旧優生保護法一時金請求等支援事業	4,283	4,274	9		P174 子4⑭
<b>社会福祉施設災害復旧費</b>					—
障がい福祉施設災害復旧事業費(355-036)					—
障がい福祉施設災害復旧事業					
<b>計</b>	<b>31,240,855</b>	<b>4,642,269</b>	<b>2,715,953</b>	<b>23,882,633</b>	

○母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	126,111		126,111		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	126,111		126,111		P187 児4(特会)



# 5 資 料

## (1) 補助事業一覧

### 保健福祉総室

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
社会福祉施設整備費 (各主務総室)	社会福祉施設整備利子 補給事業(各主務総室)		定額		社会福祉法人による社会福祉施設の整備の支援・促進に資するため、社会福祉法人が施設整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を助成する。 補助先：社会福祉法人 対象施設：介護老人保健施設 等
国保助成費	保険基盤安定負担制度 (低所得者の保険料(税) 軽減分) (保険者支援制度分)	1/2	3/4 1/4	1/4 1/4	市町村：国民健康保険法第72条の3 市町村：国民健康保険法第72条の4 政令に基づき算定した一般会計から国保特別会計への繰入額の一部を負担する。
普通交付金	保険給付費等交付金 (普通交付金)		定額		市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う療養の給付費や、被保険者に支払う療養費などと同額を市町村へ普通交付金を交付する。
特別交付金	保険給付費等交付金 (特別交付金)	定額	定額		市町村の国民健康保険に関する特別会計において、各市町村の財政状況その他の事情に応じて負担する費用に対して、市町村へ特別交付金を交付する。
高齢者医療給付費	後期高齢者医療給付費 県費負担金	3/12	1/12	1/12	広域連合：高齢者医療確保法第96条 広域連合が行う高齢者医療確保法に基づく医療等に要する費用の一部を負担する。
	後期高齢者医療保険基 盤安定制度		3/4	1/4	市町村：高齢者医療確保法第99条 後期高齢者医療制度の安定的、健全な運営を図るため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料の軽減分の4分の3を負担する。
	後期高齢者医療高額医 療費県費負担金	1/4	1/4	1/2	広域連合：高齢者医療確保法第96条 高額な医療の発生により後期高齢者広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト一件当たり80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を負担する。
	後期高齢者医療財政安 定化基金	1/3	1/3	1/3	広域連合：高齢者医療確保法第116条 国、県、広域連合が県に設置している財政安定基金に3分の1ずつ資金を拠出し、広域連合に対し資金の貸し付け又は交付を行う。

生活福祉総室

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
社会福祉推進費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	1/3	1/3		民間社会福祉施設職員等退職手当金の支給に要する経費について、国及び県がそれぞれ1/3を補助し、施設経営者が1/3を負担する。
	福島県社会福祉大会開催事業		定額		福島県社会福祉大会に要する経費の一部を負担する。
	福祉活動指導員及び事務職員設置費		定額		県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費や活動費の一部を補助する。
	福祉サービス苦情解決事業	1/2	1/2		福祉サービス利用者からのサービスに関する苦情等の解決を図る体制を整備するために補助する。
	福祉ボランティア活動強化支援事業	1/2	1/2		県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図るために補助する。
	生活福祉資金貸付事業	定額 (1/2相当)	1/2		社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な経費を補助する。
	行旅死亡人取扱負担金		10/10		行旅中死亡して引取者のいない者等について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。
	避難者見守り活動支援事業	10/10			東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援等を行うため、相談員を配置するなど避難者の支援体制を整備するために必要な経費を補助する。
	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業		定額		経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた施設における日本語等の習得に必要な経費を助成する。
	相双地方介護人材確保対策モデル事業		10/10		相双地方から県内外の介護福祉士等養成校に入学した者に対し、住居費・通学費・教材費を貸付ける。
民生委員活動費	市町村等介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業		定額		介護職員初任者研修及び実務者研修を市町村等の単独財源で実施している市町村等に対しその経費を補助する。
	民生委員推薦会負担金		定額		民生委員推薦会に対する負担金
	民生委員協議会負担金		定額		民生委員協議会に対する負担金

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
生活保護扶助費	住所不定者措置費負担金	3/4	1/4		住所不定者を保護した市（中核市を除く。）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4を負担する。
援護業務諸費	援護業務団体に対する助成費		10/10		援護業務団体に対する運営費等を補助する。 補助先：（一財）福島県遺族会
遺族及び留守家族等援護事務費	未帰還者留守家族等援護法施行事務費（戦傷病者特別援護法に基づく補装具給付等事務費交付金）	定額			戦傷病者補装具交付修理等決定に要する事務費を交付する。 交付先：市
施設保護対策費	軽費老人ホーム事務費補助金		10/10		軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を免除した場合の減免分に対して補助する。 補助先：社会福祉法人
高齢者福祉対策事費	被災地介護サービス提供体制再構築支援事業				
	被災地福祉・介護人材確保支援事業	国庫 10/10			福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、就職準備金等を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を支援する。
	被災地介護施設再開等支援事業	国庫 10/10			全国の社会福祉法人等から、避難指示解除区域等の介護保険施設へ介護職員の応援を行う際の、応援先及び応援元が負担する経費に対し支援を行う。
	被災地介護施設運営支援事業	国庫 10/10			避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設が定員に満たない場合に、運営費の補助を行う。
	被災地訪問サービス運営支援事業	国庫 10/10			避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対して運営費の補助を行う。
	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業		10/10		介護職員の確保が厳しさを増していく中、介護職員の離職防止と定着促進を図るとともに、介護施設の人材不足を補うため、ICT等を活用した業務効率化など働きやすい職場環境づくりに取り組む。
	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	定額			避難指示解除区域等市町村において、高齢者等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサポート拠点の設置・運営に必要な経費を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
介護保険給付費	介護給付費負担金		12.5 % 17.5 %		介護保険法により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。
	低所得者利用者負担対策事業	1/2	1/4	1/4	介護保険制度施行による低所得者の負担を軽減するための事業を行う市町村に対し補助する。
	地域支援事業交付金		12.5 % 19.25 %		介護保険法により、県は市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の19.25%に相当する額を交付する。
	低所得者保険料軽減強化事業	1/2	1/4	1/4	低所得者の保険料の負担を軽減するため軽減強化に要する費用を負担する。
	介護支援専門員地域同行型研修事業	2/3	1/3		介護支援専門員の実務能力の向上を図るため、本研修事業の運営費用を補助する。 補助先：実施市町村
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業		定額		老人福祉法に基づく老人福祉施設の整備に対して補助する。 補助先：社会福祉法人、市町村等
	施設整備資金利子補給事業		1/2 10/10		療養病床を特別養護老人ホーム等に転換するための整備に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子償還額を補助する。 補助先：社会福祉法人等
	小規模介護施設等整備事業		定額		地域において将来必要となる小規模な介護施設等の整備に対して補助する。 補助先：市町村
	社会福祉施設緊急整備特別対策事業		定額		特別養護老人ホーム等の建設費の高騰等に対応するため、補助単価の拡充を行う。 補助先：社会福祉法人、市町村等
社会福祉施設災害復旧費	社会福祉施設災害復旧事業				
	老人福祉施設等災害復旧対策事業	1/2 2/3	1/4 1/6	1/4 1/6	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧に係る費用を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
	介護事業所・施設等 復旧支援事業	10/10			東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた社会福祉施設の設備の災害復旧に係る費用を補助する。
高齢者保健対策費	認知症介護実践者等養成事業 (指導者養成事業)		定額		認知症介護指導者養成研修に職員を派遣する施設等に対する代替職員雇用経費等を補助する。 補助先：介護保険施設等運営法人
高齢者保健施設費	介護老人保健施設整備 資金利子補給事業		1/2		療養病床を介護老人保健施設に転換するための整備に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子償還額を補助する。 補助先：医療法人等
	介護老人保健施設整備 事業		定額		介護老人保健施設の整備に対して補助する。 補助先：医療法人等
重度心身障がい者対策費	重度障がい者支援事業		1/2	1/2	<p>1 重度心身障がい者医療費補助事業 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外)</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <p>①身体障害者手帳1級、2級又は3級(内部障害)所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④療育手帳Bかつ身体障害者手帳所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ身体障害者手帳所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳2級又は3級で、かつ療育手帳所持者</p> <p>2 在宅重度障がい者対策事業 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市を除く)</p> <p>○治療材料費給付事業 月限度額 3,000円</p> <p>○衛生器材費給付事業 月限度額 4,000円</p> <p>3 人工透析患者通院交通費補助事業 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する経費を助成する。(中核市を除く)</p> <p>○対象者 通院費が月額5,000円を超える者</p> <p>○補助率 5,000円を超える額 (25,000円上限)</p>

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
県地域生活支援事業費	授産振興対策事業	1/2	1/2		障がい者就労施設等の経営安定化等を目的とする授産事業振興センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。
	地域生活移行支援事業	1/2	1/2		令和2年度中に地域生活支援拠点を設置予定の市町村に対し、整備に必要な諸経費について補助を行う。 ○予算の範囲内で補助
市町村地域生活支援事業費	市町村地域生活支援事業	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児が自立した生活を営むことができるよう市町村が地域の特性等に応じ取り組む事業の一部を補助する。
障がい者総合支援関連費	障がい福祉サービス等給付事業（在宅系）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（居宅介護等、短期入所、グループホーム、相談支援）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	身体障がい児者補装具給付事業	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき支給される補装具費の一部を負担する。
	自立支援医療費（更生医療）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（更生医療）の医療費の一部を負担する。
	障がい福祉サービス等給付事業（施設系）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（障害者支援施設、就労継続支援など）に係る介護給付費等の一部を負担する。
精神保健医療費	自殺対策緊急強化基金事業（民間団体への補助事業）	基金 10/10			自殺関連の民間団体に対して、避難者・被災者向けの活動を拡充するための事業費に対して助成する。
	自殺対策緊急強化基金事業（市町村自殺対策緊急強化支援事業）	基金 10/10 国庫 1/2 2/3 10/10		1/2 1/3	市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。
	アルコール健康対策推進事業（依存症対策民間団体支援事業）	1/2	1/2		アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む民間団体の活動に対し、補助金を交付する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4	運営主体 1/4	障害者総合支援法に基づく障がい福祉施設の整備に対して補助する。
	社会福祉施設整備利子補給事業		定額		社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行う。
社会福祉施設災害復旧費	障がい福祉施設災害復旧事業				
	障がい福祉施設災害復旧事業	1/2 2/3	1/4 1/6	1/4 1/6	東日本大震災等により被災した障がい福祉施設の復旧費用の一部を補助する。
	障がい福祉施設（設備）災害復旧事業	10/10			東日本大震災等により被災した障がい福祉施設が事業再開する経費の一部を補助する。
医務費	地域医療介護総合確保事業				
	参入促進事業		10/10		地域住民等に介護や介護の仕事の理解促進を図るとともに介護初任段階の職員への研修を支援する。
	資質向上事業		10/10		中堅職員のマネジメント研修など資質向上に資する研修を支援する。
	労働環境・処遇改善事業		10/10		介護負担軽減に対する雇用管理改善方策普及・促進に関する研修や介護施設内保育施設運営費などを支援する。

健康衛生総室

科目・事項	事業名 細事項等	財源内訳			補助内容等
		国	県	市町村	
長寿社会対策費	長寿社会推進センター 運営費等補助事業		定額		長寿社会推進センター（(社福)福島県社会福祉協議会内設置）が実施する各種事業に関する管理費及び事業費に対し補助する。 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会
	老人クラブ活動等社会 活動促進事業	1/3	1/3	1/3	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先：市町村（中核市を除く。）
長寿社会対策費	老人クラブ活動推進員 設置等補助事業	1/2	1/2		(公財)福島県老人クラブ連合会の老人クラブ活動推進員の設置及び老人クラブ活性化事業に対し補助する。 補助先：(公財)福島県老人クラブ連合会
高齢者福祉対策事業費	高齢者社会参加活動支 援事業（高齢者支え合 いコミュニティ支援事 業）			定額	高齢者が支え合う地域コミュニティの構築を図るため、高齢者自身が主体的に参画して取り組む町内会等の活動について活動経費を補助する。
	ニュースポーツによる 高齢者の健康づくり支 援事業			定額	(公財)福島県老人クラブ連合会が実施するニュースポーツ交流大会の開催経費等を補助する。 補助先：(公財)福島県老人クラブ連合会
	地域包括ケアシステム 深化・推進事業補助金		10/10		地域包括ケアシステムの構築を深化・推進するため、市町村の実施する体制整備や先駆的事业に係る経費を補助する。
	アクティブシニアによ る高齢者生活支援モデ ル事業		10/10		元気高齢者の団体が行う地域の要支援者等の生活を支える活動に対して補助する。
健康増進総務費	子どものむし歯緊急対 策事業		10/10		子どものむし歯を予防するため、市町村が実施する集団でのフッ化物洗口に係る経費の一部を補助する。
健康企画費	健康増進事業費補助事 業	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する健康増進事業に要する費用の一部を補助する。
	福島県被災者健康支援 体制整備事業補助金		10/10		市町村が被災者等への健康支援活動や保健事業等に従事する専門職を雇用する場合の雇用経費、被災者への健康づくり事業及び県外避難者の検診体制を確保する場合の事業経費を補助する。
結核予防費	私立学校等補助金		2/3	1/3	私立学校等の長が実施する結核定期健康診断、予防接種に要する経費の一部を補助する。
感染症予防対策費	感染症予防費等負担金	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる事業に要する経費の一部を負担する。（中核市を除く）
	感染症指定医療機関運 営費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の運営に要する費用を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村	
	感染症指定医療機関施設整備費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の施設整備に要する費用を補助する。
予防接種普及費	予防接種事故対策費負担金	1/2	1/4	1/4	市町村が予防接種による健康被害に対して支給する医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等に必要な経費の一部を負担する。
	予防接種事故発生調査費補助金	1/2	1/4	1/4	市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査に要した費用の一部を助成する。
	風しん対策助成事業 ・抗体検査 ・予防接種	1/2	1/2 1/2	1/2	妊娠を希望する女性及びその配偶者を対象に、市町村が風しんの抗体検査及び予防接種を行う場合に、その費用の一部を補助する。
営業指導育成費	生活衛生営業経営指導事業費補助	1/2	1/2		事業内容 1 生活衛生営業相談室運営 2 地区生活衛生営業相談指導 3 経営指導員設置（巡回指導） 4 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導 5 生活衛生関係営業再生特別支援 6 情報化整備 7 健康・福祉対策
環境営業許可指導費	普通公衆浴場施設整備事業補助		1/3	市町村 1/3 市町村 1/3	公衆浴場の経営の安定及び入浴施設の確保を図るため、市町村が実施する公衆浴場の施設設備の更改に対する助成費用の一部を補助する。
水道事業指導費	簡易水道等施設整備費国庫補助	1/4 1/3 4/10		3/4 2/3 6/10	市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する簡易水道等の施設整備費の一部を補助する。 1 水道未普及地域解消事業 (1) 新設 (2) 広域簡易水道 (3) 飛地区域 (4) 給水区域内無水源 (5) 区域拡張 2 簡易水道再編推進事業 (1) 統合簡易水道 (2) 簡易水道統合整備事業 3 生活基盤近代化事業 (1) 増補改良 (2) 基幹改良 (3) 水量拡張
	水道水源開発施設整備費国庫補助	1/4 1/3 1/2		3/4 2/3 1/2	市町村が実施する水道（用水供給）事業の施設整備費の一部を補助する。 1 水道水源開発施設整備費 2 高度浄水等施設整備費
	生活基盤施設耐震化等交付金	1/4 1/3 4/10		3/4 2/3 6/10	市町村が実施する水道施設の老朽化対策、耐震化や広域化の取組に関する施設整備費の一部を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村	
					1 水道施設等耐震化事業 (1) 水道未普及地域解消事業 (2) 簡易水道再編推進事業 (3) 生活基盤近代化事業 (4) 高度浄水施設整備費 (5) 緊急時給水拠点確保等事業 (6) 水道管路耐震化等推進事業 2 水道事業運営基盤強化推進事業 (1) 水道事業運営基盤強化推進事業 (2) 水道広域化施設整備費 (3) 水道水源自動監視施設等整備事業 3 官民連携等基盤強化推進事業 4 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
へき地医療対策費	へき地診療所運営事業	2/3		1/3	へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。
	へき地医療施設設備整備事業	1/2		1/2	医療に恵まれないへき地における診療所等の施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助する。
救急医療対策費	小児初期救急医療推進事業		1/4	3/4	夜間における軽傷の小児急病者の医療を確保するため、地区医師会が地方公共団体の委託等により実施する事業に要する経費の一部を助成する。
	救命救急センター運営事業	1/3 (公立病院以外)	1/3	1/3	24時間の診療体制で、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置運営する病院に対して、その経費の一部を助成する。
	ドクターヘリ運営費補助事業	1/2	1/2		ドクターヘリを運営する病院に対して、その経費の一部を助成する。
県民医療対策費	骨髄移植ドナー支援事業		1/2	1/2	市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。
	臓器移植普及啓発等事業		定額		移植医療の推進に資するため、公益財団法人福島県臓器移植推進財団に対して、臓器移植に関する知識の普及・啓発、組織適合性検査の助成等の事業費の一部を助成する。
地域医療対策費	地域周産期母子医療センター等運営事業 ・地域周産期母子医療センター ・周産期医療協力施設	1/3		2/3	周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して、運営に要する経費の一部を助成する。
	総合周産期母子医療センター運営事業	1/3	1/3	1/3	
					ネットワークにおける司令塔的な機能を踏まえ、総合域周産期母子医療センターに対して、運営に要する経費の一部を助成する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村	
	がん診療連携拠点病院機能強化事業	1/2	1/2		がん診療連携拠点病院に対して、医療従事者の研修の実施や相談体制の整備などその機能を強化する事業に要する経費の一部を助成する。
	地域医療充実のための設備整備補助事業 (がん診療施設設備) (人工腎臓装置不足地域設備整備事業) (遠隔医療設備整備) (分娩取扱施設設備整備事業) (死亡時画像診断システム等設備整備事業) (周産期医療施設設備整備事業)) (外国人患者受入れ環境整備等推進事業)	1/3 1/3 1/2 1/2 1/2 1/3 1/2		2/3 2/3 1/2 1/2 1/2 1/3 1/2	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。
	医療施設近代化施設整備事業	約 1/3		約 2/3	医療施設における療養環境や医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、施設整備事業を実施しようとする病院、診療所に対して経費の一部を助成する。
	病床転換助成事業	10/27	5/27	12/27	医療の効率的な提供を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、病院または診療所の開設者が行う療養病床等の転換に要する費用を助成する。
	アピアランスケア助成事業		定額		治療と就労や社会参加との両立を図るために、ウィッグなど補整具の購入費用の一部を助成する。
	妊孕性温存治療費助成事業		定額		将来子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が、精子・卵子等を採用・凍結保存する費用の一部を助成する。
	医療施設等施設・設備整備事業 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業) (分娩取扱施設設備整備事業) (アスベスト除去等整備促進事業) (アスベスト除去等施設整備事業) (死亡時画像診断システム等施設整備事業)	定額 1/2 定額 0.315 1/2		1/2 1/2 0.685 1/2	医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善を図り、患者及び医療従事者が安心して施設を利用できるように、施設の整備を行う。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
	放射線相談外来設置支援事業		定額		放射線に関する相談外来を設置する医療機関に必要な経費を補助する。
	救急医療従事者資質向上支援事業上支援事業		定額		救急医療に携わる医療従事者の資質向上のため、一次救命措置及び二次救命措置者の研修経費を補助する。
	初期救急医療確保支援事業		10/10		いわき市の休日夜間急病診療所及び南相馬市の休日夜間急病センターが行っている、小児を含む夜間救急の運営費を補助する。
	警戒区域等医療施設再開支援事業		4/5 10/10		医療機関等の再開に向け、地域で必要とされる医療行為等のために必要となる施設・設備整備等に要する費用を補助する。 ○補助率 同区域内で診療を再開・開設する場合 ・施設・設備整備等に要する経費 4/5 ・運営に要する経費 10/10
	近隣地域医療提供体制整備事業		2/3 1/2		避難地域の住民を含む新規透析患者を受け入れ周産期医療等の機能強化や震災により休床した病床の再開等を支援することで、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。 ○補助率 ①透析医療 施設整備 1/2、設備整備 2/3、技術指導経費等 2/3、1/2 ②周産期医療 施設整備 1/2、設備整備 2/3 ③震災により休床した病床の再開支援等 設備整備等 1/2
	避難地域薬局運営補助事業		10/10		震災以前から避難地域等にあり、再開していない薬局等の再開等に向け、地域で必要とされる医療行為のために直接必要となる運営費等を補助し、再開及び運営を補助する。 ○補助率 運営に要する経費 10/10
	医療情報連携基盤整備整備事業		10/10 2/3		医療情報の連携体制に必要な電子カルテ等の整備を支援するとともに、「キビタン健康ネット」に接続するための設備整備を補助する。 ○補助対象：避難地域及び近隣地域の病院 ○対象経費：①電子カルテ等 ②地域医療ネットワークに接続するための設備整備 ○補助率：避難地域 ①、②ともに10/10以内 近隣地域 ① 2/3、② 10/10以内

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
地域医療介護総合確保対策費	病院の入院患者への歯科保健医療推進事業		10/10		早期かつ効率的な歯科治療により、入院期間の短縮を図るため、口腔ケアチームの編成、運営等を支援する。
	在宅医療推進事業		10/10		医療介護総合確保区域や生活圏ごとに、地域包括ケアシステムに関するイメージや課題を共有するための研修会の開催に要する経費等を補助する。
	認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業		10/10		認知症等の患者に対して、医科歯科連携により早期に歯科治療を開始することの必要性に関する研修会開催に要する経費を補助する。
	がん診療連携拠点病院の調剤薬局薬剤師研修支援事業	2/3	1/3		地域の調剤薬局薬剤師を対象とした化学療法や緩和ケアに関する研修会に要する経費を補助する。
	無菌調剤室整備支援事業	4/9 2/3	2/9 1/3		病棟から在宅への移行に伴う医薬品の供給及び応需体制を強化するため、地域の調剤薬局で共同利用できる無菌調剤室等の整備及びその利用体制の構築に係る研修会に要する経費を補助する。 ○補助率 ①施設整備 2/3 ②研修会開催 10/10
	歯科衛生士、歯科技工士の復職・再就業支援事業		10/10		潜在歯科衛生士等（離職者）の情報の把握及び再就業支援のための取組に要する費用を補助する。
	産科医等確保支援事業		1/3	2/3	産科医の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して経費の一部を助成する。
	産科医等育成支援事業		1/3	2/3	産科の後期研修医の処遇を改善するため、産科専攻医に手当を支給する医療機関を支援する。
	新生児科医師確保事業		1/3	2/3	新生児科医の処遇を改善するため、出産後NICUへ入院する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して経費の一部を助成する。
	小児平日夜間救急医療支援事業		1/4	3/4	小児救急医療体制の確保を図るため、平日夜間の夜間小児科外来の運営費を支援する。
小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業		10/10		救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。	
県民健康調査費	県民健康調査支援事業		10/10  2/3	1/3	1 福島県放射線健康対策事業 個人線量計等の整備に係る経費及び放射線の健康影響に関する理解促進事業にかかる経費を助成する。 2 甲状腺検査機器整備補助事業 県民健康調査「甲状腺検査」の県内検査拠点として検査を担う医療機関が甲状腺検査機器を購入する際の費用の一部を助成する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村	
医療人材対策費	理学療法士等修学資金貸与事業		定額		理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士の確保に向け、各医療従事者養成施設に在学し、卒業後県内指定施設で業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。
	保健師等修学資金貸与事業		定額		保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学し、卒業後県内の指定施設において当該業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。
	理学療法士等医療従事者確保推進事業		10/10		理学療法士等に関する職種の理解促進のためのイベント開催等に必要な経費を補助する。
	女性医師等就労環境改善事業		1/2		仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取り組みを行う病院を支援する。
	へき地医療等医師確保修学資金貸与事業		定額		将来、県内のへき地診療所等及び県立病院に勤務しようとする医学部生に対して修学資金を貸与する。
	地域医療医師確保修学資金貸与事業		定額		本県卒として入学定員増を行った県外の2私立大学（帝京大学及び日本医科大学）の医学部生に対して、修学資金を貸与する。
	緊急医師確保修学資金貸与事業		定額		将来県内の公的医療機関等に勤務しようとする県立医科大学医学部生に対し、修学資金を貸与する。
	特定診療科医師研究資金貸与事業		定額		不足が顕著な産科、小児科等特定診療科の医師不足対策として、県外から転任する分娩等を取り扱う産科、小児科、麻酔科の医師に対し研究資金を貸与する。
	自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与事業		定額		研修修了後、知事の指定する自治体等病院で医師として勤務しようとする県内の産科、小児科等を専攻する研修医に対し研修資金を貸与する。
	地域医療医師確保研修等資金貸与事業		定額		地域医療に従事する医師の確保を図るため、義務年限終了後も県職員としての身分を継続した上で県内自治体病院等に勤務する自治医科大学卒業医師に対し研究・研修資金を貸与する。
	保健医療従事者養成施設教員養成事業		1/2		県立医科大学が（仮称）保健科学部の教員予定者を養成するための経費を補助する。
	ふくしま国際医療科学センター運営事業		10/10		ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センターの運営に要する経費を補助する。
	放射線医学研究開発事業		10/10		放射性核種の生態系における環境動態調査等に係る経費を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
	医療従事者招へい事業		1/2		県内医療従事者の不足解消を図るため、県内医療機関等が行う医療従事者の招へい活動経費を補助する。
医師確保対策費	人材育成・定着促進事業		10/10		公立大学法人福島県立医科大学と県内の臨床研修病院が病院群を形成して魅力ある研修プログラムの作成等を行うため、同大学に対し要する経費を補助する。
	魅力的な臨床研修プログラム作成事業		10/10 2/3		臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容充実のための経費を補助する。
	医療人材確保緊急支援事業		10/10		南相馬市及び双葉郡における、災害により医療従事者が減少し経営状況が厳しい病院の医療従事者の確保や就業環境改善等につながる活動経費を補助する。
	被災地域医療寄附講座支援事業		10/10 2/3		公立大学法人福島県立医科大学に設置され、浜通りの医療機関に常勤医師の派遣を行う寄附講座を支援するために必要な経費を補助する。
	双葉地域等公立診療所支援教員増員事業		10/10		公立診療所への継続的な支援を行う支援教員を設置し、双葉地域等の公立診療所への非常勤医師の派遣する公立大学法人福島県立医科大学に対し、必要な経費を補助する。
	地域医療等支援教員増員事業		10/10		地域医療等支援教員を増員して相双医療圏の中核病院等へ非常勤医師を派遣する公立大学法人福島県立医科大学に対し、必要な経費を補助する。
	寄附講座設置支援事業		10/10		県外の大学医学部に寄附講座を設置する市町村等に対し、その経費を補助する。
	被災地域医療支援事業		10/10 1/2		独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う、全国からの医療支援と県内医療機関のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援するために必要な経費を補助する。
	浜通り医療提供体制強化事業		2/3 1/2		浜通りの医療機関が、東日本大震災により離職等した医療従事者及び県外の医療従事者を雇用する場合の人件費、また県外からの医療支援を受ける医療機関に対しその報償費、旅費等を補助する。
	臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業		10/10		公立大学法人福島県立医科大学の臨床研究イノベーションセンターに、専門医資格を志向する若手医師を招へいするための経費を補助する。
地域医療体験研修事業		10/10		いわき市が行う、地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会に必要な経費を補助する。	

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村等	
	専門医認定支援事業	1/2			医師不足地域の研修医療機関における、都道府県の調整等による指導医の派遣指導等に対する経費を補助する。
保健師等研修及び指導費	在宅医療推進のための訪問看護人材育成事業		10/10		在宅医療に関する専門的な知識や技術を習得するための研修に必要な経費を補助する。
	特定行為研修参加支援事業		10/10		在宅ケアの推進等を図るため、特定行為研修の受講に要する経費を医療機関等に対し補助する。
	多職種連携推進事業		1/2		多職種連携やチーム医療の必要性を学ぶことにより、医療人としての能力を育成し、在宅医療の推進を図るため、高校生や医療関係職種養成所等の学生を対象に実施する研修等に必要な経費の一部を補助する。
看護要員等確保事業費	看護師等養成所運営費補助事業		10/10		保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対し運営に要する経費を補助する。
	病院内保育所運営費補助事業		2/3		子どもを持つ看護職員など病院職員の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関が行う院内保育事業に要する運営費の一部を補助する。
	看護職員在籍出向支援事業		10/10		相双地域の医療機関における看護の質の向上のため、看護職員を在籍出向させ、研修会等を通して技術指導を実施した場合、出向元が負担する人件費を補助する。
	新人看護職員研修事業費補助事業		1/2 3/8		新人看護職員研修を実施している病院等に対し、当該研修に要した経費を補助する。
	外国人看護師候補者就労研修支援事業	10/10			外国人看護師候補者受入施設に対し研修等の経費を補助する。
	県内定着のための普及・啓発事業（看護学生実習受入促進事業）		10/10		看護学生が実習を行う医療機関の実習指導者の養成に係る経費の補助を行う。
	浜通り看護職員確保支援事業		10/10		看護職員確保に取り組む浜通りの医療機関に対し、事業に要する経費の一部を補助する。
	看護職員ふるさと就職促進等事業		10/10		看護職員確保に取り組む南相馬市及び双葉郡にある病院に対し、事業に要する経費の一部を補助する。
	相双地域看護職等就業促進支援事業		1/2		相双地域の市町村が実施する看護職等医療従事者の就業を促進するためのイベント等に対して必要な経費を補助する。
	県外看護師等修学資金貸与支援事業		1/2		県内の医療機関等が、県外の養成機関に所属する学生に対して修学資金貸与事業を行う経費を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	村等	
	認定看護師等養成事業		10/10		看護師の資質向上のため、認定看護師等の養成に要する経費を補助する。
	看護師等養成所教育体制支援事業		10/10		看護師等養成所が配置する実習指導教員に係る経費の一部を補助する。
	看護教育・研究支援事業		10/10		一般社団法人福島県看護学校協議会に対し、看護学生の研究発表や看護教育研究に要する経費の一部を補助する。
	看護師勤務環境改善施設整備費補助事業		1/3		看護職員の勤務環境改善を図るために行う施設整備に要する経費の一部を補助する。
	看護師等宿舍施設整備事業		1/3		看護職員の個室整備をするための宿舍施設整備を行う医療機関に対して補助を行う。
薬務事業費	避難地域薬局開設支援事業		4/5		避難指示解除区域において薬局を整備する事業者に対して再開・開設に必要な施設設備整備に必要な費用を補助する。 ○補助率 同区域内で薬局を再開・開設する場合 ・施設・設備整備等に要する経費 4/5
	薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業		10/10		避難指示解除区域において調剤業務に携わる薬剤師を対象に、地域包括ケアシステムに係る研修会への参加等の必要な費用を補助する。

こども未来局

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
青少年育成県民会議事業費	青少年育成県民会議事業費補助金		定額		青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。
青少年会館運営費	青少年会館運営費補助金		定額		福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費の一部を補助する。
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備利子補給事業		定額		社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行う。
児童福祉総務費	児童福祉施設等給食体制整備事業	10/10			保育所等給食の食材の検査体制を整備しようとする市町村等に対して、検査機器操作員の配置経費及び検査に使用する食材（試料）代等を補助する。
	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	10/10			さまざまな形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化する。
	遊具の設置や子育てイベントの開催				市町村が実施する子育てイベントの開催などを支援し、子どもの運動機会を確保する事業の補助を行う。
	親を亡くした子ども等への相談・援助事業				市町村が実施する被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う事業を補助する。
	チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	2/3		1/3	屋内遊び場確保事業 屋内における遊び場を整備する取組に対して補助を行う。
	こどもの夢を応援する事業				こどもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援を行う。
	こどもの居場所づくりスタートアップ事業		定額		新たにこどもの居場所づくりに取り組む団体に対して開設費用を補助する。
こどもの居場所地域連携支援事業		定額		こどもの居場所づくり事業を支援する取組に対して事業費を補助する。	

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
児童福祉総務費	自立援助ホーム開設支援事業		定額		義務教育終了後、社会的養護に必要な児童が共同生活を送る自立援助ホームを開設する事業者に対して、開設費用及び開設初期の運営経費の一部を補助する。
	こどもを守る地域ネットワーク推進事業				市町村の相談拠点や民間の地域相談機関の設置を支援し、地域ネットワークの形成等を推進することにより、困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目のない支援につなげる。
	子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業		10/10		子どもやその家族等からの相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村に対して研修や専門家の助言を受けるために要する経費等を補助する。
	児童家庭支援センター事業	1/2	1/2		児童家庭支援センターを設置運営する社会福祉法人等に対して、運営費を補助する。
青少年健全費	ユースプレイス自立支援事業	1/3	1/3	1/3	ひきこもりやニートなどの困難を有する若者の居場所づくり事業に取り組む市町村に対し補助金を交付する。
少子化対策推進費	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	2/3		1/3	(1) 市町村えんむすび応援事業 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を目的として、市町村が独自に実施する少子化対策事業に補助金を交付する。 (2) 結婚新生活応援事業 新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村へ補助を行う。
		1/2		1/2	
	子育て・子育て環境づくり総合対策事業（地域で支える子育て推進事業）		4/5 3/4	1/5 1/4	地域全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村から企画提案を募集し、審査・選定の上、事業に要する経費を補助する。
社会福祉施設等災害復旧費	児童福祉施設災害復旧事業				
	保育所等災害復旧事業	1/2 2/3	1/4 1/6	1/4 1/6	区域再編等により再開を目指す、東日本大震災により被災した保育施設等の復旧費用の一部を補助する。
	子育て支援事業設備等復旧支援事業	10/10			東日本大震災により被災した保育施設等が事業再開する経費の一部を補助す

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町等	
子育て支援費	子どものための教育・保育給付負担金	1/2	1/4	1/4	保育所や認定こども園等の施設型給付及び地域型保育給付の負担金及び補助金を市町村へ交付する。
		(県補助は、県1/2, 市町村1/2)			
	子どものための教育・保育給付費補助金	1/2	1/4	1/4	認可化総合支援事業、幼稚園における長時間預かり保育事業を実施する市町村に対して補助を行う。
	保育所等におけるICT化推進事業		1/2	1/2	保育所等における先導的な事例をモデルとして、ICT化に伴うシステム導入費用、タブレット端末購入費用等について、経費の一部を補助する。
	子育てのための施設等利用給付交付金	1/2	1/4	1/4	幼稚園や認可外保育施設等の施設等利用費の支給に要する費用を市町村へ交付する。
	子ども・子育て支援交付金	1/3	1/3	1/3	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、子育て支援短期事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の参入促進事業を実施する市町村に対する補助を行う。
	病児保育施設整備事業	1/3	1/3	1/3	病児保育施設の創設等により施設整備を行う市町村に対して補助する。
	病児保育施設整備事業(県加算)		1/3		広域受入れを行う場合の加算
	多子世帯保育料支援事業		10/10		認可保育所等、認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。
認可外保育施設運営支援事業		1/2	1/2	認可外保育施設(事業所内保育施設を除く。)に対し、入所児童の健康診断や運営費について、経費の一部を補助する。	
保育対策総合支援事業		1/2	1/4	1/4	保育士の専門性向上と人材の安定的確保のため、各種支援を行う。 (1) 保育体制強化事業 保育士の負担軽減を図るため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な経費を補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村	
	保育対策総合支援事業	3/4	1/8	1/8	(2) 保育補助者雇上強化事業 保育士の負担軽減を図るため、短時間（週30時間以内）勤務の保育士資格を有しない保育補助者の配置に必要な経費を補助する。
		1/2	1/4	1/4	(3) 認可化移行調査・助言指導事業 認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行するための計画書作成に要する経費の一部を補助する。
		1/3	1/3	1/3	(4) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する職員の健康診断費用を補助する。
		1/3	1/3	1/3	(5) 保育環境改善等事業 （障害児受け入れ促進事業） 障害児を受け入れるために必要な既存保育所等の改修等に係る経費を補助する。
		1/2	1/4	1/4	(6) 医療的ケア児保育支援モデル事業 医療的ケア児を保育所等で受け入れるモデル市町村に対し、看護師の配置費用等を補助する。
	(新) ふくしま保育環境向上支援事業				セミナーやワークショップで得たヒントの実践や課題の解決、専門家の助言に基づく環境改善を行う施設に対して、費用の一部を補助する。
	(新) 保育所等課題解決支援事業		2/3	1/3	セミナー及びワークショップで得たヒントの実践や課題の解決に取り組み、その結果のフィードバックを行う。
	(新) 保育所等における環境改善事業		2/3	1/3	専門家による巡回指導を踏まえた提案に基づく環境改善（遊具や運動用具の購入等）を実施し、その結果のフィードバックを行う。
子ども・子育て支援施設整備費	放課後児童クラブ施設整備事業	1/3 又は 2/3	1/3 又は 1/6	1/3 又は 1/6	放課後児童クラブの創設等により施設整備を行う市町村に対して補助する。
	認定こども園施設整備事業	1/2		市町村 1/4 事業者 1/4	幼保連携型認定こども園等の施設整備を行う市町村に対して補助する。
	福島再生加速化交付金(帰還環境整備)事業	3/4		1/4	原子力災害の被災市町村に対して、福島再生加速化交付金(帰還環境整備)を活用して幼保連携型認定こども園等の施設整備を行う費用の一部を補助する。
	教育支援体制整備事業	1/2			幼保連携型認定こども園等の設備の整備に対し補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町	
	安心こども基金事業				安心こども基金を活用し、保育所等の整備を実施し、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。
	教育・保育施設整備事業	1/2 (2/3)		市町 1/4 (1/12) 事業者 1/4	1 保育所緊急整備事業 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助（子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金2/3、市町村1/12)
	教育・保育施設整備事業	1/2		市町 1/4 事業者 1/4	2 認定こども園整備事業 認定こども園（公立を除く）の施設整備費の補助。
	教育・保育施設整備事業	1/2 (2/3)		市町 1/4 (1/12)	3 小規模保育整備事業 小規模保育事業の整備に要する費用の補助（子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金2/3、市町村1/12)
	賃貸物件による保育施設整備事業	2/3		市町 1/12 事業者 1/4 市町 1/12 事業者 1/4	1 賃貸物件による保育所整備事業 賃貸物件による保育所整備費の補助 2 小規模保育設置促進事業 小規模保育事業の実施促進のため、改修費等の補助を実施する。
	小規模保育事業所設置促進事業		1/2	1/2	3歳未満の児童の保育の受け皿を確保するため、小規模保育事業に取り組む事業所の事業主負担分を支援する市町村に対し、その一部を補助する。
保育人材対策費	幼稚園教諭免許状取得支援事業	1/4	1/4	申請者 1/2	幼稚園免許状の取得支援を行い、人材確保を図る。
	保育士資格取得支援事業	1/4	1/4	申請者 1/2	保育士資格の取得支援を行い、人材確保を図る。
	保育士宿舍借り上げ支援事業（県費）	(1/2)	1/4	(1/4)	市町村が国の保育士宿舍借り上げ支援事業を実施する際において、事業者負担分を市町村が負担する場合に、その額を補助する。
	保育士修学資金貸付等事業	9/10	1/10		保育士資格取得に必要な養成施設に就学する者への修学資金等の貸付する福島県社会福祉協議会に対し、補助を行う。
	産休等代替職員費補助事業		10/10		児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間休暇を取得する場合に、代替職員の雇用に係る経費の一部を施設に対して補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町	
母子保健費	ふくしま版妊婦訪問等支援事業		1/2	1/2	母子健康手帳交付後に市町村が訪問等により妊婦と面接し、出生前の状況を把握し早期支援を行う場合の必要な経費の市町村負担分に対し補助する。
	育成医療負担金	1/2	1/4	1/4	障がい児に対する育成医療費等を負担する。
	養育医療負担金	1/2	1/4	1/4	未熟児に対する養育医療費等を負担する。
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	(市) 1/2 (町) 1/2	1/4	1/4	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業を行う市町村に対し、必要な経費を補助する。
	特定不妊治療費助成事業	1/2	1/2	(中核)	不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を補助する。
	赤ちゃんおでかけ応援事業		10/10		おむつ替えスペース等を整備する事業者に対して補助を行う。
障がい者総合支援関連費	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業		1/3	1/3	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を確保することを目的として、補聴器購入費用及び修理費用の助成を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。
社会福祉施設整備費	児童養護施設等生活環境改善事業	1/2	1/4		児童養護施設等の入所児童の生活向上を図るため、施設内の生活環境改善に係る費用の一部を補助する。
	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4		障がい児が地域で生活するために必要な自立支援施設の整備を行う社会福祉法人等に対して施設整備費の一部を補助する。
措置児童援護費	児童養護施設等入所児童自立支援事業		10/10		児童養護施設等に入所している児童のうち、企業等への就職により普通自動車運転免許が必要な児童に対してその取得費用を助成する（上限300千円）。
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業		1/10		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付を行う社会福祉法人に対して、必要な経費の一部を補助する。
児童相談所費	未成年後見人報酬等補助事業	1/2	1/2		児童相談所長が家庭裁判所に請求して選任した未成年後見人に対して、必要とする報酬の全部又は一部を支援する。
	里親促進事業補助金		定額		里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する事業に対して補助する。

事業名		財源内訳			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町	
母子福祉対策費	ひとり親家庭医療費助成事業		1/2	1/2	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費の助成に対し、必要な経費の一部を補助する。
	自立支援教育訓練給付金事業	3/4	1/4		雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、訓練受講費用の60%を給付する。(上限20万円) また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親に対して、教育訓練費用の6割相当額との差額(40%相当額)を支給する。
	高等職業訓練促進給付金等事業	3/4	1/4		母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。
	高卒認定試験合格支援事業	3/4	1/4		ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、ひとり親世帯の親及び20歳未満の子が高卒認定試験に合格するために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する(上限15万円)。
	高等職業訓練促進資金貸付事業		1/10		高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行う社会福祉法人に対し、必要な経費の一部を補助する。
	子どもの生活・学習支援事業	1/2	1/4		ひとり親家庭の子どもに対して生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
乳幼児医療助成費	乳幼児医療費助成事業		1/2	1/2	市町村が実施する就学前児童の入院・通院に対する医療費の助成に対し必要な経費の一部を補助する。
	子どもの医療費助成事業		10/10		市町村が実施する小学4年生から18歳までの子どもの医療費の助成に対し、必要な経費を補助する。
児童措置費	自立援助ホーム体制強化事業	1/2	1/2		指導員の資格要件を満たすことを目指す者を、補助者として雇い上げる自立援助ホームに対し必要な経費の一部を補助する。

## (2) 附属機関等

### ア 附属機関

名 称	根拠法令	事 項	担当課・室
福島県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項の調査審議に関する こと	保健福祉総務課
福島県国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	国保法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する こと	国民健康保険課
福島県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	高齢者医療確保法第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する こと	国民健康保険課
福島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条第1項	国民健康保険事業の運営に関し、国民健康保険事業費納付金の徴収や国民健康保険運営方針の作成、その他重要事項の審議に関する こと	国民健康保険課
福島県介護保険審査会	介護保険法第184条	保険者である市町村の行った処分に対する不服申立の審理・裁決に関する こと	高齢福祉課
福島県障がい者施策推進協議会	障害者基本法第36条及び福島県障がい者施策推進協議会条例	障害者基本法第36条の規定による障害者に関する施策の総括的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する こと	障がい福祉課
福島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条及び福島県精神保健福祉審議会条例	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する こと	障がい福祉課
福島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	入院中の精神障がい者のその入院の要否及び処遇の適否の審査に関する こと	障がい福祉課
福島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法第98条第1項及び福島県障害者介護給付費等不服審査会条例	市町村の行った介護給付費等の処分に対する不服審査請求の審査に関する こと	障がい福祉課
福島県障がい者差別解消調整委員会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例	障がいを理由とする差別に起因する紛争解決のための助言又はあっせんに関する こと	障がい福祉課
福島県指定難病審査会	難病患者の医療等に関する法律第8条	法第7条第2項の規定による支給認定しないことに関する審査に関する こと	障がい福祉課
福島県がん対策推進審議会	福島県がん対策の推進に関する条例	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により定められた事項その他がん対策の推進に関する事項の調査審議に関する こと	健康づくり推進課 地域医療課

名 称	根拠法令	事 項	担当課・室
福島県医療審議会	医療法第72条	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	地域医療課
〇〇地域医療構想調整会議	医療法第30条の14	地域医療構想の達成の推進に関すること	地域医療課
福島県〇〇地区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項	就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長、結核患者の医療に関する必要な事項の審議に関すること	地域医療課
准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第25条第1項	准看護師試験の実施に関すること 保健師助産師看護師法第15条第2項の規定による審議に関すること	医療人材対策室
福島県生活衛生適正化審議会	福島県生活衛生適正化審議会条例	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議に関すること	食品生活衛生課
福島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第2項	薬事に関する県の事務及び法に基づき知事の権限に属する事務のうちで政令に定められたものに関する重要事項の調査審議に関すること	薬務課
福島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13第1項	法第58条の8第3項の規定による審査に関すること	薬務課
福島県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第4項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条	子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務の処理に関すること 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項を調査審議すること 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に掲げる事項を調査審議すること その他、子ども・子育て支援に関すること	こども・青少年政策課
福島県青少年健全育成審議会	福島県青少年健全育成条例	知事の諮問に応じ、条例で定められた事項を調査審議すること 青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に建議すること	こども・青少年政策課
福島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第2項	小児慢性特定疾病にかかる医療費支給認定の審査に関すること	子育て支援課
福島県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項、第31条第2項及び福島県いじめ問題調査委員会条例	いじめ防止対策推進法第28条に基づき県立及び私立学校等が行った、いじめによる「重大事態」の事実調査結果に対し、知事が必要と認めた場合に行う再調査に関すること	児童家庭課

注：〇〇……保健所名、地区名

イ 附属機関以外の懇談会等

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
〇〇地域保健医療福祉協議会	要 綱	各地域における保健・医療・福祉の各関係機関・団体の連携強化と保健医療福祉施策の推進及び地域保健医療福祉推進計画等の推進、進行管理、見直し等に関すること	保健福祉総務課
保健福祉部指定管理者選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補団体の選定に関すること	保健福祉総務課
県立社会福祉施設移譲先法人選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する県立社会福祉施設の移譲先の候補団体の選定に関すること	保健福祉総務課
福島県市町村国保運営安定化等連携会議	要 綱	市町村国保に関して、国民健康保険法第82条の2に定める国民健康保険運営方針の作成、変更等について意見の交換及び調整を行うこと	国民健康保険課
福島県福祉サービス第三者評価推進会議	要 綱	福祉サービス第三者評価にかかる評価基準や評価機関の認証要件等の検討に関すること	福祉監査課
福島県養護老人ホーム等入所判定審査会	要 綱	各市町村から協議のあった養護老人ホーム等の入所措置の判定困難ケースの検討に関すること	高齢福祉課
福島県高齢者福祉施策推進会議	要 綱	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の達成状況の点検・評価や広域的な調整、推進方策の検討に関すること	高齢福祉課
福島県認知症施策推進協議会	要 綱	福島県認知症施策推進行動計画（県版オレンジプラン）の策定・進行管理、認知症施策やその取組状況、認知症疾患医療センターの事業内容、医療と介護等の連携に関すること	高齢福祉課
福島県高齢者権利擁護推進協議会	要 綱	高齢者の尊厳の保持及び権利擁護の推進に向けた高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進等に関すること	高齢福祉課
福島県高齢社会対策推進本部	要 綱	県の高齢社会対策の総合的推進及び調整に関すること	高齢福祉課
福島県地域リハビリテーション協議会	要 綱	高齢者や障がいのある人々が住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることを目的とした地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進に資すること	高齢福祉課
福島県喀痰吸引等研修実施委員会	要 綱	喀痰吸引等研修の実施及び修得程度の公正かつ適正な審査に関すること	高齢福祉課
福島県自殺対策推進協議会	要 綱	県における自殺対策の総合的な推進に関すること	障がい福祉課
福島県自立支援協議会	要 綱	障がい者が地域において自立した日常、社会生活を営むことができるようにするための県及び各地域における相談支援体制の構築に関すること	障がい福祉課

注：〇〇……保健所名、地区名

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県障がい者工賃向上プラン推進会議	要 綱	福島県障がい者工賃向上プランの円滑かつ効果的な推進を図ること	障がい福祉課
福島県難病医療連絡協議会	要 綱	重病難病患者の受入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院及び協力病院等の連携協力体制の構築に関すること	障がい福祉課
健康長寿ふくしま会議	要 綱	「県民の『健康寿命の延伸』と『健康格差の縮小』を目指した『すこやか、いきいき、新生ふくしま』の創造」を基本目標とした「第二次健康ふくしま21計画」の推進に関すること	健康づくり推進課
福島県歯科保健対策協議会	要 綱	県民の生涯を通じた“歯と口の健康づくり”を図るため、本県における歯科保健対策の総合的かつ体系的な推進に関すること	健康づくり推進課
福島県食育推進ネットワーク会議	要 綱	食育の推進のための地域支援体制の確立に関すること	健康づくり推進課
福島県生活習慣病検診等管理指導協議会	要 綱	健康診査事業等の精度管理の状況把握及び指導を行い、生活習慣病予防対策の推進に資すること	健康づくり推進課
福島県アレルギー疾患医療連絡協議会	要 綱	県におけるアレルギー疾患対策の推進に関すること	健康づくり推進課
「うつくしま健康応援店」推進会議	要 綱	望ましい食生活を実践できる食環境の整備を目的とした「うつくしま健康応援店」の推進に関すること	健康づくり推進課
福島県介護予防市町村支援委員会	要 綱	市町村における介護予防関連事業の事業評価、調査・検討等、市町村における効果的な介護予防関連事業の推進に資すること	健康づくり推進課
福島県「県民健康調査」検討委員会	要 綱	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として実施する「県民健康調査」に関し、調査の実施方法等の検討、調査の進捗管理及び評価等に関すること	県民健康調査課
福島県麻しん・風しん対策検討部会	要 領	麻しん・風しんに関する発生動向、予防接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の構築及び進捗状況の評価等に関すること	地域医療課
福島県救急医療対策協議会	要 綱	県の救急医療体制の整備に関すること。	地域医療課
〇〇地域救急医療対策協議会	要 綱	県及び地域の救急医療体制の整備等に関すること	地域医療課
福島県周産期医療協議会	要 綱	県の周産期医療体制の整備等に関すること	地域医療課

注：〇〇……保健所名、地区名

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県小児医療確保方策検討会	要 綱	県内の限りある医療資源を有効に活用した小児医療の確保方策に関する事	地域医療課
福島県医療安全対策検討会	要 綱	福島県医療相談センターの活動方針、医療機関や関係団体等における窓口との連絡調整、医療安全対策等に関する事	地域医療課
福島県災害医療対策協議会	要 綱	災害時における医療救護、DMATの運用・研修等に関する事	地域医療課
福島県原子力災害医療対策協議会	要 綱	原子力災害等における原子力災害医療に関する事 医療関係団体、医療機関、原子力災害医療関係団体等相互の連携・ネットワーク化に関する事	地域医療課
福島県在宅医療推進協議会	要 綱	県の在宅医療の推進に関する事	地域医療課
福島県地域医療対策協議会	要 綱	県内における医療従事者の確保その他必要とされる地域医療の確保・充実に関する事	地域医療課 医療人材対策室
双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会	要 綱	避難地域の医療等提供体制再構築の検討に関する事	地域医療課
福島県死因究明等推進協議会	要 綱	死因究明等の推進に関する施策の検討、各関係機関との連携強化等の構築に関する事。	地域医療課
福島県感染症発生動向調査企画委員会	要 領	感染症発生動向調査対策に関する調査・研究、情報の解析及び還元等に関する事	地域医療課
福島県結核対策推進協議会	要 綱	結核をめぐる諸問題を分析し効果的な対策を協議すること	地域医療課
福島県エイズ・性感染症対策推進協議会	要 綱	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発、感染者・患者の受入体制の整備等に関する事	地域医療課
福島県エイズ治療拠点病院情報交換研究会	要 綱	エイズ診療に関する事 県内のエイズ診療ネットワークに関する事 医療機関に対する情報提供に関する事 等	地域医療課
福島県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	要 綱	肝疾患情報の収集・提供に関する事 県内の肝疾患診療ネットワークに関する事 等	地域医療課
福島県肝炎対策協議会	要 綱	県の肝炎に関する正しい知識の普及、肝疾患診療体制の構築等に関する事	地域医療課
福島県新型インフルエンザ等対策専門委員会	要 綱	福島県の新型インフルエンザ等対策について専門的な見地からの技術的助言に関する事	地域医療課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県新型インフルエンザ等対策本部	条 例	福島県の新型インフルエンザ等対策について県の区域における対策の総合的な推進に関する事	地域医療課
福島県新型インフルエンザ等対策本部〇〇地域医療会議	要 綱	各地域における新型インフルエンザ患者等への医療提供体制に関する事 等	地域医療課
福島県感染症予防計画策定会議	要 綱	感染症の予防のための施策に関する計画(予防計画)を定める等、予防計画に関する事項を検討する。	地域医療課
福島県看護職員需給計画策定検討会	要 綱	看護職員の需給見通しに関する事及び看護職員の養成及び確保に関する事	医療人材対策室
ふくしま食の安全・安心推進会議	要 綱	食の安全と安心の確保を推進するため、関係部局及び関係自治体間の連携強化及び調整に関する事 食の安全・安心に関する基本方針及び対策プログラムの策定と進行管理に関する事	食品生活衛生課
ふくしま食の安全・安心推進懇談会	要 綱	食の安全と安心の確保を推進するため、消費者、生産・製造流通業者、学識経験者との意見交換及び食の安全・安心に関する情報提供に関する事	食品生活衛生課
福島県食の安全対策本部	要 綱	食の安全に関わる事案に対する全庁的対策に係る重要事項の審議決定及び実施の推進に関する事 その他、県民の食の安全確保のため必要な事項に関する事	食品生活衛生課
調理師試験委員会	要 綱	調理師試験を行うため、試験問題、可否の決定に関する事項の審議に関する事	食品生活衛生課
製菓衛生師試験委員会	要 綱	製菓衛生師試験を行うため、試験問題、可否の決定に関する事項の審議に関する事	食品生活衛生課
福島県クリーニング師試験委員会	要 綱	クリーニング師試験を行うため、試験の実施、試験問題、可否の決定に関する事項の審議に関する事	食品生活衛生課
福島県動物愛護推進懇談会	要 綱	動物の愛護と適正な飼養の普及啓発のための情報及び意見の交換に関する事	食品生活衛生課
公衆浴場入浴料金問題調査会	要 綱	公衆浴場入浴料金統制額指定に当たっての意見聴取及び調査審議に関する事	食品生活衛生課
保健福祉部試験研究技術会議	要 綱	保健福祉部における試験検査・調査研究等の効率的な運営に関する事	薬務課
福島県献血推進協議会	要 綱	献血思想の普及及び献血の推進に関する事	薬務課
福島県血液製剤使用に係わる懇談会	要 綱	血液製剤の使用適正化の普及に関する事	薬務課
福島県衛生検査精度管理委員会	要 綱	衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討する事	薬務課

注：〇〇……保健所名、地区名

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県試験検査精度管理委員会	要 領	試験検査精度管理事業の実施方針の決定、その他事業実施のうえで必要な事項を検討すること	薬務課
福島県登録販売者試験委員会	要 綱	福島県登録販売者試験に関すること	薬務課
福島県毒物劇物取扱者試験委員会	要 綱	毒物劇物取扱者試験に関すること	薬務課
福島県薬物乱用対策推進本部会議	要 綱	薬物乱用防止対策について関係諸機関等相互の密接な連携を図り、総合的かつ効果的な対策を推進すること	薬務課
福島県後発医薬品安心使用促進協議会	要 綱	患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができる使用促進に係る環境整備等について検討すること	薬務課
福島県青少年健全育成推進本部	要 綱	青少年行政の一元化と総合性を確保し、青少年育成施策の総合的かつ有機的な推進を図ること	こども・青少年政策課
福島県青少年有害環境対策推進連絡会議	要 綱	インターネットの利用を中心とした青少年を取り巻く有害環境対策を関係機関が連携して推進を図ること	こども・青少年政策課
福島県青少年支援協議会	要 綱	社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を関係機関が連携して総合的・継続的な支援を行い、社会的な自立を促進すること	こども・青少年政策課
福島県子育て支援推進本部	要 綱	県における子育て支援の総合的な推進及び調整に関すること	こども・青少年政策課
福島県再犯防止推進協議会	要 綱	再犯の防止に携わる関係機関・団体等の連携・協力による再犯の防止に関する施策の推進を図ること	こども・青少年政策課
福島県待機児童対策協議会	要 綱	待機児童解消を促進し、県内の教育・保育の提供体制の確保内容等を協議すること。	子育て支援課
福島県新生児聴覚検査事業推進会議	要 綱	新生児聴覚検査実施体制の検討に関すること	子育て支援課
福島県先天性代謝異常等検査事業専門家連絡会議	要 綱	先天性代謝異常等検査事業の円滑かつ効率的な推進に関すること	子育て支援課
福島県HTLV-1母子感染対策協議会	要 綱	HTLV-1の母子感染予防対策の推進を図ること	子育て支援課
福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議	要 綱	女性の人権侵害防止と被害者救済の観点から、特に深刻で緊急な救済を要するドメスティックバイオレンスについて、民間・警察・行政など関係諸機関が有機的に連携し、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図ること	児童家庭課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県虐待から子どもを守る連絡会議	要 綱	児童虐待の未然防止、早期発見、発見後の対応等について児童や家庭に関わりのある機関団体の連携及び取組みの強化を図ること	児童家庭課

(3) 保健・医療・福祉関連 年間行事(キャンペーン)一覧

	名称、提唱日	趣旨
4月	○世界自閉症啓発デー 4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらおう取り組みが始まった。
	○発達障害啓発週間 4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。
5月	○児童福祉月間 5月1日～31日	本県独自に、5月を「児童福祉月間」と定め、県民に一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、企業、家庭、地域などが一体となって子どもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開する。
	○児童福祉週間 5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。
	○看護週間 5月12日を含む一週間(日～土) ○看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女問わず、だれもが育むきっかけとする。
	○民生委員・児童委員活動強化週間 5月12日～18日 ○民生委員・児童委員の日 5月12日	民生委員・児童委員について地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、PR活動等を行う。
	○世界高血圧デー(高血圧の日) 5月17日	高血圧の予防や適正管理について広く県民に啓発することにより、脳卒中等の発症予防に寄与する。
	○禁煙週間 5月31日～6月6日 ○世界禁煙デー 5月31日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
	○不正大麻・けし撲滅運動 5月～6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。
	6月	○水道週間 6月1日～7日
○HIV検査普及週間 6月1日～7日		国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。
○食育月間 6月1日～30日 ○食育の日 毎月19日		国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効率的に実施し、食育の国民への浸透を図る。食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。

	名称、提唱日	趣旨
6月	○歯と口腔の健康週間 6月4日～10日	歯と口腔の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
	○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知により、薬物乱用防止につなげる。
7月	○愛の血液助け合い運動 7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
	○青少年の非行・被害防止全国強調月間 7月1日～31日	青少年の非行防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の模範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。
	○青少年健全育成県民総ぐるみ運動 7月1日～8月31日	福島の将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、「生かそう、きずな。未来のために！」のスローガンの下、関係機関・団体が連携を図りながら、家庭・学校・職場・地域において、青少年の健全育成と非行防止に集中的に取り組む。
	○社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間 7月1日～7月31日	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするもの。
	○肝臓週間 7月28日を含む1週間（日～土） ○日本肝炎デー 7月28日	ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。
8月	○食品衛生月間 8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。
9月	○がん征圧月間 9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広く周知するため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい地域の普及啓発を図る。
	○健康増進普及月間 9月1日～30日	生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての理解を深め、健康づくりの実践を促進するための啓発を行う。
	○障害者雇用支援月間 9月1日～30日	広く国民に対して障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に国及び県等において啓発活動を行い、障がい者雇用の気運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援する。

	名称、提唱日	趣旨
9月	○世界アルツハイマー月間 9月1日～30日 ○世界アルツハイマーデー 9月21日	認知症に対する正しい理解の普及・啓発を図る。
	○自殺予防週間 9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が自殺対策基本法において定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
	○老人週間 9月15日～21日 ○老人の日 9月15日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
	○動物愛護週間 9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
	○結核予報週間 9月24日～30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
10月	○がん検診受診率50%達成に向けた 集中キャンペーン月間 10月1日～31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
	○里親を求める運動（里親月間） 10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。
	○臓器移植普及推進月間 10月1日～31日	臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。
	○骨髄バンク推進月間 10月1日～31日	骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。
	○麻薬・覚醒剤乱用防止運動 10月1日～11月30日	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る。
	○精神保健福祉普及運動週間 10月の精神保健福祉全国大会 開催日を含む一週間	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
	○薬と健康の週間 10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。

	名称、提唱日	趣旨
11月	○子供・若者育成支援強調月間 11月1日～30日	子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。
	○乳幼児突然死症候群(SIDS) 対策強化月間 11月1日～30日	乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳幼児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対策が強く求められている。 12月以降の冬季に乳幼児突然死症候群(SIDS)が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるために、11月に対策強化に取り組む。
	○児童虐待防止推進月間 11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。
	○アルコール関連問題啓発週間 11月10日～16日	国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。
	○介護の日 11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、使用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。
	○家族の日 11月の第3日曜日 ○家族の週間 毎年 11 月の第 2 日曜日 から 第 4 日曜日の前日まで	「新しい少子化対策について」等に基づき、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう呼び掛けている。
	○子育ての日 11月の第3日曜日 ○子育ての週間 毎年 11 月の第 2 日曜日 から 第 4 日曜日の前日まで	子育てしやすい県づくりの機運の醸成を図るため、「子育て支援を進める県民運動の一環」として、本県独自に「子育ての日」、「子育て週間」を設定し、集中的に広報・啓発を行う。
	○いい育児の日 11月19日	育児や家庭について考える機運を高めるため。「日本創世のための将来世代応援知事同盟」において、11月19日を「いい育児の日」として定めた。
	○女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日	11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。
	○全国糖尿病週間 11月14日を含む一週間(月～土) ○世界糖尿病デー 11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー(11月14日)を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。

	名称、提唱日	趣旨
12月	○世界エイズデー 12月1日	12月1日は国連が定めた「世界エイズデー」であり、エイズに関する啓発活動などを実施する。
	○国際障害者デー 12月3日	障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
	○障害者週間 12月3日～9日	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。
1月	○はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月末日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mℓ献血の継続的な推進を図る。
3月	○女性の健康週間 毎年3月1日～8日	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図ることで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援する。
	○自殺対策強化月間 3月1日～31日	自殺対策基本法において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。
	○世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日	腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師やコメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。

---

---

令和2年度

## 保健福祉部事業計画書

○編集・発行 福島県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7217

URL <http://www.pref.fukushima.ig.jp/sec/8.html>

e-mail [hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp)

---

---